

第二部 勞働者運動

概説	一六一
第一篇 勞働爭議	一六二
第一章 工・鑛・交通業勞働者の爭議	一六三
第一節 爭議の大勢	一六三
第二節 主要なる爭議	一六七
第三節 特に重要な爭議の顛末	一七〇
第二章 小作農業勞働者の爭議(小作爭議)	一八二
第一節 爭議の大勢	一八二
第二節 主要なる爭議	一八五
第三節 小作調停	一九五
第三章 中間階級者の爭議	二二五
第四章 婦人勞働者及職業婦人の爭議	二二五
第二篇 勞働運動	二二六
第一章 工・鑛・交通業勞働者の運動	二二六
第一節 共通運動	二二六
第二節 勞働團體各個の運動	二二六
第二章 農業勞働者の運動	二二四
第一節 農民組合運動	二二四
第二節 各農民組合合同顛末	二五二
第三章 中間階級者の運動	二六三
第四章 婦人勞働者及職業婦人の運動	二六四
第五章 勞働者教育運動	二六七
第三篇 勞働組合	二七〇
第一章 工・鑛・交通業勞働者の組合	二七〇
第一節 主要なる勞働組合	二七〇
第二節 其他の勞働組合	二七三
第二章 農業勞働者の組合	二七四
第一節 農業者團體	二七四
第二節 全國的農民組合	二七七
第三節 地方的農民組合	二八三
第三章 中間階級者の組合	二八三
第四章 婦人勞働者の組合	二八四
附 主要勞働組合一覽表	二八五
第四篇 産業組合及勞働者の自立運動	三〇七
第一章 産業組合	三〇七
第一節 一般狀況	三〇七
第二節 産業組合の事業及運動	三〇八
第三節 植民地に於ける産業組合	三二二
第二章 消費組合	三三二
第一節 一般狀況	三三二
第二節 消費組合の事業と運動	三三四
第五篇 無產政黨	三三五
概説	三三五
第一章 共通運動	三三六
第一節 衆議院議員選舉	三三六
第二節 議會對策	三三三
第三節 京濱府縣選舉	三三九
第四節 合同問題	三三〇
第二章 無產政黨各個の運動	三三三
第一節 全國的無產政黨	三三三
第二節 地方的無產政黨	三三八
附 主要無產政黨一覽表	三五〇

表計統(動運者働勞) 部二第

第一表 工・鑛・交通業に於ける勞働爭議統計

(當研究所調査)

其一 業態及月別表

其二 業態及府縣別表

其三 業態及原因別表

其四 業態及經過別表

其五 業態及結果別表

第二表 工・鑛・交通業に於ける勞働爭議統計

(社會局調査)

其一 月別累年表

其二 月別及爭議種別表

其三 業態及爭議種別表

第三表 小作爭議統計

第四表 勞働組合及組合員數

第五表 産業組合統計

其一 産業組合累年表

其二 産業組合員數及出資金額累年表

其三 産業組合員職業別累年表

其四 産業組合事業累年表

其五 市街地購買組合概況

概説

昭和二年春に起つた金融恐慌が、我が資本主義經濟の『高度資本主義』への轉入を表徴するものであることは、昭和三年度に入つて益々判きりとなつて來た。と同時に『高度資本主義』の有つ勞働政策も、明暗共に露骨に表はれるに至つた。資本家及地主の意識的攻勢と反動的彈壓政策との抱合、左翼的無產運動への迫害、産業の合理化を基調とする勞資協調政策の擡頭等々。これ等の諸傾向は本年度に入つて更にその濃度を加へた。

無產階級經濟戰線がかゝる事情の下に極めて沈滞萎微せる間に、我が無產政黨は始めて帝國議會の選舉に當面した。政府の露骨なる選舉干渉と彈壓的取締の間に伍して、八名の當選者と四十八萬の投票を得たことは必ずしも不成功と言ふことは出來ない。然し無產政黨の議會進出が、果して如何なる程度まで一般大衆の期待と信望とを繋ぎ得たかと云ふことは頗る疑問である。

本年度に於ける特筆すべき出來事たる勞働農民黨外二團體の解散命令は、無產階級運動全體に對して一の受難期をもたらしめた。この受難期を克服すべき最も手近い方策として無產階級戰術の統一が叫ばれることは當然でなければならぬ。果然本年度に於て合同統一の要望は高くあがつた。然かも

それは單なる駈引でなく、全無產階級の心からなる聲であつたと言ふことが出來よう。全日本農民組合と日本農民組合の合同に依る全國農民組合の出現、所謂五黨合同に依る日本大衆黨の結成、而して勞働組合會議の企畫、農民團體協議會の成立は、これ等一般傾向の生むだ產物として特筆すべきものであらう。

政府の左翼的無產運動への露骨なる彈壓政策は、所謂三・一五事件を生み、左翼的勞働組合の解散命令、治安維持法の改正にまで及んだのであるが、それにも拘らず、一般知識階級——殊に中間階級及び學生層への階級意識の浸透は、かなり根強いものがあつたと思はれる。無產政黨の進出が、これ等の傾向と相經緯してゐることは云ふまでもない。勞働組合も次第に、戰線を整備しつゝ意識的發展を遂げたのである。

要するに本年度に於ける勞働運動は、漸く昭和二年春の金融恐慌が勞働運動の上にもたらした歴史的意義を刈り始めたのである。然かもそれが、政府の意識的な反動政策に助長されて、ヨリ急激な速度を以て發展し始めたと言ふことが出來よう。これ等の傾向が如何なる分野を我が勞働運動の上に劃しつゝあるか、本年鑑もかうした觀點に立ち乍ら本年度の出來事を忠實に報告せんとするのである。

第一編 労働争議

第一章 工・鑛・交通業労働者の

争議

第一節 争議の大勢

本年度に入つて更に不景氣の度を増した經濟界の狀況は、労働運動界を愈々沈滞に導き、労働争議の件数を著しく減少せしめた。蓋し勝算なき労働者側に於て隱忍自重の風を生じたのと、争議に依らずして實利を收めんとする傾向の助成されたことに因るものであらう。官憲の資本主側との抱合、その假借するところなき彈壓的態度の與つて力あることも勿論である。従つて往年の如き大争議の勃發は殆んど稀れで、唯一つ半歳餘に亘つた野田争議の如きは異例に屬するものでなければならぬ。争議の結果は概ね慘敗に終り、慘敗の結果は組合の解體に及ぶが常例である。

争議業態別件數 當研究所の調査に據れば、昭和三年度に發生したる争議件數四一〇件にして、その工場労働者の争議二九四件が最も多きを占め、工場労働者の争議中に於ては染織工業（八五件）、金屬工業（七四件）の順位であるのも全て

前年度とその傾向を同じうしてゐる。即ちこれを前年度との比較に於て表示すれば左の如くである。

		昭和二年		昭和三年	
		件		件	
工	工場	染織工業	二八	金	五
	業	金屬工業	二四	七	五
業	業	化學工業	七	五	五
	業	飲食物工業	一八	一六	六
業	業	雜工業	一〇五	六	六
	業	特別工業	六	四	四
業計		三三	三三	二九	二九
業	業	家内工業	三	三	三
	業	人夫その他労働者	一五	一五	一五
業計		四七	四七	三三	三三
業	業	水上交通業	五	三	三
	業	陸上交通業	三六	二五	二五
業計		四一	二八	二八	二八
業	業	通信交通業	五	三	三
	業	官公業工業その他	三	五	五
業計		八	八	八	八
總計		五七五	五七五	四二〇	四二〇

即ち全體として觀る時は一六五件の減少であり、これを業態別に見る時は水上交通業並に通信交通業に於て僅少の増加

を來したる外は全て減少してゐる。

争議月別 當研究所の調査に據れば昭和三年度中争議の最も多かつた月は八月の六一件（一四・九％）であり、九月の四八件（一二・七％）これに次ぐ。最も少なかつたのは十一月の一三件（三・二％）である。争議の月別分布は前年度と異つて略々例年の常態に復してゐる。
これを前年度と比較表示すれば、

	工・鑛・交通業 全體（實數）		工・鑛・交通業 全體（百分率）	
	昭和二年	昭和三年	昭和二年	昭和三年
一月	七	六	九・九	八・八
二月	三	二	六・一	五・八
三月	七	三	一三・三	八・三
四月	三	三	一〇・八	一〇・二
五月	五	四	九・六	一〇・〇
六月	五	三	九・二	七・六
七月	四	三	八・〇	八・三
八月	五	六	九・七	一四・九
九月	五	六	八・〇	一四・七
十月	五	三	六・三	七・八
十一月	六	二	六・六	三・二
十二月	二	一	三・五	三・四
總計	五五	四〇	一〇〇	一〇〇

第二部第一篇 労働争議

争議分布 當研究所の調査に據れば、争議の發生したる道府縣は合して四十三であり、殆んど全國に遍在してゐる。最も多數を占めるのは東京大阪の各七三件（一七・八一％）である、兵庫の三九件（九・五一％）これに亞ぐ。これを業態別に觀る時は工場工業は大阪の六七件（一五・八五％）を首位とし、東京の四四件（一〇・七三％）、兵庫の三五件（八・五三％）の順位である。東京、大阪、兵庫の三工業中心地が争議の大多數を占めてゐることが知られる。今件數の比較的多きものをとつて前年度と比較すれば左表の如くである。

	實數		百分率	
	昭和二年	昭和三年	昭和二年	昭和三年
東京	六	七	一六・七	一七・八
大阪	七	七	一三・五	一七・八
兵庫	五	三	九・七	九・五
静岡	六	八	三・一	四・四
神奈川	三	七	七・三	四・一
京都	二	七	二・四	四・一
廣島	八	二	一・四	三・四

尙詳細は下掲第二部統計第一表其二を参照。

争議原因 争議中資本家の挑戦に發したるもの二二四件（五四・六％）、労働者の能動的原因に基づくものは一八六件（四五・四％）である。略前年度と同一傾向を辿ることが出來

る。これを數年に亘つて比較表示すれば次表の如くである。

	實數		百分率	
	資本家の挑 戦に端を發 したるもの	労働者の要 求に端を發 したるもの	資本家の挑 戦に端を發 したるもの	労働者の要 求に端を發 したるもの
昭和三年	三三	一六	五四・六	四四・四
昭和二年	三六	二七	五〇・〇	四三・〇
大正十五年	三〇	三九	四〇・九	五三・一
大正十四年	一七	一九	五〇・〇	五〇・〇
大正十三年	一七	三三	一七・八	八三・二

更に受動的原因に就て、その内容に立ち入つて觀察すれば、賃銀値下反對最も多く、組合壓迫・解雇反對これに亞ぐ。組合壓迫に端を發したる爭議の増大は注目し値するであらう。今これを表示すれば、

昭和三年中爭議受動的原因細別		全爭議百中 占むる割合
工場閉鎖	七	一・七
解雇反對	三	八・三
解雇手當要求	三	五・四
休業手當要求	七	一・七
組合壓迫	三	八・五
賃銀不拂	二	六・六
賃銀値下反對	五	一四・四
待遇改惡反對	二	六・一
其他	八	一九

計 次これに業態別に見るに、資本家の挑戦に依る爭議の率の最も高かつたのは人夫その他労働者の七三・三%、最も低かつたのは特別工業の二五・〇%である。これを前年度と比較表示すれば、

各業態別爭議百中占むる割合		昭和二年	昭和三年
工業	染織業	四七・八	五五・五
	金屬工業	三三・二	五八・一
	化學工業	七〇・三	五九・九
	飲食物工業	五五・六	五九・二
	雜工業	六七・一	五九・二
	特別工業	五〇・〇	二五・〇
	計	六〇・七	五九・五
	家内工業	三三・九	五二・四
	人夫その他	—	七三・三
	合計	六二・〇	五九・七
鑛業	水上交通業	三三・六	五〇・〇
	陸上交通業	四〇・〇	四六・一
交通業	計	三〇・六	四八・〇
	通信交通業	三二・七	四七・四
官公業	工業其他	二〇・〇	三〇・八
	計	三八・五	四〇・〇
官公業	計	三三・三	三三・三

總計

五七・〇

五四・六

各業態別の爭議原因中受動的的原因に屬するものゝ細別は第二部統計第一表其三として收録せるが故にこゝに省略する。次に勞働者側の要求に端を發したる能動的原因に就てこの内容を見るに待遇改善最も多く（六九件、全爭議の一六・八％）、賃銀値上（六三件、一五・四％）これに亞ぐ。

昭和三年度爭議能動的原因細別

賃銀値上	件數	全爭議百中占むる割合
解雇手當制定要求	四	一・〇
退職手當制定要求	一	〇・二
待遇改善要求	六九	一六・八
組合確認要求	二	〇・五
感情的原因	二五	六・一
其他	三	五・四
計	一六六	四四・四

更にこれを業態別に見るに最もその率の高いのは特別工業の七五・〇％であり、通信交通業の六九・二％これに亞ぐ。最も低率なるは人夫その他の勞働者の二六・七％である。これを前年度と比照して表示すれば次の如くである。

總 計	官公業	工業 其他	計	交通業	陸上交通業	水上交通業	鐵 業	合 計	業 工	家内工業の手工業	人夫其他勞働者	計	特別工業	雜 工 業	飲食物工業	化學工業	金屬工業	染織工業	工場工業
	四三・〇	六六・七	六二・五	八〇・〇	六八・三	六九・四	六〇・〇	五八・四	三九・〇	三七・一	三九・三	五〇・〇	三三・九	四四・四	二九・七	三六・八	四二・二		
	四三・〇	六六・七	六〇・〇	六九・二	五三・六	五二・〇	五三・九	五〇・〇	四三・三	二六・七	四八・六	七五・〇	四三・八	四三・一	四一・九	四三・五			

各業態別爭議百中占むる割合

尙各業態別に依る爭議原因中能動的原因の細別は亦第二部統計表第一表其三に收録せるが故にこゝには省略する。爭議經過 勞働爭議の戰術として使用せられるものは罷

業、怠業、示威運動の三者をその主要なるものとする。而して昭和三年度中に於ける戦術別争議件数は次の如くである。

	實 數			比例(全争議百中)		
	併用せられたもの	計	併用せられたもの	計	併用せられたもの	計
罷業	一八件	七三件	四・五	一八・〇	六・一	六・一
怠業	二四件	三三件	五・八	七・八	二・七	二・七
示威運動	三〇件	六〇件	七・三	一四・六	二・九	二・九
紛議	六〇件	一〇〇件	二・九	一〇・〇	三・九	三・九
即ち罷業が最も多く六四・一%を占め、怠業が最も少く一三・七%に過ぎない。而して併用の状態を見れば罷業及び示威運動の併用最も多く四五件(一一・〇%)及び、怠業及び示威運動の併用が最も少く三件(〇・七%)に過ぎない。更に紛議に止まるものが九〇件(二一・九%)に及んだのは争議の輓近の傾向を知る上に逸することが出来ないであらう。次にこれを工・鑛・交通業全體、工場工業、金屬工業に分つて見れば、						
實 數	工・鑛・交通業全體	工場工業	金屬工業	比例(各業態別争議百中)		
	二五件	二五件	二五件			
比例(各業態別争議百中)	二五・〇	二五・〇	二五・〇			
	二五・〇	二五・〇	二五・〇			

示威運動 九〇 六三 三三 二・九 二・五 二・七
〔備考〕 本表に就ては單獨及併用を合算せり
これを更に前年度と比較すれば、
各業態別争議百中占むる割合

各業態別爭議百中占むる割合

工・鑛・交通業全體

工場工業

金屬工業

昭和二年 昭和三年 昭和二年 昭和三年 昭和二年 昭和三年

罷業 六・五 六・一 五・八 六・三 四・二 三・五

怠業 二・〇 三・七 二・五 三・七 一・六 一・九

示威運動 二・四 二・九 二・五 三・五 二・九 二・七

即ち金屬工業を除いて示威運動が減じて怠業が増大してゐる。爭議の陰鬱性を物語るものではあるまいか。

次に業主のこれに對する對策を見るに大體次の如くである。

實 數

比例(各業態別爭議百中占むる割合)

工・鑛・交通業全體

工場工業

金屬工業

工・鑛・交通業全體

工場工業

金屬工業

工場閉鎖 二六 一五 四 三・九 五・一 五・四

解雇 四六 三七 一五 二・七 三・九 二・三

解雇閉鎖 四 四 二 一・〇 一・四 二・七

解雇最も多く、工場閉鎖これに亞ぐ、解雇閉鎖は最も少ない、これを前年度のそれと對比すれば、

各業態別爭議百中占むる割合

	工・鑛・交 通業全體			工場工業			金屬工業		
	昭和二年	昭和三年	昭和三年	昭和二年	昭和三年	昭和三年	昭和二年	昭和三年	昭和三年
工場閉鎖	五・四	三・九	六・四	五・一	一〇・五	五・四			
解雇	一五・八	二・七	一四・七	二・九	一四・九	二〇・三			
解雇閉鎖	一・四	一・〇	一・六	一・四	—	二・七			

即ち解雇、工場閉鎖、解雇閉鎖の各項に互つて何れも減少の傾向にある。

爭議結果 爭議の結果は不明なるものが甚だ多いが、常研究所の調査に據つて歸趨の明かなるものに就てその結果を見るに、妥協最も多く一六七件、全爭議の四〇・七%強を示し、業主に有利に解決したるもの及び被傭者に有利に解決したものは略々同率である。

更にこれを各業態別に就て見る時は、勿論多少の差異はあるも、全體の傾向を覆すものではない。即ち次表の示す如くである。

各業態別爭議百中占むる割合

	工・鑛・交 通業全體	工場工業	金屬工業
被傭者に有利解決	一九・三	一九・四	二〇・三
業主に有利解決	二〇・〇	二二・一	一八・九
妥協	四〇・七	四〇・五	三三・一
不明	二〇・〇	一九・〇	二五・七

第二部第一篇 労働爭議

計

100.0 100.0 100.0

更にこれを前年度と比較して見るならば

各業態別爭議百中占むる割合

	工・鑛・交 通業全體		工場工業		金屬工業	
	昭和二年	昭和三年	昭和二年	昭和三年	昭和二年	昭和三年
被傭者に 有利解決	一七・九	一九・三	一九・一	一九・四	一八・四	二〇・三
業主に有 利解決	二二・六	二〇・〇	一八・八	二二・一	一八・四	一八・九
妥協	三五・五	四〇・七	三七・二	四〇・五	四二・二	三五・一

金屬工業を除く外妥協の率は高くなつてゐる。それ以外には前年度と略同様であつて大差なきことを知り得られる。

尙労働爭議に關する常研究所調査及社會局調査の諸統計は第二部統計第一表及第二表として下に掲げてある。

第二節 主要なる爭議

1 工場工業に於ける主要労働爭議

一、染織工場

(工場名)	(發生月)	(參加人員)	(關係團體名)
幸田整練漂白工場(静岡)	一月	三六	濱松合同労働
小林織物工場(長野)	一月	七	労働農工
丸和織物工場(福井)	一月	三	總同盟

堀口友禪工場(京都)	一月	三	京都染物労働	東京モスリン金町工場(東京)	六月	五〇	日本紡織労働
洛東再整理會社(京都)	一月	三	京都染物労働	阿部染工場(大阪)	六月	四〇	總同盟・合同労働
大阪メリヤス佃工場(大阪)	一月	二	總同盟・紡織	今治染漂會社(愛媛)	六月	三	今治一般労働
水本友禪工場(兵庫)	一月	五	友禪工組合	加美館製糸工場(宮城)	七月	二〇	
櫻陽館製糸場(福島)	一月	八	勞農黨	富士瓦斯・川崎工場(神奈川)	七月	二、五〇	總同盟・紡織労働
日本絹織物工場(桐生)	二月	五	評議會・關東金屬	矢代仁工場(京都)	七月	三〇	
山共製糸工場(長野)	二月	三		島製織所(岡山)	七月	三	
寺田紡績(大阪)	二月	三	總同盟・紡織	備作製糸岡山工場(岡山)	七月	元	
信達織布工場(大阪)	二月	一〇	泉州紡績労働	東京モスリン・龜戸工場(東京)	八月	一六〇	日本紡織労働
佐藤紡績工場(徳島)	二月	三	徳島労働	絹織物形付職工(埼玉)	八月	二六	秩父加工職工組合
菱川機業工場(福井)	三月	二		梅原染織工場(静岡)	八月	二	
大阪紡績會社(大阪)	三月	三〇		島瀬捺染工場(京都)	八月	三	
高水製糸工場(東京)	四月	六		岸和田紡績工場(大阪)	八月	一〇	
佐藤友禪工場(京都)	四月	四		稻畑染工場(大阪)	八月	五	總同盟・金屬労働
林友禪工場(京都)	四月	二五		武田友禪工場(大阪)	八月	五	美術友禪工
山中友禪工場其他(大阪)	四月	一三		合同紡績・天満工場(大阪)	八月	五〇	總同盟・紡織労働
旭絹織工場(滋賀)	四月	三〇		郡是製糸八鹿工場(兵庫)	八月	五〇	
筒井製糸工場(徳島)	四月	二〇		都田製糸工場(鳥取)	八月	四	
江戸川友禪工場(千葉)	五月	八		千代川製糸工場(鳥取)	八月	七	日勞黨
棚橋友禪工場(京都)	五月	三		丸枘西染工場其他(京都)	九月	七	染物労働
伊藤友禪工場其他(大阪)	五月	三〇	美術友禪工	里見友禪工場(兵庫)	九月	三	
天満織物・城北工場(大阪)	五月	一、八〇		松陽製糸工場(島根)	九月	四〇	
川西織布工場其他(大阪)	五月	二〇		東上社製糸工場(群馬)	十月	五〇	總同盟
日本紡・鹿兒島工場(鹿兒島)	五月	二〇	鹿兒島合同	甲信明社製糸工場(長野)	十月	四〇	

隆基館製糸工場(山梨)	十月	室	美術友禪工	四國自動車製作所(高知)	三月	三	日 勞 黨
田中友禪工場(大阪)	十月	五	總 同 盟	大同電機株式會社(東京)	四月	三	總 聯 合
日本紡・尼崎工場(兵庫)	十月	五	組合 同盟	原竹製作所(神奈川)	四月	三	
長崎紡織會社(長崎)	十月	五	福山労働組合	大日本自轉車會社(東京)	五月	三	東京鐵工
福島紡績・福山工場(廣島)	十一月	七		沖電氣株式會社(東京)	五月	三	關東金屬
池田捺染工場(廣島)	十二月	八		村上電氣工場(東京)	三月	一	東京一般労働

二、金屬工場

日本光學工業會社(東京)	一月		關東金屬	伊藤鑄物工場(埼玉)	五月	三	東京鐵工・關東合同
巴組鐵工所(東京)	一月	二	關東金屬	日本理器株式會社(大阪)	五月	金	關西理器工組合
早川合資會社(東京)	一月	三	東京一般	谷口鐵工所(佐賀)	五月	一	
栗田鑄岩機製作工場(愛知)	一月	元	笠戸勞友會	稻佐鐵工所(長崎)	五月	三	
日立製作笠戸工場(山口)	一月	三	工 愛 會	日本電氣株式會社(東京)	六月	六	東京合同
函館船渠會社(北海道)	二月	六	東京鐵工組合	淺香鑄物工場(埼玉)	六月	三	關東合同
啓成社工場(東京)	二月		自由聯合	村尾船渠會社(大阪)	六月	六	大阪金屬労働
本 庄 商 會(東京)	二月		東京機械工	谷川農具工場(鳥取)	六月	六	
東京ロール製作會社(東京)	二月	三	尼崎労働組合	大阪鐵管製造所(大阪)	七月	三	大阪金屬労働
内外蓄音機工場(兵庫)	二月	四	關東金屬	帝國輪業株式會社(東京)		五	東京鐵工
日本光學工業會社(東京)	三月	一	中部合同労働	吉岡鑄物工場(埼玉)	八月	六	東京鐵工
鈴木ヅアイオリン工場(愛知)	三月	三	總同盟・金屬労働	旭火爐工場(静岡)	八月	五	勞 農 系
藤田鐵業西島製作所(大阪)	三月	八	同 上	佐竹鐵工所(愛知)	八月	三	
發動機製造株式會社(大阪)	三月	三	同 上	京谷可鍛工業所(大阪)	八月	三	大阪金屬労働
井上鐵工所(大阪)	三月		廣島一般労働	赤井伸鐵工場(大阪)	八月	三	
廣島鐵工所(廣島)	三月	五		黒川アルミ工場(堺)	八月	六	大阪労働者
				西川鐵工所(大阪)	八月	六	大阪金屬労働

向島造船所(廣島)	八月	二〇	向島造船労働
志摩鐵工所(山口)	八月	二	
東京金鋼會社(東京)	九月	二〇	東京鐵工
荒木機械製作場(東京)	九月	三	金屬産業労働
大野ポンプ工場(東京)	九月	一〇	東京鐵工
永新鑄物工場(埼玉)	九月	三	關東合同
佐賀造船所(富山)	九月	五	勞農系
大阪電機工業所(大阪)	九月	二七	大阪金屬労働
神戸電機製作所(大阪)	九月	八	大阪金屬労働
屋井乾電池工場(神奈川)	十月	二三	
銅製生地組合(新潟)	十月	三	
久保田鐵工所(兵庫)	十月		尼崎聯合會
兼重製鋼所(兵庫)	十月		
日本工藝會社(廣島)	十月	六	福山労働
内田鑄物工場(埼玉)	十二月	四	

三、化學工場

淺野セメント會社(神奈川)	一月	元	評議會
特許ガラス工場(静岡)	一月	三	
大阪珪瑯會社(大阪)	一月		大阪金屬労働
西成製紙工場(大阪)	一月	三〇	大阪合同労働
明石地方瓦工(兵庫)	一月	四〇	
日本ソリデット會社(東京)	三月	七	東京合同労働
ライヂングサン(神奈川)	三月	四	横濱合同労働
石油・製蠟工場			

大阪帶皮會社(大阪)	三月		大阪合同労働
大阪製瓦工(大阪)	三月	五	大阪製瓦工
小川瓦工場其他(兵庫)	三月	五	
關西ハイトリ紙會社(岡山)	三月	八	岡山合同労働
原田陶畫工場其他(佐賀)	三月	八	應法山畫工會
三浦製紙工場(高知)	四月	三	高知労働
磐城セメント工場(青森)	四月		日勞黨
三虎ゴム工場(東京)	四月	二〇	
日本窒素肥料延岡工場(宮崎)	四月	五	
山口製陶工場其他(長崎)	四月	四	
ライヂングサン(福岡)	五月	二四	
日東火工品會社(福岡)	五月	五	
惠那郡製陶工場(岐阜)	四月	二〇	
塚本硝子工場(宮城)	五月	二〇	仙臺一般労働
大阪珪瑯株式會社(大阪)	五月	三〇	大阪金屬労働
津田珪瑯工場(大阪)	五月	三	同上
大同燐寸工場(兵庫)	五月	四	神戸化學労働
明石大久保瓦工(兵庫)	五月		
北陸電氣工業株式會社(富山)	六月	二〇	
大阪窯業會社(大阪)	六月	三〇	總同盟・大阪聯合
津田珪瑯工場(大阪)	六月	五	大阪朝鮮労働
津名郡製瓦工(兵庫)	六月	一〇	
三河セメント工場(愛知)	七月	六	總同盟
浪花硝子製造所(大阪)	七月	六	總聯合

品川白煉瓦工場(大阪)	七月	二〇〇	
阪神廣告マツチ製造所(兵庫)	七月	二	
電氣化學工業會社(富山)	八月	三三	
瀬戸製陶工(愛知)	八月	三三	瀬戸製型工
山爲硝子工場(大阪)	八月	一五	大阪合同労働
高島マツチ工場(兵庫)	八月	四〇	
東明製塩工場(兵庫)	八月	五四	總聯合
千代川製紙工場(鳥取)	八月	七〇	
濱口製瓦工場(福岡)	九月	七〇	
東京セルロイド工場(東京)	九月	三〇	東京合同労働
田邊酸素工場(東京)	九月	五五	
日華製紙工場(大阪)	九月	五五	總同盟
大日本セルロイド工場(東京)	十一月	三〇〇	中央合同労働

四、飲食物工場

幸田酒工場(静岡)	一月		濱松合同労働
鹽水港製糖大阪工場(大阪)	二月		大阪合同労働
貝島製餡製造所(大阪)	三月	三〇	大阪合同労働
渡邊製糖所(東京)	四月		
浦神鯉節製造業組合(和歌山)	四月	四〇	
中西醬油工場(神奈川)	五月		關東釀造労働
渡月堂工場(大阪)	五月	二四	
北日本製菓會社(新潟)	八月	五五	労働組合同盟
大黒おこし工場(大阪)	八月	三三	立憲労働黨

五、雜工場

日英釀造鶴見工場(神奈川)	十月	八〇	總同盟・神奈川聯合
明治製菓會社(神奈川)	十月	三三	
岡山釀造場(群馬)	十月	二五	關東釀造労働
大正製糖會社(東京)	十一月	一八〇	關東合同労働
山下鉛筆工場(旭川)	一月	六〇	
加藤製材工場(北海道)	一月	三三	
秋田製板會社(秋田)	二月		
鬼足袋會社(東京)	二月		
山本印刷工場(静岡)	二月	四〇	静岡合同労働
港商會製材工場(大阪)	二月	六〇	大阪木材労働
鏡和會工場(大阪)	二月	二五〇	大阪合同労働
近藤製靴工場(大阪)	二月	五五	大阪朝鮮労働
西谷製材工場(静岡)	二月	二七	清水合同労働
攝津印刷所(兵庫)	三月	三三	
津崎製材工場(廣島)	三月	七〇	廣島一般労働
馬關毎日新聞社(山口)	三月	三三	
光村印刷所(東京)	三月	八〇	
富士木材防腐工場(東京)	三月	三〇	關東合同労働
宮本木柄工場(三重)	四月	三三	三重合同労働
日本木管會社(尼崎)	四月	三三〇	總同盟・尼崎聯合
野村屋製材工場(廣島)	四月	二五	勞農黨
淡谷製材工場(青森)	五月	二六	青森一般労働

四郷村下駄工(兵庫)	五月	二四	工友會
中屋印刷所(東京)	六月	二六	東京印刷工
前田製網所(大阪)	六月	二六	
米谷紙管工場(兵庫)	六月	四〇	
淡路貝鉋工(兵庫)	六月	二〇	貝鉋加工労働
九州日報社(福岡)	六月	二五	
旭家具裝飾工場(東京)	七月	七〇	
水谷製材所(愛知)	七月	五〇	木材労働
玄蕃金屬鉋工場(大阪)	七月	二六	日本労働協同會
三浦製帽會社(大阪)	七月	二七	大阪合同労働
阪東式調帶會社(兵庫)	七月	三〇	
旭コンクリート工場(京都)	八月	三〇	
鈴木製繩工場(青森)	九月	三三	青森一般労働
東京印刷・深川分社(東京)	九月	二五〇	東京印刷工
岐阜雨傘職工(岐阜)	九月	七〇	
美津濃運動具工場(大阪)	九月	五〇	大阪合同労働
大林組工作所(大阪)	九月	二六〇	立憲労働黨
東京製靴會社(東京)	十月	三三	大阪木材労働
伊藤印刷所(水戸)	十月	八	東京革工・關東革技工
プラトン文具工場(大阪)	十月	五〇	大阪金屬労働
古座川木材工(和歌山)	十月	二〇〇	
新潟毎日新聞社(新潟)	十二月	二四	

六、特別工場

東京電力株式会社(東京)	三月	二、三〇〇	關東電氣労働
東電從業員(東京)	六月	一、〇〇〇	東電從業員組合
東京瓦斯會社(東京)	十二月		東京瓦斯工組合

2 家内工業及手工業に於ける

主要爭議

沖繩市立高女建築場(沖繩)	一月	五〇	大工組合
撫養鹽田(徳島)	一月	四〇	鹽田労働
奈良驛人力車夫(奈良)	一月	二四	
神岡トンネル工事人夫(岐阜)	一月	三三〇	労働農黨
名古屋鼻緒業職工(愛知)	一月	三〇〇	
白鳥運送店仲仕(名古屋)	一月	二七	名古屋労働
江東北辰社牛乳店(東京)	一月	二六	東京合同労働
生口島鹽田(廣島)	二月		
高岡合同運送仲仕(富山)	四月	三七	
横濱市内木舞職工(神奈川)	四月	二〇〇	
フオード工場建設場(神奈川)	四月	一六〇	
秋葉原合同運送仲仕(東京)	四月	一六〇	總同盟・運輸
花巻小學建設場(岩手)	四月	七〇	
青森合同運送仲仕(青森)	四月	二八〇	青森一般労働
舞鶴合同運送仲仕(京都)	四月	四〇	
桃山運送仲仕(京都)	四月	二五	
秩父鐵道工事人夫(埼玉)	五月	二四〇	
伊勢表加工職人(三重)	七月	三〇	

木原線土工(千葉)	七月	二〇〇	
横濱市下水人夫(神奈川)	八月	一三〇	勞農系
西川新聞店(長野)	十月	五〇	南信一般
浅野組驛仲仕(大阪)	十一月	三〇	總同盟

3 鑛山に於ける主要爭議

三頭炭	坑(福岡)	三月	
扇田炭	山(秋田)	四月	
重内炭	坑(茨城)	五月	鑛夫組合
安久登澤鐵	山(岩手)	五月	
中里炭	坑(長崎)	八月	二〇〇
轟鑛	山(北海道)	八月	九〇
金畑鑛	山(秋田)	九月	五〇
宮尾炭	坑(福岡)	十二月	四〇

4 交通業に於ける主要爭議

一、水上交通業

三國港發動機船機關手(福井)	一月	八〇	
社外船々員(神戸)	五月		日本海員組合
名古屋木材運送船夫(愛知)	六月		同上
東瀛丸(神奈川)	六月	二四	
高級船員(神戸)	七月		海員協會
富田組海運業(宮崎)	八月	三〇	

栗林汽船會社(東京)	八月		日本海員組合
小型汽船々員(函館)	八月		同上
九州汽船會社(長崎)	十一月		海員向上會

二、陸上交通業

日本航空輸送研究所(大阪)	三月	二〇	
九州電氣軌道會社(福岡)	四月	三〇〇	總同盟
大阪エロータシク(大阪)	五月	四〇	
ツーリング自動車會社(東京)	六月	一〇〇	
目蒲東横電鐵(東京)	七月		自治會
大河原自動車會社(宮城)	七月		
鞍手軌道會社(福岡)	八月	二〇〇	
下關土井乗合自動車(山口)	八月		
旭自動車會社(岡山)	八月	一五	
國際運輸自動車部(東京)	八月	五五	自動車従業員
日黒自動車會社(東京)	九月	二〇	自動車従業員
東京乗合自動車會社(東京)	十月	八五〇	自治會
高知電鐵會社(高知)	十二月	三五〇	高知労働
東京地下鐵會社(東京)	十二月	三〇	

5 官公業に於ける主要爭議

本郷郵便局配達夫(東京)	二月		遞友同志會
廣島驛前郵便局(廣島)	三月	二〇	
内閣印刷局(東京)	三月	三〇〇	組合同盟

横濱市水道局(神奈川)	四月	七	
牛込局配達夫(東京)	四月	三	遞友同志會
伊東町郵便局(静岡)	六月		
麻布郵便局(東京)	六月	二〇	遞友同志會
製鐵所(福岡)	八月	三〇	
八尾郵便局(大阪)	八月	九	
門司郵便局(福岡)	九月	三	
東京市乗合自動車(東京)	十月		自治會
佐世保市營自動車(長崎)	十二月	二	
横濱市電從業員(神奈川)	十二月		共和會

第三節 特に重要な爭議の顛末

野田爭議——日本労働總同盟關東釀造工組合野田支部。罷業開始

昭和二年九月十六日。罷業終結——昭和三年四月二十日。

原因 大正十年十二月に組織された前記野田支部は會社との數次の鬭爭を経て組合員一千五百名を算し、その健實なる發展は夙に模範的組合の一と目されてゐた。昭和二年四月十日野田支部總會の決議に基き、待遇改善の要求を會社に迫つたが容れられず、勞資の間一時危機に瀕したが、時恰も財界混亂期にあつた爲め、要求案を保留した。然るに會社側は労働者のこの態度を以て組みし易しとなし、爾來事毎に攻勢的態度を示すに至つた。而して今回の六爭議——約二百數十日に亙る我が國未曾有の長期の爭議——の直接の動機となつたものは、丸三運送店問題である。

丸三運送店は野田醬油會社に原料の搬入、製品の出荷を取扱ふ合

資會社であつた、會社もこれに多分の出資をなし、實質に於ては殆んど會社直營の運送店であつた。その從業員百餘名はいづれも野田支部に加入し、丸三委員會を組織してゐた。然るに豫ねてより會社はこれを極度に嫌つた矢先、四月に於ける組合の自發的要求保留以來組合の實力を侮つた爲めか、七月十日店主柳田某は突如として從業員代表者を招致し、從來丸三運送店で取扱つてゐた「庭物と稱する地小麥を今後會社原料部に於て直接川越人夫を使役して取扱ふ旨を通知した。失業の危険を感じた從業員は即座にこれに反對したが、店主は何等反省せざるのみか、七月に至つて第十七工場の倉積作業を庭物も同様會社直營で行ふ旨を通告した。こゝに於て野田支部は急遽理事會を開き嚴重な抗議をなした結果、(一)今後荷主より取扱方の變更申出あつた場合は從業員と相談すること、この場合は野田支部代表者を立會はしめる。(二)十七工場の倉積作業は多忙の時に限り五名位の川越人夫を使役するに止める旨の口約を得て一先づ解決を見た。然るに會社はその後右契約を履行せず、剩へ川越人夫の數を漸次に増加し、二十名から遂に四十名を超える状態となつた。會社の口實は「丸三運送店の不從順不勉強の爲め輻輳する貨物の取扱に間に合はぬ」と云ふにあつた。九月に入り單に人夫を供給するに過ぎなかつた川越組は、新に丸本運送店を設け、「丸三」扱の荷物は次第に「丸本」に奪はるゝに至つた。かゝる會社の暴狀は明かに組合破壊策の現はれとして、九月十三日代表者を以て一應會社の反省を求めたるも、會社の拒絶するところとなつたので、止むなく同月十五日緊急總會を開き、丸三問題に關する要求、及び四月保留せる要求案に別に團體協約權確認の一條項を附して會社に提出、十六

日より總罷業に入つた。因に四月總會の決定による要求條項は次の如きものであつた。

一、賃銀値上げの件（男工一割、女工二割増額）

二、解雇、老衰、退職手當の支給率増額の件（從來の率に更に勤務一ヶ月に付き一日を加算すること）

三、各工場に於て桶工職工徒弟養成の件（各工場に一二名の徒弟養成）

四、年末賞與最低限數制度の件（最低賃銀の一ヶ月分）

五、入社より熟練工に達する期日制定の件（總て職工は入社四年を経過するときは熟練工（本工）とすること。）

六、日雇工に對し工員扶助規定全部適用の件（現在の半額を全額とすること）

經過、〔會社側の作戰〕從來組合の存在を厄介視してゐた會社は、此爭議を機會に組合の勢力を根本から破壊せんとし、凡ゆる手段を講じて應戰に努めた。罷業中會社の採つた主なる態度を列擧すれば、

一、會社の最高幹部は、それ／＼緣故を述べて各方面の有力者殊に政府筋の有力者を歴訪し、諒解運動を試み、その反動政策に期待した。

二、暴力團（野田正義團の如き）を編成し、組合に對し暴力的挑戰を試み、組合がこれに應ずるを待つて官憲の峻嚴なる取扱により一網打盡的に爭議團を崩壊せしめんとした。

三、町市民の有産階級を組織し、會社に有利なる輿論を作ると共に切崩しに驅使したこと。

四、文書、通信、宣傳ビラ、家庭訪問、暴力的誘拐等切崩運動を

組織的に行つた。

五、スパイ政策を採用し、殊に遠藤某の如きに多額の金圓を供して、購買組合の差押、組合幹部に對する惡宣傳の製造、其他の切崩運動に使用した。又、爭議團集合所たる劇場の差押をなさしめんとした。

六、逐次解雇を宣言して（實際に於て十二月十三日及び二十日を以て殆んど全員を解雇した）威喝を行つた。

七、組合との會見を拒絶し一切の調停運動を斥け強硬な態度を持続した。

八、新工員の募集。

〔組合側の態度〕罷業の宣告と同時に野田支部は先小岩井相助氏を團長として爭議團を組織し活潑なる運動に移つたが、野田支部の屬する關東同盟會は、當初より今回の爭議の重大性を認め、出來得る限り平和的手段による解決を欲しその旨再び野田支部に宛て戒告するところあつた。然るに會社側の態度は既述の如く、その眞意が組合破壊にあつたので、關東同盟會としても最後の決心を堅め、罷業統制權を支部より同盟會の手に移し、勝敗を度外視して労働者の團結權の爲めに死守することゝなつた。組合側の戰術及び主なる出來事を擧ぐれば、

一、ピケツチング（遠く茨城埼玉の兩縣下まで及ぼしその間を自轉車によつて連絡をとつた）

二、裏切者に對する制裁（總會の決議に基き、爭議中行方をくらし或は會社の第一乃至第十、第十二乃至第十六の各工場に入場作業した時は爭議費用の中五百圓を辨償することを誓約せし

めた)

三、新工員募集の阻止。

四、直接行動(組合側は初めから極力個人的直接行動を戒めたが、
争議の深刻化と共に、会社の幹部に對する暴力沙汰が頻々として行はれた。即ち第一、第二、第三硫酸事件、正義團に屬する商店の襲撃事件等である。尙三月二十日堀越梅男氏は、天皇皇后兩陛下葉山行幸の際東京驛頭に於て直訴を企てた)

五、龜甲萬のボイコット運動。

六、家族運動(争議團の家族五千名は、争議の有利なる展開を計る爲め、神社祈願、陳情運動、請願運動、家族訪問等を試みた)

七、小學兒童の盟休と少年軍の編成(一月十六日は學休斷行、その數五百四十六名、それと同時に少年軍及少女軍を編成し、傳令、炊事その他の任務に従事せしめた)

調停運動 争議の前途は計り知られず、醬油によつて存在する野田町及びその附近の經濟的打撃は想像以上であり、加ふるに日夜物騒な事件が續出するので、調停運動は先づ野田町及び近村に於ける有志の解決促進運動となつて現はれ、更に十二月二十一日には大化會、大行社その他の團體の代表者が大川周明氏を調停者として解決に努めたが、いづれも奏功しなかつた。次いで十二月に入り協調會が竊かに調停運動を開始し、一月下旬まで種々の調査を行つた結果、勞資の態度意外に強硬なるを見て一時手を引いた。併しその後二月二日の争議團大會に於て滿場一致松岡駒吉氏に無條件解決を一任することに決定し、六日の松岡氏と會社側との第一回の會見の際には特に會社側の希望として協調會の草間勞働課長、町田參事が立會

ふこととなり、それを動機に添田敬一郎氏も熱心に斡旋するところあり、遂に四月十九日協調會館會議室に於て左記の人々出席の上、調停成立を見るに至つた。

組合側 鈴木文治、松岡駒吉。

會社側 茂木七郎右衛門、同七左衛門、同佐平治、並木重太郎、

太田靈順

協調會側 添田敬一郎、草間時光、橋本能保利、廣池千英、町田

辰次郎、大月久治

官憲側 福永千葉縣知事、横井縣警察部長

解決條項 (覺書) 昭和二年九月十六日以來繼續したる野田醬油株式會社における勞働争議は今回當事者双方の間に完全なる協定成立し、左記各項により圓滿解決したり。

一、争議團は昭和三年四月二十日限りこれを解散すること。

二、會社は争議團の解散後十日以内に解雇者中より詮衡の上三百名を採用すること。

三、會社は解雇者に對し左記の標準により解雇手當並に生計援助費を支給すること。

イ、工員規定第六十一條により解雇者に對し解雇手當一人平均二百圓宛を贈ること。

ロ、解雇者中新規採用に漏れたるものに對して生計援助として一人平均二百圓宛を贈ること。

ハ、工員規定第十九條により解雇したる者九十七人に對し同規定第五十二條の二により解雇手當總額三萬五千四百八十三圓八錢を支給する外、生計援助として一人平均二百圓を贈ること。

館に批判演説會を開催する外、罷業團員及び組合同盟の青年前衛隊は總出勤して従業員の家庭訪問を行ひ罷業の擴大に努めた。更に十三日より罷業者の行商隊を組織し、齒磨き、石鹼、その他の日用品を行商せしめた。

一方印刷局に於ても六日矢野印刷部長は従業員千三百名に對し警告書を送つて輕舉盲動を戒め、また局員八十名を動員して缺勤者の家庭に派し出勤を促がす等凡ゆる手段を講じて罷業團の切り崩しに狂奔した。元來この爭議に對する印刷局の態度は最初より強硬を極め些の妥協的態度を示さず、これに反して従業員側は爭議の經驗もなく、階級意識も一般に頗る稀薄であつたので、日を迫うて爭議團の氣勢は不振となつた。こゝに於て已むなく戰術を一變して、一先づ解雇者以外の者は出勤せしめ、時期を見て第二段の進出を試みることにした。四月二十六日折柄の臨時議會を利用し、總罷業の目論見を立て極力その勸誘に努めたが、議會開會中のことではあり、且つ共產黨事件直後のことゝて警戒嚴重を極め、全然失敗に終つた。かくて殆んど策の施しやうなく、惡戰苦闘の結果五月二十六日に至つて爭議團本部の細谷松太郎内海哲の兩氏は今井庶務課長を訪問、左記の決議文を突付け、慘敗の宣言書を發表して五十日に亘る爭議の幕を閉じた。「決議文」吾等は今日を以て爭議團の組織を解體し併せて爭議團としての行動を終了す。然しながら爭議終結に對して局長以下各幹部の吾等にとれる態度は永久に忘るゝ能はざるものあることを記憶せられたし。

海上大爭議——日本海員組合對社團法人日本船主協會の爭議、原因は最低賃銀の要求。罷業開始——六月六日。罷業終結——六月八

日。

原因、「待遇改善」「最低賃銀確立」の要求は海上労働大衆の多年の宿願であつた。既に昭和二年十一月兵庫縣相生ドックに集まる「せいぬ丸」外三隻の乗組員は「社外船乗組員の待遇を社船並に引上げる」ことを決議したが、更に本年一月に至り、同じく相生ドックに在泊中の羽後丸外七隻の乗組員も亦同様の決議をなし、且つその闘争資金として毎月一人六圓宛を積立てることゝした。而して三月二十一日には日本海員組合の有志は神戸に集合し「海員待遇改善促進會」なるものを組織し、各地に演説會を開催して一般組合員の輿論喚起に努めた。かくて五月七日日本海員組合昭和三年度大會が開かれたが、席上「最低賃銀制度確立の件」が附議せらるゝや異常な興奮裡に滿場一致次の如き決議を可決した。（「労働運動」の項参照）

決議 社會的人間的生活を享受するに足る最低賃銀を確立することとは労働問題の最も根本的な目標の一にして幾多の社會苦人問苦の酵母が實に僅かに生存線上に労働者を彷徨せしむる低率賃銀に在るの事實に鑑み吾人は海上労働問題解決の鍵關として此の緊急且つ重要な制度の即時確立を期す。

實行方法 右記決議を目下審議されつゝある海事協同會特別委員會及び船主に提出し四週間の回答期日を與へ其の回答の如何に依つては斷乎たる處置を取ること。

尙同大會はこの他に「船舶乗組員制度確立の件」を附議し次の如き決議をなしたが、特に川崎汽船會社に對しては具體的要求を提出することゝした。

決議 吾人はその船内生活に於て特種なる技術と過激なる労働を

要求せられつゝあり。然もこの不合理は船舶乗組定員の確立に依つて始めて緩和され従つて吾人の船内生活を合理と公正との上に安定せしめ得ることを確認し該制度の確立を期す。

實行方法 右決議を一般船主に提出し、該制度確立の爲めに組合力を以て其の目的の貫徹を期す。

決議 川崎汽船會社船舶に於て乗組員は現在極度に減員されゐるがため過重なる労働と虐使とを餘儀なくせられ、是に因由して當該乗組員が非人間的境遇より脱却するを得ざるのみならず、更に他社の乗組員の労働條件改善に對して一大障害となりつゝある現狀に鑑み同社に對し甲板部二名、機關部三名、司厨部二名の増員を要求す。

實行方法 右決議を川崎汽船會社に提出し三週間の回答期間を與へ反省を促し、その回答の如何によりては組合の威力を以て斷乎たる處置に出で目的の貫徹を期す。

以上の諸決議に基き九日海員組合は日本船主協會並に川崎汽船會社（船主協會未加入）に對して同時に要求書を提出したが、前者に對しては海事協同會の審議を俟つこととし、差當り主力を川崎汽船會社に傾注することとした。

海上大爭議の前哨戰としての川崎爭議――

要求條項

最低賃銀

- 甲 八十圓 水火夫長、大工、賄長、其他之に準ずべきもの
- 乙 六十圓 舵夫、油差、倉庫番、副汽罐番
- 丙 四十圓 水火夫、料理人、給仕

第二部第一篇 労働爭議

乗組増員

水夫 二名、火夫 三名、司厨部員 二名、

右要求提出さるゝや、最初會社側はかなりこれを輕視してゐたが、十二日所屬汽船大明丸が名古屋に於て停船し、次いで横濱にて明大丸、パシフィック丸、祝丸、フロリダ丸、名古屋にて東祥丸、門司にて東華丸、函館にて吳淞丸が同じく停船するに及んで、社長松方幸次郎氏も狼狽し、その結果十六日急轉直下の左の如き條件にて海員側の勝利で局を結んだ。

増員表

噸數	隻數	甲板部			機關部			賄部		
		水夫	見習	火夫	見習	給仕	見習			
重量九千噸以上	七	一	一	一	一	一	一			遠洋
石炭燃焼船										
同 混 燒 船	八	一	一	一	一	一	一			遠洋
同 燃 油 船	五	一	一	一	一	一	一			遠洋
同 ティーセル船	二	一	一	一	一	一	一			遠洋
重量五千噸以上	五	一	一	一	一	一	一			遠洋
同二千五百噸以上	五	一	一	一	一	一	一			遠洋
同千噸以上	八	一	一	一	一	一	一			近海

但し混焼船は各船につき必要と認めたる時は火夫見習一名増員
給料増額職別名
重量五千噸以上

甲板部	機關部	司厨部
水夫長 五圓	火夫長 五圓	首席料理人 七圓

大工	七〇	二等油差	六〇	二等料理人	五〇
一等舵夫	五〇	三等油差	五〇	一等給仕	四〇
二等舵夫	四〇	一等火夫	四〇	二等給仕	三〇
水夫兼舵夫	四〇	二等火夫	四〇		
水夫	三〇	三等火夫	三〇		

重量五千噸以下

甲板部

機関部

司厨部

水夫長	七〇	火夫長	七〇	首席料理人	七〇
大工	五〇	二等油差	五〇	二等料理人	五〇
一等舵夫	五〇	三等油差	五〇	一等給仕	四〇
二等舵夫	五〇	一等火夫	四〇	二等給仕	三〇
水夫兼舵夫	四〇	二等火夫	三〇		
水夫	三〇	三等火夫	三〇		

各部見習二十圓——二十五圓、實施期日六月一日

川崎汽船會社との爭議が終熄すると共に、争は愈々本舞臺に入り、日本船主協會と海員組合との兩々對峙となつた。船主協會では始め海員側の要求書を接受するや、協會内部の不統一と組合勢力の蔑視から嘲弄的な挑戦的態度に出で、該要求は海事協同會の審議すべきものとし、且つ船主協會の總會及び委員會に於ては何等の成案なく徒に時日を遷延せしむるが如き方法を採つた。併し結局海事協同會の特別委員會に附議することとなり（附記——海事協同會は我國海運の發達に資する目的で船主協會、海員協會及び海員組合の三團體より成る協議機關であつて、本年一月の定例委員會に於て最低賃銀の問題を審議することを可決し、勞資相方より三名宛の委員を選び、

特別調査委員會を組織してゐたのである。）同委員會は五月三十一日、六月一、二、三、四、五日に亘つて公開を以てなされた。

委員會第一日は組合側濱田委員より組合提出案たる甲（水火夫賄長）八十圓、乙（舵夫、油差、料理人）六十圓、丙（水火夫、石炭夫、給仕）四十圓の基準額に就いて詳細なる説明あり、且つ「賃銀の増額は第二義的の問題であつて人間として生活すべき最低限度の生活費を要求する」旨を強調したに對し、船主側委員は、最低賃銀の名稱は不穩當であるからこれを他の適當な名稱に改められ度きこと、並に海運業現在の苦境を以てしては組合の要求そのまゝを認容することの困難であること等の答辯あつたのみで散會した。翌第二回委員會より愈々總噸數、海上履歴、年齢の區別による賃銀決定の具體的審議に入つたが、兩者の間に意見の一致を見ず、六月五日に至つて特別委員會を閉ぢて委員總會の議に移すこととなつた。而して委員總會に於ても同様に各々主張するところを固持して譲らず、最早決裂の外なきに至つたが、漸く妥協點を發見し解決の曙光を見るに至つた。然るに最後に至つて船主側は附帶條件として「總噸數一千五百噸以下の船舶の普通船員の俸給に就いては將來日本海員組合に於て之を問題とせざること」の一項を提出した爲め、組合側委員は極度に憤激し、「事茲に至つては階級闘争によつてその主張するところを争ふのみ」と最後の通牒を發して退席、こゝに海上大爭議の幕は切つて落されたのである。

經過、委員總會の席を引揚げた組合側委員は、海員組合本部に集合協議を凝らした結果、各支部所在地に「交渉遂に決裂す、船主側船員を無視す、この旨各船に傳へよ、輕舉盲動すな」との指令を發

し、同時に豫ねて今日あるを豫測して召集してあつた各支部代表者會議を開き、社外船總罷業に關する周密な具體的作戰を立てた。而して一方各支部に於ては特別委員會の情勢を見て罷業に訴ふる外解決の途なきを察し、既に四日夜より停船するもの續出し、その數三百四十隻、乗組員約一萬八千人に及んだ。船主側も亦極力これが對策を講じ、組合の切崩しに腐心したが、大船主と小船主との利害一致せず結束は到る所に破れ、組合側の單獨交渉に應ずるもの十七會社、四十一隻に達した。

解決 一旦決裂した海事協同會の委員總會は、その後協同會規約第十一條「議事ニツキ可否決定セザルトキハ双方團體の協定ニ依り選任シタル仲裁人ニ之ヲ附托スルモノトス」の條項により、六日左の人々を仲裁人に推薦した。

船主側 佐藤勇太郎(神戸海運業組合長)、上西龜三郎(同上顧問)。

組合側 橋崎猪太郎(前組合長)、井上政信(兵庫縣警察部長)。

共同 平塚米次郎(大阪遞信局長)。

右仲裁人會議は六月七、八日の兩日神戸海運俱樂部樓上に開催、種々審議の結果左の如き決定を以て解決を見た。

【仲裁々定全文】

普通船員待遇改善問題に關し海事協同會規約第十一條の規定に基き昭和三年六月七日及八日の兩日に亘り慎重審議別紙の如く裁定す。

昭和三年六月八日 於神戸

仲裁人 平塚米次郎

同 井上政信

第二部第一篇 労働爭議

同 上西龜之助
同 橋崎猪太郎
同 佐藤勇太郎

普通海員標準給料最低月額協定

一、普通船員標準給料最低月額は次表に依る。

職名	海上實歴	自一、五〇〇噸至一、五〇〇噸	自一、五〇〇噸至三、五〇〇噸	三、五〇〇噸以上
水火夫長、貺長	八ケ年	五圓	七圓	七五圓
大工	—	六〇	六五	七〇
舵夫、油差、理人	四ケ年	五〇	五五	五五
水夫、火夫、炊夫	一年六ケ月	三〇	三六	四〇
石炭夫	一年六ケ月	三〇	三六	四〇
給仕	一年六ケ月	三〇	三六	四〇

二、倉庫番若くは副汽罐番の職に従事する水夫若くは火夫は各一人に限り月額金三圓手當を支給す。

三、各部見習の期間は乗船後六ヶ月間とし、右期間中は給料月額金十五圓を支給す。右期間を超ゆること六ヶ月未滿の者にありては給料月額三十圓、一ケ年未滿の者にありては給料月額金三十五圓を支給す。

四、第一項の海上實歴年限を有せざる者は本協定實施の際標準給料最低月額と現在給料月額との差額を第一項の海上實歴年限との差に一を加へたる數を以て除したる金額を増給す但し現在給料月額が右の方法に依り算出したる給料月額を超ゆるときは其の儘據置

き減額せざるものとす。

五、海上實歴一年六ヶ月未満の水夫若くは火夫及び石炭夫を雇傭し得べき員數は見習を除きたる各部員總數の各一割五分を限度とす、但し端數は五捨六入とす。

六、本協定は昭和三年七月一日より之を實施す。

七、總噸數五百噸未満の船舶乗組普通船員に關して海事協同會に於て速に調査成案すべし。

第二章 農業労働者の爭議

(小作爭議)

第一節 爭議の大勢

小作爭議最近の一般的概況は時間的には累年不斷に、豐凶作の如何を問はず、四季の何れをも通じ、空間的には全國各地に、凡そ小作農の存在する處爭議ありの狀勢である。しかも地主小作の關係は封建的溫情主義を脱して、相互の權利主張に移り、更に組織ある團體的階級的對抗となつて來た。従つて運動の初期的形態である經濟闘争のみにては十分の効果を收め得ず、勢ひ政治的闘争舞臺に迄進出して來た觀がある。

本年度の爭議の全面的顯著なる傾向は、前年度にも増して地主の攻勢は加はり、立入禁止、立毛差押等の強制手段に訴

ふるもの多く、しかもこれを擁護する現行法を背後の武器とする支配階級は爭議に對して未曾有の彈壓を加ふるに至つたことである。

斯かる暴壓の下に於ける爭議の形態は騷擾の惹起か、隠然地下に赴くかであらうが、本年の爭議は寧ろ多く後者の途を選んだかの如くである。それ故に表面の活動としては甚しく不活潑のやうに見受けられるが、しかし要求事項中、小作契約の繼續、小作權の確認等の耕作權確立に對する深刻なる要求の増大こそはこれを物語る一證左であらう。

従つて又調停の如きも前年度に比し申立件數は減少せるも調停不成立數は逆に増加せるが如きは、調停の不成績といふよりも寧ろ爭議の質的變化に伴ふ困難を示すものではあるまいか。

かくの如き爭議の尖鋭化と深刻化との據つて來る處は遠く資本主義社會に内在する矛盾に因由することは勿論であるが、近くは昨春の金融恐慌が諸種の形に於て農村に波及せるに因るとも看做すべきであらう。

爭議の件數と分布 社會局調査に係る昭和三年(同四年二月十日迄報告着の分——以下同様)中發生の爭議件數は、一〇一六件にして、これを前年度の同調査と比較すれば二八四件の減少を示してゐる。爭議は大正十年以來累年遞増を示して來たが、昨年俄然激減し引續き本年も減少を示してゐる。

併し昨年度の農林省發表の爭議件數は一、二一四件であるから、この統計に従へば前年度より八四件の減少となる。今試みに兩官廳調査に従つて一地方毎にその數の大なる方のみを採つて集計すれば、爭議件數は一、四三三件となり、前年に比して正に一三三件の増加を呈するに至るのである。とにかく統計上の爭議の數より見て直ちに農村安定に赴けりとの斷定を下すが如きは肯綮を得て居ないであらう。本年度に發生せる爭議の件數高（社會局調査以下同斷）に従つて府縣別に順次列舉すれば

府縣	件數	%
大阪	一九二	一八・九
岐阜	八九	八・八
新潟	七一	七・〇
奈良	六七	六・六
兵庫	六二	六・一
秋田	四一	四・〇
山梨	三六	三・五
福岡	三五	三・四
愛知	三〇	三・〇
北海道	三〇	三・〇

の順序であり、これに次ぐ地方は山形、神奈川、鳥取、栃木、埼玉、滋賀、島根、青森、京都、群馬である。更に全國を數區に分ち爭議分布の狀態を示せば左の如くである。

地方	件數	割合%
近畿中國地方	三七三	三六・六
中國地方	七二	七・〇
中部地方	四三	四・二
東海道地方	二七	二・五
北陸道地方	八五	八・四
關東地方	一〇七	一〇・五
九州地方	五九	五・八
四國地方	二五	二・五
東北地方	九七	九・五
北海道地方	三〇	三・〇
計	一、〇一六	一〇〇・〇

備考 近畿地方（大阪、兵庫、京都、滋賀、奈良、和歌山）、中國地方（岡山、廣島、山口、島根、鳥取）、東海道地方（三重、愛知、静岡）、東山道地方（山梨、長野、岐阜）、北陸道地方（新潟、富山、石川、福井）、關東地方（茨城、群馬、埼玉、千葉、栃木、東京、神奈川）、

以上を通觀すれば前年度と同様に近畿地方最高に位し、依然として爭議の中心地帶である。次いで東山道關東地方の順序で、その他の地方では一高一低であるが、四國地方の激減と東北地方の擡頭とは共に注目さるべきであらう。

次に爭議件數の比較的多き府縣のみを抽出して昨年度と比較すれば

	件数		全争議百中占むる割合	
	昭和二年	昭和三年	昭和二年	昭和三年
大 阪	一四二	一九三	一〇・九	一八・九
岐 阜	一四〇	八九	一〇・八	八・八
新 潟	一三三	七二	九・三	七・〇
奈 良	一三三	六七	一〇・三	六・六
兵 庫	一五三	六三	一一・七	六・一
秋 田	一七	四二	一・三	四・〇
山 梨	二九	三六	二・二	三・五
福 岡	六六	三五	五・一	三・四
愛 知	五九	三〇	四・五	三・〇
北 海 道	五九	三〇	三・〇	三・〇
割合(%)				
昭和二年				
昭和三年				
近畿中國地方				
近畿地方	三七・一	四三・七	三六・六	四三・六
中國地方	六・六	七・〇	七・〇	三・六
中部地方				
東海地方	七・八	四・二	四・二	二・五
東山地方	一三・九	三三・二	一三・五	二五・一
北陸地方	一一・五	八・四	八・四	二・五
關東地方				
關東地方	四・七	一〇・五	四・七	一〇・五

大體に於て昨年度に爭議の多き府縣は本年も亦同様に多く、大阪府、兵庫縣の増減以外には著しき増減を示さない。更に之を地區別に就て前年度と對比すれば下の如くである。

九州地方	六・五	五・八
四國地方	六・〇	二・五
東北地方	二・九	九・五
北海道地方	三・〇	三・〇

争議件数の割合を視るに近畿地方は前年と殆ど異同なく、四國、北陸道、東海地方の少からず減少せるに反し、關東、東北地方に於ては可成りの増加を示してゐる。終りに本調査は本年度の争議發生數であつて、前年より係争中の争議を數へたものではない。従つて争議皆無となされてゐる地方でも繼續中の争議がない理ではないのである。

「備考」 月別による争議件數は纏つた發表を得ないので遺憾ながら之を省くこととした。

争議要求事項 本年度の要求事項を見るに、全要求の六割三分までは小作料の一時減額であつて前年度と同様に依然として最高の割合を占めてゐる。これに次いで小作契約の繼續(二二・四%)、小作料永久減額(七・六%)の順序であつて前年に比し小作料減額要求の割合が稍減じてゐる。これに反して小作契約の繼續が著しく増加し、小作權の確認又は賠償(二・八%)及び永久小作權の獲得(一・二%)が擡頭して來たことは頗る注目に價するであらう。要求事項の統計を舉ぐれば次の如くである。(第二部統計第三表参照)

要求事項

	實數		割合(%)	
	昭和二年同	三年	昭和二年同	三年
小作料一時減額	九四	六三	六九・二	三三・三
小作料一時免除	四	七	一・〇	〇・六
小作料永久減額	一三	八	一一・九	七・六
小作料増額反對	二〇	九	一五・五	一・八
込米廢止	三	八	〇・二	〇・七
納米格下俵裝等に就ての制限緩和	三	一〇	〇・三	〇・九
獎勵米其の他之に類するものの給付又は増額	八	一八	〇・六	一・七
小作人の特別なる支出に對する補償	二	五	〇・一	〇・五
小作契約の繼續	一〇六	一三三	七八・八	一二・四
小作權の確認又は賠償	三	三〇	〇・二	二・八
永久小作權の獲得	七	一三	〇・五	一・二
其他	九	七〇	六・八	六・五
計	一、三三	一、〇七	一〇〇・〇	一〇〇・〇

備考 (1) 要求事項は一係争に一或はそれ以上を含むが故に争議件數とは合致しない。(2) 争議原因は社會局の發表なきに付き次の農林省のそれに就て見られたい。

争議關係人員及耕地の實數並増減率を示せば次の如くである。

	昭和二年		同 三年		増減(△)率
	人	人	人	人	
關係人員					
地主	一六、二五	二、〇六	△〇・三三		
小作	六三、九五	四、八九	△〇・三三		
計	七九、一〇	五、八六	△〇・二五		
耕地					
田	三九、二九	二八、七六	△〇・二六		
畑	三、三四	二、一七	△〇・三三		
其他	四八	四七	七・六七		
計	四三、五四	三三、三五	△〇・二四		

前年度に對比して關係人員に於ても耕地にあつても減少を示してゐる。地主數よりも小作の方が減少率多く、特に又田に於けるよりも畑に於て減率高きことが前年度と相違する點である。

次に農林省農務局發表「農務時報」(昭和四年第五號)より「小作争議概況」を参考のため以下に摘録しよう。

小作争議の概況(農林省發表)

緒言

本邦農村に於ける現下の社會問題は一にして足りないが、其の中最も主要なる地位と重大なる意義とを有するものは所謂小作問題であつて、此の問題の中心たる小作争議は軌近各種の社會狀態並經濟事情の變遷に伴つて著しく複雑且深刻となり、啻に逐年其の數と質に於て進展の度を昂むるのみならず、更に地域的にも漸次擴大して今や全國的の農村社會問題として其の重要性を増加するに至つた。今之が情勢に付いて各種の資料に基き其の概要を記述すれば左の

通りである。

小作、爭議の推移

小作爭議の發生が社會問題として世人の耳目を聳動するやうになつたのは大正六、七年以降の事であるが、其の後大正十年になつて急激に増加し爾來年に依り多少の消長はあつたけれども、概して逐年増加の傾向を辿りつゝ今日に至つた。今試みに大正六年以後に於ける小作爭議の件數を發生年次別に示せば次の通りである。(但し毎年一月より十二月迄滿一ヶ年間に於ける發生件數を示す。)

年次	件數	年次	件數
大正六年	八五	大正十二年	一、九七
大正七年	二、六	大正十三年	一、五三
大正八年	三、六	大正十四年	二、〇六
大正九年	四、八	大正十五年	二、七五
大正十年	一、六〇	(昭和元年)	
大正十一年	一、五八	昭和二年	二、〇三
		昭和三年	一、三四

(昭和四年一月十日報告到達現在)

右の表に依つて觀るやうに大正六年より大正九年までは何れも五百件に滿たなかつたものが、大正十年以降は千五百件以上となり、更に大正十四年以後は各年二千件以上に激増してゐる有様である。

但し右の表に於て昭和三年發生の爭議件數が俄かに減少してゐるが、此れは昭和二年までの件數は何れも當該年度の各翌年六月末日又は八月末日迄に到達した報告書に基いて作成したる一ヶ年間の總件數であるに對し、昭和三年の件數は昭和四年一月十日迄に報告の

あつた件數を取敢へず列舉した爲である。今試みに昭和二年の爭議件數を昭和三年の爭議の報告到達時期と同じく、翌年一月十日迄に報告到達の分を締切つて之と比較して見ると昭和三年は千二百十四件であつて昭和二年の千六百六十五件と比べて四百五十一件の減少を示してゐることになるが、本年の分も八月末日までに到達すべきものを加へると此の數字よりは増加するものと思はれる。

此れは昭和二年度の稻作が全國を通じて概して豐作であつた爲めに、昭和三年度の前半期に發生する昭和二年度産米の小作料に關する爭議が例年に比して多少減少したのと、昨年度は農民組合運動の動搖の爲めに小作爭議の發生にも多少の影響があつたものとも考へられる。

尙最近三ヶ年間に於ける爭議の參加人員並關係土地面積を表示すれば次の通りである。(但し昭和三年は翌年一月十日迄の報告に依る、以下同じ。)

		大正十五年		昭和二年		昭和三年	
		總數	一爭議平均	總數	一爭議平均	總數	一爭議平均
參加人員	地主	一三九、七〇五	一〇、四	二四、二二六	二、八	一一、三五六	九、四
	小作人	一五、〇六一	五、九	九一、三三六	四、五	四一、六三三	三、四
	計	一五〇、七六六	六、三	一一五、五六二	五、三	五三、九八八	四、七
關係土地面積	田	九〇、三四一・六町	三、八	五、一八二・九町	二、五	二、三九二・二町	一、八
	畑	四、八六六・六町	一、八	五、八七〇・八町	二、九	二、五〇三・二町	二、一
	其他	四三・六町	〇、二	一、七五・六町	〇、八	三、六三・一町	〇、三
計		九五、六五・八町	三、八	一一、八六・三町	二、八	二、五、七八・五町	二、三

即ち右表の示す如くに最近三ヶ年間に於ては小作爭議の關係範圍は多少漸減の傾向にあるが、一爭議の平均數は地主小作共何れも數十人にして小作爭議は依然團體的性質を帯びてゐることは明白である。更に右一爭議平均關係範圍の増減の比較を見るに何れも近年に至るに従つて漸減の傾向にあるのである。此れは數年前までは相當廣い範圍に亘る小作料減額に関する爭議が多かつたが、最近は比較的關係範圍の狭少な小作地返還に関する爭議が漸次増加した爲めであるとも考へられる。即ち斯る小作地返還に関する爭議にあつては、一般に個人關係の爭議が多く、従つて一爭議の參加人員の如きも個人對個人或は數人の比較的少人數のものが多數を占むると共に一面此れが關係土地面積も亦小作料關係の爭議に比し著しく狭少なるを常例としてゐる。之れ小作爭議の關係範圍が一爭議平均數に於て最近漸減の傾向を辿つてゐる所以であらう。

次に小作爭議の地方的分布状況を見るに爭議の初期即ち大正六、七年頃は爭議地方は極めて狭少なる地域即ち岐阜、愛知等の濃尾平原地方を發祥地として之れに大阪、兵庫、京都、奈良等の近畿地方の一部、並岡山、福岡等の一部に局限せられてゐたが、其の後年を重ねるに従つて、此等の先進地は勿論其の數を増加すると共に、漸次其の地域を擴大し北陸、關東、山陰其の他の諸地方にも波及し、殊に最近は從來比較的平穩であるとい一般から見做されて居つた東北地方並九州南部の地方にも相當深刻な爭議の發生を見るやうになつた。

今試みに最近（昭和二年）に於ける發生爭議件數を其の多きものと及び其の少きものより順次各十府縣を列擧すれば次の通りである。

爭議多き地方		爭議少なき地方	
府縣名	件數	府縣名	件數
一、兵庫	一六	一、沖縄	一
二、大阪	一八〇	二、大分	一
三、新潟	一五四	三、岩手	一
四、岐阜	一五	四、鹿児島	一
五、奈良	一四	五、青森	二
六、福岡	一三五	六、東京	二
七、三重	一二	七、石川	四
八、島根	七	八、熊本	四
九、京都	七	九、富山	六
一〇、愛知	七	一〇、埼玉	六

小作爭議の原因及要求

小作爭議の原因は多岐多様であつて、各種の原因が錯綜するのは勿論のこと、又同一事件であつても其の遠因近因互に複在して爭議を惹起するものであつて一言にしては要約し難い。従つて地主小作人兩當事者の主張要求等も決して單調ではなく極めて複雑である。就中最近に於ても風、水、旱害、病蟲害、其の他天候不順に伴ふ農作物の不作を原因として小作料の一時的減額の要求をなすものが最も多數を占めるのは言を俟たない。併し此の種の爭議も年に依つて多少の消長あり、一般に豐年の場合には餘り多くはないが、反對に凶作の場合には全國的に俄然増加するのが例である。而して其の小作料輕減要求率は従前は極めて低率で、契約小作料の一割乃至二割

程度の減免要求であつたが、近來は漸次輕減要求率を増加して小作料の三、四割減を要求するものが普通となり、年に依り又所に依つては七、八割にも及ぶものがある。而も最近では作柄の如何に拘らず年々繰返して相當に減免要求をするやうになり、實質に於ては小作料の永久的改定と同様の効果を收めてゐる所もある。

又契約小作料の高率なること、又は近時物價の昂騰と共に小作農の經營勞費多額に上り收支相償はざること或は一般農民の生活向上に伴ふ小作農家生計困難等を理由として契約小作料の永久的減額を要求する場合もある。其の要求率は普通契約小作料の三割減を要求するのが最も多數を占めてゐる。此の種の爭議も一時は相當多數に上つた時代もあつたが此の要求は實際上實現困難なものと小作料を固定せしむることが小作人にとつて非常に不利であること等を悟り最近は却て減少の傾向を辿り一時的減額を年々繰返して要求するものが増加したのは前述の通りである。

又産米検査の施行に關聯して從來は小作人側より込米の廢止又は俵裝料獎勵米等の増加を要求するものもあり、又小作料の品質等級の格下げ或は俵裝の更正等を要求して爭議化するものもあつたが、此種の爭議は近時は余程減少したやうである。

更に大正十四年以來顯著なる現象としては地主側に於ける自作の經營、小作地の賣却、地目の變換等を理由として積極的に小作權の確認或は賠償等を主張して爭議化するものが逐年其の割合を増加することである。今試に最近各年に於ける此の種の爭議の件數並に割

合を比較して觀ると、大正十三年には僅かに二十五件（爭議總件數の一分六厘）に過ぎなかつたものが、大正十四年には俄然百七十二件（七分八厘）となり、越えて大正十五年（昭和元年）には更に倍餘の増加をなし三百十六件（一割二分）を示し、更に昭和二年に於ても四百三十二件（二割一分）に上り、昭和三年には尙未だ總件數を確知し難いが、本年一月十日迄の報告の分に依つても、既に三百九十三件（總件數の實に三割二分強）にも達する狀況である。而も此の種の爭議は従前は主として特殊の數府縣にのみ局限せられてゐたが、近時は漸次他の地方にも波及して全國何れの府縣に於ても此の傾向を見る様になつた。

其の他最近特に地主側より小作人に對し小作料値上或は舊小作料に復歸を要求するものが多くなつたことである。此れは從來と雖も多少は見られた現象であるが、件數としては比較的少數であつて殆んど看過せられて來た觀がないでもなかつた。然るに昭和二年下半期頃から各地に此の種の紛議を見るに至り、昭和三年に入りては更に其の數を増加してゐる。此れは一面に於ては大正十二、三年頃の爭議の際三年乃至五年の期間を定めて所謂小作料の有期改定を爲したものが、最近其の改定期間が満了期に當つてゐるので、地主側から従前の小作料に復歸するの要求を爲すものが續出するに至つたと見ることが出来る。

今參考の爲最近三ヶ年に於ける小作人の要求別小作爭議件數を示せば次表の通りである。

要求別 小作爭議件數比較表

要求別

大正十五年

昭和二年

昭和三年

	件数	割合	件数	割合	件数	割合
小作料値上反對	三件	〇・四%	三件	一・五%	二件	二・三%
一時的小作料減額	二〇二	七三・一〇	一二〇六	五八・七七	五八	四・五二
永久的小作料減額	二五三	九・一六	二二三	一一・三六	九六	八・〇七
小作料統一又は改定	二〇	〇・七三	二〇	〇・九九	一三	一・〇七
納米の格下又は俵裝の更正	二	〇・四〇	六	〇・二九	—	—
込米廢止	四	〇・一四	五	〇・二四	—	—
獎勵米増加	九	〇・三三	七	〇・三四	一	〇・〇八
肥料代耕作費の賠償	五	〇・一八	五	〇・二四	三	〇・二五
小作契約繼續	二〇五	七・四五	三三三	一六・七二	三三	二・七四
小作權又は永小作權の確認	四七	一・七二	二二	一・〇二	三	〇・九
小作權又は永小作權の賠償	六二	二・三三	五三	二・五六	四三	三・五四
代地交付	—	—	四	〇・一九	六	〇・四九
小作地買受	—	—	一八	〇・八八	九	〇・七四
實收の分配又は刈分	四七	一・七二	八	〇・三九	—	—
小作米の貸與	二	〇・〇六	三	〇・一四	二	〇・一七
其他	四	一・六七	八九	四・三四	二七	九・六四
計	二、七五一	一〇〇・〇〇	二、〇五二	一〇〇・〇〇	一、二二四	一〇〇・〇〇

備考 小作爭議に於ける小作人の要求は決して單一ではない、一爭議に付ても數種の要求をなすものもあるけれども、本表に於ける數字は各爭議一件に付て便宜主なる要求と見做されるもの一個のみを採つて計算したものである。

小作爭議に於ける手段

小作爭議に當つて小作人の採る交渉方法としては、小作料減額要求等の爭議に於ても、近年は漸次從來の個人的懇願の態度を改めて團體的對抗の態度を採るやうになり、各大字或は町村を區域として

小作人組合を組織し又は全國的農民組合に加盟して其の支部を設立し指導者統制の下に一致結束して各種の手段を講じ地主に對抗するに至つた。又土地返還等に關する爭議の如き當事者が概ね個人的であり其の關係範圍も比較的狹少なるものも、小作人組合(農民組合)を背景として強硬に地主に對抗するのが常である。

小作人側の對抗手段としては、先づ小作料不納同盟若くは共同保管、共同賣却等を行ひ或は各自爭議費用と稱して應分の金品を醸出して組合の結束を固むると同時に持久的の對抗手段を採り、或は農民組合の設立發會式、爭議對策演說會、共同耕作等多衆に依る示威運動等を決行して輿論を喚起し、又は小學校兒童の同盟休校、消防組合員其の他の公職辭任、公租公課の滞納申合等を決行して社會に訴ふるの手段に出る。又地主側が訴訟を提起するに到れば各種の抗辯方法を講じて訴訟の遷延を策し又は組合の顧問辯護士に一切を委任して殊更に小作人自ら當面の交渉を回避せんと計るものもある。

之に對して地主側も亦近時團體的一致行動を採るの必要を感じ、地主組合を組織して小作人組合と對抗し、地主階級の共同利益の擁護に努むるやうになつた。然し乍ら地主側に於ては土地所有反別に差異あるのみならず、在村地主と不在地主との別あり、又小作料を唯一の收入となすものと他の職業を兼營するもの等があつて、相互の間に利害の甚だ一致し難きものがある。其の他各種の事情に依つて、往々同一の歩調を以て行動を終始することが困難なる場合が多いから、小作人組合のやうに其の結束が堅固でない憾がある。

地主側の採る手段としては小作料に關する爭議にして小作人側が小作料不納を聲明して之が完納を肯じないときには小作料の催告狀

を郵送し、小作人尙も之に應じない場合には辯護士に委任して小作料請求訴訟を提起し又債權確保の手段として稻立毛其の他の動産の假差押の申請をする。又土地返還問題に在つては何等かの理由を設けて小作契約解除の通告をなし或は土地立入禁止の假處分を行ふ等飽迄法律的手段を以て小作人に對抗しようとする、斯の如くにして一應引上たる耕地の善後處置としては地主は直ちに自作の經營に著手するものあり、又住宅地其の他の工事を企畫するものあり、或は他の自己腹心の穩健なる小作人に貸換へるもの等がある。然し乍ら此等の場合に於ては往々にして小作人との間に騷擾事件等を惹起する場合もある。

又近時關西地方等に於ては地主は共同して耕地を提供して土地會社を設立し、會社との間に永小作權を設定して會社に對して小作料の取立其の他の小作關係の一切を委任して小作人との折衝に當らしむるものが年々増加するの傾向にある。此の種の會社は現在全國を通じて六十餘會社を算する狀況である。

小作に關する民事訴訟

小作爭議にして未だ紛糾の程度にまでは達せず簡單にして平易なる事件に在つては、當事者間の直接示談に依つて容易に解決するものが常であるけれども、其の稍複雑にして深刻なる事件に在つては、地主は訴訟手段に依つて飽迄法廷に於て勝敗を決しようとして、各種の訴訟を提起することは既に前項に於て述べた通りである。而も此の種の訴訟事件は最近小作爭議が激増し又益々複雑化するに伴つて、著しく増加するの趨勢にある。今參考の爲め司法省民事局の調査に依る最近の數ヶ年に於ける此等訴訟事件の件數を示せば次表の

通りである。

大正十二年	一、六六 ^件	大正十五年	四、一八 ^件
大正十三年	一、九八 ^件	(昭和元年)	
大正十四年	二、三九 ^件	昭和二年	四、八八 ^件
		昭和三年	二、四八 ^件

(昭和四年一月廿五日現在調査)

而して此等小作に関する訴訟事件の最も多い地方は新潟、兵庫、岡山、鳥取、香川、大阪、福岡、三重、愛媛等の諸府縣であつて、依然小作爭議の激甚なる地方と略一致するのは蓋し當然と謂ふべきである。

次に此等訴訟事件の内譯を見るに左表の如くであつて小作料請求に関するもの最も多く、土地返還に関するもの之に次ぐ、而も最近土地返還に関するものを逐うて漸次増加の傾向にあるのは、前述の小作爭議の變遷と對比して注目し値する。

民事訴訟事件別件數比較表

種別	大正十五年		昭和二年		昭和三年	
	件數	割合	件數	割合	件數	割合
小作料請求	二、五三 ^件	六二・七一%	二、四七 ^件	五〇・九%	一、八六 ^件	三七・二%
土地返還	一、四六	三三・七	二、三二	四七・六八	五五	三三・三
耕作禁止	三九	〇・九三	五	〇・一〇	三	〇・三
小作權確認	七	〇・一七	六	〇・一二	一〇	〇・四〇
其の他	二二〇	五・〇二	五	一・一六	一〇一	〇・六
計	四、一八四	一〇〇・〇	四、八四九	一〇〇・〇	二、四八八	一〇〇・〇

而して此等訴訟事件の原告は殆ど全部地主であつて、小作人は僅

かに地主の土地引上等に反對して小作權確認等の受動的訴訟を提起するに止まり其の件數も亦極めて僅少である。

次に地主側が小作爭議に當り其の對抗手段として此等民事訴訟事件に關聯して土地立入禁止或は立毛其の他の動産差押等の強制手段を採るやうになつた。此の件數は内務省警保局の調査に依れば次表に示す通り最近兩三年の間に俄然激増してゐる。

	土地立入禁止	立毛差押	動産差押
大正十二年	一件	四 ^件	—
大正十三年	一九	三	—
大正十四年	一四〇	三九	四七
大正十五年	一三	四五	五九
(昭和元年)			
昭和二年	一六	一八	二〇
昭和三年(自一月至九月)	三九	二九	一五

而して此等の強制執行手段に對しては小作人側は之が反對請願運動、批判演說會等を行ひて極力反對の氣勢を揚げ、又其の執行に當りては小作人は諸種の方法を講じて執行を阻止し爲めに往々暴行騷擾事件等を惹起して爭議を益々惡化せしむることも屢々目撃する所である。更に小作人側の採る法律的手段、對策としては相當額の供託を爲して執行を免れ、或は執行を解除せしめ以て耕作權確保の方策に出づるものも相當にある。

小作爭議の結果

小作爭議の比較的輕易なる事件に在つては當事者双方のみの直接交渉又は委員代表者等の折衝に依つて圓滿解決するものもあるけれ

ども、其の稍紛糾したる事件に在つては、當事者より小作調停法に依つて調停の申立を爲し或は仲介調停者に依つて調停せられ妥協成立するのが普通である。即ち統計上より之を觀ると、昭和二年發生の小作爭議總件數二千五十二件の内既に解決したるもの一四五九件（昭和三年八月末日報告到達現在）に付て見れば、當事者双方又は委員代表者の直接交渉によつて解決したるもの四四〇件（解決總件數の三割強）であつて、折衝の結果個人交渉に移つたもの三三件（二分強）となり、其の他の大部分九八六件（六割八分弱）は小作調停法に依り調停成立し、或は調停者即ち小作官、町村長又は役場吏員、區長又は部落總代、村會議員、農會役員、地方有志等の調停に依つて解決したものである。

次に爭議の結果を觀るに、既濟事件に在つては左表の如くに當事者双方の互讓妥協に依つて解決したるもの最も多く、小作人其の要求を貫徹したるもの之に次ぎ、小作人當初の要求を撤回したるものは比較的少數である。

以上の如くにして小作爭議は調停者の努力と時日の経過と相俟つて大部分解決するものであるけれども、其の最も執拗なものにあつては、未解決の儘在革繼續せられ或は訴訟に永く繫屬中の場合も亦尠くないのである。

小作爭議結末比較表

結 末	大正十五年		昭和二年		昭和三年	
	件數	割合	件數	割合	件數	割合
妥協	二、〇三五	七三・六二%	一、三三二	六六・七六%	六六	五・六八%
要求貫徹	一〇一	三・七七%	五	二・七三%	二二	一・七三%

解 決	要求撤回		耕地返還		自然消滅	
	件數	割合	件數	割合	件數	割合
計	二〇	〇・七三%	一四	〇・五二%	九	〇・三三%
未 決	五三	二・一五%	五三	二・八九%	五〇八	四一・八五%
總 計	二、七五二	一〇〇・〇〇%	二、〇三三	一〇〇・〇〇%	一、二四一	一〇〇・〇〇%

前表に於て昭和三年の未解決の割合が比較的多いのは、同年は爭議發生後未だ時日を経過しないものが多い爲めであつて此等の中には目下調停進行中のものも相當包含せられてゐるものと認められる。

次に此等爭議の結末に付いて更に詳かに其の内容を觀る爲め、昭和二年發生爭議の中、小作料減免に關する爭議にして其の減額要求率と決定率とが明白なるもの八百件に付いて調査したるものを觀るに、小作料一時的減額要求は七一〇件（八割九分）に上り、主として不作を理由とするもの多く、其の要求は一割五分を超え、七割以下のもの大部分（五割減のもの最多）であつて、其の決定は一割を超え、六割以下に落着したもの大部分（二割減のもの最多）を占めてゐる。又小作料永久減額要求は僅かに九〇件（一割一分）であつて、其の要求は一割五分を超え三割以下のもの過半數（二割減のもの最多）に上り、其の決定は一時減額に決定したものもあるけれども、大多數は永久二割減以下に解決したもの（永久一割減のもの最多）である。

又た同じく昭和二年發生爭議にして、小作地返還に關する爭議四二五件（前述の四三二件中内容不明のもの七件を除く）の内、既に

解決したものの二九五件に付其の落着狀況を觀るに、地主の小作地返還要求に對し小作契約繼續を要求して引續き小作繼續に妥協したものの最も多數にして一四一件（四割八分）に上り、又各種の名目を以て相當の賠償を條件として耕地の全部又は一部を返還したるものに次ぎ九一件（三割）あり、其の他小作地を小作人に於て買受け或は代地の提供を受けて解決したものであるが、全然無條件にて小作地全部を返還したるものは僅かに一七件（六分）に過ぎない狀態である。

第二節 主要なる小作爭議

昭和三年度に於ける小作爭議中特に注目さるべきものを抽出し、その經過の概要を述べれば次の如くである。

磐城村小作爭議——奈良縣北葛城郡磐城村、昭和三年五月發生、同年十月十二日解決。

關係地主側 西川虎太郎（田地百五十町、山林數千町歩所有）、平井太郎（同二百町所有）、川合庄九郎（同百五十町所有、八木銀行頭取）、安田多三郎（同二百町歩吳服問屋）、森川喜八郎（同三十町歩、地主協會長）、木原吉太郎（同二十町歩、八木銀行取締役）、其他地主廿四名。

關係小作側 小作人二百十八名

立入禁止範圍 八十七町二段歩（磐城全村）

爭議の原因 本村に於ける地主對小作人は可なり古い對立の歴史を有するのであるが、近年小作人側が組合の應援と一般的客觀的狀

勢の利用とに相俟つて頓に政治的進出に成功した結果、地主側は俄かに守勢に押しやられ、この形勢に馴致されて進むに於ては地主側は各方面全くその地位を危くするまでに小作人側の攻撃に對し受太刀の狀態に立ち至つた。茲に於て地主側は合從連衡を以て小作側へ攻勢に出でようとしたことに、この爭議の原因は孕まれてゐる。

これを政治的方面より見れば(1)小作組合側選出の村農會議員が絶對多數を占めてゐること(2)村農會長に小作人殿斗庄次氏が當選してゐることによつて村農會が完全に小作人の掌中に握られた。されば昭和三年度豫算の賦課方法に正面から反對して奏功し、更に政府制定の地租二百圓以下の免税に對し從來特別地租税を徴してゐた偽購政策を曝露し、地租税廢止の決議を通過せしめた。この情勢を以てすれば來年度の村會改選に於ては村政を擧げて小作側の占有する處となる傾向が見られるに至つた。しかも郡農會に對しても小作側から伊勢幸太郎氏を議員に送り得て地主側の勢力を牽制しつつある。かくて經濟闘争たる小作料減免要求も累年易々として小作側の要求を満し得た。例へば昭和元年は八割減要求貫徹、同二年は六割減要求貫徹を爲したが如き。

其他の原因として注目さるべきことは、縣議衆議戰の結果に就てである。從來同村は地主側が絶對優勢を誇つてゐたに拘らず昨秋の縣議戰開票の結果は全有權者六二〇名中、小作側三八〇、地主側二四〇、更に今春の衆議戰には小作側三九二、地主側二二八となつて地主側を惨敗せしめた。この政治並に經濟戰の順潮に乗じて、本年初頭昭和三年度年貢米六割五分減の要求の内意あることを地主に傳へるや、地主は敢然として反抗の意志を表示し、この際一氣に地主

側の頽勢を挽回せんと畫策してゐた。偶々三・一五事件の爲めに前衛分子の大部分を收容されるに至るや、好機至れりとして態度一變し、四月五日八十七町二反歩に亘る立禁を執行するに至つた。

兩者の對策、小作側は立禁八十七町二反歩中約二十町歩に對しては(イ)使用料を地主に納めて十一月末日まで耕作し得る手順をとつて小地主の耕作の自由を奪ふ一方、地主側の苦手たる大土地は之を放棄して荒廢の策に出たこと。このため最も苦痛を感じたのは返還を要求した小地主側であり、引いて大地主側の影響亦甚大であつた。(ロ)八木町の素封家安田、川合、森川の糾彈演說會を五月二十日、八木町エビス座で開會(入場者八百名以上)。(ハ)地主所有家屋の借家人は、家賃不納同盟を、更に一般には税金不納同盟を組織した。(ニ)兒童二八八名は二日間同盟休校を斷行し、一人の裏切さへなき結束を示した。(ホ)無産農民學校設立の準備會を設けた。(ヘ)地主の立禁には應訴の手配をとつた。

地主側は(イ)立禁執行、六月一日奈良地方裁判所に於て裁判開始。(ロ)辯護士に名聲ある代議士一松定吉氏を立てんとす。(ハ)反動團體の出動準備、但し田植期に鮮人失業者を使用せんとする用意を爲す。調停成立、七月二十八日に至り北田小作官、中上高田署長、大倉、竹田兩縣會議員、磐城村助役等の斡旋により左の條件を以て解決を見るに至つた。

解決條件、昭和二年の年貢は二割五分を減免し、調停成立後廿日以内に一石廿九圓三十錢割で納米すること。係争耕地は其まゝ小作人に耕作させ今後三年間の賃貸契約を結ぶこと。田植未了の耕地は直に田植を行ひ、本年は年貢無償にすること。正式調停は地主から

關係裁判所へ申請して決定を受けること。

前谷地小作爭議——宮城縣桃生郡前谷地村、昭和三年三月三十日發生、同年四月二十五日解決。

事件發生の理由、昨年秋、菅原、高橋氏の兩小作人が東北切つての大地主齋藤善右衛門氏へ小作納米に赴いた處、齋藤家では五等米では駄目だ四等米にあらざれば受取れぬと言つた。處がその田からは四等米は到底出來ず、といつて他から購入して納入することも出來ぬから四等米が出來るまで待つてくれることを願つた。然るに齋藤家では右兩名の小作地三町歩を取上げて五名の新小作者に貸與したことから耕地の取戻し、耕作權確認の爭議を惹起したものである。因に齋藤家が如何なる地主であるかは、本爭議に關聯して起つた刑訴事件の公判廷で檢事の論告によつて窺知されるであらう。即ち「齋藤が日本で大地主でありながら五十年間父祖時代から耕作の高橋、二十年間耕作の菅原から僅かの小作料滞納で耕地を返還せしむることとは、契約上より言へばとに角社會の通例上許さるべきではない、今日の爭議運動は小作人のみに非があると言へない。殊に本縣の地主連は自分の眼から見れば横暴である。齋藤も同情の心があつたらばこの爭議は起きなかつたと思ふ『對手は齋藤だ』といふ一言で五百人もの人間が集つた一事を見ても齋藤の平常を知ることが出来る。云々」

爭議の經過、前記兩小作人は土地の返還を迫られるや日本農民組合の應援を求めた。組合聯合會ではこれが對策として共同耕作の戦術に出で、取敢へず組合員に指令して臨時召集を行つた。これによつて縣内五郡四八〇名の組合員は手に手に鋤、竹槍等を携へ、赤

旗七十を押立て組合幹部矢後氏引率の下に前谷地村に向つた。一同は目的地に着いて一部は共同耕作に他の一部は車座となつて協議を開いた。處へ廣瀬警察署三浦署長は署員三十名を引具して來り主謀者として矢後氏を檢束し、集會の解散を命するや、一同その不法に激昂した。先づ矢後氏を官憲の手より奪還するや警部補の一人は拔劍して組合員を傷けた、組合員は各々手に觸れる土塊を取て投げつける、署長を泥土中に投込む、帽子は破れ飛ぶ、帶劍は奪はれる等々の大格闘を演出したので巡查四名と組合員數名との負傷者を出した。この騒擾が終つて署長同行の下に組合員數名は地主を訪うたが病氣の故で面會を謝絶された。其後組合側は地主齋藤家附近で數度に亘つて演說會を開催したが殆ど全て中止解散に終り、引續いて暴行者の檢舉がなされた。

解決條件 三浦署長並に有志の斡旋で次の條件で小作人の全要求を承認し解決するに至つた。

一、不納殘米中、高橋の分は一ケ年間に、菅原の分は三ケ年間に各々年賦で納付すること。

一、先祖以來の小作人に對しては從來の如く小作地を貸與し返還せしめない。

第三節 小作調停

昭和三年度小作調停の成績に就て司法省民事局の調査（昭和四年一月二十二日報告到着現在）に依れば、新受理件数は二八九二件であつて、新潟、高松、岡山、鳥取、神戸、岐阜、

甲府、奈良、大阪、秋田、山形の順序でこの地方は概して爭議反別及人員も多く、従つて爭議の主要地方と目すべきである。申立件數及申立人別による實數及割合に付て昨年度と比較すれば、

	昭和二年		昭和三年	
	件數	割合(%)	件數	割合(%)
地主申立	一、四五六	四〇・三〇	一、二八〇	四〇・八〇
小作人申立	二、〇九〇	五七・七	一、五五五	五〇・二
合意申立	七〇	一・九	一七	五・〇九
計	三、六二六	一〇〇	二、八五二	一〇〇

前年度に比し小作人申立が著く減少せるに反して、合意申立が倍加してゐる。大正十四年以來小作人側の申立件數は毎年遞増を示したのであるが、本年は頓に減少を呈したことは注目すべきであらう。次に關係土地面積と人員を見れば左の如くである。

	昭和二年		昭和三年	
	町	町	町	町
關係土地面積	二、六五五	一〇、〇五五	二、六五五	一〇、〇五五
地主	二、二五五	九、六三二	二、二五五	九、六三二
參加人員	三、八〇五	二九、五五五	三、八〇五	二九、五五五
小作	四、〇〇〇	三九、一五七	四、〇〇〇	三九、一五七
計	六、八〇五	六八、七一二	六、八〇五	六八、七一二

關係土地面積に於ても人員に於ても、前年度に比して共に減少を示してゐる。終りに調停の結果を觀れば、

	昭和二年		昭和三年	
	件数	割合(%)	件数	割合(%)
調停成立	二、四三〇	五〇・八七	二、〇二九	五三・三三
調停不成立	七〇	一・六七	九六	二・五五
既済取	七二	一・七二	八五	二・〇四
其	三	〇・六	二六	〇・七五
他	三、二五四	七〇・九	二、九〇	七七・九七
小計	九四五	三・五二	八四七	三・〇三
未済	四、一九九	一〇〇	三、八三七	一〇〇
合計				

備考 既済別件数其他の二十八件中一件は移送、十七件は却下、七件は調停法第三十七條に依るもの、三件は調停委員會の定めたる調停條項に對し異議申立を爲したるものなり。

以上によれば昨年度に比し調停成立實數及割合共に減少し反對に不成立數は増加してゐる。これを要するに、本年度に於ける調停申立件數は減少せるに反し、調停不成立數は増加を示したことは一面調停の不成績を告げるものであらうが、又他面爭議の質的變化に伴ふ調停の困難を物語るものではあるまいか。

以下參考の爲めに農林省發表「小作調停の概要」を掲げることによさう。

小作調停の概要(農林省第四次小作年報)

一、小作調停法施行地區及職員の配置

小作調停法は大正十三年十二月一日より長崎、宮崎、福島、岩手、

青森、山形、秋田、鹿兒島、沖縄の九縣を除きたる他の一道三府三十九縣に施行せられ、今や未施行地は僅に宮城、岩手、青森、沖縄の四縣となれり、而して大正十五年(昭和元年)度に於ては調停法施行地區の擴張と變化に應じ各地方裁判所を通じ判事五人裁判所書記五人の増員を爲し、各地方廳を通じ小作官五人、小作官補五人の増員を行ひたるも、其の後調停事件輻輳し事務繁劇を加へたるに依り更に昭和二年度に於ては各地方裁判所を通じ判事五人、裁判所書記五人、各地方廳を通じ小作官十二人、小作官補五人の増員を行ひ且つ其の配置を變更したり。

二、小作調停委員の選任及指定

小作調停委員は調停法施行上重要な役目を有するものにして同法第二十九條に依り地方裁判所長に於て選任するものなるも、實際の選任に當りては地方の實情に精通する小作官に打合はすべき方針なるを以て、施行の初年度(大正十三年)に於て農務局長より地方長官に通牒を發し之が候補者の調査選定に付特に慎重なる考慮を拂はしめ、左記要領に依り毎年地方小作官より調停委員候補者名簿を調製し十一月末日迄に當該地方裁判所長に提出せしむることとせり。

第一、調停委員候補者數は郡、支廳の區域毎に約二十名乃至三十名を市に在りては十名乃至二十名を選定すること。第二、調停委員は調停に適當なる者に付選任指定せらるものなるを以て其の候補者は左記各號の種別に屬する者を適宜按配して選定すること但し第二號及第三號に屬する者に付ては調停主任が委員會を開くに際し調

停委員を指定する場合には各同數を選定することとなるべきを以て其選擇の際に於て成可く各同數を選定し置くこと、一、地主小作何れの側にも屬せざる純中立の者。二、地主側の信望ある者。三、小作側の信望ある者。四、地主小作双方の信望ある者。前項各號に依り選定すべき者は何れも調停を爲さしむるに適當なる者たることを要す。第三、調停委員候補者名簿は前項各號の種別毎に口座を設け各人に付年齢、地主小作人の別、其の他職業、性行、經歷、資産、政黨關係、大地主との親戚關係の有無又は地主及小作人の團體との關係等を明記すること。

右に依り地方廳に於ては市町村長、警察署長等に照會し種々調査を重ねたる上調停委員候補者名簿を作製し地方小作官より之を地方裁判所長に參考として送附したり。地方裁判所に於ても別に區裁判所、登記官吏、司法代書人其の他の方面に照會して取調べ前記小作官より提出したるものと慎重に照合調査し人選の上全國に亘り大正十四年には一萬三千餘を夫々選任したりしが、爾後地方裁判所に依りては一定の任期を定め毎年又は任期満了の度に選任替をする所多きも中には別に任期を定めず繼續し居る所もありとす。司法省民事局の昭和十一年二月末日現在調査に依れば其の員數左の如し。

地 主	總員數	一府縣當平均員數
地主兼自作者	四、九四	一、六
地主兼小作者	六、七	一、五
自作者	三、七	一、三
自作兼小作者	一、〇三	三

小 作 者	一、七三	四〇
其 他	一、六四	三

合 計 三、九四 三三

以上の如く地主、自作者及小作者即ち農業關係者一萬二千二百四十六人にして大部分を占め、其の他としては町村長、小學校教員、郵便局長、大學教授、辯護士、醫師、神官、僧侶、新聞記者、商業者等各階級の者を網羅せる狀況なり。一の道府縣に於て選任したる調停委員數の多少は爭議の事情、爭議地域の分布、一般の民情其の他各種の事情に依り夫々其の選任方針を異にせるを見たるも、其の普通なるは二百人乃至五百人にして三重九一〇人、兵庫八一七人、滋賀七九〇人、福岡七三八人、千葉五四三人、長崎五三六人の如きは多數の部に屬し、山口五六人、東京七六人、和歌山七九人の如きは少數なるものに屬す。而して之が配置の狀況を見るに府縣に依りては管下全體に亘り豫め普遍的に分散選任し置く所もあれど、又府縣に依りては例年爭議の發生する地方にのみ豫め選任し置き、爭議の發生稀なる地方には豫め選任し置かず隨時選任するの方針を執る所もあるなり。

調停の申立ありたる事件にして調停委員會を開催すべきものと認めたるものに付ては、調停主任は小作官の意見を聴き豫め選任したる者の中より指定すること稍多きも、事件の實情に依りては其の時に臨み適任者を選任の上直ちに指定することあり、地方に依りては後者の例に依る場合多き所もあるなり。調停委員會に於ける委員の員數は二人の場合最も多く、三人の場合之に次ぎ、四人、五人の場合少し。實際指定したる委員は爭議の狀況に應じ地主側小作側の

色彩稍明瞭なる者を双方より一人宛選定せるあり、更に之に中立者を加へ、又全然中立的立場に在る者のみを指定せるあり、又縣下を通じて觀たる徳望家と爭議地附近の實情に精通せる者とを按配指定せるが如き相當苦心の跡顯著なるものあり。

調停委員は調停主任及小作官と協力し、地方及小作人の間に立ちて斡旋盡力し調停上極めて有効なる働きを爲しつゝある地方もあり、殊に數年來の經驗を有する調停委員の如き頗る鍊達の士の増加せるは欣ぶべき現象なるも、中には往々不馴の爲め未だ充分なる能力を發揚し得ざるの憾みある委員もなきに非ず。

三、調停申立の状況及件數

昭和三年一月一日より同年十二月末日迄に小作調停法に依り申立を爲したる總件數は二六五五件（昭和四年一月十日報告到達現在に付今後相當増加すべし）なるも、之が調停申立の實情を見るに小作爭議としては一事件のものも調停申立に當りては當事者の便宜又は事件の性質等に依り數件乃至十數件に分割申立つるものあるを以て、之を一爭議單位に觀察して其の件數を擧ぐれば一五五八件となり、申立總件數に比し約五割九分に當る（以下單に件數と云ふ場合には此の小作爭議單位の件數を指す）。此の外大正十四年に於て調停を申立てたるものにして昭和三年に繰越したる事件一件（爭議單位として一件）、大正十五年（昭和元年）に於て調停を申立てたるものにして昭和三年に繰越したる事件一〇件（爭議單位數一〇件）、昭和二年に於て調停を申立てたるものにして昭和三年に繰越したる事件七〇一件（爭議單位件數三四六件）あり。即ち昭和三年に於て實際取扱

ひたる事件は合計一九一五件（爭議單位）に達す。以下調査の都合に依り此の繰越の事件は暫く別に取扱ひ、主として昭和三年の申立事件に就き述べん。

調停の申立時期につき之を觀るに最も多きは五月の二二六件にして、三月より六月に至る間は各月とも申立件數多きに上り、七月乃至九月に至り件數稍減少する傾向あり。之を小作爭議發生の場合と比較するに、小作爭議は收穫期乃至小作料支拂時期の前後に發生するもの最も多きも（十一月、十二月、一月、二月、三月の五ヶ月間に發生するもの最も多し）、調停申立の盛時は之より多少後れて來るものの如し。次に月別申立件數を示せば、

	大正拾五年 （昭和元年）		昭和二年		昭和三年	
	件數	割合	件數	割合	件數	割合
一	五	六・〇八	一七	六・九〇	一五	九・六九
二	六	六・八一	一五	八・七〇	二二	八・四二
三	六	一〇・〇六	一四	九・〇三	一七	二・〇〇
四	九	九・三三	一五	一〇・〇六	三〇	一四・二三
五	一三	二・七四	二六	一三・九三	三六	一四・五一
六	九	一〇・三八	一四	九・一五	一五	八・六七
七	三	七・六五	九	五・八〇	九	五・九七
八	三	三・二五	八	五・一六	八	五・二三
九	五	五・九八	八	五・二三	二	七・二三
十	一四	一〇・九〇	一三	八・五一	九	五・七八
十一	八	九・三三	一四	八・六四	八	五・一三

十二月	七・四	一・六	八・九〇	五	三・四七
受理月日不明	二	一・五	—	—	—
合 計	九四一〇〇・〇〇	一、五二一〇〇・〇〇	一、五八二〇〇・〇〇		

次に道府縣別調停申立状況を見るに概して爭議激甚の地に申立多く、香川の三八〇件（申立總件數四七七件）、新潟の二四三件（申立總件數七〇九件）、兵庫の一〇二件多數を占め、其他鳥取、岐阜、山梨、徳島、山形、奈良、福岡、三重、秋田、大阪、群馬、京都、島根、愛知、岡山等は其の爭議單位件數、關係耕地面積、關係人員等より觀察して主要なる地方なり。而して申立少き地方は埼玉、神奈川、高知、福島、福井、石川、宮崎、熊本等の各府縣にして、全く申立なき地方は東京、長崎、大分の三府縣なるが此等の地方に於ても亦地方廳に特設したる小作官の直接間接の斡旋に依り爭議の圓滿なる解決を遂げたるもの少からず。調停の申立を爲す場所に付ては當事者が直接地方裁判所に對して爲せるもの最も多く二四一二件（申立總件數の九割一分）を占め、市町村長を経由せるものは僅かに二四三件（九分）なり、而して其の申立は書面に依るもの大部分を占め二六四二件にして、口頭の申立は僅か十三件に過ぎず。

四、申立人の種別

調停の申立には地主の申立、小作人の申立、地主小作人合意の申立の三種あり、尙右の外一爭議に付地主小作人の双方より申立てたるもの稀にあり、其の種別件數（爭議單位）及割合を示せば左の如し。

申立者別	件數	割合 %
地主の申立	五〇二	三・三
小作人の申立	八六六	五・六
地主小作人合意の申立	一七四	二・七
双方申立	六	一・三

即ち總申立件數中、小作人申立は依然として過半數を占むるも、前年に比し合意申立著しく増加し、地主の申立も亦稍増加の傾向あるを認む。今本法實施以來各年の地主申立と小作人申立と合意申立との割合を示せば左の如し。（双方申立の割合は省略す）

	地主申立 %	小作人申立 %	合意申立
大正十三年	五〇・〇	五〇・〇	—
大正十四年	五四・〇	四三・六〇	二・三〇
大正十五年（昭和元年）	三三・三	五七・六	四・元
昭和二年	三三・九	六三・四	四・六
昭和三年	三三・三	五五・六	一一・七

爭議激烈なる地方に付て觀るに小作人の申立多きは秋田、新潟、岐阜、愛知、三重、大阪、鳥取、岡山、徳島、香川、福岡の各府縣、地主の申立と小作人の申立と伯仲の間にあるは山梨、京都、兵庫、奈良、島根の各府縣にして、地主の申立多きは山形、群馬の二縣に過ぎず。而して爭議の發生比較的少き地方に在りては地主の申立全然無くして小作人の申立のみに限らるるか或は小作人の申立絶對多數を占むる地方多し。

尙香川、京都の兩府縣には合意申立の多きを見るが之は小作官、

有志等が事實上の調停を爲し殆ど成立するに至りたる後之に法上の效力を附與する爲め地主と小作人と合意の申立を爲したるものにして、斯くの如き事情に在る場合に於て新潟縣に於ては合意申立を爲さず地主の申立つること多き實例も存するなり。

五、申立の要旨

調停申立を爲すに付ては爭議の實情を明にして之を爲すべきものなるを以て、其の申立書及申立の調書に付き調査すれば大體に於て爭議の要點即ち申立の要旨を知ることが得べし。

申立事件の要旨は多種多様にして地主の申立てたる場合と小作人の申立たる場合と合意申立の場合とに依り其の趣を異にするは勿論なりと雖、各申立に通ずる爭議の要點は小作料請求、小作料減額要求、小作料改定要求等小作料に關するもの最も多く、土地返還要求、小作契約繼續要求、小作權確認要求等之に次ぎ、土地賣渡要求、土地立入禁止假處分又は立毛差押等の解除の要求を爲すものの増加せるは小作爭議の變化に伴ふ新傾向なりとす。而して地主の土地返還要求又は小作人の小作契約繼續の要求は小作料の請求又は減額要求に附隨的に小作料の支拂を條件として申立てらるる場合亦尠からず。即ち總件數一五五八件中、小作料に關するもの（小作料請求、小作料請求並土地返還、小作料改定、小作料減額）一〇三五件に上り總件數の六割六分の大多數を示し、之に關せざるものは僅に他の三割四分なり、尙小作地返還、小作契約繼續又は小作權に關するもの増加したることは注目に値し六七三件に上り總件數の四割二分を占む。申立の要旨別件數を示せば左の如し。

申立者別		要求事項		件數	割合%
地主	小作料請求並土地返還	小作料請求	小作料改定	一八七	二・〇〇
		七九	五・〇七	六・三六	
主	其の他 <th>計</th> <td>二五</td> <td>八・〇三</td> <td>一・〇三</td>	計	二五	八・〇三	一・〇三
		五〇六	三三・四八		
小	小作料永久的減額又は小作料改定	小作料永久的減額	二四二	一五・五三	五・七八
		九〇	二・五六		
小	小作料永久的減額又は小作料改定	小作料永久的減額	四〇	九・一八	一六・六三
		一四三	二・〇五	〇・九六	
小	小作料永久的減額又は小作料改定	小作料永久的減額	二五九	二・六三	〇・五一
		三三	二・六三	〇・五一	
小	小作料永久的減額又は小作料改定	小作料永久的減額	一五	五・六六	〇・五一
		八	二・六三	〇・五一	
小	小作料永久的減額又は小作料改定	小作料永久的減額	四二	五・六六	〇・五一
		八五	五・六六	〇・五一	
小	小作料永久的減額又は小作料改定	小作料永久的減額	八	九・四四	一・四二
		二四七	一・四二	一・四二	
計		一七七	一・四二	一・四二	

六、申立人の要求

(一) 地主申立の場合 (イ) 小作料要求 小作人が小作料の支拂を爲さざるを以て之を支拂ふ様調停を求むるものにして、之に該當するもの最も多し、此の中には當年の小作料の支拂を要求するものと、數年來の滯納小作料の支拂を要求するものとあり。地主の申立件數五〇六件中、小作料請求を爲すもの二八六件ありて其の五割七分を占む。

(ロ) 土地返還 小作人が契約せる小作料の支拂を爲さざるを以て相當の期間を定めて之が催告を爲し、尙ほ支拂を爲さざる爲め小作契約を解除したるも小作人に於て土地を返還せざるにより其の返還方に付調停を求め、又は小作料支拂と土地返還とに付併せて調停を求むるものなり、此の土地返還を求むる調停申立の大多數は小作料の支拂方を督促する手段として、或は其の攻勢意思を示す手段として、或は感情に驅られて地主より此の舉に出でたりと認めらるるものなるも、中には勞力の關係上眞に自作の必要に逼られたる小地主が土地返還を求むるもの、及困憊せる小地主が小作料の納付問題に付毎年小作人と相争ひ小作料の收得不確定となり此儘にて推移せんか到底生活の途を講ずる能はざるを慮り、紛争の根源を絶つため小作地の引上を敢行して自作せんとする切實なる事件も存す。又地主が財産整理等の爲小作地を賣却したる場合に、買受人たる新地主より自作の爲土地返還を求むる事件もありとす。地主の申立件數五〇六件中土地返還要求を爲すもの二二四件ありて其の四割四分を占め、前

年に比し五分の増加を示せり。

(ハ) 小作料の改定 地主に於て時代の趨勢を考慮し積極的に現行契約小作料の相當ならざることを認めて小作料を改定せんとし、或は小作人の小作料改定の要求には異議なきも之が相當額の決定に付調停を申立つるもの、或は小作料の一時的減免問題につき年々折衝をなす煩を避くるため相當額を永久に減免すべきことを認め之が改定の方法に付調停を申立つるものあり。然れども中には地主、小作人に於て小作料の改定に付既に事實上の協定を経たるものに對し地主が法律上の効力を有する確定的のものたらしめんと欲して調停を申立てたるもの新潟、香川等にあり。小作料改定の申立は地主の申立件數の一割六分を占め前年に比し増加したり。

(ニ) 其他 尙以上の外、數年來引下げられたる小作料の復舊を望み、或は小作權の賠償額決定、小作契約の更改、小作證書の差入、調停條項の履行、耕作妨害排除等を要求して調停を申立てたるものあり。

(二) 小作人申立の場合 (イ) 小作料減額 1 小作料の一時的減額及滯納小作料減額 小作料の一時的減免は小作爭議に於ける小作人の要求としては最も普通なるものにして、風水旱害其他の災害に因る不作にて豫期の收穫なきに因るもの多きも、格別不作と認められざるにも拘らず不作なりとして、或は農業の收支不償を理由として要求を爲すと認めらるるものなきに非ず。而して數年來爭議を繼續し小作料を滯納したるものに付地主より小作料請求訴訟を提起せられたる場合に於て小作人より之が減額を要求するもの亦多し小作人の申立件數八七五件中、小作料一時的減額及滯納小作料減額を要求し

たるものは四二五件（内一四三件は小作契約繼續又は小作権確認要求と合併して申立つ）に上り其の四割九分を占む。2.小作料の改定從來の小作契約上の小作料額を過當なりとし、又は農業の收支不償を理由とし、契約を改定して之が減額を爲さむことを求むるものにして、此の要求を爲すものには數年來の小作料を滞納し置きて此の手段に出づるもの多し。小作料の永久減額又は小作料の改定を要求するものは一三〇件、小作人申立件數の一割五分を占む。

（ロ）小作契約の繼續 小作料未納のため地主より土地引上を申渡し又は地主が自作其他の必要より地小作返還を要求したる場合に小作人より申立るものにして、地主の土地返還要求に基く爭議が増加するに伴れて此種の小作人の要求は漸次多きを加へつゝあり。此の要求は四〇〇件（内、一四一件は小作料減額の要求と合併して申立つ）に上り、小作人申立件數に對し四割一分に當る。

（ハ）小作権又は永小作権の確認 地主より土地返還を要求したる場合に、小作人は之が對策として永小作権を主張し又は小作権あるを以て之が返還すること能はずとか又は之が賠償を爲すに非れば返還に應ずる能はずと主張して、調停を申立つるものにして、之に關するもの四九件、小作人申立件數に對し五分六厘を示し、前年に比し稍減少したり。

（ニ）土地賣渡要求 地主が小作地を他に賣却せんとする場合に於て、小作人は之を探知して其土地を小作人に賣渡さむことを要求し、或は既に小作地を買受けたる新地主が小作料の値上又は小作地の返還を要求したる場合に小作地の賣渡を要求するものにして之に關するもの八件あり。

（ホ）毛上料、耕作費及土地改良等に對する賠償 小作人が小作の繼續を希望するに拘らず土地返還の已むなきに至れる場合に於て、作物が土地の上に存する場合に其の毛上に對し或は其耕作費に對し、又は作物なき場合に於ても小作人が其土地に投じたる土地改良費に對して賠償を求むる事例十五件存す。

（ヘ）假處分、假差押の解除 地主に於て土地立入禁止の假處分又は立毛の假差押を執行したる場合に、之が解除を爲して小作人に耕作又は收穫せしめらるる様調停の申立を爲すものにして新潟、京都、岡山、香川の各府縣に亘り五件あり。

（ト）其他 以上の外、小作料支拂の延期、小作料値上反對、込米廢止、獎勵米俵裝料の支給、從來納入したる小作米に過納ありとして過納米の返還を求むるもの、小作地反別狹少なりとして反別の更正を求むるもの、地主の指定したる小作證書の差入を拒絶するもの、小作地返還に付き代地の交付を求むるもの、土地返還の延期を求むるもの、小作權讓渡の承認を求め小作名義の書換を求むるもの、地主の變更（土地賣買、相續等）の場合に小作料納入先の決定を求め又は新舊地主双方より小作料の請求を受け困却し二重小作料請求の排除を求むるもの、小作組合と脱退組合員との間に起れる積立米借用金支拂問題等につき小作人より調停を求むるものあり。

（三）地主小作人合意申立の場合 地主小作人間に於て、現行小作料は相當ならざることを認め小作料の改定を爲すべきことに付ては協定成りたるも、之が相當額の決定に付き協議調はざるため其の改定の方法に付調停を求めたるもの及既に兩當事者間に數次の交渉を重ね或は小作官其の他の斡旋を受け大體小作料改定に付き事實上の

協定成りたるものに對し効力を附與すべく申立を爲したるものあり。此の小作料改定を求むるものは一四七件、合意申立の八割三分を占め、前年に比し著しく増加したり、(主として香川縣)。尙小作料減免歩合に付地主小作人の意見一致を見ず、之が判定を求むるもの八件あり。

申立ありし千五百五十八件は昭和二年度の小作料及昭和三年以後の契約に關するもの大部分を占むるも、中には大正十三年、十四年、昭和元年以來の滞納小作料に關する懸案事件の調停方を申立てたるもの各府縣(香川、岐阜、新潟、鳥取等主なるものなり)に相當數に達するを見る、之れ小作爭議の解決が長年月に亘り困難を極むる事例の數からざる證左なるべし。

訴訟繫屬中の事件と調停申立との關係を見るに、調停申立件數一五五八件中、訴訟(假處分、假差押手續を含む)に關係あるものは三二〇件にして調停申立件數の二割に當り、香川、岐阜、新潟、兵庫、山梨、三重、福岡、大阪等に其の例多きも、前年に比し著しき減少を示せり。而して訴訟の關係せる範圍は調停を申立てたる爭議の範圍よりも小さく、爭議の一小部分なる場合多し。

訴訟繫屬中の事件に付調停の申立を爲すことに就ては往々にして種々の誤解行はれ、調停を受くるの眞意なく故意に訴訟事件の進行を遅延せしむるのみの目的を以て調停の申立を爲したるもの多しとの非難を生ずる場合なきにしも非ざれども、事實は斯の如く認めらるるものは稀にして、訴訟に依る解決よりも調停に依る解決を希望して之が申立を爲したりと認めざるを得ざるもの多し。要するに其の結果に於て圓滿なる調停の成立を見るに於ては、之等は調停法本

來の精神より觀て當初より豫期したる所なれば敢て訴訟妨害の行爲とのみ見るべきものに非ざるべし。

七、申立事件の範圍

本項の申立事件の範圍とは事件の關係人員及關係耕地地面積を謂ふ。

範圍は事件に依りて相同じからずと雖も普通の小作爭議の範圍と比較するに小なる場合多し、これ調停の申立は爭議全部に亘りて爲さるゝ場合なきに非ざるも、多くは爭議の一部のみ調停に申立てらるる場合多きを以てなり。故に直接調停には申立てざるも其の調停の結果に對し利害關係を有するものは多數なるを常とするものなるを以て、其の調停の結果如何は同一爭議の他の部分の解決に影響する所多く、實質に於ては此の調停事件の範圍は數字に現れたるものよりも大なるものと觀察せざる可からず。前記一、五五八件の總關係人員は地主八、八〇二人、小作人二七四七六人、利害關係人の参加せるもの四二三人にして、關係地面積は一〇、〇二五町歩なり。今之に依り調停一事件平均の範圍を求め、之と昭和二年發生の小作爭議一、二一四件に付きて調査したる一爭議平均の範圍と比較すれば左の如し。

種 別	調停事件	小作爭議
一事件當平均關係地面積	六・三町	二・三町
一事件に對する小作人數	一七・七人	三・三人
一事件に對する地主數	五・七人	九・四人

地主一人に對する關係地面積

一・三八町

二・二七町

小作人一人に對する關係地面積

〇・四五町

〇・三三町

一地主に對する小作人數

三・一

三・六

是に依つて觀察せば調停申立事件に於ける爭議は地主六人、小作人十八人にして其の關係耕地面積六町四反に亘り、調停事件が團體的性質を帶ぶるものたること明かなり。而して近時小作交渉に當り小作人組合地主組合の對抗的色彩濃厚なる地方に在りては、調停事件に付ても是等の團體を背景とする事件多し。殊に右調停事件は爭議の一部分のみに付き申立つること多き爲め、表面之に参加せざるも之と共同の利害關係を有する者多きは前述の如し。

八、事件の處理

裁判所に於て調停の申立を受理したるときは直に小作官に打合せ其意見を徴して調停委員會を開くべきか裁判所直接に調停すべきか等を決定するも、多くは法の精神に鑑み調停委員を指定し期日を定めて調停委員會を開くこととなる。即ち調停既済總件數一二〇八件中、調停委員會を開きたるものは六六五件（總件數の五割五分）に上り、前年に比し其の割合著しく増加し、裁判所の調停は三八〇件（總件數の三割一分）にして其の割合減少したり。尙以上の外勸解に依りたるもの七三件あり、又調停委員會と勸解と併進したるもの六〇件ありて、勸解者を利用したる事件一三三件（總件數の一割一分）あり。一般の府縣に於ては調停委員會を開くこと多きも、鳥取縣に於ては前年來依然として裁判所直接の調停を行ふこと多し。勸解者

を利用したるものは香川縣に特に多きを認めらるる、之れは調停申立前に小作官、有志者等が事實上の和解を成立せしめたる後に調停申立を爲したる場合又は調停申立後裁判所直接に或は調停委員會の調停を進行するの傍ら一方に小作官、有志者等をして勸解を爲さめしたるものなり。

調停の場所は裁判所直接に調停を行ふ場合には裁判所構内に於て開き、稀には受命判事に於て實情の調正を兼ね現地に出張して調停を進むることあり。調停委員會の場合には隨時適當の場所に出張して開催しつゝあり、即ち便宜に従ひ裁判所（地方裁判所、同支部、區裁判所）町村役場、寺院、公會堂、小學校、調停主任又は小作官の宿泊する旅館等を選び、又同一事件に在りても四圍の事情及事件進行の狀況に應じ回を重ねる毎に會場を變更するが如き場合もあり。

當事者多數の場合は申立と同時に總代を選任し來ること多きも、往々之を缺くことあるを以て此場合には裁判所より總代を選任せしむることあり。總代は調停の中途に於て變更増員することもあるなり。又關係爭議の全部を圓滿に解決せしむるため申立當事者以外に村内の他の地主小作人の参加を求め、又調停事件の當事者が有力なる小作組合に關係する場合に於ては組合幹部の意向を全然認めざるに於ては解決を困難ならしむる事情存するを以て、組合幹部を輔佐人とし又は其の意見を徴する等凡ゆる努力を拂ひ感情の融和を圖ることに苦心せり。

近時小作爭議手段の變化に伴ひ、稻の成熟期に至り地主側に於て土地立入禁止假處分又は立毛假差押を行ふこと増加したるが、斯の如き場合に立毛換價處分に先立ち小作人より調停の申立を爲したる

ときは、應急措置として先づ代金の幾分を供託せしめ次で換價處分に至らずして圓滿に調停したるが如き事例も各地に行はれたり。

調停進行に當りては調停主任、小作官、調停委員等が各協力し熱心に奔走し往々徹宵調停を繼續するが如き場合も存す。然れども組合運動の盛なる地方に在りては夜間に亘る調停の續行を人權蹂躪なりと非難する向もあるに依り、此の域に至らずして而も調停等に於ては、小作官は調停委員の如き役目を勤め當事者間を斡旋し或は困難なる事實の調査を行ふ等其の辛勞頗る多大なるものあり。

九、申立事件の結末

昭和三年申立調停件數（爭議單位）一五五八件に付て觀るに既済件數、一二〇八件、未済件數三五〇件にして、前年に比し未済件數減少し調停成立件數著しく増加したり。即ち各年別に事件結末の内譯を示せば左の如し。

	大正十五年		昭和二年		昭和三年	
	件數	割合	件數	割合	件數	割合
調停成立したるもの	四三三	四三・四七	七五一	四九・三四	八八一	五・五五
調停不成立のもの	一八	一・七三	六	二・三七	二四	一・五四
既済	取	下	を	な	し	
た	る	もの	一七	一・七三	三六	二・三二
却	下	を	な	し	二九	一・八六
計	六八	六・三三	一、一四〇	七四・九〇	一、二〇八	七七・五四
未済	三九五	三七・七	三八二	二五・二〇	三三〇	二二・四六

第二部第一篇 労働爭議

合計 一、〇三三 一、〇〇〇 一、五三三 一、〇〇〇 一、五八二 一、〇〇〇

備考 各年の數字は何れも次年一月十日報告到達現在に依りたるものなり。

尙右の事件に付其の取下を爲したる事由を調査すれば左の如し。

	大正十五年	昭和二年	昭和三年
當事者間に示談成立したるに因るもの	三	五	七
調停の見込なしと認め取下けたるもの	四	一四	一六
調停手續進行前取下けたるもの	三	七	三
其の他	六	三	九

備考 調停手續進行前取下けたるものは多くは當事者間に於て示談成立せるものにして「其の他」とあるは申立人の都合に依るもの及び取下理由の不明なるものなり。

以上の結果に依れば既済事件一二〇八件中、明かに調停不成立となりたるもの（却下、調停委員の提出せる調停條項に異議を申立てたるもの及び調停の見込みなしとして取下けたるもの等を含む）合計一六四件（既済件數の一割三分六厘に當る）は爭議調停に至らず決裂せるものと謂ふを得べく（中には調停の見込なしとして取下けたるものを更に小作官に於て機を見て調停を行ひ或は數ヶ月後更めて當事者より調停を申立て成立せるものあり）。次に調停成立したるものと法上の調停より取下けたるも事實上の和解成立せるものとの合計九五二件（七割八分八厘）は圓滿に解決せるものにして、調停成立の成績は前年に比し良好なりと認めらる。斯の如く調停成立歩

合の良好なるを示せるは各種の原因によるべきも、調停法運用の精神漸次徹底したると、小作組合運動の動搖等の爲め地主小作人共に之に依りて解決するを有利なりと認めたるに因るなるべし。

前年來小作爭議が複雑となり地主の訴訟手段に出るもの増加せるに伴ひ小作人側は調停申立を爲して訴訟手續の進行を止め以て和解に移らんとするもの多く、其の結果往々訴訟妨害行爲なるかの如き疑念を懷かしむる場合もありとす、斯の如き場合に於て小作人より申立てたる調停事件も遂には圓滿に調停成立すること多きは勿論なりと雖も、訴訟を強調する地主に在りては小作人の態度強硬なると相俟て調停に不同意を唱ふることあるを以て、調停不成立となるか又は急速には調停成立の見込なしとて一應之が取下を爲すものあり、鳥取、山梨、群馬、新潟、兵庫、香川の諸縣に此の事例を見たり。却下一二件は小作調停法第二條又は第三十七條に該當するものとして却下し、又は調停を爲さざりしものにして、多くは調停を受くるの眞意なく訴訟妨害又は強制執行手續の進行を阻止することのみを目的とするが如き事情の明瞭となりたる事件にして、兵庫、鳥取、茨城、福岡、香川、愛媛、秋田等に其の事例ありたり。

次に昭和二年申立事件にして調停成立したる八八一件に付事件を受理したる日より調停終了したる日迄の日數を調査するに、一ヶ月以内に解決せるもの五五二件にして調停成立總件數の六割三分を占め、之れに一ヶ月以上三ヶ月以内のもの二三〇件（總件數の二割六分）を加ふれば成立總件數の大部分（約八割九分）は三ヶ月以内に終了を見るの状況なり。（六ヶ月以上に亘るものは僅か一六件にして總件數の二分に過ぎず）尙此の日數中には當事者の呼出、利害關係

人參加の呼出、其の他調停準備に要する日數も通算しあり、當事者多數にして關係面積廣汎なるものに在りては斯かる手續に相當の日數を費すものなれば、此の準備手續に要する日子を控除せば眞に調停成立迄に要したる日數は更に短きものにして、裁判に比すれば調停は遙かに迅速に終了を告ぐるものと見るを得べし。

大正十五年乃至昭和三年申立事件の調停成立せるものに付、調停申立を受理したる日より調停終了したる日迄の期間別件數を示せば左の如し。

	大正十五年 (昭和元年)		昭和二年		昭和三年	
	成立 件數	割合 %	成立 件數	割合 %	成立 件數	割合 %
十日以内	二五	一九・二六	三六	三三・七四	三九	二九・四〇
二十日以内	八三	二三・九〇	一四二	一四・八一	一四七	一六・六九
一ヶ月以内	五八	九・七二	一〇三	一〇・七二	一四六	一六・五七
一ヶ月半以内	七三	二二・三三	九二	九・六六	一〇〇	一一・三五
二ヶ月以内	四六	七・七〇	七六	八・一九	六六	七・四九
三ヶ月以内	七五	二二・六六	一〇三	一〇・七一	六四	七・二七
四ヶ月以内	三八	六・三七	六二	六・四一	四八	五・四五
五ヶ月以内	三八	六・三七	四四	四・六二	二七	三・〇六
六ヶ月以内	一九	三・八	四二	四・三一	八	〇・九一
七ヶ月以内	一七	二・八五	一九	一・九	七	〇・七九
八ヶ月以内	九	一・五二	一五	一・五八	二	〇・二三
九ヶ月以内	一四	二・三四	一六	一・六九	七	〇・七九

十ヶ月以内	四	〇・七	一五	一・六	一	一
期間不明	八	一・三	一	一	一	一

計 五七 一〇〇・〇 五三 一〇〇・〇 八二 一〇〇・〇

備考 大正十五年申立は昭和二年六月末日、昭和二年申立は昭和三年八月末日、昭和三年申立は昭和四年一月十日報告到達現在なり。

次に之が調停回数につき見るに、一回にて成立したるもの最も多く五九四件にして、二回の一三七件、三回の七五件、四回の二三件順次之に亞ぐ。如斯一回にて成立するものの割合多きは調停に申立つる以前に於て既に小作官の事實上の調停に依り、或は其他の仲介者に依りて略協定成りたるものに付小作調停法上の効力を附與すべき目的にて調停の申立を爲すもの相當數あるに因るべし。されど爭議の關係廣汎複雑なるものに在りては十數回の調停を重ねて苦心の結果漸く成立を見たるものも之なきに非ず。大阪の三十二回三件（昭和二年申立昭和三年解決）、三重の二十五回（昭和二年申立昭和三年解決）等は最も回数の多き事例に屬し、其の繼續期間の長きは岡山の一年十一ヶ月（大正十五年申立昭和三年解決）に達したるものあり。尙調停不成立及調停の見込なしとして取下げたるものに就き之を見るに、多くは二回三回以上の委員會を重ね中には二十五回以上も委員會を開きて種々折衝を重ねたるも遂に決裂を見るの已なきに至りしものあり。

大正十四年乃至昭和二年申立事件にして昭和三年中に解決せざりしもの八三件（十四年一件、十五年三件、二年七九件）あり。大正十四年申立の未解決事件は一件にして大阪に存し、當事者病氣の爲

故障ありて進行せず繫屬するものなり。大正十五年（昭和元年）申立の未済は新潟三件。昭和二年申立の未済は三重、新潟、岐阜、山梨、大阪、鳥取等の各地に點々之れあり、機會の到る毎に調停を進めつゝあり。

一〇、調停條項の内容

調停の内容は爭議の内情が多種多様なに従ひ千差萬別なりと雖、前述の如く爭議の中心をなすものは小作料の問題にして之に次ぐは小作契約繼續及土地返還の問題等を以て、其の調停の内容に於ても其の主眼となるものは多くは是等の問題の解決にありとす。然れども調停は訴訟と其の趣を異にし手續も極めて自由なるを以て、當初申立たる要旨の中に洩れたる事項も爭議解決上必要なる點は詳細に之を協定せしめ、更に小作關係の將來に付きても問題となる可き點を廣く考慮して之が解決に努むるが爲め、調停條項作成の時に至れば當初申立てたる以外の事項に亘る場合多し。昭和三年に申立たる一五五八件中、年内に調停成立したる八八一件に付調停條項の内容を調査すれば左の如し。

成立したる條項を通觀するに兩三年の經驗により各地共に其の成立後に於ける履行を確實ならしむる爲に、能ふ限り手落なく之を作成するの必要を痛感し、其の條項は漸次綿密となり、記述上の缺陷に基く履行不能の場合を生ぜざる様精細なる規定を爲すの傾向あり。又解釋上疑義を生ずる虞ある事項に付ては特に約款中に協定の事情、理由、沿革等を説明的に記述し又は覺書を作成し添付するもの増加するの傾向あるを認めらる。

一、小作料に關するもの (イ) 小作料の支拂 此處に所謂小作料の支拂とは未納小作料の支拂方法を主眼として調停したるものを云ふ。其の内容を見るに、小作人が既に納期を經過したる（契約小作料又は地主の減額通知せるもの）の全部又は一部を納付せざりしにより之を支拂ふことに調停したるものにして、其の經過を見るに多くは小作料の一時的減額、小作料の改定、土地返還、小作契約繼續等の問題に付爭ありたる爲め爭議手段として小作料を納入せざるものが、調停の結果其の原因たる懸案の解決に伴ひ未納小作料を支拂ふことに協定したるものなり。而して其の小作料は昭和二年分に屬するものと前數年來の滯納小作料に屬するものとあり、又單に小作料の支拂を目的とするもの、外、小作料の一時的減額、小作料改定、小作契約繼續、土地返還其の他小作條件改定等の事項と複合聯關して之を解決したるもの多し。其の解決せる小作料の支拂時期に就ては期限を協定して一時拂と爲し決濟するもの多く、三九二件（成立件數の四割四分）に上り、數年に亘る滯納小作料の如きは數回に分割し年賦拂にするものあり。此の分割拂を爲すものは一〇八件（成立件數の一割二分）なり。右の小作料支拂の條項を定めたる主なる地方は香川、新潟、兵庫、島根、山形、奈良等なり。

右に依り協定したる小作料の納入を確實にし、完全なる履行を期する爲には種々なる苦心を爲し、現物あるときは之を徴し又爭議紛糾し小作人が小作米を賣却して換價保管せる場合或は既に現物を賣却又は消費せる場合等には未納小作料の支拂を容易ならしむる爲に、代金換算の單價を協定し其の支拂ふべき金額を計算明記せる實例多し。其價格は當時の時價に依るもの、滯納期（契約上定まれる小

作料債務履行期）の相場に依るもの等區々なり。而して調停條項に定めたる支拂履行期日を怠りたるときは種々の特典を失はしめ、催告を要せずして直に強制執行することを得べく記載し、或は期日迄に完納したるときは獎勵の意味を以て相當の賞與金穀を給與すべく定めたる事例あり。

(ロ) 小作料の一時的減額 小作人小作料を支拂はず地主之が支拂を要求したるもの、小作人より小作料の減額を要求したるものは大部分此の小作料の一時的減額に落着するも、小作人より小作料の改定を要求したる事件に在りても結局一時的減額として解決せらるゝものあり。又地主が土地返還を要求し小作人が小作契約の繼續を要求したる事件にして小作料を一時的に減額して契約を繼續する事例あり。其の小作料の年度は當年のものあり、數年來の滯納に屬するものあり。一時的減額の條項を定めたる主なる地方は香川、新潟、兵庫、奈良、岡山、山梨、福岡、鳥取等なり。

而して減額の内容は其の最も普通なるは三割乃至六割の減額を要求して一割五分乃至三割の減額に解決したる事例にして、輕減率の小なるは一割減位にて落着せるものあり。又大なるは五割乃至七割減位にて成立せる例も稀に存す。尙小作料の一時的減額問題の解決に當りては他に影響せんことを顧慮し減額率を低く獎勵金穀等の相當額を地主より小作人に交付するの條件を附する例もあり。

(ハ) 小作料の改定（永久的減額） 小作料の改定には期間を定めず永久的に減額するものと、一定期間内（三年乃至七年、五年のもの多し）減額するものあり。昨年來小作爭議に於ては小作料の値上に關する爭議増加の傾向あれども、調停事件としては殆ど稀にして僅か

二件を數ふるに過ぎず。此の小作料改定の問題は多くは複雑なる團體爭議にして小作人の結束竝に其の態度強硬なる上に、地主も其の減額の影響する所大なるが故に從來は容易に譲歩せず協調甚だ困難なりしが、昨年來地主に於ても年々の小作料減額交渉の煩を避けんが爲め、小作人の要求に應じて改定に付合意申立を爲し、或は地主より之が申立を爲したるものも著しく増加したり。調停條項中此の永久的減額及小作料の改定に關するもの二九二件に達し、成立總件數の三割三分餘を占め前年に比し増加を示せり。香川、新潟、兵庫、山形、京都等は其の主なる地方なり。

小作人の永久的減額要求は二割乃至三割の減額を主張する例多く、其の調停の結果は從前の小作料の一割乃至二割輕減の程度にて協定成立するを普通とし、稀に三割以上の減額を認めたるものあり。此の小作料の改定に當りては(1)現地に就き一筆毎の土質、收穫高、耕作の便否等を査定して新に土地の等級を作り別に一定の分配標準を協定し之に基き小作料を算出せるものあり、(2)現行土地臺帳の等級、反別又は法定地價等に基き改定するものあり、即ち一等田何程二等田何程と改定小作料を協定し、又は地價百圓に付小作料何程と標準小作料を協定して改定を行ふ例あり、尙(3)現行小作料の何割何分減と單純に協定する例もあり、されば(1)及(2)に在りては耕地全部を通ずれば改定小作料が舊小作料よりも相當減額を來すも、一筆毎の土地に付ては計算上舊小作料よりも増額の結果を見るもの無きに非ず、此點を救済すべく小作人一人別の改定小作料の合計額が舊小作料の合計額よりも高き場合には舊小作料に依ることを明記する事例もありとす。尙改定したる小作料に付ては小作料額不變更年限を

三年、五年位として小作契約年限に觸るゝことを避けたる所と小作料には有效年限を附せざる代りに小作契約年限を定めたる所とあり、地方の事情に依り必ずしも一樣ならず。

(二) 凶作時に於ける減免率又は減免方法決定 小作契約繼續の場合及小作料を改定したる場合に於て其の協定したる小作料に付ても大體に於て從來の減免の慣行は存置して、或る程度の不作凶作の場合には更に作況に依り一定の方法を以て一時的減額を爲すことを約定して調停成立せる事例頗る多數に上り、此の條項を定めたるものは四七八件(成立件數の五割四分)に達し、香川、新潟、兵庫、京都、島根、岐阜、奈良、福岡、山形、三重、岡山等は其の主なる地方なり。小作爭議に於て凶作時の小作料減免交渉が極めて重要な地位を占むる關係上、當事者に於ても痛切に其の必要を認め、各地に於て調停條項中に之が精細なる定めを爲したることは顯著なる現象にして、右の中には昭和二年三月農務局發表「小作法案草案」の影響を受けたるが如く認めらるゝものも相當多數に存したり。尙新潟、香川、群馬、兵庫、愛知、三重、奈良、京都、大阪等に於ては略一定の形式の下に比隣類似の條項を以て調停成立しつゝあり。

減免の決定に付ては大部分は檢見を行ひて之を爲すこととし、其の決定の手續は概ね左の如し。1 小作人より減免に關する檢見の申入を爲すべき時期 收穫時期より「十日」「十四日」「十五日」前に申入るべきことに定めたるもの多く、「豫め」「十月二十五日(十一月十日)」迄」と記載せるものあり、尙稀に「平年作の二割(一割五分)減以上のとき」と其の檢見申入を爲し得べき不作の程度を定めたるものあり、又不可抗力に基き減收の場合の外小作料の減額

請求を爲すを得ざる旨を定めたるものあり。2 検見又は減免要求の申入の形式 検見又は減免要求の申入に付ては、特に其の形式に付て定めを爲さざるもの多きも、新潟縣等に於ては小作料減免の要求に當りては各筆毎の見込収量を記載せる書面を以て小作人より地主に對し検見の申入を爲すべきことを定めたるもの多し。此の方法に依れば申入を爲したりや否やに付ての争を防ぐことを得べし。右の場合に於て地主が申入書に記載せる小作人の見込収量を承認すれば検見は省略し得るなり。3 検見の立會者 地主小作人雙方より同數の委員を出し立會の上検見を行ふこととし其の他村長、技術員等の立會を求むるものあり。4 検見の方法、地主が小作人の申入れを爲したる検見に應ぜざる場合は「隣接地の地主の決定に準ず」、「小作人側の委員に於て之を爲すことを得」、「小作人の主張したる収量を承認したるものと看做す」、「小作人に其の旨申出で検見を受け、其認定により小作料額の決定を受くることを得」等と定めたるものあり。而して検見に於ては立毛を目測して収量を決定することを得る旨を掲げたるもの、更に協定調はざるときは坪刈を爲すこととし、其の方法を綿密に掲げたるものあり。或は協定調はざるときは村長、技術員、郡農會、小作官、協調組合等の裁定に従ふこととし、又は小作調停の申立を爲すこととし定めたるものあり。5 減額決定方法、甲 減額を開始すべき不作の程度及減額率を定めたるもの、a 検見による實收穫高が小作料（主として改定）の十八割（二十割又は反當幾何）以下の時より減額を爲すこととし、其の豫定收穫高と實收穫高との差額の七割（六割又は五割）に相當する量を契約小作料中より減額するものあり、此の場合に小作人の收得が六斗

に満たざる計算となる場合には小作人の手に六斗を残すことを保障したることもあり。b 検見による實收穫高が小作料の倍額（二十割又は反當幾何）に満たざるときは減額を行ふこととし實收穫高の五割（四割、四割五分、六割）を小作料とすることに定めたるものあり、又此の場合に於ても立毛を刈分けすることとし定めたるものあり。c 收穫減損の割合（何分作の時は何割何分減と明定せるものあり）に應じ小作料の減額請求を認むることとし定めたるものあり。d 實收穫高と小作料の對照表を作製し置き收穫調査（坪刈に依る生籾より玄米を換算する率を定め又は乾燥糶摺す）の結果より直ちに減額小作料を算出するものあり。乙 小作料減額決定機關の構成 雙方より出すべき委員の數（第三者より參加すべき者）及減額すべき場合のみを掲げ、減免標準には觸れず只協定成らざるときは村長、小作官等の裁定に服することとし、又は小作調停の申立を爲すこととし、せるものあり。6 検見の申入を爲さずして刈取を行へる場合、殆ど全部小作人が検見を受けずして收穫したる場合には減額せずと定めたり。

(ホ) 小作料納期確定 小作關係に於て近時小作料の納期遲滞の實例多きに鑑み小作料改定、小作契約繼續等の調停條項には將來の小作料納入期日を明確にし、且其の期日迄に地主の指定する場所（多くは小作地所在大字又は其の近地）に小作人より持參すべきことを定めたるもの多く、又滞納小作料の支拂に關する調停に付ても其の納期を明確にし以て之が履行の完きを期せんとせり。此の納期を確定したるものは著しく増加し、五三四件（成立件數の六割一分）を占め、香川、新潟、山形、京都、兵庫、島根、福岡、群馬、岐阜等は

其の主なる地方なり。

(ヘ) 金穀支給又は増額 小作料改定の場合は勿論小作料一時的減額の場合に於ても、其の減額の結果は土地價格其の他に影響すること尠なからざるを以て、地主は減額率を低く装ひ獎勵金(米)其の他の名目を以て相當の額を小作人に交付するの條件を定むる事例あり。又從來支給し居たる産米検査に關聯する補償米の増額を爲し、或は小作料を納期迄に完納したるときは獎勵金(米其他の穀類)を出すこととして之が支給を以て小作料納入督勵の方便と兼ねしめたる事例もあり、之等は表面小作料減額としては現はれざるも實質に於て小作料を減額したると同一の結果と見るべきものなり。此の種の條項を定めたるもの一七一件あり、香川、兵庫、京都、新潟、奈良、岡山、島根等は主なる地方なり。

(ト) 小作米の品質、俵装等の改正統一 從來小作料の品質俵装等に關しては、多くは地方の慣行に依り又は地主小作人間に協定あるを普通とするも其の確定せざりしもの又は約定、慣習あるも實行困難なりしものは爭議調停の際小作料の支拂、小作料の改定、小作契約繼續と共に支拂ふべき小作米の品質、等級等に付き之を明確に協定せる事例あり。而して或る程度以下の不作又は品質不良米を多數に生産したる年には納米の等級を低下することに定めたるものあり。又從來二重俵装なりしものを單俵に改めたる上若し二重俵装にしたるときは俵装料を支給することに定めたるものあり。

二、小作契約繼續及小作地返還に關するもの (イ) 小作契約繼續 地主より土地返還方を申出で調停を申立たる場合、又は地主の土地返還要求に對して小作人より小作契約繼續、小作權の存在を主張し

て調停を申立てたる場合(小作料の減免改定等を表面の申立理由とするも内實は小作契約繼續を含む事件あり)等に於て、之が調停の結果は大部分は小作人に於て舊の如く係争地を小作することに落着し、同時に一部分小作料を減免して未納小作料を地主に支拂ふことを確保し其の他小作條件を改定して將來に亘る協定を爲すこと多く、之に關する條項を定めたるもの五三四件(成立件數の六割一分)の多數に上り、(尙ほ其の他に一部の土地を返還し他の部分の土地に付小作契約を繼續せるもの七十件あり)、香川、新潟、山形、奈良、島根、京都、兵庫、福岡、群馬、山梨、岐阜、徳島等は其の主なる地方なり。

小作契約繼續の場合は將來に於ける地主の小作料收得を確保し其の他小作關係を明確ならしむる爲め小作證書を差入る、ことを約し、又は小作料の納入、減免交渉等に關し調停條項中に嚴格なる定めを設くるものあり。而して小作契約繼續に當りては近時期間を定むるもの増加し、其の小作契約期間は三年乃至七年とし五年に定めたるもの多く稀に十年のものあり、或は期間に觸るゝことを避け期間を定めず又は期間を定めざることを明記したるものも存す。

右の場合に於て期間満了後の契約の更新に付成るべく耕作繼續の機會を多からしむることに努め、濫りに更新拒絶を爲し得ざること

を定めたる事例漸次増加するの傾向ありとす。

(ロ) 小作契約に附帶せる制限約款 近年小作爭議の頻發と小作事情の變化に伴ひ、小作人に於て小作地賃借權の讓渡又は轉貸を行ひ或は第三者に耕作を委託する等の爲め地主の知らぬ間に轉々と耕作人の變動することあり、之が爲め往々地主に於て小作料の取立、小作地

返還の執行を爲すに際し障礙を蒙ることあり、又此の種の事實が繼續的に頻發するに因り從來の小作慣習も自ら紛交を來し屢々紛議の因となるを以て、斯の如き權利の内容の紛交を避けんとし、小作契約の約款として「小作地の賃借權を他人に譲渡し又は轉貸し若くは耕作を他人に委託することを得ず」「竹木類の栽植又地形、地目、境界の變更を爲すことを得ず」等の制限を附するもの著しく増加し、此の種の約款を定めたるもの一九二件（成立件數の二割二分）に上り、香川縣其の大部分を占め、京都、新潟、兵庫、岐阜等の各府縣にも亦其の例多し。

(ハ) 債務不履行の場合に於ける解約の約款 地主が小作契約を解除して土地返還の要求を爲すは眞に小作地を必要とする理由に因るよりは寧ろ小作料收得の不安定なるに因り之を行はんとするもの多き實情なれば、地主が土地返還方を主張せる事件にして調停の結果小作契約の繼續を認むるに至りし場合に於て、地主は將來に於ける小作料の收得を確實ならしめ且つ小作地利用に關する各種の條件を履行せしむる爲、若し小作人が將來恣に小作料の怠納を爲し、若くは主要なる契約條項に違反したる場合には直ちに土地返還を爲すべき旨の約定（何等の手續を要せずして土地引上を受け、直ちに執行を受けるも小作人に於て異議なき旨明記せるものあり）を爲せるもの一八五件（成立件數の二割一分）あり。香川縣其過半を占め、新潟、島根、山形、京都、群馬、三重、兵庫等にも亦其の例多し。然れども僅少なる小作料の滞納に過ぎざる場合に於て直ちに契約解除の結果を見るが如きは往々小作人の生活上に及ぼす影響大なるものあるを以て二ヶ月（十月、一月等）の期間を定めて之が履行を催告すべく

相當の猶豫期間を認め、或は小作料の滞納額が一ヶ年分又は二ヶ年分以上に達したる時に非ざれば解約し得ざることに實情を斟酌したる規定を設くるが如きもの最近各地方に認めらるゝに至れり。

(ニ) 小作地返還 地主が眞に自作を必要とし又は耕地を農業用以外に使用する場合に於いて、調停の結果已むなく小作地返還の條項を定むるものは小作人の生活を考慮するが故に、其の返還面積は多からざるを常とし、此の場合に在りても小作地全部を即時に無條件に返還せしむる事例は殆どなく、地主に於て未納小作料を全免し又は作離料其の他の補償を小作人に給與することを條件として小作地を返還せしむるか、或は小作地の一部のみを返還せしめて他の一部は繼續小作せしむることとし、又は小作地返還の時期を延期して一定期間（多くは一作期間）小作を繼續せしむることとなる例多し。又係争地が既に地主に於て自作し又は他の小作人に貸付したる後に於ては之が取戻は容易ならず、而も小作人としては其の生活上小作地を必要とする切實なる事實あるを以て結局地主より代地として返還地に代るべき相當の土地を交付せる事例一三件あり。

調停成立せる事件の中、土地返還を爲したるものは九五件（成立件數の一割一分）にして、前年に比し稍減少し、右の外土地の一部は小作を繼續し他の一部を返還したるもの七〇件あり。小作地返還の條項を定めたる主なる地方は徳島、香川、兵庫、岐阜、新潟、福岡等なり。

三、永小作權及小作權の確認 永小作權及小作權の確認を主張せる調停事件は相當多數に上り、小作權に付ては土地返還と同時に地主に於て之を買取り又は小作契約の繼續を認め其の存在を承認した

る事例各地に點々あるも、永小作權に付きては其の影響する所大なるを以て地主側の承認すること容易ならず、僅に山口、高知に於て各一件あるのみにして、其の他は多くは永小作權の主張を抛棄し賃貸借として小作契約を繼續するの狀況なり。

四、小作地賣却又は小作地先買權の附與 地主が小作地返還を求めたる場合又は之を他に賣却せむとする場合に於て小作人が之を知りて其の購入を申出でたるもの、或は小作人が永小作權、小作權の確認を要求したる場合等に於て調停の結果土地を賣渡したる事例二十八件あり。山形、富山、新潟、岐阜、徳島、山梨等は主なる地方にして、之が資金は政府の融通する自作農創定資金の供給を受けたるもの多し。又現實に土地は賣渡さざるも今後小作地賣却の場合は先づ小作人に之が買取の機會を與ふ可き旨の約定を爲せる事件三六件あり、香川、新潟、岐阜、京都等に其例多し。此種の條項は小作法草案及自作農獎勵の影響を受け特に増加したるものの如し。

五、小作權、作離料、土地改良費、作物等の賠償 土地返還問題に隨伴し小作人は小作權、作離料、土地改良費、立毛代、耕作費等の賠償又は支給を請求すること多く、調停の結果は之を區分することあれども多くは名義を明にせず各種の補償賠償を一括して相當の金穀を支給す。調停條項中に小作權の賠償を明記せるは六十三件にして、著しく増加し、香川、徳島、兵庫、岐阜、鳥取、大阪、山形、愛知等に其の事件多し。土地改良費、立毛代、耕作費等の賠償を爲すものは二〇件にして、山形、愛知、熊本、大阪、山梨、長野、岐阜、兵庫、島根、徳島、愛媛、北海道等に其の事例存す。小作權及作離料の賠償並に支給は現實に土地返還問題の起りたる場合のみならず

將來其の事實の到來せる場合に於ける豫約を爲したるものあり。而して其の豫約の額は返還地が市街住宅地に變換せらるるが如きものは極めて多額に上るものあり、少きは一年分の小作料額とするものあり、小作法草案の影響を受け其の規定に類似したる定めを爲したるものあり。

六、訴訟取下其他 調停事件にして訴訟繫屬中なりしものは、調停成立と共に訴訟を取下ぐべきことを明記するもの多く、此の條項を定めたるもの一五二件あり。更に訴訟又は調停の費用の支辨方法を定めたるもの二六五件あり。而して訴訟取下、假處分、假差押に關する供託金の下戻等に付ては綿密なる取極を爲すもの多し。尙調停條項を如何に詳細に規定するとも小作契約の内容を全部網羅すること困難なるに鑑み、調停條項に牴觸せざる慣習は之を存置すべき旨を明記したるものあり、又其の強制執行の不可能なること明かなるに拘らず特に「地主と小作人は互に情誼を重んじ親睦を旨とし固く約束を守り農村の平和と福利の増進を圖り以て共存共榮の目的を達することに努力し今後再び斯かる爭議を惹起せざる様注意すること」の如き條項を定め徳義上の趣旨を宣明したるものも存するを見るなり。

七、調停條項に記載する主なる約款 各種の調停事例に於て其の主眼とする契約を補充し之が履行を支障なからしむる爲め調停條項に記載せる各種の約款を擧ぐれば概ね左の如し。而して各事件の調停調書には共通の事項として爭議の目的たる土地の一筆毎の地番、地目、面積、契約又は支拂の決定せる小作料の種類及數量地主及小作人の住所氏名等を記載したり。(一)小作契約の締結に關し定めたるも

の 1、小作契約證書を差入れること 2、小作契約に付保證人を附すべきこと 3、小作契約の期間、イ、年期を定めたるもの、ロ、年期を定めざるもの（不定期とせるもの） 4、期間及契約の更新の申入及其承諾の場合の制限 5、小作の連帯契約。(二)小作料改定に關し定めたるもの 1、改定小作料の種類、數量 2、右の小作料不變更年限 3、將來改定を行ふべき場合の定め 4、改定實施機關。(三)小作料納入に關し定めたるもの 1、小作料の數量、品質（等級）、一俵の容量及俵裝 2 現物の納入困難なる場合の代金換算方法及其の價額 3、代金納の單價決定の基準又は之を決定する機關の構成 4、滯納小作料（其の年又は二、三年來のもの）整理の爲其の割賦拂又は免除 5、納入の期日、6 納入の場所 7、獎勵米、補給米及俵裝料を交付すべき場合並其の額、8、凶作不作時の處置、イ、小作料の減額を行ふべき凶作又は減收の程度、ロ、檢見又は減免要求申入の形式、ハ、小作料の減額査定方法（場所の選定、檢見及減額査定標準並其の機關の構成）ニ、減免額決定に至る迄の内納額の明定 9、滯納したる場合の處置（猶豫期間、獎勵金品の交付取消、強制執行の約諾） 10、小作料の連帶支拂。(四)小作權及土地利用制限に關し定めたるもの 1、小作權の賠償價格並其の代金支拂時期 2、小作權の賣買、讓渡又は轉貸の場合の手續若くは其の禁止 3、栽培作物、地形變更及土地に對する工事設備の制限並地主の承諾を求むべき場合 4、永小作權に非ずして賃貸借なることの明記 5、小作地を賣却すべき場合に於ける小作人の先買權（或は價格を豫約）承認 6、地主の變更に附隨する契約承繼義務。(五)費用の負擔及辨償に關し定めたるもの 1、耕作者手後

の土地を小作する場合の勞賃、肥料代等の辨償 2、土地改良工事又は灌漑排水費の負擔方法 3、公租、公課、諸掛の負擔方法。(六)契約條件の勵行に關し定めたるもの、1、債務不履行（列記）の場合の解約處分（當然解除となり執行に異議なしとの定め）2、小作料債務履行と同時に獎勵金品交付。(七)小作人に小作地賣却を爲すことに關し定めたるもの 1、手附金の取極 2、約定期日迄に代金支拂を爲さざる場合の賣買契約の無効 3、代金の連帶支拂 4、賣買成立と共に移轉する權利義務の内容（公租、諸掛、小作料等の處置）5、登記費用の負擔方法 6、破約の場合の處置。(八)小作契約の解除又は終了に關し定めたるもの 1、解約の申入を爲し得る場合、イ、債務不履行の場合（主要契約條項に違反、小作料滯納額が一定額（一年分、二年分）に達せるとき）ロ、地主に於て已むを得ざる必要を生じたる場合（土地使用、目的の變更、自作） 2、解約申入時期の制限及豫告期間 3、期間満了の際契約更新を申出た場合の地主の應諾義務（又は解約に付豫告を爲さざれば當然更新繼續）。(九)小作地返還に關し定めたるもの 1、返還すべき土地の地番、反別及引渡期日 2、返還の際に於ける現存作物、工作物等の處分方法、3、土地改良費、作物の賠償及作離料等の支拂方法（又は此等のものを絶対に支給せざることの定め） 4、地主の自作するに付返還の場合には將來再び小作せしむる場合の元小作人の優先權の留保。(十)地主組合小作人組合の處置に關し定めたるもの 1、抗爭的地主組合、小作人組合を解散し兩者の協調的組合の設立 2、此調停に關する限り組合規定に拘束されざることの定め。(十一)其他、1、小作法制定の場合又は關係地方全區域に契約改定行はれたる場

合の本契約の更正 2、調停條項に牴觸せざる舊慣行の確守 3、調停條項の不變更期間の明定 4、改定小作料有効期間中は其の土地の新小作人も拘束 5、地主小作人間の情誼、親睦、徳義の尊重 6、訴訟繫屬事件に付訴訟（假處分、假差押、供託金）の取下手續 7、調停又は訴訟費用の負擔方法。

以上のほか、小作官の法外調停件数は昭和三年度二三三件にして大正十四年よりの累計は一、一四六件である。而して之に關係せる人員は地主一五、四二九人、小作人七一、〇七七人、其の關係耕地面積は四八、六一四町歩に及んでゐることを附記しておく。

第二章 中間階級者の爭議

中間階級者、主として俸給生活者の爭議はその數依然として少く、未ださしたる重要さを有つてはゐない。然し年を追うて次第に増大して行くものと考へられる。

爭議の件數と其範圍 當研究所に於て知り得たところに依れば、昭和三年中に發生した爭議の件數九件、其中公吏の三件、學校、會社、個人經營ビルディング、遊園地、博覽會、寺院の各一件である。

爭議の分布 中間階級者の爭議を見た府縣は合計七、東京及大分の各二件、京都、大阪、兵庫、千葉、沖繩の各一件である。

爭議の原因 原因中受動的のもの三件、能動的のもの六件で、昨年に比較すればその原因は正反對になつてゐる。更に原因を細別すれば、受動的的原因にあつては解雇並に感情上の問題であり、能動的原因にあつては待遇改善要求が中心となつてゐる。

第四章 婦人勞働者及び職業婦人の爭議

婦人勞働者及び職業婦人に關する爭議は、近年頗る重要性を加へたるの感あるも、これを男子勞働者の爭議に比すれば殆んど問題にならない。工礦業に従事する婦人勞働者、殊に染織工業に従事する女工の數の男子勞働者數を凌駕する實情に照して、殊に遅々たるの感なきを得ない。而して現在の婦人勞働者の爭議は婦人勞働者のみに依つてなされるものではなく、多くの場合男子勞働者との共同に因るのであり、従つて一般勞働爭議の大勢から引き離して考察するやうな特徴は未だ見られない。従て本章では記述を省略して、第二部第一篇第一章の參照を乞ひたい。

第二篇 労働運動

第一章 工・礦・交通業労働者の

運動

工・礦・交通業労働者の運動は労働運動の基本的中樞的勢力をなすものである。従つてこれ等の運動の傾向を知るならば以て労働運動の全般的傾向を察知し得る。

昭和三年度に於ける労働運動の全般的傾向に就いては既に『概観』の項に於て大略記述して置いた。たゞ特に注目すべき點は、分裂抗争の極點にあつた前年度の餘波を受けて尙依然として各團體間の抗争は繼續されたが、併し一面に於ては合同統一の氣運も亦大いに動き、これに對する種々な具體的方策が講ぜらるゝに至つたことである。而かもこの傾向は打ち續く資本の殘虐なる攻勢と、左翼労働組合の唯一の堅陣たる評議會に對する政府の解散命令に依つて更に一段と促進されたのである。かくて労働運動は本年を一大轉機として、明かに分裂抗争期より整理合同の準備期に入つたと見るべきであり、又、將に來たらんとする統一時代の前夜としての役割を或る程度まで果し得たと云ふべきであらう。

以下昭和三年度中に行はれた労働運動の主なるものを選ん

でその状況を概説することとする。

第一節 共通運動

本年度に於ける主なる共通運動と目すべきものを舉ぐれば、

- 一、全國總聯合運動
- 二、惡法反對運動
- 三、國際労働會議
- 四、メーデー
- 五、アルベール・トーマ歓迎

等である。以下それ等に就いて簡単に述べよう。

一 全國總聯合運動

一昨年末結成された日本勞農總聯合（舊日勞黨系）及び統一同盟（舊評議會系）は、本年度に於ては兩者共にそれぞれとして特記すべき活動をなしてゐない。前者は日本労働組合總聯合の提唱による全國労働組合會議の結成運動として展開され、後者は評議會の解散と共に殆んど自然的に解體して産業別合同と評議會の再建を目的とする全國單一労働組合總聯合促進の運動となつて現はれたのである。今その概要を述べれば、

- 一、全國労働組合會議結成運動

四月十四日に開かれた日本労働組合同盟の全国大會は「全國労働

組合同盟に關する件」並に「組合戰線統一の件」を附議し満場一致次の如き具體的方針の決定を見た。(一)全無産政黨の統一を前提とする全國労働組合同議を、全労働組合の産業別合同に關する協議會に促進せしめること。(二)日本労働黨を支持する労働組合にありては、部分的にも産業別合同協議會の即時實現に努力すること。(三)右のために本大會は執行委員會直屬の「戰線統一に關する特別委員會」を設置し、調査に當らしむること。越えて五月六日の日本労働組合總聯合會の大會に於ても「全國労働組合同議提唱の件」が議題となり、次の如き決議を見た。「我が國支配階級必死の資本主義安定策は、全労働大衆に極度の生活不安と貧窮との犠牲を強制し、加ふるに我等の運動の上に加へ來つた其の反動的彈壓策は、近時愈々暴威を恣にして猛然一切の勞農組合を粉碎せんとしてゐる。かかる狀勢の下に於て労働組合の全國的戰線統一は刻下の最大急務であり、而してそれは又大衆の等しく熱望して已まざる所である。此の秋に於て我等は、過去に於ける失敗の歴史に鑑みて、日本の現狀に基いた誤りなき方針を確立し、以て一切の難關を克服して、虚心坦懷階級的立場より互讓的精神に基き、全國總聯合の前提としての全國労働組合の結成に向つて邁進せんことを期す。」而してこの方法は中央委員會に一任されたが、大會は希望として「可及的速かに一切の方針を決定した上各團體に組合同議開催の提唱をなすこと」を表明した。總聯合中央委員會は五月二十四日附を以て、各労働團體に對して大會の決議を示し、全國組合同議の提唱をなすと共に、更に(一)賛否如何、(二)會場の場所、(三)日時等に就いての問合せ狀を發し

た。

この提唱に對する各労働團體の態度を見るに、組合同盟は六月七日逸早く中央委員會を召集して協議の結果(一)組合總聯合の提唱を積極的に支持し、組合同盟大會の決議はこれに合流せしめること、(二)組合同議に對しては白紙の態度を以て臨み大會の決議の實現に努力することを決議し直ちにその旨を總聯合に回答した。又、六月二十一日に開かれた大阪労働組合同議は所屬團體三十二の連署を以て極力これを支持する旨を聲明した。

六月二十四日組合總聯合は大阪に於て中央委員會を開き、全國労働組合同議に關する具體的條件を審議し、次の如き決定を見た。(一)總聯合の提唱文に基く回答により全國労働組合同議組織準備會の開催を提議すること、(二)日時は七月十五日(日曜日)場所は協調會館若くは本所公會堂、(三)勧誘範圍は左右兩翼の労働團體組合全部、出席代表者は單獨組合二名、聯合體四名とする、但し海員及び農民團體は除く。

全國労働組合同議第一回組織準備會——七月十五日東京本所公會堂に於て開催。出席團體は東京市従業員組合、日本労働自由組合、關西電気労働組合、日本俸給者組合評議會、自動車従業員同盟、東京自由労働組合、關東自由労働者組合、水戸合同労働組合、市電協同會、在日本朝鮮労働總同盟、關東出版労働組合、自由労働同盟、横濱市電共和會、關東金屬労働組合、關東木材労働組合、關東電気労働組合、大阪木材労働組合、關東化學労働組合、日本労働組合同盟、東京市電自治會、桐生合同労働組合、大阪印刷労働組合、東京乗合現業員組合、蒲田勞友會、日本労働組合總聯合の二十六團體代

表者五十一名。

總聯合の高山久藏氏開會の辭を述べ、同じく總聯合の皆川利吉氏を議長に推し、経過報告の後休憩。その間參加團體より各一名を選び更にその中より七名を互選して小委員會を組織し當日の議事草案を作成せしむることとした。再會後小委員會は、當日不参加の團體の多きに鑑み、それ等の團體の勧誘に最善の方法を選ぶべきことを前提として次の如き申合をなした旨を報告した。即ち「目的」政黨的立場並に思想的傾向を云々することなくして労働戦線の統一を計ることを以て原則とすること。「組織の範圍」不参加の團體が出来得る限り多く參加出来る方法として先づ組織準備を行ひ多くの團體を包含した後協議會に移り度い。故に本協議會を直ちに第一回準備會となすこと。「組織準備會の人事」左の實行委員を選び事務上の整理に任せしめ、更に必要な場合は各團體がこれを援助すること。——

實行委員高山久藏（總聯合）、望月源治（組合同盟）、萩原中（關東労働）、小野正藏（東京市従業員）、朴金（朝鮮労働總同盟）、徳永寅松（關東電氣）、有馬毅（日本俸給者組合評議會）、濱田藤次郎（市電自治會）。（次回準備會）八月十九日於大阪。（本部）東京市芝區新櫻田町總聯合本部。右報告を可決承認し、併せて次の聲明書を發表した。『我等は我國労働階級多年の要望たる無産階級統一戦線樹立の爲め、現下の状態に鑑み無産政黨並に思想的諸傾向に囚はれず一路あらゆる難關を突破して全國労働組合會議の實現を期す。』

全國労働組合會議第二回組織準備會——八月十九日、大阪中之島公會堂に開催。出席團體關東方面十八、關西方面二十四總計四十二。出席代表者關東方面二十七名、關西方面四十五名、總計七十二名。

不参加團體の中労働總同盟、官業總同盟、アナ系の自由聯合は當初より參加の意思なく、市電現實同盟は次回迄に態度を決定するとの事であつた。

純向上會の内田文市氏の開會の辭あり、議長に後藤田正毅氏、高山久藏氏、第一回準備會並にその後の経過を詳細に報告した後議事に入る。

【議案】

一、組合會議の活動任務の範圍 説明者 望月源治氏

1. 労働立法運動 (イ) 本會議に労働立法調査の特別委員會を設けること。(ロ) 加盟團體の大會を通過したる労働立法に關する決議並に具體案を本會議労働立法委員會に集録しこれが統一を計ること。(ハ) 労働立法の改廢に關する運動を組織化すること。

2. 労働組合の調査機關の充實 (イ) 加盟各團體と協力して調査資料の蒐集を計り労働組合の正確なる諸調査の公表所たらしむること。(ロ) 各種産業の實際調査並に加盟團體より請求せられたる内容調査をなし各加盟組合の利便に資すること。

3. 出版教育機關の設置 (イ) 諸出版物の刊行、(ロ) 無産階級教育の資料作製と其の普及。

4. 労働組合運動としての國際關係に關する協議 (イ) 國際労働會議に對する態度、(ロ) 其他の必要なる國際關係。

5. 労働組合組織の合理化 (イ) 各労働組合間の産業別整理に關する促進 (ロ) 地域的全國的の労働組合戦線の統一を計ること。

6. 労働爭議に關する協力 (イ) 労働爭議に關し部分的に全般的に協力する場合の機關の設置。

以上原案の六項目を更に整理して（一）労働組合としての意思表示（二）労働組合の組織並に統一促進（三）國際的聯絡を計ること、として可決。

二、組合會議規約草案 説明者 濱田藤次郎氏

規約草案中特に問題として論議された點は第九條の「本會議は左の比例により選出されたる代議員を以て構成し本會議の決議機關とす」の條項中「五百名一名」とあるに對し、「五百名迄一名とせよ」との修正意見が出たが、朦朧組合を排除する意味から結局原案通り可決。

次に全國労働組合會議を正式に成立せしむるか否かの討論に移つたが、これに就いても即時成立説と延期説とが出て結局小委員會に附議し「次期大會を以て正式發會式となす」こととし、次の聲明書を發した。

「我等は全國労働組合の左翼と右翼とを問はず眞に労働組合戦線の確立のため幾多の難關と苦杯を満喫するもこれが實現のため更に労働組合會議結成を延期し準備會として飽くまでも眞實の組合統一戦線樹立のため努力せんことを期す」

尙、關西側より阪本孝三郎、後藤田正毅、内田文市、飯石豐市、堂領榮三、奥村甚之助、藤岡文六、關東側より高山久藏、望月源治、小野正藏、濱田藤次郎、徳永寅松、清水芳雄の諸氏を實行委員に選び今後の活動に當らしむることとした。

全國労働組合會議實行委員會——右第二回準備會に於て選定された實行委員は翌八月二十日大阪市北區曾根崎町總聯合事務所に於て委員會を開き左の事項を協議した。（一）第一回實行委員會を十月東

京に於て開催すること、（二）第三回組織準備會を十一月下旬東京に於て開催すること、（三）諸費用に關する件。

第一回實行委員會並に第三回組織準備會は遂に開かるゝことなく、全國労働組合會議は未成立の儘次年度に持ち越さるゝこととなつた。

二、全國單一労働組合總聯合促進の運動

全國單一労働組合總聯合促進の運動は四月十五日舊評議會の關東地方に於ける中堅組合であつた關東金屬労働組合の提唱による新聯合體組織準備會に端を發し、それは更に五月十二日の統一同盟臨時對策委員會に於ける全國單一労働組合總聯合關東地方協議會準備會の運動となり、遂に日本労働組合協議會全國準備委員會にまで發展したのである。その目的とするところは勿論産業別による全労働組合の合同に至つたとは云へ、直接當面の目標は左翼労働組合（評議會）の再建であつた。この事はその後發表された前記關東金屬労働組合の「全國單一労働組合總聯合關東地方協議會準備會に就いての聲明書」中の次の一齣「この準備會は舊評議會再組織の見地よりなされたものであり、實際その構成組合は舊評議會加盟の組合を中心としたものである。唯それがハツキリと舊評議會の生れ變つたものであると云ふ事をその長い名稱で隠くしてゐるに過ぎぬ」によつても極めて明瞭である。従つてこの運動は共通運動と見るよりも寧ろ評議會の運動の中に取扱はるべき性質のものであるから、茲では省略する。

三、地方に於ける無産團體の共同運動

各地方に於ける労働組合會議、無産團體協議會等の運動の中主要

なるものを一括すれば左の如くである。

(イ)日本労働總聯合會關東地方協議會創立準備會——一月十一日東京市芝新櫻田町總聯合本部に開催。

(ロ)關東労働組合會議——一月十三日自治會本部に開催(野田爭議應援の件、國際労働會議労働代表選出の件等) ▲四月十三日總聯合本部に開催(メー・デーの件) ▲六月三十日自治會本部に開催(治安維持法改正反對運動の件、全國労働組合會議支持の件等)。

(ハ)大阪労働組合會議——一月十六日立憲労働黨本部に開催(全國労働組合會議提唱の件、國際労働會議労働代表選出の件等) ▲四月二日同所(メー・デーの件) ▲五月三十日同所(治安維持法改正反對運動の件、全國労働組合會議支持の件) ▲六月二十一日同所(前同)。

(ニ)神戸勞友會創立——六月二十三日神戸市三宮カフェーパウリスタに開催、司厨同盟外七團體の代表三十名出席、【目的】戰線統一促進の爲めの親睦を計ること。

(ホ)中部地方勞農組合會議準備會——六月二十四日名古屋市中區丸田町市民俱樂部に開催、參加團體十、【目的】勞農組合共同戰線のための協議會たること、派の如何を問はず中部地方無産團體全部を包含すること。 ▲第二回準備會、七月十八日同所に開催。治安維持法改正反對、立毛差押へ反對の件) ▲九月二十七日同所(機關紙編輯、常任共同委員の選任、無産政黨の無條件合同の件等)。

(ヘ)京濱労働協會設立協議會——十一月三日總聯合本部に開催、總聯合、組合同盟、横濱市従業員、東京市電現實同盟の代表十四名、出席、【目的】京濱地方の労働團體の共同闘争機關。趣意書、スロー

ガン、組織等を協議。

二 惡法反對運動

第五十五議會に提出された治安維持法改正法律案に對する反對運動は主として無産政黨の方面から行はれたが、直接労働組合に關係あるものゝ中重なるものを列舉すれば次の如くである。

一、關西方面 ▲五月二十六日日勞黨關西事務局主催の下に大阪市此花區上福島二丁目櫻屋ビルディング内に第一回治安維持法改正反對在阪勞農團體協議會を開き、更に六月七日此花區四貫島セツルメントに第二回協議會を開催した。參加團體、日勞黨關西事務局、全國農民組合、組合總聯合會關西聯合會、純向上會、組合聯合等。運動方法として六月十二日夜反對大演說會を天王寺公會堂、九條會館の二ヶ所に行ふこと、示威運動の組織、樞密院、總理大臣、内務大臣、司法大臣に抗議文を送ること等を決議す。 ▲六月十一日大阪労働組合會議、日勞黨、關西民衆黨、全國農民組合等在阪三十二團體の名を以て反對の聲明書及び抗議文を發表。 ▲七月九日第三回協議會を港區夕風町大阪労働組合會議事務局に開催。治安維持法撤廢運動に關する件に就き次の如き決定をなした。1. 院外に於ける運動として、(イ)反對運動を全國的たらしむるやう努力すること。(ロ)常任委員會を設置すること。(ハ)適當の時機に全國一齊に示威運動を敢行し請願運動を起し、演說會を開くこと。(ニ)全國的に反對運動を起すため聲明書及檄文を作成發表すること。2. 院内に於ける運動として無産代議士をして積極的に該法に反對せしむべく鞭撻すること。

3. 本協議會に未參加の團體に極力勧誘すること。

二、關東方面 ▲六月十八日日勞黨東京支部聯合會は、都下の各勞働團體に對し六月二十二日治安維持法改正反對無產團體協議會を開く旨の案内狀を送り、同日協調會館に第一回の會合が開かれた。出席團體は日勞黨本部、同東京支部聯合會、東京市從業員組合、市電自治會、日本農民黨、組合同盟。參加團體少き爲め更にその範圍を擴大することゝして散會。 ▲六月二十五日前記協議會を協調會館に開催、出席者は日本精技工組合、乗合自動車現業員組合、關東革技工組合、組合同盟、關東電氣勞働組合、日勞黨東京支部聯合會、關東木材勞働組合、日本紡織勞働組合、關東合同勞働組合、市電協同會、市從業員組合、組合同盟地方聯合等の代表者。河野密氏主催側を代表して開會の挨拶を述べ議事に入る。(一)名稱——治安維持法改惡反對無產團體協議會とすること。(二)民衆大會——場所本所公會堂、日時七月一日前後。(三)屋外集會——場所芝公園東照宮廣場、日時七月八日。(四)惡法反對關西協議會と連絡をとること。(五)新黨準備會外左翼團體の參加は個人としては自由であるが團體としては認めないこと。(六)實行委員として市電現實同盟、市電自治會、現業員同盟、日勞黨總聯合、組合同盟、關東電氣、日勞黨より各一名を選出すること。(七)決議文の發表——「田中反動内閣によつて立案せられたる治安維持法改惡の緊急勅令案は、全無產階級運動に對する露骨なる反動的彈壓であり、しかもこれを代償として自己の政權を維持せんとする奸策である。我等は治安維持法改惡案に對して斷々乎として反對すると共に、民衆の壓力による田中反動内閣の即時打倒を期す。」▲六月二十七日關東勞働組合會議は都下勞働團體

に對し反對運動協議の爲めの案内狀を發した。 ▲六月三十日關東勞働組合會議を市電自治會本部に開催。出席團體——芝浦勞働組合、組合同盟、市從業員組合、關東自由勞働者組合、關東出版勞働、市電協同會、市電自治會、關東金屬勞働、東電從業員、關東電氣勞働、東京自由勞働者組合、關東木材勞働、在日本朝鮮勞働同盟、自動車從業員組合。濱田藤次郎氏議長の下に議事に入る。(一)運動方法——民衆大會、ビラの撒布、示威運動。(二)實行委員——自治會、組合同盟、關東金屬、關東電氣、芝浦勞働、東電從業、市從業員、在日本朝鮮勞働總同盟より各一名選出。 ▲七月八日關東電氣勞働組合事務所にて前記實行委員會開催。決定事項(一)七月十四日夜本所公會堂に於て民衆大會を開くこと。(二)同二十二日正午屋外大示威運動を行ふこと、(三)十五日の全國勞働組合會議に關東勞働組合會議として二十二日全國的に示威運動を行ふやう提案すること。 ▲七月十日關東勞働組合會議は次の如き聲明書を公にした。「聲明書」治安維持法改惡に對する全勞働者農民の憤激と反抗とは資本家地主のあらゆる彈壓妨害にも拘らず、今や全國各地に於ける大衆的抗議運動となつて爆發しつつある。……今回の改惡こそは全勞農大衆の窮乏と奴隸的地位を永久化し、より一層搾取を強めんが爲になされたる全勞農大衆の頭上加へられたる××的彈壓に外ならぬ。されば今こそ全國勞働者農民大衆の團結一致した大衆的威力によつて、かゝる支配階級の陰謀に對して徹底的に抗爭すべき秋である。去る三十日開催された我が關東勞働組合會議はこの爲めに全關東一切の勞働團體の協同的行動によつて、民衆大會及び示威運動を執行することを決議した。……勞働者と農民の團結と大衆的共同闘争とを最も恐怖

する政府官憲はこの我々の計畫に對して全力を以つて襲ひかゝり、これが破壊を企てるであらう。然しながら、全關東の戰闘的労働大衆の強固なる大衆的結束の威力はよく彼等の妨害を粉碎して支配階級に多大の戦慄を與へるであらう。……更に來る十五日開催さるる全國労働組合會議には、我が關東労働組合會議は萬難を排して治安維持法反對全國示威運動を上程するやう努力する豫定である。これこそ全國勞農大衆の衷心よりの要求であり、全國的に集中された統一的大衆的抗議運動の決行さるゝ時こそ治維法に對する全勞農大衆の勝利を占むる時であることを我々は確信するものである。全國各勞農政黨組合及び全勞農大衆諸君のこの要求實現の爲の努力を希望すると共に我が關東労働組合會議は、この目的に向つて一路邁進し、惡法治維法に對して飽くまで抗争することを聲明するものである。以上計畫された演說會は一二のものを除く外中止解散され示威運動に至つては悉く舉行を禁止された。

三 國際労働會議

年中行事の一つたる國際労働會議に派遣すべき労働代表並に顧問の選出協議會は、一月十五日神戸市下山手通八丁目海員協會本部に於て開かれた。出席者は日本労働總同盟、日本海員組合、海軍労働組合聯盟、海員協會、官業労働總同盟の代表者十三名。席上官業側は代表に川村保太郎氏を、海軍側は久能寅夫氏を、海員側は米窪滿亮氏を推し互に固持して譲らず、遂にその儘散會した。併しその後の協議會に於て右各

團體間の意見も纏り、従前通り一致の行動を採るに至つた。一月三十一日投票の結果は次の如くである。

労働代表委員候補者とその結果

得票數	候補者氏名
一八四	米窪滿亮(日本海員組合庶務部長)
四	久能寅夫(海軍労働組合中央委員)
	吳海工會名譽會長
顧問候補者とその得票	
一八八	島田良藏(海軍労働組合聯盟舞鶴共立會長)
一八四	山内鐵吉(日本労働總同盟中央委員)
	大阪聯合會主事

推薦團體	推定票數	労働代表候補者	顧問候補者
北海労働俱樂部	一	米窪 滿亮	島田 良藏
日本労働總同盟	三〇	同	同
全日本鐵道従業員組合	一	同	同
東京瓦斯工組合	二	同	同
官業労働總同盟	一三	同	同
日本海員組合	七二	同	同
海員協會	一〇	同	同
足尾鐵山總聯合	三	同	同
職夫組合	同	同	同
海軍労働組合聯盟	四一	同	同
東京市電現實派同盟	四	同	同

大阪市電愛友會	一	同	右	同	右
純向學會	四	久能寅夫	島田良藏		
共同研究會	六	米窪滿亮	島田良藏	山内鐵吉	

四　　メー・デー

本年のメー・デーは第九回目で、一道三府二十五縣七十二ヶ所に舉行され、参加人員は約二萬四千餘人に達した。これを前年度第八回のメー・デーに比較すれば地域的にも數的にも減少してゐる。これは勿論資本の攻勢による都市労働者の組織率の遞減に基くものであるが、その直接の原因は共產黨事件による左翼陣營の彈壓と關西地方に於けるメー・デー當日の降雨の結果だと云はれてゐる。

婦人労働者の参加は昨年より急激にその數を増したが、本年も亦前年に劣らぬ程の参加者を見た。殊に福山市の如き總數七百名の中五百名は婦人労働者であつた。

又、メー・デーの標語は労働組合の思想的現實的要求を最も端的に表明せるものであり、従てこれによつてその時々々の運動の一般的情勢をも察知し得るものであるが、本年度に於ては特に資本の攻勢と政府の彈壓の前に労働階級を防衛せんとする、例へば「八時間労働制の即時實施」「最低賃銀制の確立」「失業保險法の制定」「言論集會結社の自由」「無産階級抑壓法令の撤廢」等が到る所に於て力強く叫ばれた。

尙ほ各地に於ける主なるものに就きその概況を左に述べよう。

(一)東京市「主催團體」關東労働組合會議。「参加團體」三三。

「参加人員」七、三〇〇。「標語」八時間労働制と最低賃銀の確立、失業反對、耕作權團結罷業權の確立、暴壓諸法令の撤廢、對支絶對非干涉、全國總聯合の促進、自由労働者の災害保證並に交通労働者の保護法の確立、言論集會出版結社の自由、婦人少年深夜業の即時撤廢、植民地解放、健康保險法の徹底的改正。「狀況」芝公園東照宮側廣場參集、洲崎高等商船學校廣場解散。市電自治會現實同盟の石毛留吉氏總指揮。午前十一時開會を宣し、乗合自動車の青木勝治氏決議文を朗讀、各労働團體代表者の祝辭の後示威運動に移る。嚴戒の警官三千人、檢束者三十人。

(二)大阪市「主催團體」大阪労働組合會議、大阪労働組合協議會。昨年は労働總同盟系は別個に舉行したが、本年は事前の協議會に於て共同に行ふことに協議が纏つたのでその通りに實行された。「参加團體」四〇。「参加人員」五、二五〇。「標語」労働者は労働組合に集れ、全國労働組合會議を即時開催せよ、耕作權の確立を要求す、失業者に仕事を與へよ、八時間労働制を要求す、失業保險法の制定を要求す、團體交渉權の確立、國家賠償法の制定を要求す、凡ての無産政黨は合同せよ、言論集會結社の自由確立、徹底普選の確立、惡法即時撤廢、失業絶對反對等二十項。「狀況」中之島公園參集、天王寺公園解散。午後零時開會、指揮官として日本農民組合の山上武雄氏メーデー挨拶中止、それより各労働團體の代表者の三分間祝辭演説あり示威運動。

(三)京都市「主催團體」京都無產團體協議會。例年評議會系の諸團體が中心となり熾んな示威運動を行つたが、本年は評議會解散に禍されて行はれず、午後五時より油小路花屋町顯道會館に於て記念演說會を開いたのみである。

(四)神戸市「主催團體」神戸無產團體メー・デー協議會。(參加團體)一二。(參加人員)一五〇。「標語」ボロ船使用絶對反對、働く農民に土地を與へよ、言論集會結社の自由、解雇絶對反對、臨時雇傭制の撤廢等十四項。「狀況」午後一時湊川公園に參集、司厨同盟の大塚憲氏指揮の下に大倉山公園まで示威運動を行ふ。これと別個に海員組合に於てはランチ十一隻、ハシケ三隻に組合員六百名で分乗海上メー・デーを行ふ豫定であつたが雨の爲め中止、海員組合本部に於て演說會を開き、夜基督教青年會館に記念演說會開催。

(六)横濱市「主催團體」横濱労働組合聯盟。(參加團體)一〇。(參加人員)三、一〇三。「標語」惡法即時撤廢、失業絶對反對、婦人の解放、朝鮮労働者に加へる凡百差別絶對反對等。「狀況」正午中區中村町揮發物貯藏庫跡に參集、工信會の酒井庄平氏司會の下に開會、午後二時より示威運動に移り、掃部山に於て解散。

(五)川崎市「主催團體」總同盟神奈川縣聯合會。(參加團體)八。(參加人員)二、〇〇〇。「標語」筋肉労働者の傷害保険、労働者の團結權確立、健康保険法即時改正、普選法の改正等。「狀況」午前十一時稻毛神社境内に參集。三木治郎氏指揮の下に鶴見總持寺まで示威運動。

(六)尼ヶ崎市「主催團體」總同盟尼ヶ崎聯合會。(參加人員)九〇。「狀況」城内空地より杭瀬神社まで示威運動。

(七)西宮市「主催團體」總同盟灘聯合會(參加團體)三。(參加人員)二五〇。「狀況」西宮郵便局裏廣場より廣田神社まで示威運動。

(八)高砂町「主催團體」組合同盟高砂工友會、日本農民組合兵庫縣聯合會。(參加團體)三。(參加人員)一二〇。「狀況」高砂停留所前廣場より高砂町海濱まで示威運動。

(九)洲本町「主催團體」組合同盟淡路向上會(參加團體)二。(參加人員)四〇。「狀況」辨天神社境内に於て演說會。

(一〇)川口町「主催團體」總同盟埼玉支部聯合會。(參加團體)九。(參加人員)六八〇。「狀況」川口町船戸原參集。

(一一)高崎市「主催團體」總同盟高崎、藤岡支部。(參加人員)一七〇。「狀況」高崎公園參集。

(一二)松坂町「主催團體」三重縣無產團體協議會。(參加團體)四。(參加人員)四〇〇。「狀況」松坂町愛宕山より松坂公園示威運動。

(一三)静岡市「主催團體」静岡合同労働(參加人員)六〇。「狀況」清水公園より淺間神社まで示威運動。

(一四)名古屋市「主催團體」在名労働團體。(參加團體)一〇。(參加人員)三一〇。「狀況」鶴舞公園より那古野神社まで示威運動。

(一五)瀬戸町「主催團體」日本窯業労働總同盟。(參加團體)三。(參加人員)一四〇。「狀況」瀬戸町公園より下品津町金比羅神社まで示威運動。

(一六)青森市「主催團體」青森一般労働組合。(參加人員)三〇〇。

(一七)米子町「主催團體」日本農民組合蚊尾支部(參加人員)一、三〇〇。

(一八)福山市、「主催團體」總同盟福山労働組合。「参加人員」七〇〇。「狀況」福山市公會堂參集、福山公園解散。

(一九)土生町、「主催團體」總同盟因島労働組合。「参加人員」一〇〇。

(二〇)尾ノ道市、「主催團體」總同盟向島労働組合。「参加人員」一三〇。「狀況」向島彦ノ上廣場より泉座横廣場まで示威運動。

(二一)吳市、「主催團體」海軍聯合。「参加人員」一〇〇。「狀況」社會館前より三河公園まで示威運動。

(二二)函館市、「主催團體」日本海員組合函館支部。「参加人員」一五〇。「狀況」函館公園より消防本部裏まで示威運動。

五 アルベール・トーマ氏歓迎

國際労働事務局長アルベール・トーマ氏は極東視察の目的を以つて、外交部長フイーラン氏秘書課長グイーブル氏及び日本人局員鮎澤巖氏を帶同、十月三十一日ジュネーヴを發し、ベルリン、ワルソウ、モスコウ、ハルビンを経て支那本土の視察を終へ、十二月四日一旦長崎に寄港、翌五日神戸に到着した。多數の雇傭主、労働者、殊に日本海員組合員等の出迎の裡にオリエンタルホテルに入り、當夜、日本海員組合本部樓上に開かれた日本労働總同盟、官業労働總同盟、日本海員組合、海員協會、海軍労働組合聯盟等國際労働會議を支持する右翼労働團體の歡迎會に臨んだ。長崎よりの船中トーマ氏は日本國民に對し大要左の如きメッセージを發表した。

「今まさに日本の土を踏まんとする刹那、私は喜悅に溢れて我が友なる日本國民に御挨拶を申上げる。すでに數時間この方、私を乗

せた船は瀬戸内海に入り、日本の山々の光線のたはむれの下に、その微妙な柔い線を描き、その黄に綠に彩られた毛氈を敷きひろげてゐる。日本の風光は眞に吾々を欺かなかつた。それは吾々が多年夢想した通りに美はしい。吾々は又、日本の國民の人情がこの風光と同様に、私の期待と違はないことを信ずるものである。義に勇み、禮を重んじ、名譽を尙び、自然を愛し、國民的良心を持する——これこそ日本國民に於て最も顯著な特性として世界に示されたものであつて、苟も文明人士にして誰かこれらの優れた特性を感嘆せざるものがあらうか。……さり乍ら、それらのすぐれたる特性なかりせば、日本はその國の天然及び地理的地位より生ずる諸種の經濟的困難に打ち克つことは出来なかつたであらう。又、これ等の特性は世界の諸他の産業國と同様に日本がまさに當面しつゝある社會問題及び人道問題を解決する爲にも必要であらう。國際労働機關創立以來茲に十年、平和條約に掲げられたる如く、労働階級のなやめる「悲惨、不正義及び貧窮」をば除去せんが爲めに、日本が世界の各國と同様に、あらゆる努力を傾注し來れることを、吾々は熱誠なる同情を以て凝視し來つた。初期の日本労働團體の堅忍勇敢なる努力をも、吾々は熱愛を以てみつめて來たのである。労働問題が國際的性質を帶ぶる限り、我が國際労働機關の規定する公正且つ協調的の手段に依り、社會正義の實現のために、吾々は眞心こめて、日本の進歩に寄與することを計りたい。吾々はこれが爲め、國際労働局が集め得たすべての經驗、すべての知識を諸君に提供したい。希くば、吾々が日本の友の間に過すこの三週間の中に、吾々の眞心には深い結合一致のあることを一層よく理解するに至りたい。希くば、人と人との間に

問は無理をせずして山内鐵吉氏を推すこと。【關西地方】一月十四日大阪市梅田浮田旅館に開催、鈴木、松岡他四名出席、關東方面決議の第一、第二項を承認、第三項は協議の末、交誼團體との協議會に松岡、西尾、金正の三氏を委員として出席せしむることゝす。

大阪聯合會大會——四月八日大阪市港區九條會館に開催、出席代議二一八名、【重要議案】一、田中反動内閣倒壞運動（可決）。二、寄宿舎制度撤廢（可決）。三、工場法改正促進（可決）。四、野田爭議應援（可決）。五、健康保險法、選舉法改正（可決）。六、反動團體撲滅（可決）。七、労働組合法案制定促進（本大會は社會的に團結權の承認である完全なる労働組合法の一日も早く制定施行されんことを期す）。八、無產政黨合同（新任役員一任）。【役員】——會長西尾末廣、主事大矢省三、會計鈴木悅二郎。

關東釀造労働組合大會——七月十五日千葉縣八幡町八幡公會堂に開催、代議員一三八名、小岩井相助氏過般の大爭議の經過及び敗北の理由を列舉報告。【主要議事】一、労働運動犧牲者救済（可決）。二、關東釀造組合本部に戰闘基金の積立（各自毎月五錢宛本部に醸出することに可決）。三、改正工場法施行令改正要求（可決）。四、自由労働者の傷害保證（可決）。五、最低賃銀制度確立（可決）。六、罷工統制確立（支部が罷工を起さんとする時は聯合會又は本部の承認を経ること、罷工の可否は調査部を設け慎重に決定すること、釀造組合本部の場合は關東同盟本部の承認を経ること、に可決）。【役員】組合長小泉七三、主事堀越梅男。

中央委員會——七月十七、八日大阪市此花區吉野町大阪労働學校に開催、鈴木文治氏他十一名出席。【議事】一、無產政黨合同に關す

る件、大阪聯合會の本山、大矢氏對關東の松岡、赤松氏との間に白熱的論戰あり、結局次の申合をなす。無產政黨合同問題は現下の情勢に鑑み時期尙到らざるものと認め之を慎重に考慮すること。二、全國労働組合會議の件、組合總聯合提唱の全國労働組合會議には參加せず、別に先づ健全なる労働組合間の結合を圖つた後漸進的に労働組合の結合に進むことに可決。三、東洋労働會議の件、米窪労働代表歸朝後にその報告を受けて計畫を立つること。四、全國大會の件、十月七日より三日間大阪に開くこと。

關東同盟大會——協調會館に開催、代議員三一二名、松岡駒吉氏議長諸般の報告の後議事に入る。【重要議事】一、普選法改正（可決）。二、遞信現業員の政治的自由を束縛せる法令通牒の撤廢（可決）。三、完全労働組合法制定促進（可決）。四、男女同質労働に對する同一賃銀要求（可決）。五、會館建設（會館建設委員會を設置することに可決）。六、屋外労働者の傷害保證（可決）。七、罷業相互金庫加入（本同盟規約中に罷業相互金庫に關する條項を挿入すること、右條文は特別委員會之を起草理事會の承認を以て大會の承認に代ふことに可決）。八、労働爭議統制、（同盟規約中に爭議統制に關する條項を挿入すること、に可決）。九、治維法撤廢（社民黨と協力して一大運動を起すこと）。一〇、田中内閣反動政策彈劾（労働階級の合理的進展を鎮壓せんとする田中内閣の反動政策を徹底的に糾弾す、可決）。【新役員】會長松岡駒吉、副會長小岩井相助、主事齋藤健一、會計福岡金次郎、執行委員土井直作他七名。

全國大會——十月七、八、九日大阪市土佐堀基督教青年會館に開催、出席代議員二八二名。議長鈴木文治氏、【重要議事】一、健康保

險法改正促進(可決)。二、罷業基金の積立(會費收入の一割以上を毎月罷業基金として積立て會則中に條文として挿入すること、に可決)。三、八時間労働制實施(可決)。四、労働組合總聯合(賛否の激論數刻に亘り決するところなく、十一名の特別委員に附託したがこれ又決定を見ず、結局中央委員會に一任することに可決)。五、深夜業禁止(可決)。六、機關紙編輯(會報を削除し系統的教育資料を記載することに可決)。七、産業合理化對策(論議の末十一名の特別委員に附託したが決せず、大會の採決に問ふこととなり、その結果原案賛成一二六、大阪案一二六の同數となり、議長松岡案に裁斷)。八、對支外交に對する決議文(可決)。九、治安維持法撤廢(本大會は治安維持法は正常なる社會進化を阻害する惡法たりと認む仍つて之が廢止を要求す)。一〇、總同盟會員は社會民衆黨の黨員たること。(日本労働總同盟會員にして男子二十一歳以上の者は社會民衆黨員たることを原則とす)。一一、選挙法改正促進(可決)。一二、労働組合法制定促進(可決)。一三、社會保險法制定促進(可決)。一四、労働保護法制定促進(可決)。一五、總同盟並に總同盟加盟各組合の有給役員は、市會、府會、國會等の議員を兼任せざること。(九五對一五一票にて否決)。一六、田中反動内閣打倒(可決)。一七、「役員」會長鈴木文治、主事兼會計松岡駒吉、中央委員赤松克麿他十二名。

中央委員會——十月十日大阪労働學校に開催。「協議事項」一、大會決議の執行分擔。二、西尾末廣氏を支那國民政府に派遣すること。三、各専門部長の選任等を決定す。

中央委員會——十二月七日總同盟本部に開催。「協議事項」一、労働立法促進委員會構成範圍の決定(將來ある組合にして堅實なる主

義主張を有するものを加入せしむることとし、組合同盟並に總聯合に對しては適當なる時期に加入勧誘差支なしとの態度を以て臨むこと)。二、同委員會の委員を松岡主事とす。三、組合總聯合問題は保留。四、無産政黨合同(社會民衆黨大會議案として上程の際は單一無産政黨の迷夢なることを力説して否定すること)。

2 大會・總會・示威運動等

重要さに於て前項に次ぐ二次的の會議、演說會、示威運動等の主なるものを擧ぐれば、

▲長崎労働組合復歸大會 於長崎市菊之屋——一月三日) ▲東京鐵工組合本所支部發會式(於本所區基督教青年會館——一月二十六日) ▲福山労働組合創立大會(於福山公會堂——二月二十六日) ▲不當解雇反對遞信從業員大會(於本郷區春木町志久本——三月四日) ▲大阪金屬労働組合烏屋支部聯合會大會(於四貫島セツルメント——三月四日) ▲大阪紡織労働組合大會(於四貫島セツルメント——三月十日) ▲大阪合同労働組合大會(於吉野町大阪労働學校——三月二十五日) ▲大阪電線工組合大會(於九條會館——三月二十五日) ▲大阪金屬労働組合大會(於土佐堀基督教青年會館——四月一日) ▲神奈川縣鐵工組合大會(於川崎市公會堂——四月一日) ▲向島造船労働組合大會(於尾道市泉座——四月二日) 日本縫工組合大會、於南品川貴船演藝館——四月二日) ▲福山労働問題大演說會(於福山公會堂——四月三日) ▲神奈川縣聯合會大會(於川崎市公會堂——四月十四日) ▲東京革工組合大會(於組合事務所——五月五日) 京都支部組織準備會(於京都市上京區堀川通吉川方——五月二十九日)

を行ふこと。二、左翼運動のアザブの武器として戦闘的階級的「労働新聞」の發行に着手すること。三、その爲めに執行委員會、教育部の下に労働問題研究所を設置し、國際的労働運動及びストライキ戦術の研究を行ふこと。

關東地方協議會常任委員會——九月八日常任委員會を開き、從來の名稱を改めて「日本労働組合關東地方協議會」となし、同時に各地方協議會を糾合して一日も早く全國的組織を樹立する爲めに新に「全國的結成準備委員會」を設けることとした。

舊評議會殘務整理委員會——九月十日開催、評議會の闘争史編纂を決議す。

日本労働組合協議會執行委員會——十月六日芝新堀事務所に開催、關東地方金屬労働組合協議會を結成することを決議し、これが具體的協議を開く爲め、東京合同、東京一般労働、芝浦労働、蒲田勞友會、京濱技友會に案内狀を發す。

關東金屬産業労働組合協議會創立委員會——十月二十日芝新堀町關東金屬本部に開催、出席者は蒲田勞友會、大森瓦斯電氣工場有志、横濱工信會、關東金屬の代表者。規約、組織擴充（方針書發行）、全國的金屬産業労働組合協議會結成、當面の闘争對策、トーマ排撃決議文發表、協議會大會の件等を審議可決す。

關東地方協議會第二回協議會——十一月十二日開催、〔決議事項〕一、執行部擴充の件、二、事務所確立。三、労働新聞編輯、四、全國遊説。五、農村爭議應援協議會。六、財政の確立。七、全國協議對策の件を議す。

日本労働組合協議會全國代表者會議——十二月二十五日開催、出

席團體——釧路合同、帶廣合同、旭川合同、札幌一般、小樽運輸、青森一般、關東金屬、關東木材、關東自由、關東出版、東京合同、南信一般、靜岡合同、濱松合同、名古屋金屬、三重合同、京都合同、大阪一般、大阪金屬、大阪木材、泉州労働者、神戸金屬、關東地方協議會の各團體。〔議事〕一、左翼労働組合全國的結成に關する決議案並に方針。二、行動綱領に關する決議案。三、労働新聞擴張並に基金募集運動。四、團結權獲得運動。五、惡法反對闘争展開。六、農村爭議應援。七、青年婦人部確立。八、財政確立。九、全國協議會準備委員及び本部常任委員の選出。一〇、聲明書發表等。

三 日本労働組合同盟の運動

昨年日勞黨の出現と同時に、總同盟より分離した組合同盟は、右翼の總同盟と左翼の評議會との間に介在して極めて困難な運動を續けざるを得なかつた。

1 大會・總會・其他

大會其他の主なる會合を、その舉行月日順に舉ぐれば、▲第四回中央委員會（三月十一日）▲日本坑夫組合足尾聯合會大會（三月二十六日）▲全國大會（四月十四、五日）▲昭和三年度第一回中央委員會（四月十六日）▲第二回中央委員會（六月七日）▲日本紡織労働組合大會（六月十七日）▲關東合同労働組合大會（七月一日）▲日本坑夫組合擴大中央委員會（八月十八日）▲東京地方聯合會委員總會（九月八日）▲第三回中央委員會（九月二十二日）▲日本運輸労働組合創立大會（十月二十九日）▲第四回擴大中央委員會（十二

月七日) ▲第五回擴大委員會(十二月十七、八日) ▲第六回中央委員會(十二月二十一日)

等であるが、右の中、組合同盟の運動方針に密接なる関係を有するものを左に簡単に述べよう。

第四回中央委員會——三月十一日組合同盟本部に開催、「主要議事」一、會計制度改正の件。二、昭和三年度全國大會の件。三、國際勞働會議否認の件。五、人事問題(日本紡織選出の中央委員富士山八郎氏辭任につき後任は同組合に一任)。會計制度の變更と共に同盟財務部長を主事の兼任とす。

足尾聯合會大會——足尾町通洞聯合會事務所に開催、古河工業所が三月十七日以來組合破壊の目的を以て組合員七十四名の大衆的敲首をなしたのでその對策を協議し、二十八日全町に向つて會社の横暴専恣を述べたビラを撒布することとした。

全國大會——協調會館に開催、出席代議員一七一員、議長棚橋小虎氏。「主要議事」一、黨と組合との關係(イ、人事關係に於て黨執行部役員と組合執行部役員との兼任を許さず。ロ、勞働組合の任務と政黨の任務との混同を避くること。ハ、組合政治部の確立——可決)。二、消費組合運動の促進(可決)。三、館山運動に關する特殊教育方策の確立(可決)。四、勞働法制に關する特別委員會設置(可決)。五、母性保護法の制定を政府に要求する件(可決)。六、現行工場法の徹底的改正(可決)。七、工場委員會組織運動指導に關する決議案(可決)。八、無產政黨統一に關する件(日勞黨の所謂宗派的分裂主義の排除を單一絕對條件とする階級的大衆的統一主義の態度を支持する。その具體的方策として、イ、本大會の決議を以て日勞

黨に對し無產政黨合同に關する協議會成立に努力するやを要求すること。ロ、本大會は別に勞働組合独自の立場より全國勞働組合會議の開催を提唱し、全無產政黨の統一を協議すること。ハ、上述の具體的方策を實現する爲め「戰線統一に關する特別委員會」を組織し、中央委員會の直屬たらしめること。——可決。九、組合同盟主張修正(「勞働組合」の篇參照)。一〇、勞農青年前衛隊組織提唱の件(可決)。一一、戰線統一に關する件(「共通運動」の總聯合運動の項參照)。(役員)會長棚橋小虎、主事兼會計上條愛一、中央委員藤岡文六他九名。

昭和三年度第一回中央委員會——四月十二日同盟本部に開催。「協議事項」一、專門部長の選任。二、中央執行委員の決定。三、大會決議事項並に附託事項執行の件。

第二回中央委員會——同盟本部に開催。「協議事項」一、全國勞働組合會議提唱對策の件(「共通運動」の總聯合運動の項參照)。二、舊評議會系組合加盟の件、(分裂主義排除の態度嚴守)。三、會計監督制度設置の件。四、東京、神奈川の地方選舉對策の件。

日本紡織勞働組合大會——芝區青年會館に開催、出席代議員一二九。(主要議事)一、婦人部確立の件(可決)。二、教育ニュース作成の件(可決)。三、日用品委託販賣の件(可決)。四、母性保護法制定を政府に要求するの件(可決)。五、夜業禁止寄宿舍制度改正の件(可決)。

關東合同勞働組合大會——協調會館に開催、出席代議員二〇三名。「主要議事」一、勞働組合戰線統一運動支持の件(イ、組合同盟の全體の方針の一部として活動すること。ロ、先づ東京を中心とする

地域の大産業別組合の結成とこれが協議會成立に努力すること。

ハ、爭議の應援につき産業別的立場を以て統一を計り闘争力の強大化に努力すること——可決。二、現行工場法外の労働者に對する災害保證法即時制定要求の件（可決）。三、臨時雇傭制度の徹底的排撃（可決）。四、朝鮮労働者差別待遇即時撤廢の件（可決）。五、治安維持法改正絶對反對（可決）。六、關東合同労働組合方針書（可決）。

日本坑夫組合擴大中央委員會——東京本郷駒込動坂麻生氏宅に開催。「協議事項」一、常磐地方の開拓運動。二、東鑛山爭議應援。三、主事加藤勘十氏辭任、後任關谷博氏に決定。

東京地方聯合會委員總會——聯合會本部に開催、出席委員三五名、

「主要議事」一、宣傳週間に關する件（可決）。二、關東青年前衛隊再組織の件（可決）。三、聯合會の教育運動（可決）。四、全國非戰運動積極的支持（可決）。五、運動方針書作成の件（可決）。六、規約審議（可決）。「役員」執行委員長鈴木臂岡、執行委員春日觀良他七名。

第三回中央委員會——

芝青年會館に開催、戰線統一委員會と合同

協議「協議事項」一、無產政黨合同問題の件（戰線統一委員會の報告に基き以下の如く決定）——、日本労働黨は立憲の精神に従ひ一

大階級的大衆黨の結成に向つて一致邁進すべし。ロ、日本労働黨が單獨に無產大衆黨とのみ合同することは現下の情勢に於ては一大階級的大衆黨結成に支障あるものと認め之に反對す。ハ、同時に社民黨との合同は、日労働立憲の精神たる階級的大衆黨結成のための妥當なる第一歩と認め我が同盟は誠意を以て之が促進に努力すべし。

ニ、日労働の無產政黨合同に對する方針は經濟戰線の統一を有効な

らしむるやう努力すべし。二、國際労働會議に關する件（同會議に對する同盟の態度は從來と變らずトーマ氏來朝に對してはその對策を執行委員會に一任す。）

日本運輸労働組合創立大會——同盟本部に開催、出席代表者五〇名。「主要議事」一、特別小口扱集配金増額要求の件。二、中間搾取制の撤廢。三、現行工場法外の労働者に對する災害保證法即時制定の件。労働者診療所支持の件等。「役員」組合長望月源治、主事那須鐵之助。

擴大中央委員會——

昭和俱樂部に開催。「協議事項」一、四無產政

黨合同問題の件（イ、同盟執行委員の處置——無產大衆黨との合同反對、日労働との合同賛成、民憲黨との合同は日労働同地方支部に異存なければ賛成、中部民衆黨に對しては黨に一任——を承認すること。ロ、新政黨に對する態度は形勢の進展を見て適當に決定すること。ハ、日労働中央執行委員會に次の意見を提出すること。——「合同問題は緊急に黨擴大中央委員會或は大會を開いて決定し、それまでは合同問題の執行を見合すべし。」）二、宣傳週間の舉行。三、政治部長として山名義鶴氏を選任。四、労働青年同盟と青年部の關係等。

第五回擴大委員會——

協調會館に開催。「協議事項」一、五黨合同

對策の件（五黨合同に賛成する意味の聲明書を發表す。）二、日労働中央委員會並に臨時大會對策の件（組合同盟の意見を可及的に反映せしむべく努力する。）

第六回中央委員會——

協調會館に開催。「協議事項」一、日本大衆

黨支持の件（可決）。二、日本大衆黨役員の件（組合同盟關係の大衆

黨中央委員、中央執行委員、統制委員の就任を承認す。三、明春労働立法運動。

2 總會・演說會・其他

▲淡路貝加加工労働組合創立總會（淡路洲本町守中館——一月十四日）▲深夜業禁止請願署名運動（東京——三月十八日）▲東京北部労働組合創立委員總會（東京市外上尾久東京化工労働組合事務所——三月二十四日）▲九州聯合會大會（長崎市岩川町組合事務所——四月三日）▲高砂工友會（高砂町高砂座——四月四日）▲同盟所屬關西地方各労働組合代表者會議（日勞黨神戸支部林田班事務所——四月廿九日）▲播州地方聯合會創立大會（高砂工友會本部——五月十二日）▲組合調査デー（所屬各組合所在地——八月一日）▲關東革技工組合第一回大會（東京北千住千住館——八月十九日）▲川口金屬労働組合創立大會（埼玉縣川口町榮館——十月二日）▲東京地方聯合會委員會（同盟本部——十月十日）▲關西合同労働組合發會式（尼ヶ崎市舊城内クラブ——十月十四日）▲本庄自由労働組合創立大會（埼玉縣本庄町——十月十六日）▲創立二週年記念懇親會（各組合所在地——十二月八日）▲宣傳週間（各組合所在地——十二月十五日より一週間）

四 組合聯合系組合の運動

聯合體を形成する二派の運動、即ち日本労働組合總聯合の運動と、各地の印刷工組合を主班とするアナーキスティックな自由聯合系の組合運動とに就いて略述する。

1 日本労働組合聯合會組合の運動

その主なるものを摘録すれば、

▲皮革工組合創立大會（於大阪中之島公會堂——一月十五日）▲關西聯合會擴大中央委員會（於關西聯合會本部——一月二十一日）▲日本機電労働組合發會式（於芝青年會館——三月四日）▲中央委員會（於總聯合本部——三月八日）▲東京工勞組合發會式（於東京芝浦サムライ俱樂部——三月十七日）▲日本勞技會大會（於勞技會館——三月十八日）▲印刷工向進會加盟發會式（於大阪天王寺俱樂部——三月十九日）▲日本精技會大會（於東京五反田玉姬俱樂部——三月二十四日）▲京濱労働技友會大會（於大森彌生館——三月卅一日）▲製函工組合發會式（於大阪北區扇町市立教育會館——四月二日）▲浪速硝子工支部發會式（於大阪中央公會堂——四月二十日）▲關西聯合中央委員會（於關西本部——四月二十二日）▲總聯合全國大會（於芝青年會館——五月六日）▲中央執行委員會（於關西聯合本部——六月二十四日）▲關西聯合會中央委員會（於同聯合會本部——六月二十六日）▲講演會（於大阪天王寺公會堂——七月七日）▲大阪聯合會創立大會（於大阪中之島公會堂——九月十六日）▲神戸聯合會擴大委員會——十月二十一日）

等であるが、その中組合聯合としての活動を總括的に指示するものを左に記述しよう。

關西聯合會擴大中央委員會——〔協議事項〕一、衆議院議員選舉對策の件（阪本孝三郎氏大阪府第三區より立候補）。二、全國大會の件。三、労働組合統一の件。四、國際労働會議労働代表選出の件。五、

政治學校開催の件等。

日本機電労働組合發會式——出席者四〇〇名、谷藤重雄氏議長。

〔綱領〕一、我等は日本の現實に即せる労働組合主義に基き労働階級の開放を期す。二、我等は團結の偉力を以て労働者に對する公正なる分配の實現を期す。三、我等は相愛扶助の信義を確立し以て新社會の建設を期す。〔役員〕組合長谷藤重雄、副組合長及川良治、同高木嗣雄。

全國大會——出席代議員一三〇名、議長鶴岡貞之氏。〔主要議事〕

一、規約改正の件（機關を從來の會長主事制を廢して執行委員制とすること、に可決）。二、政治部確立（可決）。三、日勞黨支持の件（採決の結果反對十二、保留三十で賛成者多く可決）。四、全國労働組合會議提唱の件（可決、詳細は「共通運動」の總聯合の項參照）。五、團結權確立の件（可決）。六、臨時雇傭制度撤廢の件（可決）。七、健康保險法改正の件（可決）。八、現行工場法の徹底的改正の件（可決）。九、失業反對の件（可決）。〔役員〕執行委員長阪本孝三郎、執行委員今井武吉、橋本定吉、丸山谷吉、中川光太郎、大久保勇、佐野好男、難波軍一、高山久三等。

中央執行委員會——〔協議事項〕一、全國労働組合會議提唱の件。二、徽章及組合旗の統一。三、治安維持法反對の件。四、會務執行の件等。

大阪聯合會創立大會——大阪の總聯合所屬の組合（大阪鐵工、電機技工、共愛労働、大阪硝子工、繊維労働、泉州一般労働、皮革工、印刷向進會、大阪一般労働）は勞議の統制組織及び調査統一の必要上大阪聯合會を組織することとし、九月十六日創立大會を開催した。

第二部第二篇 労働運動

出席者四十二名、阪本孝三郎氏議長。〔主要議事〕一、規約制定。二、市政研究會設置。三、戰線統一の件。四、産業殉職者弔魂碑建設の件。五、健康保險法に關する件等。

2 自由聯合系の組合運動

主なるもの次の如し。

▲岡山一般労働組合發會式（於岡山市下石井中國労働自由聯合會本部——一月四日）▲岡山ゴム、岡山機械工、岡山純労働者の各組合の合體せるもの▲東京印刷工組合第五回大會（於京橋區西紺屋町讀賣講堂——二月十九日）▲全國労働組合自由聯合會第二回大會（於東京本郷帝大佛教會館——三月十七、八日）▲横濱地方労働者聯盟創立大會（於横濱市中區長島町坂本館——五月十三日）▲關東地方労働組合自由聯合會創立總會（八月八日）▲東京印刷工組合委員會（於組合本部——七月二十五日）▲上毛印刷工組合大會（於前橋市犀川町演劇館——九月十六日）

右の中特に重要なものの二三に就き略述すれば、

東京印刷工組合第五回大會——出席者三〇〇名。〔主要議事〕一、綱領規約の件（從來の綱領を改め、單に「吾等は自由主義聯合を主張す」とすることに可決）。二、職工手帖撲滅の件（可決）。三、反動思潮排撃の件（可決）。四、失業問題に關する件（可決）。五、國際労働會議否認の件（可決）。六、健康保險反對の件（可決）。七、政治運動反對の件（可決）。八、暴壓法令反對の件（可決）。

全國労働組合自由聯合會第二回大會——出席者約三〇〇名、議長水沼態氏。昨年末淺草別院心光會館に開催した第二回大會が、大阪

合成労働組合の除名問題の爲めに長時間を要し全部の議案を終了するに至らなかつたので、その連続として開かれたものである。「主要議事」一、綱領改正の件（從來の綱領を固持するものと、改正案「吾等は自由聯合主義を以て労働者農民解放運動の基調とする」を主張するものとの間に一大論争を惹起し、多數を以て改正案が通過するや、それに反対する東京自由労働、東京食糧の二組合及び東京一般労働の南葛、江東兩支部の代議員は全部退場、遂に大會によつて除名されるに至つた）。二、規約改正の件（一、我が聯合會は全國労働組合自由聯合會と稱す。二、各地方の労働組合農民組合は同一地方に二つ以上存在する場合はその地方の地域的聯合體を結成するものとす。單一組合の場合は直接聯合會に加盟することを得。三、吾か聯合會の綱領規約を承認したる組合は加盟することを得、但し加盟に際してはその地域的聯合體の承認を要す。——可決）。三、共產派及び右傾派労働運動排撃の件（可決）。四、黑色青年聯盟に關する關係確立の件（可決）。五、同一主張組合積極的加盟勧誘の件（可決）。六、朝鮮自由聯合派諸團體との提携（可決）。七、植民地労働者に宣傳及び組織運動促進の件（可決）。八、國際的連絡促進の件（可決）。九、反動思潮排撃の件（可決）。一〇、アメリカ製品ボイコットの件（可決）。一一、農村及び漁村運動の件（可決）。一二、國際労働會議否認の件（可決）。一三、彈壓防衛委員會設置の件（可決）。一四、政治運動反對の件（可決）。非政黨運動に關する件（可決）。一五、極東自由聯合インターナショナル成立促進の件（可決）。一六、朝鮮労働者渡日禁止反對及び待遇差別撤廢の件（可決）。

五 日本交通總聯盟系組合の運動

昨年度に於て日本交通總聯盟の盟主たる地位にある東京市電自治會が、自治會派と現實同盟派とに分裂し、加ふるに本年に入つて、組合員中かの共產黨事件に連坐せるものもあり、爲めに當局の壓迫も甚しく、かなり困難な状態に立ち到つた。今、運動の中主なるものを列挙すれば、▲全日本鐵道従業員組合有志懇談會（協調會館——一月五日）▲東京市従業員協議會準備會（於市電自治會本部——一月十七日）▲現實同盟理事會（於東京神田美土代町本部——一月十七日）▲現實同盟中央委員會（於本部——一月二十四日）▲自治會武藏野支部創立總會（於同沿線保谷市場座——一月二十五日）▲東京市従業員協議會創立大會（於協調會館——三月八日）▲現實同盟本所支部大會（於本所區小泉町平和俱樂部——三月三十日）▲橫濱市電共和會第四回大會（於橫濱市中區吉濱町海員ホーム——四月二十三日）▲自治會郊外部確立大會（於東京市外灘谷町灘谷俱樂部——五月二十五日）▲大阪市電自助會中央委員會（於自助會本部——五月二十八日）▲自治會確立委員會（於本部——六月五日）▲東京市従業員組合中央委員會（於組合本部——七月十九日）▲現實同盟中央委員會（於本部——七月二十一日）▲自治會現實同盟合同第二回懇談會（於現實同盟本部——七月二十五日）▲自治會中央委員會（於本部——八月七日）▲橫濱市従業員聯盟委員會（於本部——八月十三日）▲第三回合同懇談會（於現實同盟本部——八月十五日）▲現實同盟中央委員會（於本所支部事務所——八月十五日）▲神戸市電同思會中央委員會（於同思會事務所——

借財を持込まざることを。二、大會延期の件。三、歎願書提出に関する件等。

第二回合同問題懇談會——自治會側より濱田、篠田、鈴木、市川、内田の諸氏、現實同盟側より飯野、河野、柳澤、中川の諸氏出席、先づ飯野氏より七月二十一日現實同盟、中央委員會の決定による合同條件を説明し、自治會側委員より質問あり、懇談の後解散。

自治會中央委員會(八月七日)——「協議事項」一、現實同盟提出の合同に對する條件對策の件(撤回を要求すること)。二、待遇改善調査委員會設置の件。三、無産大衆黨に對する件(組合として支持せず)。

横濱市従業員組合聯盟委員會——「協議事項」一、水道組合加盟の件。二、常任委員選定の件。三、聯盟運動方針決定の件。四、全國労働組合會議代表に關する件等。

第三回合同協議會——「出席者」自治會——濱田、鈴木、内田、永井。現實同盟——柳澤、飯野、中川、河野。中立——佐々木、佐藤。現實同盟の代表者は合同前に先づ指導精神の一致を見る必要ありと主張するに對し、自治會側は合同はよろしく無條件たるべしと唱へ容易に纏らず、中立の佐々木氏より「兩組合より今後の運動その他に關する意見を含めた宣言書を持ち寄り協議することにしては如何」との提案あり、双方それに賛成散會。

日本交通總聯盟代表者會議——全國労働組合會議第二回準備協議會出席の爲め交通聯盟の代表者大阪に參集せる機會に代表者會議を開かんとせるも、濱田藤次郎氏労働組合會議の席上より檢束された爲め正式に開催することを得なかつた。併し横濱市電共和會、大

阪市電自助會、神戸市電同思會の代表者參集、組織問題、機關の確立、財政の充實等に關し協議した。

共和會中央委員會——「協議事項」一、調査部及び會計監督員増員の件。二、市従業員聯盟中央委員増員の件等。

東京市従業員組合第四回擴大中央委員會——出席者六五名、谷茂二氏議長。「主要議事」一、運動方針。二、全國労働組合會議支持の件。三、對市従業員協議會の充實の件。四、組合内部充實の件。五、詰所設備の改善要求の件。六、頭巾付半マント支給要求の件。七、健康保險法の改正、保險料輕減の件。八、臨時傭員全部の常傭昇格要求の件。九、低利資金貸付金規定の即時制定實施要求の件。一〇、昇給賞與の豫算増額並に公平要求の件等。

第四回合同協議會——自治會より濱田、篠田、内田、長井、横尾、現實同盟より飯野、柳澤、中川、鶴淵、河野の諸氏出席。相互に作成せる意見(原文省略)を交換して、近日中第五回協議會を開くこととして散會。

第五回合同協議會——意見書に就いては相互の間に一致を見たので、五名宛の委員を擧げて「統一協議會」を組織することに決定。大阪市電自助會中央委員會——「協議事項」關西交通労働聯盟費支部委讓の件。二、常任書記任命の件。三、大會會場決定の件。

第一回統一協議會——「出席者」自治會——濱田、鈴木、長井、篠田、内田。現實同盟——飯野、柳澤、中川、河野、鶴淵。中立——佐々木、佐藤。双方より次の如き意見を提出しそれに基づいて協議を進めることにした。「自治會意見」一、協議會に書記を置くこと。二、協議會の決定事項は直ちに双方の支部に通達すること。三、協議會

「主要議事」一、最低賃銀實收二圓五十錢要求の件（可決）。二、肺結核を公病に取扱ふ件（可決）。三、労働組合法案及び爭議調停法に關する件（可決）。四、政黨問題の件（社會民政黨を解體し新に社會民衆黨八幡支部の結成を見たるを以てこれを支持することに可決）。五、懲罰委員制々定に職工を參與せしむる件（可決）。六、昇給率の改善（可決）。七、恩給を十五年とする件（可決）。八、失業、疾病、災害養老保險實施の件（可決）。九、割増を本給に繰入の件（可決）。一〇、國際労働總會に於ける條約案及び勸告案の批准實施に關する件（可決）。一一、官業工場に於ける労働條件統一の件（可決）。一二、解雇手當改善の件（可決）。一三、共濟組合の法人化（可決）等。平塚總愛會創立大會——出席者約三〇〇名、議長辻村次郎氏創立に至るまでの經過を報告し、後ち規約の審議、役員の選任をなして散會。同組合は從來平塚海軍火藥廠の従業員によつて組織された共濟的組合であつたが、今回海軍労働組合聯盟に加盟し、労働組合としての發會式を舉げたのである。執行委員長辻村次郎氏、副執行委員長鈴木徳藏氏。

官業労働總同盟第十回大會——出席代議員四三名。議長西浦宇吉氏。「主要議事」一、昇給率改善の件、昇給制度確立の件、下級職工昇給率改善の件（以上三案一括——可決）。二、官業労働者待遇改善に關する件（可決）。三、最低賃銀制度確立の件（可決）。四、健康保險法改惡反對の件（可決）。五、專賣局退職手當制定の件、陸軍退職手當制定解雇手當増額に關する決議案（可決）。六、國際労働會議に於ける條約案及び勸告案の批准實施促進の件（可決）。七、事務的従業員待遇改善の件（可決）。八、労働組合法制定促進に關する件（可決）。九、請負制度撤廢に關する件（可決）。一〇、日曜日祭日及び陸軍特別の休業日に日給全額支給の件（可決）。一一、年金制度十五年制（可決）。一二、東京工廠移轉善後策解決促進の件（可決）。一三、九州鐵鋼買收促進の件（可決）。一四、常備者請負者の實收入統一の件（可決）。一五、官業未組織労働者の組織促進の件（可決）。一六、メーデー示威行列舉行の自由を要求する件（可決）。一七、臨時職工制度撤廢の件（可決）。一八、無產政黨合同促進の件（極左翼分裂主義者を排除し、無產各黨の合理的合同促進に努力すること、に可決）。〔役員〕中央委員長西浦宇吉、主事川村保太郎、會計井上寅吉、中央委員大塚定太郎他九名。

海軍労働組合聯盟中央委員會——〔協議事項〕一、吳海工會長宮崎繁市氏を聯盟中央常任委員とす。二、組合幹部乃至組合中堅分子敎化の目的を以て敎化雜誌を刊行すること。三、共濟組合法法人化に關し、その實現促進運動、法律案等の調査を行ひ、各加盟組合に各共濟組合研究委員會を設置し、研究報告を聯盟本部に提出すること。四、聯盟の政治行動を統一し、更に政治的進出を遂げる意味に於て吾等の支持する地方無產政黨を提携せしめ全國的政黨合同の氣運に導くこと等。

向上會臨時大會——出席代議員三八名、議長阪口若松、本部提案の會費値上げの件（規約第二十六條改正）を附議し、川村保太郎氏より提案理由の説明あり、討議の結果原案たる日給二圓以下毎月二十錢二圓以上三十錢を可決承認。

官業労働總同盟第二回中央委員會——〔協議事項〕一、官業工場傭人職工給與令制定促進の件。二、陸軍共濟組合年金制度實施に

關する件。三、請負制度撤廢に關する件。四、亞細亞労働組合會議
提唱に關する覺書承認の件。五、アルベール・トーマ氏歡迎の件等。
吳海工會大會——出席者五〇〇名、議長澤井武雄氏。「決議」一、
昇給規定の根本的改正。二、共濟組合の法人化。三、有給休日制の
確立。四、消費經濟運動の確立。

海軍労働組合聯盟第六回大會——出席代議員四〇名、工友會の杉
田爲好氏議長。「主要議事」一、アルベール・トーマ氏歡迎の件（可
決）。二、見習職工の労働組合加入の件（可決）。三、工務規則中「思
想不健全にして工場管理上支障ありと認められたる時」云々に關す
る件（改正に可決）。四、健康保險法の改正（可決）。五、團體交渉權
獲得の件（可決）。六、亞細亞労働會議に對する聯盟の態度決定の件
（討論の後無條件にて中央委員一任に可決）。七、労働立法促進委員
會の件（可決）等。「役員」常務中央委員宮崎繁市、中央委員加藤勝
藏他五名、主事野村隆。

2 大會・總會・演說會等

重要さに於て前項に次ぐものを列舉すれば左の如し。

▲德山燃工會臨時組合員大會（於德山町無量寺——二月二日）▲官
業労働總同盟創立十周年記念演說會（於東京小石川傳通院淑德女學
校——三月十一日）▲向上會第三支部總會（於大鐵沿線玉手山——
四月十一日）▲向上會第五支部總會（於京阪沿線香里——四月十六
日）▲向上會兵器支部第三回總會（於向上會本部——六月二十七日）
▲廣廠工僚會大會（於本部——七月七日）▲東京工廠移轉善後策同
盟委員總會（於小石川區諏訪町共働社——七月十二日）▲舞鶴共立

會大會（於舞鶴町公會堂——七月十五日）▲向上會第二支部更生第
一回總會（於大阪鳴町辨天俱樂部——八月二十五日）▲東京工廠移
轉善後策同盟第一回大會（於小石川傳通院淑德女學校——九月十六
日）▲佐世保勞愛會理事會（於佐世保市常磐町本部——十一月六日）
▲向上會合同支部總會（於向上會本部——十一月九日）▲海軍労働
組合聯盟大會記念大演說會（於橫須賀市隣保館——十二月九日）

3 雜

▲純向上會戰線擴大祝賀懇親會（於淀川公園千芳觀——八月二十五
日）▲純向上會御大禮奉祝總會（於大阪中之島公會堂——十一月三
日）

七 海員諸團體の運動

昨年行はれた海員諸團體間の離合集散は本年に於て一先づ
安定を見た。併し六月に至つて海上罷業の勃發あり、組合運
動としては多事な一年であつた。

主なる會合を舉ぐれば

▲商船同志會第十四回定期總會（於神戸湊東俱樂部——一月二十日）
▲海員協會總會（於海員協會本部——一月二十五日）▲日本司厨同
盟理事會（於同盟本部——三月三日）▲海員組合第六回評議員會（於
組合本部——三月十三日）▲日本海員組合海上青年會發會式（於兵
庫基督教青年會館——三月十五日）▲郵船爭議一周年記念懇親會（於
神戸市新開地中央亭支店——三月十八日）▲郵司同友會記念日茶話
會（於中央亭支店——五月五日）▲日本海員組合第七回定期總會（於

組合本部——五月七日）▲日本海員組合第七回大會（於組合本部——五月七日）▲日本海員組合戸畑海友同志會支部發會式（於戸畑市築地町——六月十日）▲高級船員失業者大會（於海員組合本部——六月二十九日）▲同門司海友同志會支部發會式（於門司市——七月三日）▲郵司同友會臨時總會（於神戸本部——八月二日）▲日本海員組合東京海友同志會發會式（於東京芝浦會館——九月二日）▲商船同志會創立十周年記念大會（於神戸市三宮カフエーパウリスト——十月十二日）▲日本海員組合第三回評議員會（於本部——十月二十六日）▲司厨同盟理事會（於本部——十一月二十六日）

等であるが、その中特記すべきもの二三に就き概要を述べよう。

商船同志會大會——出席者五〇名、小須田啓泰氏議長、「議事」一、昭和三年度運動方針の件。二、司厨部見習員失業防止の件。外二項。

「役員」理事栗田喜一郎、宮本官治、森田茂雄他四名。

海員協會總會——出席者一五一名、山崎理事議長の下に經過報告あり、役員任期の件及び名稱變更の件を議したが未決定のまま、散會。

日本海員組合第六回評議員會——「協議事項」一、組合評議員に關する件。二、前組合長檜崎猪太郎氏に對する感謝方法に關する件。

三、普選政戦に關する件等

日本海員組合第七回定期總會——「協議事項」一、新舊組合長交替承認の件。二、大日本船舶司厨同志會と合同の件。三、規約の一部改正。

日本海員組合昭和三年度大會——出席者三五〇名。濱田國太郎氏議長。「主要議事」一、海員ホーム及港内航通機關公營實施促進の件（可決）。二、船醫の強制乗船に關する法規制定の件（可決）。三、海

員關係諸法規改正の件（可決）。四、労働組合法制定の件（可決）。五、船員保險法實施促進の件（可決）。六、不在投票制改正の件（可決）。七、甲板積荷物制限に關する法規制定の件（可決）。八、船内に於ける労働狀態を監督し船員を保護する法規制定の件（可決）。九、船舶過重積荷の徹底的拒絶の件（可決）。一〇、超過労働時間に對する割増支拂制度確立の件（可決）。一一、退職手當及び年度手當並に備船手當率の平等支給に關する件（可決）。一二、船内に於ける八時間労働制の確立實施の件（可決）。一三、船内食糧の改善の件（可決）。一四、船舶乗組員制度確立の件（可決）。一五、最低賃銀制度確立の件（決議）——社會的人間的生活を享受するに足る最低賃銀を確立することは労働問題の最も根本的な目標の一にして幾多の社會苦人間苦の酵母が、實に僅かに生活線乃至生活線上に労働者を彷徨せしむる低率賃銀に在るの事實に鑑み吾人は海上労働問題解決の鍵として此の緊急且つ重要な制度の即時確立を期す。實行方法——右決議を目下審議されつゝある海事協同特別委員會及び船主に提出し四週間の回答期日を與へ、その回答の如何によつては斷乎たる處置を取ること。）

郵司同友會臨時總會——出席代議員三〇名。「主要議事」一、規約一部改正の件（可決）。二、會長顧問推薦の件（會長に久留弘三氏、顧問に河上丈太郎、三輪壽壯、西島芳兵衛の諸氏）。三、犠牲者慰問金募集の件（可決）。

八 其他の諸團體の運動

▲神戸自由労働組合發會式（於神戸市北町長狹クラブ——一月十六

日) ▲東京一般俸給者組合創立大會(於協調會館——一月二十二日)
 ▲親和會創立大會(於大阪四貫島セツルメント——一月二十四日)
 ▲埼玉自由聯合發會式(於大宮町氷川公園翠園——二月五日) ▲秀
 英舍勞働組合第三回大會(於東京神樂坂演藝館——二月五日) ▲武
 藏野鐵道現業員發會式(於沿線清瀨村清瀨館——二月五日) ▲神奈
 川縣浴場從業員同盟發會式(於橫濱市中區駿河町長友俱樂部——
 二月二十五日) ▲臺灣工友總聯盟發會式(於臺北市新町蓬萊閣——
 二月二十九日) ▲日本窯業勞働總同盟東濃聯合會定期總會(於岐阜
 縣土岐津三浦方——三月一日) ▲東電從業員協議會大會(於關東電
 氣勞働組合本部——三月七日) ▲眞岡勞働同志會(於樺太眞岡町榮
 町舞香座——三月十一日) ▲福井勞働組合發會式(於福井縣武生町
 善源院三月二十一日) ▲福島交通勞働組合發會式(於福島市新町杉
 內方——三月二十五日) ▲向島造船勞働組合發會式(於廣島縣御調
 郡向島村泉座——四月二日) ▲名古屋陶畫工組合發會式(於本部——
 四月七日) ▲武相勞働聯盟大會(於橫須賀市社會會館——四月十
 日) ▲東大阪勞働組合創立大會(於大阪市東成區千鳥俱樂部——四
 月二十六日) ▲京都木材勞働組合總會(於京都市下京區蛸藥師——
 四月二十六日) ▲神戸化學勞働組合創立大會(於神戸市舊事務所——
 四月二十七日) ▲無產者協會創立大會(於神奈川縣保土ヶ谷富士
 瓦斯紡績會社表通射的場——五月十日) ▲京都染物勞働組合大會(於
 京都市下京區本町通遺迎院——五月十日) ▲神奈川技工同盟發會
 式(於橫濱市南吉田町延命院——五月十七日) ▲勞働組合工友會創
 立大會(於樺太王子製紙工場內俱樂部——五月十八日) ▲映畫從業
 員組合創立大會(於東京四谷三和館——五月廿一日) ▲東電從業員

組合第一回大會(於協調會館——五月三十日) ▲大阪セメント勞働
 組合發會式(於大阪此花區吉野町組合事務所——六月一日) ▲北海
 勞働俱樂部總會(於小樽市火防番屋——六月十日) ▲京都陶磁工組
 合總會(於下京區日吉町久保田方——六月十日) ▲京阪同友交通勞
 働組合第五回大會(於大阪府下枚方町舟井座——六月廿四、五日)
 ▲橫濱市從業員組合發會式(於橫濱市堀內町富士塚——七月二日)
 ▲小樽運輸勞働組合創立大會(於小樽市火防番屋——七月三日) ▲
 東京市電從業員協會第二回大會(於讀賣講堂——七月四日) ▲九
 州勞働組合大會(於長崎市樺島町藤田ビル內——七月十日) ▲都市
 自由勞働組合發會式(於芝三田小山町五——七月十五日) ▲長岡勞
 働者向上會創立大會(於長岡市石內町極樂寺——七月十五日) ▲橫
 濱水道從業員組合大會(於同事務所——七月二十二日) ▲東京市電
 氣局電路會創立大會(於東京青山南町電路掛出張所——七月二十八
 日) ▲關東木材勞働組合第二回大會(於本所黑江町龜甲クラブ八月
 四日) ▲產業勞働組合創立大會(於組合事務所——八月十二日) ▲
 泉州勞働組合發會式(於組合本部——八月二十五日) ▲大阪足袋工
 組合第三周年大會(於大阪北區中央公會堂——九月十五日) ▲日本
 美術友禪工組合臨時大會(於大阪市天滿橋筋市民館——九月十七日)
 ▲東京地方自由勞働者組合協議會(於本所太平町自由勞働者事務所
 ——九月二十三日) ▲蒲田勞友會第七回大會(於蒲田町新宿蒲田食
 堂——九月二十三日) ▲自由勞働者自治會總會(於東京四谷區花園
 亭——十月七日) ▲札幌一般勞働組合發會式(於札幌市北三條東六
 丁目——十月七日) ▲兵庫縣合同勞働組合發會式(於神戸市仲町協
 和會館——十月十二日) ▲院內勞働組合(於秋田縣由利郡院內——

十月十七日) ▲全國俸給者協會發會式 (於社民黨本部——十一月六日)

第二章 農業労働者の運動

農業労働者(小作農)の運動中、小作爭議に關しては前に「小作爭議」の項に記述せるを以て、茲にはこれを省略する。さて、昭和二年に於ける組合運動の概觀が分裂抗爭期とも云はるべきに對し、本昭和三年は反對に合同闘爭期とも稱し得べき觀がある。即ち全國農民組合と日本農民組合の合同による全國農民組合の生誕、全日本農民組合同盟他四團體より成る全日本農民組合、及び中部日本農民組合他二團體の中部農民組合の結成、而して中部農民組合の主唱に係る全國農民團體協議會の成立等がそれである。

これ等の合同並に共同闘爭は無産階級解放運動の根本原則たる團結の精神に基くことは勿論であらうが、かかる合同の機運を醸成した最近の客觀的情勢は自ら二つあると思はれる。一つは本年の春我國最初の普選による總選舉に對し無産政黨の初陣であり、他はそれに關聯して地主、資本家並に支配階級の極度の彈壓である。特に所謂田中反動内閣は無産階級へ全面的に未曾有の暴壓を加へたが、農民運動に對しても戰闘的組合支部及び聯合會を根底的に破壊し去つた。日本農民組合の強力なる支持團體香川縣聯合會の壓殺は正にその好

適例である。

かかる非常識とさへ思はれる彈壓は、一時的には無産者運動を下火に導いたことは事實である、が併しその陰鬱の中に沈潜して却て團結權獲得の必要をより痛切に認識せしめ、組合陣營内容を一層強固に結合せしめ、運動をして益々眞劍のものたらしめるの結果に誘引したことは最も注目さるべき現象であらう。

第一節 農民組合運動

一 日本農民組合の運動

大會及其他の會合

兵庫縣聯合會第二回大會——一月廿五日洲本公會堂。議案 運動方針に關する件・最高小作料制定要求の件・自作農創定法及農地金庫法案に關する件・耕地權確立に關する件・立毛動産差押に關する件・組合合同に關する件・全勞農政黨合同運動支持の件・總選舉對策の件・無産者新聞支持の件・麥檢査反對の件・暴壓反對の件。大阪府聯合會第五回大會——一月廿五日大阪基督教青年會館。議案 宣言の件・運動方針の件・總選舉對策の件・最高小作料制定の件・小作調停の件・耕作權確立の件・耕地整理並に區劃整理の件・自作農維持創定並に農地金庫法絶對反對の件・農民運動を暴壓する諸惡法令の撤廢を要求するの件・全國大會の件・次期大會の件・全國農民團體即時合同の件・勞働農民黨支持の件・規約改正の件。

三・重・縣・聯・合・會・第・六・回・大・會——二月三日松阪町日野劇場。議案 組織方針・調停の件・小作人組合と共同闘争の件・全國農民組合合同促進の件・全勞農政黨合同運動支持の件・對支非干涉運動支持の件・農地金庫法の件・土地賃貸價格による小作料減免の件・組合少年教育の件・立禁止毛差押反對耕作權確立の件。

日本農民組合第七回全國大會——四月二十日、二十一日大阪市土佐堀基督教青年會館に於て開催、出席代議員百名。議題及結果は次の如くである。

一、小作人組合との共同闘争の件(三重)——可決 二、消費組合運動に關する件(佐賀)——可決 三、宣言發表の件(本部)——可決 四、財政確立の件(本部)——可決 五、新黨樹立に關する方針決定の件(本部)——可決 六、全國農民團體合同に關する件(本部)——可決 七、勞農政黨合同促進に關する件(本部)——可決 八、立入禁止反對運動農民團體共同委員會設置の件(本部)——可決 九、機關紙確立の件(本部)——可決 十、土地會社對策の件(本部)——可決 十一、自作農地金庫法案反對の件(本部)——可決 十二、爭議統制權の確立の件(本部)可決—— 十三、香川縣農民組合暴壓排撃の件(本部)——可決 十四、小作調停法撤廢の件(本部)——可決 動議 犧牲者家族救済金募集の件(廣島)——可決

大會宣言 (一)光輝ある日本農民組合第七回全國大會は來るべき一年の闘争の門出に當つて左の如く宣言す (二)昨春の金融大恐慌は、都市勞働者、小市民と共に農民をして急激な生活不安に突き落とし、地主階級は全國的に立入禁止の暴壓によつて一層吾等小作農民の生活を脅威した。地主と資本家の政府は土地を奪はれ生死の境に立つた

幾多の農民の反抗を彈壓し去り、吾等農民の生活をして堪へ難き窮乏にさらしたのである。かゝる秋に執行された府縣議戰に参加した吾々の經驗から吾々は何を學ばせられたか、更に又今春の總選舉戰に於ては、吾々は何を教へられたか、言論集會大衆運動に對する徹底的彈壓、檢束、拘留等々ではなかつたか!! 更に見よ!! 總選舉後某聯合會に加へられたる暴壓を。續いて從來吾等の運動の最前線に立つて戦ひ來りし戰闘的分子が支配階級の彈壓により戰線から奪ひ去られ、勞働農民黨外二團體の結社禁止解散の事實を想起せよ。(三)か

くの如き彈壓の砲火をくぐりながら吾等の戦ひ得たものは何であつたか? 第一、立入禁止反對耕作權確立運動として「働く農民に土地を保證せよ」の旗の下に、廣汎なる大衆が闘争に上り初めた事であり、第二、未組織小作農民は勿論中農とも協力して重税其の他日常利害のために、大地主資本家の專制機關たる地方自治體及政府に大衆的闘争を展開せしこと及び單なる小作爭議も、大地主と小地主とに對する柔軟撓屈性ある戰術に依り大衆の政治闘争を組織するところが決定的に必要であり、第三には、彈壓に對抗するために從來分裂し來つた吾等の戰線の統一——各組合員大衆の共同闘争を通じての強力なる農民組合の合同——が絶対に必要とされ、第四には、今日、資本家地主の政府、政黨に依つては吾等の生活の安定と土地と自由は斷じて保證されない、只吾等農民は都市勞働者階級と協力して地主資本家の政府と闘争する外吾等農民の解放の日はあり得ぬ事を現實に知らしめた。(四)吾等はかくの如き過去の貴き經驗を以て新しき一ケ年間の運動を進めねばならぬ。第一、日常經濟闘争の激發により未組織大衆の獲得に努め、農民大衆の戰闘力と組織化とを増

大しななければならない。第二には、吾々は全國農民の先頭に起つて耕作權確立入禁止反對のために勇敢に闘争を續け、益々廣汎なる大衆を闘争に組織しなければならぬ。第三、地主政府の攻勢に對抗して強力なる共同闘争を展開することによつて絶対に全國農民團體の合同の爲めに戦はねばならぬ。第四、吾等が支持し來つた元労働農民黨の解散をうけたる今日、戦闘的協同戦線の結成運動を支持し、各労働政黨の合同に努力せなければならぬ。(五)我が日本農民組合は、創立以來七ヶ年、この間吾々は眞に全國農民の利益を代表して地主政府と惡戦苦闘し來つた。吾等は如上の任務遂行と更に、ヨリ具體的方針を確立して闘争を進めねばならぬ。闘争の旗、日本農民組合旗を高く掲げて新しき一ヶ年間の闘争にのぼる。働く農民に土地を保證せよ!! 全農民團體の即時合同へ!! 昭和三年四月二十一日 日本農民組合第七回大會

二 全日本農民組合の運動

大會及其他の會合

第二回全國大會——四月廿五日、大阪市土佐堀青年會館に於て開催。出席代議員七十六名。決議事項左の如し。

一、規約改正の件(本部)——可決 二、政黨と組合に關する件(本部)——可決 三、農民運動壓迫諸法令撤廢運動の件(本部)——可決 四、最高小作料制定の件(大阪)——保留 五、立禁立毛差押反對徹底的小作法獲得運動の件(本部)——可決 六、農民運動戦線統一の件(本部)——可決 七、新方針確立の件(本部)——可決 八、宣言の件(本部)——可決。

宣言 我等は全日本農民組合を結成して以來、地主の攻勢と資本家階級の飽なき彈壓の下に起つて、此等支配階級の分裂政策に呼應せんとする右翼分裂主義者、並に「結合の前の分離」なる理論を以て農民の戦線を攪亂せんとする宗派分裂主義者を克服しつゝ、一路「戦線の統一」(二)我國農民運動の指導方針の確立のため撓まざる闘争を續け來つた今、茲に第二回全國大會を迎ふるに當り我等の態度を宣明し以て我等に託されたる絶大なる農民大衆の信頼に報ひんとするものである。昨年春の金融恐慌以來支配階級の彈壓と搾取は酷烈を極め、都會に於ける所謂産業合理化は賃銀値下げ、労働時間の延長、解雇、失業となつて現れ、農村に於ては立禁立毛差押の猛襲、土地會社による收奪となつて、全産業大衆の生活の最底線をまで脅すに到つた。而もそれに反抗せんとする一切の大衆行動は禁止され、府縣議戰、更に光輝ある可き最初の普選は殆んど言語に絶する支配階級の干渉と迫害に終始した。此の如き反動政治の下に於て將に農民組合運動は戦線不統一による一大受難期に遭遇してゐる。此の受難期を克服するの途は一に我等の決死的闘争と速に戦線を統一し以て戦闘力の強大を計る以外斷じてない、而も大衆は熾烈に戦線の統一を要求し、進んで大衆自らの力に依つて一切の分裂主義的傾向を克服せんとしてゐる。我等は此に於て大會決定の新方針に即し勇敢率直に農民大衆の利害と要求を代表しその具體的實現のため更に一段の全力的闘争を誓ふものである。一切の分裂主義的傾向を清算して戦線の統一へ! これ我等の双肩に課せられたる刻下の急務でなければならぬ。右宣言す。昭和三年四月二十五日 全日本農民組合第二回大會

第一回中央委員會——四月廿六日、大阪市四貫島セトルメントに於て開催。決議事項——一、小作法獲得運動の件 二、全國農民團體統一の件 三、中央、常任、及各専門部長決定の件 四、小作調停官吏に関する件 五、農民運動暴壓諸法令改正の件

三 全國農民組合の生誕

全國農民組合創立大會は五月二十七日、大阪市中央公會堂に於て開催。議長に山上武雄氏就任し、淺沼稻次郎氏の合同經過報告があつた。出席代議員百六十一名。可決事項は、(一)、綱領主張に関する件 (二)、規約に関する件 (三)、豫算編成に関する件 (四)、宣言發表に関する件 (五)、全國農民團體合同に関する件 (六)、立禁反對運動の件 (七)、機關紙充實の件 (八)、徽章制定の件等であつた。以上の内五項の全國農民團體合同に関する議案は最も熱心に討議され、實行方法として次の諸項が決定された。一、この大會に於いて決議文を發表すること。二、共同闘争の展開に依つて他團體に働きかけること。三、合同懇談會を機を見て提唱し、又他團體の提唱の場合には進んで誠意を以て參加すること。四、具體的方法是新中央委員に一任。

決議文(但し大會の旨を受けて新中央常任委員會に於て作成)。資本家地主の強烈なる攻勢の前に、農民戦線の全國的統一は、我々の民の要望である。今日全日、日農兩組合の合同の成立は、實にこの要望實現のための進歩として踏み出したものである。我々は飽くまで全國的農民戦線の統一全農民團體の合同に向つて一路邁進せんとするものである。右決議す。農民組合合同創立大會

大會宣言 吾等は茲に日本農民組合、全日本農民組合の兩組合の完全なる合同を結了して、その基礎の上に全國農民組合を組織した。此の新組合の組織が如何なる意義を持つか、左に之を明白にしなればならぬ。(一)昨春の金融恐慌は、農村無産大衆の窮乏を更に一層激化した。のみならず地主の小作人に對する追撃を益々甚だしくした。地主階級は之より先き小作人大衆の擡頭の前に、その意識化を深め、或は地主團體を組織し、或は又土地會社の如き窮策を弄し、稍もすれば攻勢を以て吾等に向ひ來たつたのであるがこの勢は、實に恐慌以來更に一層の激化を加へ來つたのである。見よ！昨春に於いて昨秋に於いて今また植付けを目前に控えて或は立毛差押、或は土地立入禁止の假處分等小作人の收穫を沒收し、小作人の土地を奪はんとするが如き、暴舉は頻々として行はれてゐるではないか。斯の如きは、實に恐慌の波動をうけし地主等の喘であると共に又一面恐慌以來更に沈淪し來つた小作人の生活をその根底より脅威する事によつて一舉に我等の組合を破壊し去らんとする意圖より出たものでなければならぬ。(二)斯の如き反動受難の最も甚だしき時期に於いても、吾等は、敢然と闘争の旗を掲げて闘争を續けて來つたが、翻つて吾等の陣營を見る時は如何。今を去る七年「日本農民組合」の旗の下に始めて結成した吾等の陣營は實に燎原の火の如く擴大し發展したのであるが無産政黨の運動に關し、政治的意見の相違等を原因として、一再ならず分裂を餘儀なくされたのみならず、其の後の運動を冷かに反省批判すれば吾等は時に地主及政府と云ふ大敵を前にしながら相互の排撃にさへ吾等の精力を費消した事がなかつたとは云へない。乍併、かくては吾等の戦闘力は徒らに分散し、のみ

ならず地主の攻撃官憲の彈壓をして、反つて一層の勢力を得せしめその乗ずる機會を多くするものである。(三)茲に於いて偏へに戦線を統一し合同した戦闘力によつて如上の攻勢彈壓に抗せんとする農民大衆の要求は日に熾んに赴いて來に。各地に見られた所謂共同闘争の如きは、この要求、この風潮の最も著しい現はれである。日農、全日兩組合はこの農民大衆の要望の前に之を眞實に代表して戦線の統一、その他新運動方針の樹立に努力せねばならぬことを深く決意した。かくして誠意ある協議を重ね合同を完成し全國農民聯合の新組織を見るに至つたのである。固より日農、全日兩組合は嘗ては同一の組合旗の下に戦ひ來つた古い戦友である。止を得ざりし分裂の過程の中に暫く袂を分つて來たが今茲に再び同じ闘争の旗の下に集つて固き盟約をすることは眞に我等の喜びでなければならぬ。勿論今吾等の完成したものは、兩農民組合の合同であつて全農民團體の統一ではない。吾等は、さきに全農民戦線の統一を極力希望して是が實現に努力したが成就する事が出来なかつた。茲に於いて最も近接した吾等兩組合のみの合同を成就したのである——乍併、この吾等の合同が必ずや全國農民戦線の統一の眞實の端緒となる可き事を確信するのみならず兩組合の合同は實に分裂せる政治戦線に對しても大なる衝動となつて必ずやその統一が招來するものであらう。吾等は之を確信する。(四)實に吾等の成就した事業は斯の如き重要な意味を持つてゐるのである。乍併、吾等は決して「合同」の聲に酔ひ、又は驕つてはならない。吾等の合同は實に戦線統一の端緒とすべきである。のみならず同時にその眞義は地主並びに支配階級の積極的攻撃に對して農民大衆の利害を死守し更に之を暢達せんとする闘争

の必要であつた。吾等は進まねばならぬ。「全國農民組合」の旗を高く掲げよ！ 日本農民組合全日本農民組合同萬歳！ 全國農民組合生誕萬歳！ 全國農民の團體合同！ 昭和三年二十七日 全國農民組合創立大會

四 全日本農民組合の成立

全日本農民組合創立大會(この組合成立の經過は次節の中に述る如くである)は七月五日、名古屋市キリスト教青年會館に於て開催。須貝快天氏を議長に推し、代議員約二五〇名出席し次の宣言、綱領、スローガンを決議し、主なる議案として、完全小作法制定の件、立毛差押立入禁止反對の件、農地金庫法反對、農民運動取締法改廢の件其他十八項目の議案を可決した。

宣言 我全日本農民組合は創立第一回の大會に當り現下の我國農民運動の重大時機に鑑み全日本農民階級の爲に運動方針を定め茲に宣言す。今や我が國資本主義は日に行き詰り反動化したる資本の攻勢は全無産大衆の生活を脅威しつゝある。即ち現在の社會に於ては生産に何等従事する事なき資本家が無産者を極度に搾取しその富は益々蓄積せらるゝに反し、實際生産に従ふ勤勞無産大衆は彼等資本家階級の利益のために犠牲に供せられ生活の不安其極に達せんとす。就中農村に於ける無産農民大衆は地主階級の苛酷なる搾取に苦しみ、加ふるに商工資本階級の二重搾取に悩み、其の生活苦難は益々深刻化しつゝある。而も最近地主階級は立毛差押へ、立入禁止等の手段を以て、無産農民大衆に意識的抑壓を加ふるに至つた。斯くの如く無産農民大衆が生活の危機に瀕する時、吾等是一致團結し組

の農村實狀に即した農民の實踐的要求の貫徹を期するにある。我等はこの意味に於て爲される純眞なる全國的農民團體の大結合に對しても亦滿腔の熱意を有するのである。右宣言す。

山梨農民組合同盟創立大會 五月十九日、甲府市商業會議所に於て開催。参加者日本農民黨支部の一部（反平野派と稱せらる）及山梨農民組合代表者八十餘名。

聲明書 全無産階級運動が小黨分立の對立鬭争を演ずるといふことは絶対に回避すべきである。此變態的過程を辿らしめたる罪は果して何者か。之れ全く一部指導者を以て任ずる極左右兩翼の小兒病的觀念的論者の自己陶醉と階級的支配慾より來る妄動の結果に外ならぬ。吾等は茲に全國的合の前提として先づ地方的合同へと直進しなければならぬ。幸にして縣下の全農民大衆の共鳴を得て茲に縣下單一の地方的結成を見たることは、縣下無産運動のために欣快に堪へざると共に農民運動史上に特筆大書すべき一大功績なりと信ず。

山梨農民組合同盟第一回大會 十月廿一日、甲府市大和座に於て開催。次の事項を決議した。

綱領 一、我等の目的 とする處は小作條件の維持改善、耕作農民の物質的及精神的生活の向上を圖るにある。而して之が満足なる達成は主義制度を改革し新社會秩序を建設するにあらずんば、行はれ得ないことを確信する。二、目的實現に對する態度 われ等は此目的を實現せん爲めに第一客觀的社會狀勢に對する正確なる認識の上にその運動方針を樹立し、第二社會進化の法則とその過程とを重要視しなければならぬ事を主張する。三、小作爭議 は小作條件の維持改善の目的を達成せんがため農民組合の行ふ一手段であつて、飽

く迄實利的態度を失つてはならぬ。われ等は最近の傾向に徴し益々爭議の統制を嚴にし戰鬭力を集中し之が増進を計らねばならぬ。

議事 一、爭議對策の件 一、自轉車荷車稅撤廢の件 一、立毛差押耕作禁止反對の件 一、電燈料値下運動の件 一、政治運動確立の件 一、自作農創設反對の件 一、小作法制定の件

全國農民團體會議 中部農民組合の提唱に係る立入禁止反對全國農民團體共同委員は、中央農民組合、日本農民組合總同盟、東海農民組合及び全國農民組合の参加を得て協議會を開催するに至つた。第一回會議 七月七日、岐阜市商工會議所に於て開催。議長に中澤辨次郎氏を推し、立入禁止反對の件を残し其の共同聲明書を發表すると共に抗議文を關係諸官廳に手交すること及び地方的にも共同鬭争組織を設置すべく可決した。

右團體會議準則として次の諸項が規定された。一、本會議は全國の農民團體を以て組織し、主入禁止、立毛差押反對、完全小作權獲得と共通問題の爲めに共同動作を爲すものとす。但し參加團體の自主權を侵さぬこと。一、本會議は毎月一回定例會を開くこと。一、本會議は各參加團體の組合員に比例し五千名以下一名、五千名以上二名の委員を以て構成す。一、本會議の事務所は岐阜市に置く。一、本會議の費用は各參加團體の負擔とし、委員一名につき月額一圓の割合を以て支出するものとす。

第二回會議 七月十七日、東京市全國農民組合出張所に於て開催。土地立入禁止處分反對の決議文を各官廳へ手交するため、新黨準備會、日本勞農黨、社會民衆黨、日本農民黨、無産大衆黨に交渉して代表一名を出し大々的抗議する事を決議す。

第三回會議 七月二十三日、東京市日本農民組合總同盟本部に開催。各代表十名は横山警保局長に抗議文を手交すると共に、香川に於ける農民組合への暴壓を指摘して抗議し、司法省及農林省當局へ夫々抗議を爲した。

第四回會議 八月十四日、名古屋キリスト教青年會館に開催。次の申合を決議す 立入禁止反對、立毛差押反對、完全小作法獲得運動のため直ちに各特別委員會を開き各無産黨代表者の参加を求めるものとす。

第五回會議 九月二十一日、東京市日勞黨本部に開催、今春總選舉前後より官憲の壓迫により事實上潰滅せる香川縣下の農民組合の再興策を中心として協議せる結果、本月末を期し本會議の代表及び無産黨代議士と共に農民團結權に關し内務當局の意向を質したる上香川縣へ調査隊を派遣し、縣當局の彈壓に對し抗議することに決定。

第六回會議 十月二十五日全國農民組合總本部に開催。協議事項

- 一、全國農民團體會議組織擴充の件 (1) 日本農民組合總同盟に對して積極的に働く様勧告すること (2) 全日に參加勧誘を爲すこと (3) 上小農民組合へは文書を以て勧誘すること (4) 農民自治會其他地方農民團體の積極的參加を勧誘すること。二、小作調停法に關する件 三、完全小作法獲得の件 四、團結權獲得の件 五、自作農創立反對の件

第七回會議 十二月九日、岐阜市中部農民組合本部に開催。協議事項 香川縣農民組合の再建及全國爭議の對策其他に就き協議の結果、左の聲明書を發表す。

聲明書 我等は去る七月中部、中央、東海、上小、總同盟、全國農

民相會して全國農民團體會議を結成して以來、立入禁止、立毛差押反對、團結權獲得闘争のために戦つて來たが、本日亦茲に全日本農民組合の非公式加盟を見るに至つた。斯くして既に日本に於ける主要農民團體は全部全國農民團體會議に加盟することとなつたのである。ここに於てそれらは更に團體會議の内容を充實し全勞農系統と協力の下に團結權獲得決定、小作法の獲得に向つて強固なる共同闘争を展開せんことを期す。

第二節 農民組合同願末

第一 日農・全日合同の経緯

日本農民組合と全日本農民組合とは、本年五月二十七日大阪市中央公會堂に於ける合同大會によつて合同を完成した。ここに至るまでの經過の概要を摘記すれば次の如くである。

▲全日本農民組合同盟の合同提唱。昭和三年一月六日、日本農民黨總務委員會は無産政黨合同に對する規準を決定し同黨の態度を表明した。その要旨は (一) 指導權に對しては勞農對等であること (二) 農民特殊の生産關係と其の立場を認めること (三) 宗派的極左的分裂主義者を徹底的に排撃すること。而してこれと同日に日本農民黨と同身一體である全日本農民組合同盟は、常任理事會を開き左の如き聲明書具體案を發表して全日本農民組合に合同を申込んだ。

聲明書 大衆は今、無産階級の戦線統一を何よりも要望してゐる。就中立入禁止、立毛差押等、地主階級の強襲の下に苦闘しつゝある農村大衆に於てさうである。にも拘らず無産政黨合同の實現は前途

必ずしも樂觀を許さない。此の秋に於て、一方には農村大衆の要求に直ちに聽き、一方には無産政黨合同の具體的一步を踏み出すものは無産政黨の中心勢力をなす農民組合それ自身の全國的合符であると確信する。しかし乍ら、われ等は誠意を以て「農民組合の全國的合符」の實現に全力を盡さんことを期するが故に、而して又、農民組合の健實なる前途の發展を冀ふが故に、從來一部少數者の支配的野心を逞うせんがため常に分裂主義を把握し來つた「日本農民組合」幹部を此際姑く除外するを以て、眞に農民組合全國合符の精神に合致せるものなりと認める。斯くの如き意味に於て、いま我が全日本農民組合同盟は、我が國農民組合の全國的無條件合符を提議し、その實現の第一歩として直ちに全日本農民組合と具體的協議に入るべきことを提議す。右聲明す。

具體案 一、一月十六日午後一時協調會館に於て合符對策を協議すること。二、兩組合は責任者各五名づつを選出して合符實行委員會を組織すること。三、合符實行委員會は、各地方支部の合符促進に向つて努力し、特に總選舉前に其の實現を期すること。四、兩組合の合符全國大會は各支部の完全なる地方的合符の後に東京に開催すること。五、合符實行委員會の費用は兩組合が均等に負擔すること。之に對し全日本農民組合は、一月十五日中央委員會を開き協議を遂げ、出來るだけ提唱の趣旨に副ふやう努力する旨の誠意ある回答をなした。

▲日本農民組合總同盟、中部日本農民組合に合符を提唱す。 日本農民組合總同盟は、全日同盟の全日組合への合符提議に刺戟され、一月八日緊急中央委員會を開き、十五日松永中央委員を岐阜に派遣

して中部日本農民組合に合符を申込み。中部農民組合は回答を保留した。

合同運動に對する日本農民組合の態度 一月九日、日本農民組合の中央常任委員會は(一)全國的合符に努力すること (二)全日が主唱者となつて全國的合符の爲めに進まんことを全日に申込みことの二項を決定し、同日左の如き申込み書を持參し長尾常任委員全日本部を訪うた。

申込み書 一、貴組合が主唱となつて、先づ全日本農民組合同盟と合符に第一歩を踏まれたこと、並にそれに刺戟されて農民總同盟、中部農民組合の合符が進捗しつゝあることは、實に全農民大衆の統一戰線要求を最も忠實に代表せるものであると信じ、吾組合は滿腔の誠意を以てこれが支持を誓ふものであります。二、これは勿論全國的合符、全國的單一農民組合實現の可能を具體的に現はしてゐると共に、それを近く實現する与否とは貴組合の努力と貢獻に俟つこと大なるものと信じます。吾農民組合運動史上この偉大なる事業に向つて更に進まれんことを希望するものです。三、それにつきて貴組合は一日も早く全國的合符を實現すべくその提唱をして貰ひ度いのであります。代表者は相方から各三名とし度いと思ひます。

これと同時に、日本農民組合常任委員會は一月十日左の如き「達示」を所屬各聯合會に送つた。

『(前略)吾日本農民組合總本部は、この合符の潮流に對して如何に處すべきか? この重要問題を緊急に決すべく昨一月九日中央常任委員會を開いたのである。この問題は當然中央委員會を召集して決すべき性質のものであると思ふが、事態極めて緊急を要し、運動

の進展が中央委員會の召集を不可能ならしめる程急速且微妙であつたので、中央常任委員會に於て決定した次第である。然しながら之は全組合大衆の前に論議されねばならず、主旨の徹底を期すべきは論をまたない。而かもこの問題は必然に吾日本農民組合の過去の運動方針、特に統一戦線に對する戦術の批判にまで立ち入らざるを得ないのである。

然らば吾組合がこれまで統一戦線の問題に對し、どんな態度方針をとつて來たか。先づ最近一ヶ年だけをとつて見ても、その基本方針は確固として「戦線の統一」その爲めの大衆的闘争——共同闘争を主張し、且つ實行して來た（極めて不十分ながら）。只、各組合が、やゝもすれば「日農萬能主義」「日農への合同」に陥り統一戦線戦術上客觀的に見て、分裂主義のデマゴグに乗り易い口實を與へたことは、最も重要な失敗の點であると考へる。全日幹部諸君の實踐は勿論階級的に見て非難に値するものを持つてゐるが、他の組合幹部の機械的な排撃は戦術上極めてまづかつたと考へる。眞に大衆の現實的利害の爲めに最も先頭に立つて戦ひ全大衆の戦闘力を高め、地主、政府に對する闘争に於て、大衆の統一戦線要求を強力にすること、これは最も重要な吾が組合の任務であるが、然し更に政黨的對立、政治的意見の差異によつて組合を分裂せしめおくことなく、最も廣汎な大衆を包含し全國的合同的實現へ進むことでなければならぬ。その爲めには地主、政府と闘ふ限りに於て幹部の政治的意見の如何に不拘、幹部間の諒解も亦絶對に必要である。大衆は具體的闘争の過程に於て其の闘争力、團體力を増大するのだ。

吾中央常任委員會は、以上の見地から、全國の合同運動に對する

態度を決定し、如何なる困難をも冒して全國的合同的實現に進むことを、眞に大衆の利益を代表するものであるとした。特に現在の形勢が全體として合同に進みつゝある時、些かでもこれを否定し或は妨害する舉に出づるならば最も甚だしき階級的裏切りであると信ずる。だが注意すべきことは、それだからと云つて、吾組合はこれまでの獨自の闘争を止めることなく、戦闘力を弱めることでもない。むしろ一層大衆的共同闘争の展開、一切の闘争の先頭に立つことは絶對に必要である。かくして地主、政府に對し大衆の闘争力を高めねばならぬことは論をまたない。只問題は他の組合の幹部を機械的に排撃することは絶對につゝしまねばならぬと共に、統一を實現する爲めには、幹部の協定を輕視してはならぬ。……（中略）

各聯合會は、以上の方針に基いて全日、全農同盟の合同、總同盟中部の合同の無條件的支持、並に何れも全國的合同中に進まれんことを望む聲明書を發すること。

尙地方の具體的闘争に於ては、依然として相互相接を積極的に遂行し大衆的共同闘争の發展に進むと共に、諸種の事情をよく考慮の上、共同闘争委員會にては、各參加組合連署の上、合同支持、全國的合同的實現のため努力すること、直に全日が特にそのため貢獻せんことを希望する旨の聲明書を發するやうせられ度し。」

▲全日本農民組合と合同問題 全日組合は一月十五日中央委員會を開き、合同問題を附議したが、満場一致を以て全日同盟との合同を決議し、其の旨全日同盟に打電すると共に實行委員として三宅、淺沼、吉田、宗、行政の五氏を選任した。更に日本農民組合の申込書に對しては、左の如き回答をなした。

「……御承知の通り、我組合は全日本農民組合同盟の合同申込みに応じて、急速にその具體的協議に入るようになりましたので、全日本農民組合同盟とも相談の上如何様とも御返事申し上げます。たゞ全日本農民組合同盟は我組合に對する合同提議文中にも常に分裂主義を把握し來つた「日本農民組合」幹部を此際姑く除外するを以て眞に農民組合同盟の精神に合致せるものなりと認める」云々と云つてあること、並に我組合及日本勞農黨が極左翼分裂主義排除の絶對單一條件を眞に誠意を以て考慮清算さるゝことが、全農民組合の合同と勞農黨の合同統一を來す所以なることを眞面目に考へられんことを祈ります。……」

▲中部日本農民組合の合同勧誘 中部日本農民組合は一月十六日中澤辨次郎氏の名を以て次の如き案内狀を各農民組合に送つた。

農民團體の全國的大合同勧誘。昭和戊辰の新春を迎へ益々貴組合の合理的發展を祈つて止みません。扱て日本の農民大衆を健實なる大組織に統制し其の歩武を正大ならしめてやがて建設さるべき新農村不可缺の力ある要素たらしめる爲めに全日本に於ける農民團體の大合同を可及的範圍に於て謀り度いと思ひます。就きましては微力且つ僭越ではありますが當中部日本農民組合に（地元の大和農民組合の賛成を得まして）其の合同斡旋の勞を執らして戴き度いと思ひます。由つて此際は總て從來の行掛を御一擲の上、大雅量の下に萬障を排し、左の日時場所に御出席の榮を賜るを得ば幸甚であります。

一、日時 一月十九日午後一時 一、場所 岐阜市商業會議所樓上一、協議事項 合同案適宜御持參の事。

▲三團體合同實行委員會開催 かくて全日本農民組合、全日本農民

同盟、中部日本農民同盟の三團體は一月十九日岐阜市商業會議所に於て、合同實行委員會を開いた。

出席者（全農側）三宅正一、行政長藏、淺沼稻次郎、宗道太。（全日同盟側）森義一、玉井潤次、北山玄四三、原廣吉、平野力三。（中部農民側）大野金吾、吉川文助、高木謙吾、山田久義、近藤重次郎。

開會劈頭、吉川文助氏より合同實行委員會に農民總同盟をも參加せしめられたしとの提案あり。これに對し全日、全日同盟は三團體にて協議を進行すべしと主張し、議論容易に決せず、結局中部農民組合の代表者は、農民總同盟を含めた合同協議會に對してのみ正式代表權を與へられてゐるのであるから、三團體の協議會には代表資格なしとて、有志として、大野、高木、山田の三氏參加し他二名は退席した。

協議事項。一、合同大會準備に關する件 二、合同後の各種打合せ事項 三、他農民團體に關する件 四、徹底的な小作法獲得全國農民組合會議の件

聲明書 本日こゝに全日本農民組合、中部日本農民組合及全日本農民組合同盟の三團體が我國農民組合の發祥地岐阜の地に相會し合同實行委員會を開きたるは、農民運動史に頗る意義深きものと確信する。今や無産大衆は、其の戰線統一を最も要望し、就中立毛差押立入禁止の地主階級の強襲に悩まされたる農民に於て最もその必要を痛感する。然るにも拘はらず、由來農民戰線が分裂より分裂を重ね來つたことは我等の最も遺憾としたる所なるが、我國に於ける最大勢力を有する三團體が合同へ邁進することは、農民戰線統一に一大光明を投ずるものとして、我等の欣快に堪へざる所である。翻つ

て我國無產政黨の現状を見るに資本家地主の攻勢を前にして依然として合同の前途必ずしも樂觀を許さず、然しながら政治的に壓倒的勢力を有する此の農民團體の實現は、無產政黨運動にも一大刺激を與へるものと信じ、我等は萬難を排して三團體合同の實現に向つて勇往邁進し以て無產階級運動に貢獻せんことを誓ふ。

尙日本農民組合に於ても右實行委員會に長尾、西光の兩常任委員を派して參加を申込んだが、拒絶されたので大要次の如き意味のメツセージを朗讀して引き上げた。『日本農民組合は、全日組合、全農同盟及中部農民三團體の合同に對して滿腔の誠意を披瀝しこれを支持するものである。然れども三團體の合同は單に三團體の合同に止まることなく、進んで全日本農民團の合同單一組織にまで發展すべきであり、かくて始めて農民の戦線は統一され、延いて全無產階級の統一を促進し、全被支配階級解放の道を開くものである。かくてこそ本委員會の歴史的意義はいよいよ重大を加へるであらう。』

▲日本農民組合常任委員會の活動 日本農民組合は一月二十日合同問題に關し常任委員會を開き、飽くまでも局部的合同より全國的合同に發展せしむべく努力することを決定した。幸ひ、二十一日は中之島公會堂に於ける地主小作兩團體の懇談會が開催されることになつてゐるので、この機會を捉へて、懇談會終了後各農民組合代表者と合同問題の協議をなすことを提議したが、同日議會が解散された爲め合同懇談會の開催は不可能となつた。

總選舉は一時合同問題を中絶せしめたが、二月二十四日に至つて日本農民同盟は常任委員會を開きその決定に基き、山上、西光、大山、佐藤、長尾、の各常任委員は各地方に出張して合同の氣運を促

進するに努めた。就中委員長山上氏は新潟より東京に來たり二月二十九日全日同盟の幹部と會見して懇談を遂げ、更に三月一日、二日の兩日に亘つて全國同盟の會長高橋龜吉氏宅に三組合の代表者相會し熱議の結果、三月十三日より十五日迄の間に大阪に於て正式に會見して協議することに決定した。

▲中部地方の農民團體の合同實現 二月九日、中部日本農民組合、日本農民組合岐阜縣聯合會、全日本農民組合同盟の大和農民組合(後の二者はいづれも中央本部より脱退して)の三組合は合同を完成し次の聲明書を發表した。『今や吾國の農民運動はその全國的團結の實現に迫られてゐる。この秋に當り吾が中部地方に於ける各農民組合は、全國に率先し、中部日本農民組合、大和農民組合、日本農民組合岐阜縣聯合會は、農民運動最高理想實現の爲め其の一環として、茲に欣然合同し、更に全日本に於ける農民運動の戦線統一に向つて一意邁進せんことを聲明す。』

▲三團體合同懇談會開催 日本農民組合、全日本農民組合、全日本農民組合同盟の合同懇談會は三月十六日十七日の兩日大阪労働學校に於て開かれた。出席者は(日農側)山上武雄、近内金光、小岩井淨、小柳作市、(全日側)杉山元治郎、三輪壽壯、宗道太、淺沼稻次郎、吉田賢一。(全日同盟側)高橋龜吉、平野力三、稻富稜人、森義一、原廣吉。

第一日には、政黨と農民同盟との關係、農民運動の向ふべき方向、其他に就き隔意なき意見の交換をなし、合同後に於ける農民運動の大綱を各組合より持ちよりて更に協議すべきこととして閉會。第二日は主として全農同盟側より提出された農民運動大綱案を原案とし

て懇談。原案のうち一日本に於ける無産階級運動の指導権は労働者、農民對等たること「重要生産並に消費に關する協同組合運動」等に就き激論が戦はされたが、結局満場一致次の申合をした。

申合 一、農民運動は日本の農事情に即すべきこと。二、日本に於ける無産階級運動の指導権が労働者農民の何れにありや、若くは對等なりやは今後の運動に於て實踐的に解決せらるべき問題なれば、組合としては今直ちに一定の見解を執らざること。三、組合運動は小作運動の外、農村の重要生産及消費に關する協同組合運動其他の建設事業に進出すること。四、合同せる組合の力によつて可及的急速に無産政黨統一の促進に努力すること。五、合同せる政黨内に農村専門のパーティーの特設を要求すること。六、農村の政治運動は小作農、自作兼小作農、自作農等の反地主勢力を糾合すること。昭和三年三月十七日代表者署名

尙、正式合同協議會は三月二十五日に行ふこと、該協議會には中部日本農民組合及日本農民組合總同盟へも参加を勧誘することに決定した。

▲正式合同協議會の開催、三月二十五日、大阪中之島公會堂に於て開かる。出席者(日本農民組合)山上武雄、小岩井淨、辻本菊次郎、松本積善、岸本實。(全日本農民組合)杉山元次郎、吉田賢一、宗道太、吉岡八十一、三宅正一。(中部日本農民組合)中澤辨次郎、高木謙吾、吉川文助、阪井由衛門、神山太郎。(全日本農民組合同盟)原廣吉、(日本農民組合總同盟)西尾末廣(但し正式代表に非ず)。杉山氏議長となり、山上氏先づ合同問題の經過を報告し、議事に入る。全日同盟の原廣吉氏は平野力三氏病氣のため、全日同盟は正式代表

を決定することが出来なかつたので、本日の會合を四月上旬に延期されるやうとの提案あり、休憩懇談の後全日同盟の希望を容るゝこととし、協議會の日取を四月五日に決定して散會。

▲合同協議會の決裂 四月五日、大阪中之島公會堂に於て開會。出席者山上、小岩井、松本、半谷、辻本(日農側)、杉山、三宅、吉岡、吉田、宗(全日側)、中澤、高木、吉川、櫻井、平工(中部農民)、北山、平野、須貝、稻富、角田(全日農同盟)赤松、古野(農民總同盟)開會後直ちに平野力三氏は過般の合同懇談會に於ける六項目の申合せを翻して合同新農民組合は農民を中心とした農民黨を樹立すべしと提議し會議に一大動搖を與へた。加之中部日本農民組合及日本農民組合總同盟亦全國的の合同に對する熱意を缺き、各組合とも互に腹の探り合ひのかたちとなり、合同問題は一頓挫を來しさうになつたので一先づ休憩し、再び議事に入つたが、全日同盟は「農民は農民黨へ」の主張を固執して譲らず、全日、日農側の代表者これを駁し、議論數刻に亘るも決定を見ず、結局各組合とも明日まで考慮を重ねることとして散會。

六日午後二時開會したるも、全日同盟側は前日の主張通り變更の餘地なしと明言したので、この全日同盟の提案に對し各組合に賛否を求めた、全日、日農兩組合はこれに反對し、中部農民の中澤氏、總同盟の赤松氏は「全日同盟の提案は理論としては誤りなるも實際上の農村事情から見ればなほ考慮の餘地あり」と明答を保留したので全日同盟の提案は否決され代表者五名は退席した。

次いで中澤氏は先きの申合事項に對する修正案として一、農民運動は共產主義に反對する指導精神に基き日本の農村事情に即するこ

と。二、組合は小作條件改善運動の外、協同經營を中心とする農業の新組織の實現を期すること。三、合同せる組合の力に依り之れと同一指導精神に立つ無産政黨の統一を急速に促進すること。四、無産政黨の統一不可能の場合は合同せる組合は從來の支持政黨を脱退して新政黨を樹立すること。といふ案を提出したが、採用さるゝことなく、各組合はいづれも合同決裂に對する聲明書を發表して散會。尙この際全日同盟の脱退聲明書は同組合の態度を窺ふに必要と思ふから採録して置く。

一聲明書 去る三月十六日、全國農民團體合同懇談會開催以來我等は誠意を以て全國農民組合の合同に向つて、努力を拂つて來たのである。然るにその後の各組合の支持する政黨の行動は我等の合同をして頗る困難の情勢に陥れしめたことは甚だ遺憾にたへざる次第だ。例へば勞農黨の三月二十七日の擴大中央執行委員會の決定事項中の勞働者農民の政府をつくれ、社會民主主義の批判の自由等の如きは、合同に對する妨害的態度とみるべきである。翻つて我國農村の現状を見るに、組織されたる農民は僅かに三十萬にして、しかも無産政黨に加入せるものは、その半に過ぎず。二千數百萬の未組織農民大衆は、無限の荒野に眠れる如き現状である。我等は將來に於ける我國の無産階級運動の決定的勢力は、その未組織農民大衆の力を得るにあるを信ずるものである。然るに我等が全力を傾注して、農民運動に努力し來れるも未だその未組織大衆の獲得に充分なる成功を見るに至らざりしは我國農村の特殊性に關する認識の誤りに起因するものにして、即ち我國農民の生産關係は都市プロレタリアと生産關係を異にし、農民は獨立せるプロレタリアに非ず、然るに此

の如き現實を無視してプロレタリアと反資本主義運動の系體を其の儘農民に適用せんとした處に其の失敗の最大原因が存する。抑々組合運動と政治運動とは、觀念的には別個の物として考へられるも、現實問題としては政黨問題に觸れざる合同と云はれるが如きは不可能である。故に我等は合同せる農民組合の健實なる發展と、茲に二千數百萬の未組織大衆の進出力の爲に、過渡期の現下の狀態として我々の態度が最も妥當である。農民自體の政黨組織を前提として、組合の合同へ邁進せんとしたのである。然るに不幸にして本日の協議會に對する我等の誠意ある提案も各運動者間の運動方針の見解の相違のため遂に意義ある協議會の不成立に終りしことは遺憾に堪へざりし事である然し我等の主張は眞の農民大衆の信賴と共鳴を獲得し得ることを、確信して止まない。右聲明す。」

▲中部日本農民組合の合同提唱 中部日本農民組合は合同協議會決裂の翌日再度の合同計畫を企圖し、前に示したる農民運動の基本條件の下に協議會開催の案内狀を各農民組合に送附した。

右の提唱に對し、日農、全日の兩組合は協議の結果連名にて「過般の合同協議會の餘りに悲惨なる不成立に終りし基因にかんがみ、其後も各團體の主張に大なる變化を見ざる今日、今又急速に再度の協議會を開催するとしても徒に議論の紛糾を見るのみにて一徒事に終るなきやと懸念す」との理由を以て之を拒絶した。

▲日本農民組合合同大會に於ける合同問題 日本農民組合第七回全國大會は、三月二十、二十一日の兩日大阪に開かれた。同大會は農民團體の合同に關し下の如き決議をなした。「今や地主階級の結成とその攻勢とはいよいよ急である。この時我々の戦線は個々に分裂し、

全農民大衆の利害は著しく裏切られつゝある。かゝる形勢の下に於いては、尠くとも農民の利害の上に立つて闘争しつゝある凡ゆる農民團體は、過去の幾多の苦き経験に學び、共同の利害のために、共同の敵に對し、自らの戦線を統一し全農民大衆の眞實の利害のために闘争しなければならぬ。我が日本農民組合はこの決意を以て、さきに全日、全農同盟、農總、中部農民組合等の各組合と會議を開き、全國的合爲のために衷心努力し來つたのであるが、各代表者間の意見の相違に依つて決裂するに至つた。されどこの蹉跌によつて、全農民大衆の合同要求への叫びが終熄するものにあらず、我等は熱烈なる農民大衆の輿望を擔ひ、全國農民團體合同の爲めに、凡ゆる障害を克服して、あくまで勇往邁進せんとするものである。

實行方法。一、本大會に於て全國農民團體合同の決議をすること。二、合同のために凡ゆる農民團體と共同闘争を展開すること。三、合同協議會の提唱又はそのための合同懇談會を開くこと。四、地方的には合同協議會を開き、全國合同を促進すること。」

引續き二十一日に開かれた中央委員會に於ては、全日本農民組合に對し、無條件にてなるべく速に機を見て合同を申込むことを決議した。更に二十三、二十四日の中央常任委員會にては、合同問題に關し(一)五、六月の立入禁止の來襲前に先づ全日本農民組合との即時合同に邁進すること(二)合同委員として山上武雄、前川正一、辻本菊次郎、松本積善、小岩井淨の諸氏を選任した。

▲右翼農民團體合同運動 中部日本農民組合提唱の合同懇談會は、四月二十二日東京協同會館に開かれた。出席組合は、中部農民の外、全日同盟、日農總同盟、及び全日より脱退せる香川縣支部の四團體

である。全日同盟側は同組合の主張たる「農民自體の政黨組織」を單一條件として強硬に固執したので、日農總同盟との間に意見の合致を見ず、そのまゝ決裂した。

▲全日本農民組合全國大會と合同問題 全日本農民組合は第二回全國大會を四月二十五日大阪に開き、席上農民戦線統一に關しその態度を次の如く表明した。一、農民組合の單一結成に依つて地主との闘争力を増大せしむること。二、農民組合は各政黨の組織的基礎であるから、農民戦線の統一の最大楨杆たらしめねばならぬ。三、而して無產政黨合同に關しては、日本勞農黨の態度を支持すること。越えて二十六日の中央委員會に於ては合同問題に關し、淺沼、川俣、宗、吉田、河合、須永、三宅、野口氏の八名の特別委員を選任した。

▲全日、日農兩組合の合同懇談會 五月四日、全日本農民組合は日本農民組合に對し合同の爲めの懇談會を五月十日正午全日本農民組合本部に於て開催せんことを申込んだ。日本農民組合は之に對し快諾を與へた。

斯くして、五月十日、十一日の兩日にわたつて、全日本農民組合總本部に於て兩組合の合同懇談會が開かれた。出席者、日農側——山上武雄、前川正一、小岩井淨、辻本菊次郎、渡邊茂一郎、全日側——杉山元次郎、淺沼稻次郎、三宅正一、宗道太、河合義一、吉岡八十一。第一日に於て種々懇談をとげた結果互に分裂抗爭の無意義を認め、一、一切の行きがかりを捨て、戦線の分裂的傾向を克服して合同に邁進すること。二、合同を通じて新農民組合運動方針の確立を計ること。三、農民組合の獨自の任務を遂行することに依つて組合と政黨の關係を規定し、此の際政黨の問題にふれざること(組

合の政黨中立)等について意見の一致を見、次の如き申合せをなした。「農民團體の合同問題に就いて吾等は全農民大衆の要求に基きて先にこれが實現のため努力したが遂に蹉跌を見た。然し乍ら今日こそ日農、全日、の兩組合の合同懇談會を開くに當り、一切の行きがかりを捨て必ず之を進捗し、兩組合の合同にまで到らしめ以て、分裂せる全國農民團體合同の前提たらしめねばならぬ、吾らは合同を可能ならしめる具體的運動方針熟議に入るに先ち此の相互の熱意を表明する。五月十日 全日代表者、日農代表者」

第二日には(一)新運動方針 A、組合内部にあつては、(1)民主主義的中央集權組織を擴充し以て地方分權的傾向を打破し一方地方の特殊事情を考へて機械的統制の弊に陥らざること、(2)財政の確立、(3)地方支部整理再興と未組織大衆の獲得、(4)日常闘争を活潑に指導すること、(5)共同組合運動、(6)青年婦人の問題、B、政黨・組合の關係、C、労働者と農民の問題。(二)組織大綱 (1)委員制の採用、(2)書記採用規定、(3)統制委員制採用、(4)顧問設置、青年婦人部を専門部とすること。(三)人事問題 等を議し、之に就て全農大衆の利害と全國的觀點に立つて意見の一致を見た。

第三日は 懇談會を協議會に変更して行つたが、其の協議決定事項を擧げば下の如くである。(一)申合事項 全日本農民組合と日本農民組合は全國農民戰線統一の前提として組合の合同を盟約す。

(二)合同大會準備委員會設置 合同協議會を直ちに合同大會準備委員會に変更し次の小委員會を設く。イ、宣言 綱領、規約、運動方針起草委員會、委員、山上、淺沼、小岩井、宗、ロ、會場準備委員(辻本菊次郎 吉岡八十一)。(三)合同大會の時日及場所 五月二十七日

午前十時大阪中之島公會堂、(四)合同大會代議員選出方法 イ、兩組合中央委員全部。ロ、兩組合加盟聯合會代表者十名宛。(五)各組合の整理 イ、各組合は合同大會前に各自の所屬聯合會、支部並に組合員數を明確にし、合同大會準備委員會に報告する事。ロ、各組合は各自財政の徹底的整理を行ひ、負債は之を新組合に持ち込まぬ事。(六)聲明書發表 一聲明書 無産階級陣營に對する支配階級の暴壓は最近に到つて益々甚だしきものがある。此の暴壓に答へる道は實に戰線の統一をのぞいて外にない。我等は分裂し來れる全國農民團體統一の端緒として茲に日農、全日の合同を盟約す。五月十二日全日本農民組合、日本農民合同協議會」

かくて組合の合同により五月二十七日全國農民組合の創立せられたことは前節に述べた通りである。

第二 全日同盟外か四團體合同經過

農民組合の全國的大合同は諸種の事情によつて四月六日遂に決裂するに至つた。續いて四月七日中部日本農民組合の提唱による大合同が計畫されたが、日農・全日の容れる處とならずして終つたことは前項記述の如くである。更に中部農民組合は四月二十二日東京協調會館に於て合同懇談會を開催したが之亦意見の合致を見るに至らずして決裂した。

其後、全日同盟會長高橋龜吉氏は會長を辭したので、五月十八日中部農民組合の中澤辯次郎氏を後任會長に推すに決し、これを契機として所謂農民組合の右翼結成が擡頭するに至つた。乃ち全日同盟の主唱によつて五月廿六日、名古屋市東區武平町公衆圖書館會議室に

於て合同準備會が開催された。出席者、(全日同盟側)須貝快天、平野力三、原廣吉、(中部農民側)中澤辨次郎、(新潟の蒲原農民組合側)鬼木金次郎、(山形の庄内耕作者聯盟側)庄司柳藏、(香川縣農民組合側)藤本金助、宮脇龜治の八氏であつた。

協議事項。一、合同に關する件 二、組合名に關する件(日本農民組合、全國農民組合、之は大阪に於ける左翼合同協議會の結果を見て上記の中より選定) 三、宣言(起草委員を選び大會に於て決定)、綱領、主張案の審議 四、組合長に關する件(中澤辨次郎氏) 五、役員選出比率に關する件(各組合の實勢力によるを原則とし地方事情によつて特殊の考慮をなすこと) 六、組合本部設置場所に關する件(東京におくこと) 七、大會期日に關する件(七月中旬) 八、大會準備委員會組織に關する件(本日の會合を以つて準備委員會となすこと) 九、大會代議員に關する件(五百人に一人) 十、大會場所に關する件(名古屋、岐阜、東京の中に於て選定す)

綱領 一、我等は社會正義に基き我が國農村に於ける凡ゆる不合理なる制度の改廢を期す。二、我等耕作者は土地利用に關する一切の權利獲得を期す。三、我等は商工資本家階級が農村に於ける農民階級を搾取することの徹底的排撃を期す。四、我等の農民階級生活向上のため未組織農民を健全なる組織に加入せしめ以て全國農民階級の團結を期す。

主張 一、小作料減免權の獲得 二、耕作權の絶對的獲得 三、生産消費組合の確立 四、團體交渉權の確立。

合同準備會は以上の案を大體に於て承認し、創立大會に於て之を決定することになつた。

× × × × × × × × × ×

『農民の政治運動』に關しては、本春に於ける總選舉が最も主要なものであるが、これは總て『無產政黨』の項下に譲ることとする。尙農林省發表「地主小作人組合運動の概況」中より以下を摘出して參考に供しよう。

地主小作人組合の運動

地主小作人組合の運動は組合の發達と共に其の範圍を擴大し、今日に於ては各種の運動を行ひつゝある。其の内容に付ては組合の種類即ち小作人組合、地主組合及協調組合に依つて自ら其の趣を異にしてゐる。

(一) 小作人組合の運動

小作人組合の運動は、其の當初に於ては大體に於て、小作爭議を中心とする經濟運動に限られて居つたが、其の後組合の範圍が擴大せられ、内容の充實と共に各種の運動を行ふに至つた。就中其の主なものには經濟運動、政治運動、及合同運動である。

イ、經濟運動 小作組合の行ふ經濟運動の主なものに三つある。其の一は從來から行はれた小作料の減免其の他小作條件の維持改善に關する運動であつて、小作料に付ては近年、年の豊凶に拘らず之が減免を要求し、要求貫徹の一般手段としては地主糾彈演說會の開催、宣傳ビラの散布、多衆行列等の示威運動其の他を行ひ、地主が立毛假差押、土地立入禁止假處分等を行ひ又は訴訟を提起せる場合には立毛差押及立入禁止反對の請願運動を起し、或は顧問辯護士を置いて各種の抗辯方法を講ずる等各種の途を講じて居る。其の二は

産業組合的運動であつて、從來とても小作人組合中には共同購買販賣其の他の産業組合的事業を行つて居たものであつたが、事實上の活動に至つては殆ど見るべきものが無かつた。然るに近年に至り小作人組合中には産業組合的事業を行つて其の成績の相當見るべきものがある。之を實際に徴すれば全日本農民組合に屬する山形縣の庄

内耕作聯盟、群馬縣新田郡の全國農民組合群馬縣聯合會強戸村支部の如きは其の組合員が別に産業組合法に依る産業組合を組織し、前者にあつては主として肥料、薪炭、メリヤス類等其の他日用品の購買を行ひ、後者にあつては購買の外に販賣、信用、利用に關する事業をも行ひつゝある。此の外に産業組合法に依らずして任意産業組合的事業を行ひつゝあるものも相當ある。福岡縣山門郡瀬高町高柳に於ける全國農民組合福岡聯合會高柳支部消費組合、同郡大和村野田に於ける全國農民組合福岡聯合會野田支部消費組合、佐賀縣三養基郡基山村に於ける全國農民組合福岡聯合會基山村支部消費組合の如きは此の例である。其の三は小作人間に於ける小作條件競争防止に關する運動であつて、岐阜縣、山梨縣等に於ける小作人組合には其の規約中に之が規定を設くるもの相當多く、其の主な規定事項を擧ぐれば次の如くである。一、他人の現に小作しつゝある小作地の小作料より高き小作料を支拂ふ等の條件を地主に申込み、之が爭奪を爲さざること。二、小作地引上の承諾等の事項は總會の決議に依り之を行ひ單獨にて地主と交渉せざること。三、地主に小作地を返還せんとするときは先づ之を組合に申出で、組合員中の小作地希望者に小作せしむること。四、組合員の小作し居たる土地は其の組合員の承諾を得るにあらざれば他の組合員に於て之を新に小作せざる

こと。五、組合員が他の組合員の小作地の所有權を取得したる場合は、一定年限の間其の返還請求を爲さざること。

以上の外に共済金の積立、入營疾病等の場合の耕作勞働不足の補助水害火災に對する防備隊の設置、葬具の貸與、小作地貸借の斡旋等を行ふものもある。

ロ、政治運動 小作人組合の行ふ政治運動に付ては種々の事項が考へられるが、其の主なるものは無産政黨組織に關する運動と選挙に關する運動とである。(以下省略)。

(二) 地主組合の運動

地主組合の運動は、近代的小作爭議の未だ發生せざる以前即ち明治の末期大正の初期に於ては穀物検査の施行に關聯して地主組合が多數設立され、是等組合は自ら進んで小作人の保護、農業發達の助成等溫情的施設を行ふものが多かつたが、小作人中小作條件の維持改善を主張し、小作爭議が全國的に發生するに及んでからは殆ど行はれず、是等組合の大部分は有名無實となり、依然として活動を持続せる殘餘の組合及新しく設立せられた組合は主として小作人に對抗し、自己の利益を擁護せんとする運動を行ふに至つた。而して其の運動の範圍は小作爭議の深刻化と共に擴大せられたが、其の主なるものは經濟運動及聯合運動である。

イ、經濟運動 地主組合の經濟運動は種々あるが、其の主なるものは小作交渉に關する運動であつて、其の内特に注意すべきは土地會社及爭議の手段である。茲に土地會社とは對抗的地主組合たる性質を有する土地會社を云ひ、本會社は一定の地域内の地主を以て組

織され、其の出資者たる地主は永小作權の設定、賃貸權の委任、所有權の移轉等の形式に依り其の小作地の管理を會社に委ね會社は地主に代つて從來の小作人に其の土地を小作せしめ、主として小作料の取立、小作地の管理其の他を行ひ、其の代價として地主から手数料を徴收して會社を經營せんとするものである。會社の目的に付ては、會社側は、地主が一團となり地主小作人間の融和親睦を圖り、以て兩者永遠の福利を増進せんとするにありと稱して居るものもあるが、會社設立の動機行動等から推測すれば眞の目的は、最近小作爭議が益々紛糾するに至り、地主が個別的交渉を爲す場合の弱點及年々繰返される小作料減額問題の煩瑣を除去し、小作人組合に對抗して積極的に地主の利益を擁護せんとするにある如く思はれる。此の種の會社は近年非常の勢を以て増加しつゝ、あつて現存土地會社にして大正二年迄に設立されたものは僅か四會社に過ぎなかつたが、大正十四年には十七會社に及び、昭和三年末現在に於ては六五會社の多きに及ぶ状況である。其分布區域は二府十縣に亘り、其の特に多い地方は奈良であつて、之に次ぐは岡山、香川、岐阜、愛知、大阪、鳥取の諸府縣である。

次に地主組合の爭議手段に付ては、大なる聯合會及土地會社が各地に設立され、中には顧問辯護士を置いて之が研究を爲さしむるものもあつて、年と共に漸次巧妙、強固な手段を採るに至つた。小作料の滞納に付ては小作人に對し其の支拂を催告するが、小作人が依然として之に應ぜざるに於ては訴訟の準備行爲として小作料請求の催告狀を發送し、小作人尙之に應ぜざる時は小作料請求訴訟を提起し或は立毛或は其の他の物件の假差押を爲すものもある。其の他の

手段としては小作料の納付がないから負擔能力無しと稱して公租公課滞納の申合せを爲し、又は小作料の取立債權を辯護士其の他の者に讓渡して第三者をして之を取立てしめ、或は官廳への陳情、國粹會への依頼等を行ふものもある。

ロ、聯合運動 茲に地主組合の聯合運動と云ふのは從來の地主組合を併せて聯合會を組織し、又は未組織の地方に聯合會を設立し、可及的に廣い範圍に亘つて地主を結合して小作人組合に對抗し、小作に關する地主の利益を維持増進せんとする運動であつて、此の運動は大正十四年頃から漸次顯著となつた。現在に於いて最も注目すべき地主組合の聯合會は大阪に事務所を有する大日本地主協會であつて同協會は大正十四年に設立され、爾來急激に發達し、大正十五年（昭和元年）末に於ては分布區域二府二縣、支部及支部聯合會十三、組合員約四千八百人に過ぎなかつたが、昭和三年末現在に於ては、分布區域は二府十一縣、支部及支部聯合會四十三、組合員數九千八百四十七人の多きに上り、其の特に多い地方は大阪、京都、山梨、兵庫、岡山、奈良、徳島、鳥取の諸府縣である。

(三) 協調組合の運動

協調組合の活動に付て注目すべきは同組合内部に於ける農業委員會制度である。茲に農業委員會とは地主側、小作人側又は之に加ふるに自作人其の他の者の中から一定比率を以て選出せる代表者を以て組織した一種の委員會であつて、一定區域内の小作條件の維持改善に關する事項其の他農村社會生活に關する事項を公平且合理的に協議決定し、地主小作人間の利害の調和感情の融和を圖るを以て目

的とせるものを云ふのである。本委員会は其れ自體が獨立せる機關として組織され其の機能を發揮する場合もあるが、寧ろ例外に屬し、多くは協調組合を母體として其の内部の一機關として設置されるのを一般として居る。更に是の内容に付て見れば、右委員會の組織に付ては其の母體たる協調組合が地主及小作人のみから成る場合は、其の委員會は地主側委員及小作人側委員のみから成るを普通とし、稀に地方の徳望家或は自作農等を加へることもある。之に反して母體たる組合が一區域内の地主、小作人及その他の農業者全部を以て組織せる場合は、其の委員會は小作人側委員地主側委員及其の他の者の中から選出された委員から成るを普通として居る。其の人数は少きは八名、多きは四十八名に達するものもあるが二十名前後を普通とする。委員會の決議又は施行する事項に付ては、委員會自體の性質に依つて自ら異なるが、之を概言すれば(一)小作に關する事項(二)農業經濟農村生活の改善に關する事項及(三)農業の技術的改善に關する事項であつて、之を詳述すれば次の如くである。(1)小作に關する事項、小作料の改定、凶作時の減免率の決定及檢見の施行、小作料納付方法の改善、獎勵米補給米の決定、地主小作人間の紛議の調停、小作契約に記入すべき事項の決定等。(2)農業經濟、農村生活の改善に關する事項。低利資金及土地購入資金の融通方法、農具の共同利用方法、農產物共同販賣、肥料及生活必需品の共同購入方法の決定、不慮の災害其の他相互扶助、備荒貯蓄、懇親會の開催等。(3)農業の技術的改善に關する事項。共同苗代の設置、講習講話會の開催、農事視察、病蟲害の共同驅除豫防、採種圃の設置、農區灌溉排水設備の改善、品評會共進會の開催等。

農事委員會の設立の動機に付ては、大正七、八年以前概して小作爭議の未だ問題とされなかつた時代に於ては、農業の不振及農業の衰微を動機とし、地主小作人間の融和親善を圖り、農業の發達繁榮を目的としたものが多いが、其の後に設立されたものは直接間接に小作爭議を設立の動機とし、小作爭議の既に發生した地方に於ては爭議の結果小作條件に關し協定した事項を兩當事者間に於て遵守し、將來再び爭議を起さしめざらんが爲に、又爭議の未だ發生しない地方に於ては地主小作人兩者の互譲に依つて不合理なる小作關係を改善し、爭議の發生を未然に防止せんが爲に、本委員會を設立するに至つたのである。

今本委員會制度に依る現存協調組合の設立に付て見るに大正七年迄に設立せられたものは僅か一二に過ぎなかつたが、大正十四年に於ては七〇三、現在(昭和三年末)に於ては八八九の多きに上る状態である。而して本協調組合は一道一府二十五縣に分布し、其の特に多い地方は群馬であつて、之に次ぐは埼玉、兵庫、徳島、岐阜、香川、新潟、岡山、鳥取、三重の諸縣である。

第三章 中間階級者の運動

中間階級者の運動は主として俸給生活者組合若くは従業員組合を通じてなされてゐるが、この種の組合は未だ一步を踏み出したばかりであつて、その組合員数も殆んど言ふに足りない。従つて一般勞働者の運動に比すれば尙微々たるを免れ

一切の賣淫制に反対する。賣淫制を伴ふブルジョア結婚制度に反対する。男性支配に對して婦人の權利を主張すると同時にブルジョアジの搾取と隷従に對して斷乎として反対する。吾々は無産婦人がブルジョアジと勇敢に闘争することなしには無産婦人は決して解放されざるのみならず、貞操の商品化をも絶滅し得ざることを知つてゐる。吾々は各婦人團體及無産諸政黨と共にあらゆる反対運動に積極的に參加して徹底的に糾弾することを聲明する。」

(ロ) 無産婦人聯盟の統一戦線に關する聲明——十一月二十日無産婦人聯盟は現下の婦人戦線の統一は無産政黨の統一によつてのみ解決されるのであるとして、合同に對し歴史的任務の遂行を誓ふ意味の聲明書を發表した。

新黨準備會婦人部の確立——労働農民黨により支持されて來た關東婦人同盟は、當時にあつては政治的な闘争と日常經濟闘争との結びつきがはつきり理解されてゐなかつた爲めに、婦人參政權獲得闘争といふ様な特殊な政治闘争のみに没頭するに至つたが、かゝることはブチアル的な傾向に陥る結果となるといふ批判の上に立ち、三月廿一日に遂に解體された。然るに労働農民黨は四月十一日解散され、新黨準備會が組織されるに及んで、婦人のみによる組織を改めて婦人大衆を黨及組合の日常活動に積極的に參加せしめることに方針を確定し、こゝに新黨準備會婦人部が確立した。而して十一月十一日各支部並に支部聯合會宛て婦人部確立に關する指令を發した。

【婦人部の一般的任務】一、一般日常新黨準備會活動を主として労働婦人への宣傳と、その新黨準備會活動への労働婦人の參加動員の促進。二、労働婦人の組合婦人への組織運動の支持促進、農村婦人

の農民組合への組織運動の支持促進。三、新黨準備會員、労働組合員の細君、娘等を主とする婦人層の借家人同盟、消費組合婦人部救援會への組織運動支持促進。

婦人消費組合協會の創立——四月十九日奥むめお女史外二十餘人によつて提唱されたる婦人消費組合協會の創立總會が産業組合中央會に於て開催された。本協會は未組織婦人大衆を消費組合を通じて階級的に訓練して行くものであつて、飽くまで階級的立場を嚴守し、宣傳第一主義を排して地味に著實に事業を遂行して行かうといふのである。本協會の目的及組織は次の如くである。【目的と組織】一、婦人の間に消費組合の精神をひろめ、生活の充實をはかること。二、家庭に社會に主婦及母としての要求を實現するために協力し、更に一般家庭婦人のために次の四部門を分擔して働く、(一)調査研究部、(二)教育宣傳部、(三)事業部、(四)相談部。

尙本協會は先づ第一回の試みとして「婦人と經濟講座」を開いて婦人大衆の階級的社會教育に努力すべく方針が決定された。而して第一回の講座は五月二十八日から十三日間開催された。

全國婦人同盟の聲明——(イ)治安維持法改正案反對聲明——六月十六日緊急幹事會の結果下の聲明書を發表して日労働東京地方支部聯合會に反對運動參加を申込んだ。「現反動田中内閣は今や我等民衆に對する最後の彈壓的政策として、治安維持改正案の制定に狂奔してゐる。該法律の緊急勅令に依る改正が如何に憲法を無視せる專制的反動的政策なるかを認知せる我等無産婦人大衆は勇敢に之に對して抗爭するものである。かゝる理由に依り我全國婦人同盟は無産婦人大衆の名に於て、全無産大衆と共に、治安維持法改正案の絶對反對

に邁進することを聲明す。

ロ) 政友會の婦選案反對聲明——六月十七日政友會幹事會は婦選案を來議會に提案することを決定したに對し、同月二十二日下記の聲明書を發表した。「世界何れの國にあつてもブルジョア政府の下に施行せらるゝ社會政策は、常に多くの偽瞞を含んでゐることは明かである。今や反動政黨たる政友會は自らのあらゆる反動性を覆はん爲に婦選法實施を公約せんとしつゝある。惟ふに政友會内閣の反動性は這般の府縣會議員選舉並に總選舉戰を通じて遺憾なく發揮され殊に最近對支出兵並に治安維持法改正に關する緊急勅令發布の暴舉によつて剩す處なく暴露せられつゝある。われ等無產階級の婦人は、その完き解放への一手段として婦選實施の一日も早からんことを希ふこと勿論切なるも、かゝるブルジョア政黨の偽瞞に迷はされるものではない。即ち政友會謂ふ所の婦選は彼等の重なる不人氣挽回の具に供せられたるものなること既に明白でありあはよくば同案によつてわれ等婦人大衆を彼等反動政治の一支柱たらしむべき恐るべき意圖を有するものである。われ等はブルジョア支配の續く限りわれ等の解放は絶対に齎されざるものなる事を知ると同時に彼等の偽瞞的意圖を大衆に暴露し以て婦選をわれ等のものとして獲得すべきを誓ふ。右聲明す。」

(ハ) 汎太平洋婦人會議反對聲明——七月十八日發表(反對聲明書概要) 汎太平洋平和促進の美名下に日、米に於ける帝國主義ブルジョアジの擁護者と代辨者との手によつて組織されたる汎太平洋婦人會議は來る八月初旬を期して開催されんとしてゐる。……我等は彼等のその偽瞞的言辭の裏面に何が畫策されつゝあるかを餘りに多く

知りすぎてゐる。……口に平和を唱へ、手にメスを磨く、これが現在に於ける平和運動の眞髓である。かゝる根底に立つ汎太平洋會議に於て何が決議されようとも吾々は斷じてその美言に迷ふものではない。かゝる理由により我全國婦人同盟は全無產婦人大衆の名に於て汎太平洋婦人會議の開催に對し、絶對反對を聲明するものである。

(ニ) 二業地問題に關する聲明——全國婦人同盟は八月十七日東京府六ヶ所に新設許可された二業地の問題に關し次の如き聲明書を發表した。二業地許可の問題に就ては第四部第二篇第六章參照。「今回警視廳は東京府下六ヶ所に二業地並に三業地新設をそれ〴〵電光石火的に許可し、當該地市民をして地代物價の騰貴による生活の脅威並に子女教育上の脅威のどん底に陥れた。しかもこの暴舉の裏には選舉費捻出の爲めの醜穢なる動機ある事今や明白なる時、恰も東京市會は世人の絶望的驚愕の裡に板舟權、京成電車乗入等の諸問題にかゝる醜事實を曝露し、今や現政治は如何なる所までその醜態を曝すやもはかられざるが如き状態にある。惟ふに二業地新設の問題もその根源はかゝるブルジョア政治の腐敗に因を有するものであり、一部少數者の利益の爲にわれ等一般市民が常に負擔せしめられつゝある絶大なる犠牲の一端を語るに過ぎない、われ等はかゝる既成政治の横暴に對して絶對反對を表するとともに他團體との協力によりて徹底的に糾弾せんことを誓ふ。」

第五章、労働者教育運動

理、英語、研究科——財政學、政治思想史、經濟思想史、特殊問題、勞働運動史、〔授業〕月水金夜七——九時半、四ヶ月乃至六ヶ月修了、授業料本科一期三圓、研究科二圓、〔生徒〕筋肉勞働者、本科二三（三二九）、研究科九（五八）

大阪勞働學校 大阪市此花區吉野町一ノ三六、大正一一・六開校、同上經營委員會經營、〔學科〕經濟學（林、辰巳、齋藤）、勞働問題（小岩井、林）社會問題（松澤、住谷）、唯物史觀（森戸）、財政（大内、高野、河上）、勞働法制（古野、小岩井）等、〔授業〕月水金午後七——九時、三ヶ月を一期とし二期を以て修了、月謝一圓、〔生徒〕勞働組合員及無產黨員、一二六（六二二）

大阪市金曜講座 大阪市西區阿波堀町二丁目大阪市立中央職業紹介所、大阪市社會部經營、〔學科〕社會問題、時事問題、文藝等一回一講、〔授業〕毎月第一金曜夜、民衆辯論學院 大阪市西區松島一丁目、昭和三・一〇開始、社會民衆黨支部經營。

關西軍官學校 尼崎市田町五五一、昭和三・九開校、日勞黨關西事務局經營。

京都勞働學校 京都市五條通大宮西三丁目、昭和三・九・二創立、京都勞働者教育協會經營、〔學科〕社會思想史（中島）、勞働組合論（國島）勞働組合運動史（野村）社會學（高橋）、經濟學（石田）、唯物史觀、消費組合論、〔授業〕火木土夜七——九時、一ヶ月半一期、二期修了、入學金五〇錢、授業料全期一圓五〇錢〔生徒〕五二
神戸勞働學校 神戸市大開通十丁目二三、昭和四・四再興、同上經營委員會經營、

第二部第二篇 勞働運動

淡路勞働學校 兵庫縣淡路洲本町、昭和三・四開校、日勞黨支部經營、〔學科〕勞働問題（松澤、山名）社會問題（阪本、棚橋）、政治（河上、山名）經濟（宗）等、

明石文化公民學院 明石市內右手塚町、昭和三・三・一開校日本大衆黨明石支部經營、〔學科〕經濟學（中澤）、法律（吉田）、勞働運動史（阪本）、政治（河上）、社會思想史（平佐）、社會問題（森戸）、人口問題（高野）等、〔授業〕每週木曜夜三時間、一ヶ月修了、月謝五〇錢、〔生徒〕三五
廣島勞働學校 廣島市袋町小學校、大正一三・九・一開校、廣島社會協會經營、〔學科〕經濟學（小松原）、社會思想（十時）、勞働問題（玉置）、社會學（岩井）、憲法、文學、哲學、〔授業〕月水金夜七時、一年三期、〔生徒〕一二〇

廣成人講座 廣島縣安藝郡廣村、大正一四・八・一開設、廣工僚會經營、〔學科〕經濟學（岩成）、社會思想史（長倉）、勞働沿革史（新見）、社會政策（岩井）、法學通論、憲法等、〔授業〕月水金夜五——七時、五月より九月まで、授業料一期五〇錢〔生徒〕組合員其他四九（一六九）
吳市公民講座 吳市今西通二丁目、大正一三・六・二四開設、吳市、廣島縣、文部省經營、〔學科〕普通科——政治學、經濟學、法律學、法學通論、哲學、社會問題、高等科——經濟學、政治學、法律學、〔授業〕月火水木金夜、約半ヶ月修了、〔生徒〕大部分海軍工廠從事員、一、一三七（四、八二五）

農村青年共働學校 靜岡縣駿東郡富岡村葛山、昭和三年一月十日開設、岡本利吉經營、〔學科〕經濟學（大塚）、規範經濟學（岡本）、社會學（平林）、產業組合論、倫理學、哲學史、宗教史、農業講話、文學論等、〔授業〕毎年一月十日より三月十日迄農閑期共同宿泊、毎日平均

2 人事移動

本部——會長留任、主事兼會計留任 中央委員赤松克麿、原虎一、三木治郎、土井直作、福岡金次郎、齋藤健一、小岩井相助、西尾末廣、山内鐵吉、本山茂貞、鈴木悅次郎、小林廣吉、金光平。

3 新設組合及支部

その主なるもの次の如し。

▲長崎労働組合(一月三日) ▲東京鐵工組合本所支部(一月二十六日)
▲福山労働組合(二月二十六日) ▲中央合同労働組合興真社支部(四月一日) ▲京都労働組合(六月) ▲笠岡労働組合(六月一日) ▲大阪化學工業労働組合(六月十五日) ▲行田労働組合(七月一日) ▲大阪運輸労働組合(九月二十二日) ▲中國紡績労働組合(九月二十三日) ▲門司セメント労働組合(十月一日) ▲大阪陶業労働組合(十月十二日) ▲柏屋労働組合(十一月一日) ▲江東支部聯合會(十一月二日) ▲九州聯合會(十一月九日)

4 組合支部の脱退及解散

▲自動車労働組合 ▲和歌山労働組合 ▲和歌山製材製函労働組合 ▲徳島労働組合——以上自然消滅。

二 日本労働組合評議會

1 運動方針

日本労働組合評議會は既に労働運動の項に於て述べた如く四月十日に解散されたので、こゝではその再建運動として十二月十五日結成された日本労働組合協議會全國代表者會議に提出された行動綱領

の原案を記載して置かう。

一、労働者の言論、出版、集會、結社の自由獲得。二、労働組合の組織並に活動の自由。三、労働者のストライキの自由。四、治安維持法、爭議調停法、暴力行為取締法其他一切の労働者運動抑壓法令の撤廢。五、御用組合、階級協調組合並に労働官僚の徹底的排撃。六、労働者の政黨加入の自由。七、男女十八歳以上の選舉權、並にその行使の絶對自由。八、七時間労働制(一週三十九時間労働) 鐵山労働並に危険作業及男女十八歳未満の労働者の五時間労働の即時實施。九、最低三圓賃銀の即時實施並に休日日給全額支給。一〇、團體協約權の獲得。一一、國庫全額負擔による失業保險法の獲得、並に老廢せる労働者及び死亡せる労働者の遺族の國庫負擔による保險法の獲得。一二、健康保險法の徹底的改正——保險料の國庫全額負擔。一三、工場設備の改善。一四、工場法、鑛業法、海員法の改正、交通、運輸、鑛山、水産、森林、鹽田、土木、建築労働者及び自由労働者特別保護法の獲得。一五、官僚的就業規則撤廢。一六、封建的雇傭契約、臨時雇傭制度撤廢。一七、婦人、青少年労働者保護法制定即時實施。一八、労働者の一般投票による「労働監督」の設置。一九、自主的工場委員會、工場代表者會議組織の爲めの闘争。二〇、労働者負擔の一切の租税の撤廢。二一、公費による労働者住宅の設置並にその労働者による管理權の獲得。二二、解放運動犠牲者救済のための闘争。二三、全國的労働組合戦線統一。二四、全國的産業別労働組合組織の確立。二五、朝鮮臺灣労働者の労働組合運動の自由並に内地労働者と同一待遇の獲得。二六、汎太平洋労働組合會議の支持と、國際労働會議、アジア労働會議の反對。二八、對支絶對

非干涉。二九、××××××××の防衛。三〇、帝國主義戦争反對。

2 組合の解散及び消滅

評議會本部並に地方評議會の解散と共に、各地方の組合も解散するもの續出したその主なるものを舉ぐれば、

▲松山合同労働組合(四月十日) ▲今治一般労働組合(四月十日) ▲神戸金屬労働組合(四月二十四日) ▲神戸化學労働組合(四月二十四日) ▲小樽合同労働組合(四月二十九日) ▲根室合同労働組合(五月十三日) ▲札幌合同労働組合(五月十九日) ▲神戸合同労働組合(六月十三日)

三 日本労働組合同盟

1 運動方針

四月十四、五日に開かれた全・大・会に於て從來の主張を修正して次の如くした。

一、八時間労働及び一週四十八時間制の實施、(但し鐵山労働者は坑口交替六時間一週三十六時間とす)。二、最低賃金の設定。三、幼年及び婦人労働者の夜業禁止並に寄宿舎制度の改善。四、完全なる労働立法の獲得。五、治安警察法、治安維持法其他無産階級運動暴壓法令の撤廢。六、メーデトに全國的休業。七、日本労働黨の積極的支持。八、無産階級戦線の統一。九、無産階級の國際的提携。

2 人事移動

本部——會長棚橋小虎(留任)、主事兼會計上條愛一、中央委員藤岡文六、今村等、小松原光太郎、望月源治、高橋松次、菊川忠雄、石

橋憲一、高梨二雄、關谷博、細谷松太。

3 新設組合及支部

主なるもの左の如し。

▲淡路貝鉋加工組合(一月十四日) ▲播州地方聯合會(五月十二日) ▲川口金屬労働組合(十月二日) ▲關西合同労働組合(十月七日) ▲本庄自由労働組合(十月十六日)。

四 日本労働組合總聯合

1 内部整理

本部規約改正——會長主事制を廢して執行委員制とす。
大阪聯合會の組織——九月十六日總聯合會所屬在阪労働組合を以て組織す。

2 運動の方針

全・大・会の決議——五月六日の全・大・会に於ける主なる決議事項は次の如し。一、政治部確立の件(可決)。二、日本労働黨支持の件(可決)。三、全國労働組合會議提唱の件(可決)。四、無産者解放運動彈壓諸法令撤廢の件(可決)。五、團結權確立の件(可決)。六、臨時雇傭制度撤廢の件(可決)。七、健康保險法改正の件(可決)。八、失業反對の件(可決)。九、現行工場法の徹底的改正の件(可決)。

3 人事移動

本部——執行委員長阪本孝三郎。執行委員今井武吉、橋本定吉、丸山春吉、中川光太郎、大久保勇、佐野好男、難波軍一、高山久藏。

4 新設組合及支部

▲皮革工組合(一月十五日)▲日本機電労働組合(三月四日)▲東京工
勞組合(三月十七日)▲印刷工向進會(三月十九日)▲製函工組合(四
月二日)▲浪速硝子工支部(四月二十日)。

五 日本交通總聯盟系組合

昨年東京市電自治會が自治會本部派と現實同盟に分裂して以來、
日本交通總聯盟は固より、自治會並に現實同盟共に本年度に於ては
大會を開かず、従つて運動方針は大體昨年分裂當時發表せるものを
そのまゝ踏襲せるものと考へる外ない。併し既に労働運動の項に於
て述べた如く、兩組合の間に統一協議會の成立を告げ、合同は着々
進捗しつゝあるから、運動方針に於て一致を見るの日も蓋し遠くな
いであらう。人事方面に於ては自治會の佐々木專次氏辭任後濱田藤
次郎氏が執行委員長に就任した他、特に記すべき程のことはない、
組合の組織状態は全く停頓の有様である。

六 官業労働者の組合

(一) 官業労働總同盟

第十回大會の決議——三月十、十一日に開かれた全國大會に於け
る決議事項の主なるものを擧ぐれば次の如し。昇給率改善の件、最
低賃銀制度確立の件、健康保險法改惡反對の件、專賣局並に陸軍退
職者手當制定、解雇手當増額の件、國際労働會議に於ける條約案及
勸告案の批准實施促進の件、労働組合法制定促進の件、官業未組織
労働者の組織促進の件、メーデー示威行列の自由を要求する件、無

産政黨合同促進の件。

(二) 海軍労働組合聯盟

第六回大會の決議——十二月八、九、十日横須賀市に開かれた聯
盟大會に於ける決議事項の主なるものを擧ぐれば、一、見習職工の
労働組合加入の件。二、團體交渉權獲得の件。三、アジア労働會議
に對する態度決定の件。四、労働立法促進委員會の件。

人事移動——吳海工會久能寅夫引退。新役員——常務中央委員宮
崎繁市。中央委員 加藤勝藏、古賀徳一、高谷勝五郎、渡部獻一、
河野貞三、辻村二郎。主事 野村隆。會計 太田休三。相談役川島
不二郎、島田良藏。

七 海員諸團體

日本海員組合

全國大會の決議——五月七日開かれたる全國大會に於ける主なる
決議事項。一、海員ホーム及び港内航通機關公營實施促進の件。二、
船醫の強制乗船に關する法規制度の件。三、海員關係諸法規改正の
件。四、労働組合法制定の件。五、船員保險法實施促進の件。六、
不在投票制改正の件。七、船内に於ける八時間労働制確立實施の件。
八、船舶乗組員制度確立の件。九、最低賃銀制度確立の件。
人事移動——組合長檜崎猪太郎辭任、後任濱田國太郎。

第二節 其他の労働組合

本年度に於て創立せられた主なる組合は左の如し。

▲大阪製靴工組合(一月五日) ▲大阪大衆労働組合(一月八日) ▲神戸自由労働者組合(一月十六日) ▲苫小牧合同労働組合(二月二十四日) ▲神奈川縣浴場従業員同盟會(二月二十五日) ▲福井縣合同労働組合(三月二十一日) ▲福島交通労働組合(三月二十五日) ▲東京北部労働組合(三月二十四日) ▲泉部労働組合(三月三十一日) ▲小樽労働共和會(三月三十一日) ▲名古屋陶畫工組合(四月十八日) ▲高知印刷労働組合(四月二十一日) ▲東大阪労働組合(四月二十六日) ▲神戸金屬労働組合(四月二十七日) ▲川崎刷字工組合(五月十五日) ▲横濱新港労働組合(五月十六日) ▲洋モス従業員組合(六月十日) ▲日本貝卸工組合(六月十六日) ▲九州海員向上會(六月十九日) ▲横濱市従業員組合(七月二日) ▲小樽運輸労働組合(七月二日) ▲瀬戸製型職工組合(七月十日) ▲日本電氣従業員組合(七月十五日) ▲神戸海陸仲仕組合聯合會(七月十八日) ▲米澤合同労働組合(七月二十二日) ▲關東木材産業労働組合(七月二十二日) ▲電友會(七月二十八日) ▲關東ゴム従業員扶助會(九月九日) ▲市電神明町革新自治會(九月二十七日) ▲東白河一般労働組合(十月二日) ▲關東目地工組合(十月七日) ▲札幌一般労働組合(十月七日) ▲兵庫縣合同労働組合(十月十二日) ▲逓信工友會(十一月一日) ▲帶廣合同労働組合(十一月二十日)

第二章 農業労働者の組合

第一節 農業者團體

昭和三年末現在に於ける農業團體及團體員數は社會局の發表に従へば、左の如くであつて、昭和二年末現在に比し、小

作人團體に於て百六十、その員數二萬一千の減少を見、地主團體に於ては四十一、その員數六千六百の減少を示してゐる。之に反して地主小作の共同團體は三十五、その員數一萬八千餘の増加を示してゐる。

	團體數	(昭和三年中に組織された數)	團體員數
小作人團體	四、二五	(三四)	三五、九三
地主團體	六、四	(三)	五、三八
地主小作協同團體	一、〇〇	(八五)	一七、七〇

小作人團體及員數共に最も多きは新潟縣にして、岐阜、山梨、岡山、兵庫、愛知、埼玉、群馬、福岡等の諸縣之に亞ぎ最も少きは岩手、青森、宮城、長崎、大分、佐賀、熊本、鹿児島等の諸縣である。地主團體は兵庫、奈良、栃木、埼玉、岡山、島根、愛知、岐阜、大阪、茨城等の諸府縣に多く、地主小作協同團體は群馬、兵庫、岐阜、新潟、香川、愛媛、北海道、山梨、岡山、鳥取、福岡の諸府縣に多い。

前年に比し小作人團體の増加せる府縣は新潟(五四團體、約三千人)、秋田(三七團體、約四千人)、富山(一九團體、約七千五百人)、鳥取(一八團體、約三千五百人)、島根(二三團體、約二千人)等にして、減少せる府縣は香川(一九團體、約二萬四千人)、兵庫(六三團體、約四千人)、愛媛(四一團體、約四千人)、山梨(一四團體、五千五百人)、京都(二四團體、二千人)、奈良(二八團體、三千人)等である。

以下農林省發表に係る「地主小作人組合運動の概況」中より参考として農業團體に關する部分を摘録しよう。

概 要

地主小作人の紛議に於ては從來と雖も各一時的團結を爲して交渉したものであるが、近年に至つては稍永久的組織的小作人組合、地主組合が各地に設立され、別に又地主小作人間の親善融和を目的とする協調組合も設立されて農村に各種の波紋を畫くに至つた。是等組合が何故に最近急激に設立さるゝに至つたかと云ふに、先づ小作人組合に付て見れば、元來我國の農業は各種の事情に基き農業收益が少くない上に、小作制度に不備缺陷があり、更に物價の昂騰及一般生活の向上に因つて、生活に困難を感じるに至つた爲、小作人が小作料の減額其の他小作條件の維持改善を地主に迫り、小作爭議を各地に惹起する様になつた。此の小作取引に於て小作人を有利に導く主要な手段は、彼等が自ら相團結して地主に當ること、之本組合の最近盛に設立さるゝに至つた主な原因であらう。之に對して地主側は如何と云ふに、農村に於ける地主は都市に於ける商工資本家とは大いに其の趣を異にし、商工資本家と労働者との關係は雇傭關係であつて、資本家は比較的強い地位にあるのに反し、地主と小作人との關係は賃貸借關係で、地主は前者に比べて弱い立場にある。加之我國の地主は小地主が大多數を占めて居るから、強力な小作人組合に對抗して自己の利益を保持せんとすれば勢ひ又多數相團結して之に當らざるを得なくなつた、之地主組合が最近急激に設立さるゝ様になつた主な原因であらう。最後に協調組合に付ては、最近の小

作爭議が激甚深刻となるにつれ、地主小作人の中には爭議の損失と苦痛の大なるを自覺し、既に爭議の發生した地方では爭議の結果小作條件に關し協定した事項を兩者に於て遵守し、將來再び爭議を起さしめざる事を希望し、又爭議の未だ發生しない地方では、地主小作人兩者の互譲に依て不合理な小作關係を改善し爭議の發生を未然に防止せんとする希望を有する者が多くなつた。而して此の目的を達成する有力なる手段の一は地主小作人が相團結して隔意なき意見を述べ、相互扶助して兩者の共同利益を計ることであつて、之が本組合の簇設さるゝに至つた主な原因であらう。又中に地方當局、農會等の獎勵に基くものもある。因に昭和三年十二月末日現在に於ける地主小作人組合の組合數及組合員數を表示すれば次の通りである。

小作人組合	組合數	組合員數
地主組合	四、三三三	三三〇、〇四六
協調組合	六六三	五五、六九五
協 調 組 合	一、九〇九	一九〇、三六八

地主小作人組合の區域及分布

先づ小作人組合の區域に付て見れば、全國を區域とするものは大阪の全國農民組合、東京の全日本農民組合及日本農民組合總同盟、岐阜の中部農民組合、佐賀の全國農民組合福佐聯合會及愛媛の全國農民組合愛媛縣聯合會の四、一府縣を區域とするもの三三、數郡を區域とするもの二二、一郡を區域とするもの二八、數町村を區域とするもの一一四、一町村を區域とするもの六四三、數大字を區域とするもの四〇三、一大字を區域とするもの二七二三、一大字未滿を

區域とするもの三三四であつて、其の他四十六である。之が分布に付ては沖繩を除く一道三府四十二縣に散在し、其の特に多い地方は新潟、山梨、岐阜、兵庫、岡山、群馬、愛知、福岡、島根、鳥取、奈良、大阪、千葉、長野、三重の諸府縣である。

地主組合の區域に付ては全國を區域とするものは大阪の大日本地主協會のみであつて、數府縣を區域とするものは存在せず、一府縣を區域とするもの一〇、數郡を區域とするもの一一、一郡を區域とするもの四三、數町村を區域とするもの三七、一町村を區域とするもの三六五、數大字を區域とするもの二九、一大字を區域とするもの一七七、一大字未滿を區域とするもの一二であつて。其の他一〇である。之が分布に付ては、青森、岩手、神奈川、佐賀、長崎、熊本、大分及沖繩を除く一道三府三十五縣に分布し、其の特に多い地方は兵庫、奈良、岐阜、岡山、栃木、愛知、茨城、新潟、島根、三重の諸縣である。

協調組合の區域に付ては、一府縣以上を區域とするもの無く、數郡を區域とするもの三、一郡を區域とするもの六、數町村を區域とするもの四〇、一町村を區域とするもの二八三、數大字を區域とするもの八四、一大字を區域とするもの一二八七、一大字未滿を區域とするもの一七六であつて、其の他三十である。之が分布に付ては、青森、岩手、東京、神奈川、高知、長崎、大分及沖繩を除く一道二府三十六縣に分布し、其の特に多い地方は群馬、千葉、兵庫、岐阜、新潟、香川、埼玉、山梨、鳥取、岡山、徳島、愛知、島根、滋賀、富山の諸縣である。

地主小作人組合の目的

先づ小作人組合に付て見るに其の目的が小作條件の維持改善其の他共同利益の保護増進にあるは勿論であるが、其の目的事項を更に細別すれば小作條件の維持改善、農業の改良發達、小作地獲得の競争防止、小作人相互の扶助慰安、地主小作人間の協調融和、小作人階級の社會的地位の向上等と爲すことが出来る。而して之を實際に徴すれば此の内一事項のみを目的とする場合は少く、他の目的を兼ねるを一般として居る。されば之を組合單位に付いて觀察すれば次の様になる。一、小作條件の維持改善を目的とするもの。二、小作條件の維持改善及小作人階級の社會的地位の向上を目的とするもの。三、小作條件の維持改善及農事の改良發達を目的とするもの。四、小作條件の維持改善及小作人相互の扶助慰安を目的とするもの。五、小作地獲得の競争防止及農事の改良發達を目的とするもの。六、農業の改良發達及地主小作人間の協調融和を目的とするもの。七、農業の改良發達及小作人相互の扶助慰安を目的とするもの。

右に依れば第五項以下は直接小作條件の維持改善を規約中に規定しないが、實際に於ては之に關する事業及行動を爲しつゝあるものが多い。又最近益々其の勢力と範圍とを増大しつゝある聯合會にあつては更に進んで土地制度の改革、農民生活の保證、階級的消費組合の組織、税制の改正、無産農民教育制度の確立、農村金融機關の充實、小作組合法の制定、農村文化の建設、農民の政治的地位の向上等の目的を規定したものである。

地主組合に付ては其の目的とする事項は小作條件の維持改善、小作人の保護獎勵、地主小作人間の親善融和、共同利益の向上、農事の改良發達、農村の改善、地主相互の親睦等に分類し得るが、之を組

合單位に付て觀れば小作人組合と同様に以上の事項を兼ねるを一般として居る。今其の組み合せを示せば次の如くである。一、小作條件の維持改善及地主相互の親睦を目的とするもの。二、小作條件の維持改善及農事の改良發達を目的とするもの。三、小作條件の維持改善及農村の改善を目的とするもの。四、小作人の保護獎勵及農事の改良發達を目的とするもの。五、小作人の保護獎勵及地主相互の親睦を目的とするもの。六、小作人の保護獎勵、農事の改良發達及地主相互の親睦を目的とするもの。七、地主小作人間の親善融和及共同利益の向上を目的とするもの。八、地主小作人間の親善融和、共同利益の向上及農事の改良發達を目的とするもの。九、農事の改良發達及農村の改善を目的とするもの。十、農事の改良發達及地主相互の親睦を目的とするもの。

右の如く組合規約の上から見れば、小作に關係のない目的を規定したこともあるが、其の事業及行動をも加味して考ふる時は小作人組合と同様小作關係の維持改善を目的としたものが大部分を占めてゐる。

最後に協調組合に付て見れば、其の目的事項は小作條件の協調、農事の改良發達、經濟的發達及相互扶助、農村の改善等であつて、之を個々の組合に付て見れば其の目的は次の如くである。一、小作條件の協調を目的とするもの。二、小作條件の協調及農事の改良發達を目的とするもの。三、小作條件の協調、經濟的發達及相互扶助を目的とするもの。四、小作條件の協調及農村の改善を目的とするもの。

第二節 全國的農民組合

第二部第三篇 勞働組合

一 全國農民組合

全國農民組合は本年五月二十七日舊日本農民組合及舊全日本農民組合との合同成立して生誕したものであるが、(合同事情の詳細に就ては「農業勞働者の運動」の項參照)、本組合の綱領、主張、運動方針及規約を舉ぐれば次の如くである。

綱領 一、組合の闘争によつて農民の生活を改善し生産者たる農民に合理的なる生活を保證するが如き小作條件並に農業勞働條件の獲得を期す。一、國民全體の食料の源泉たる土地を投機と利潤の目的に濫用する弊害を排撃し實際耕作者たる農民に土地の利用の完全なる權利を確保するが如き土地制度の制定を期す。一、實際の耕作者たる農民をして其の成果を完全に享有せしむるが如き方法に依る土地の改良農業技術並に農業經營方法の改善促進を期す。一、小作兼自作農並に農業勞働者を鞏固なる組合に團結し農業生産者の全國的組織を完成せんことを期す。一、組合の組織と活動とを通じて農村無産大衆をして封建的資本主義的隸屬思想より獨立せしめ都市無産階級運動と協力して新社會建設の完成を期す。

主張 一、耕地の社會化。二、耕地不買同盟。三、最高小作料の制定。四、耕作權の確立を基調とする小作法の制定。五、農業勞働者の最低賃金及勞働時間の制定。六、階級的消費組合の組織。七、地主及工業資本家の利益を擁護し農民の生活を壓迫する租税の廢止。八、無産農民教育制度の確立。九、治安維持法治警察法並に農民運動を壓迫する法律及府縣令の撤廢。一〇、全國的農民組合の

完成。一、労働結合の具體化。

運動方針 農民運動は支配階級の露骨なる反動の受難期にある、此の受難期に處する道は宣言に示すが如く戦線の統一と新運動方針の確立を除いて他にない、斯る意味に於いて合同大會は次の如き一般方針に立脚して組合政策を具體化する必要をみとむるものである。

一、組合内にあつては、

(一)集中組織を確立して地方分権に墮せんとする傾向を打破し然も地方の特殊事情を尊重して機械的統制の弊を避くること。1、總本部を充實し各聯合會の運動を指導し各聯合會も亦本部指導の下に活動するやう組織を充實すること。2、統制委員制を採用し組合の統制を完全に保たしむること。(二)日常經濟闘争を激發する事。1、日常闘争を通じて組合の再興と未組織大衆の獲得に努力すると共に組合員の教育につとむること。2、農民の自然發生的要求をとり上げ農民の初歩的要求のための運動を積極的に展開し實際の行動に依つて大衆に訴へ實際の行動に依つて大衆の信頼を得ること。3、地主階級の攻勢偽瞞懷柔策に對しては爭議方針を確立し緻密なる戦術を持つて勇敢に抗争する。4、立毛差押へ立入禁止反對のための大衆運動を組織すること。(三)農民組合を小作爭議の一時的機關に終らしめることなく不斷の教育によつて組合員の定着をはかり眞實の農民階級の組織たらしむること。

二、政治運動の領域に於いては、

(一)耕作權の確立運動。(二)自作農制定及び小作調停法に依る支配階級の偽瞞政策の曝露。(三)農民運動暴壓令撤廢のための闘争。(四)政黨

と組合の關係を規定す。1、一般的規定。イ、組合と政黨を截然と區別すべきこと。農民組合は主として農民大衆の經濟的利害のための闘争機關であり無產政黨は被壓迫民衆の政治的日常生活の機關である、勿論此の兩者は相依り相扶けて無產階級運動を進展せしむるものであるが兩者の組織任務の混合を避け截然と區別しなければならぬ。ロ、農民組合の組織形態に依る政治闘争は無產政黨の政治闘争と結合することに依りて全無產階級的政治闘争となり得るのであるが農民組合の政治闘争は、その經濟闘争の結果としての闘争であつて組合の立場よりする政治闘争は一定の限界任務が明にされねばならぬ。2、當面の規定。イ、無產政黨の合同に對してはこれが促進に努力すること。ロ、無產政黨合同の實現までは組合全體としては何れの政黨とも支持關係を結ばず但個人としては何れの政黨にも加入の自由を認む。

三、戰闘的都市労働者の運動に信頼し政治的にも經濟的にも日常闘争を通じて緊密なる連絡を保ち支配階級の農民と労働者との分離政策に抗争すること。

四、金融資本家及び商工資本家の搾取に對抗するため協同組合運動に進出し。(一)階級的消費組合の組織。(二)地主及中農の組織し來つた現存産業組合内部に無產農民の指導權を確立すること。

五、地主との闘争力強大のために全國農民團體の單一結成に努力すること。

規約

第一章

第一條 本組合は「全國農民組合」と稱し總本部を大阪に總本部出

張所を東京に置く。第二條 本組合は本組合の宣言綱領及び決議貫徹を計るを以て目的とす。第三條 本組合は全日本に於ける小作農、小作兼自作農及日傭農其他本組合の承認したるものを以て構成す。

第二章 機 關

第四條 大會は本組合最高の決議機關にして本組合の重要な事項一切を審議す。第五條 大會は大會代議員を以て構成す。中央委員長、中央委員、統制委員長、統制委員は大會に發言權を有するものとす。第六條 大會代議員は聯合會を選挙區とし其の選出方法は中央委員會に於いて決定す。第七條 大會は毎年一回中央委員長之を召集し前年選定したる時期及場所に於いて開催す、中央委員會に於て必要と認めたる場合は、臨時大會を召集する事を得。臨時大會を開き得ざる時は擴大中央委員會を召集する事を得、擴大中央委員會の構成は中央委員會に於て決す。第八條 大會の議長副議長は大會に於て之を選挙す議長は大會書記及大會各種委員を選任す。第九條 大會は大會代議員の二分の一以上出席するに非ざれば議決する事を得ず。第十條 大會の議決は特に規定なき場合は出席代議員の過半數によりて成立す、可否同數なる時は議長の決する處による。

第一 中央委員會

第十一條 中央委員會は本組合最高の執行機關にして大會の決議を執行し特に急を要する事項につき審議決行す但し此場合は次期大會の承認を経る事を要す。第十二條 中央委員會は中央委員長及び中央委員若干名を以て構成す、中央委員長は毎年大會に於て選挙す、中央委員長中央委員に缺員を生じたる場合は中央委員會に於て補缺する事を得。第十三條 中央委員會は必要に應じ中央委員長之を召

集す、中央委員三分の一以上の請求ありたる場合は中央委員長は直ちに之を召集する事を要す。第十四條 中央委員會は中央委員の半數以上出席するに非ざれば開催する事を得ず。

第二 中央常任委員會

第十五條 中央常任委員は本組合常務の執行機關にして又特に緊急の場合に付中央委員に代りて審議決行す但しこの場合には次期中央委員會の承認を経る事を要す。第十六條 中央常任委員會は中央常任委員長及中央常任委員若干名を以て構成す、中央常任委員長は中央委員長之を兼ね中央常任委員は中央委員に於て互選するものとす。

第三 統制委員會

第十七條 統制委員長一名 統制委員二名 統制委員豫備四名は大會に於て選出し統制委員長及統制委員を以て統制委員會を組織す。第十八條 統制委員に缺員を生じたる場合は豫備員を以て補缺するものとす。第十九條 統制委員會は本組合の大會の決議執行に關する中央委員會の活動を監査督勵するものとす。第二十條 統制委員會は本組合の大會の決議執行に關する中央委員會中央常任委員會の活動を監査督勵することを得るものとす。第二十一條 統制委員會は本組合の會計監査をなし必要に應じては聯合會の會計についても其の監査をなすものとす。第二十二條 統制委員は必要と認むる場合は中央委員會中央常任委員會總本部出張所聯合會出張所の會議に出席して意見を述べ又は一切の書類を閲覧することを得。第二十三條 統制委員會は統制委員長之を召集す。第二十四條 統制委員會は定期大會に其の年度内に於てなせし監査督勵の詳細なる實情及會

計監査に関する報告書を中央委員会の報告前に提出するものとする。

第四 總 本 部

第二十五條 總本部は中央委員会の事務機關にして中央委員長（中央常任委員長）中央委員（中央常任委員）部長部員書記を以て構成し左の部門を置く。組織部、爭議部、政治部、教育出版部、調査部、財政部、國際部、産業部、青年部、婦人部。第二十六條 中央委員長は本組合を代表し本組合一切の事務を總理す、書記は本組合の庶務を掌理し中央委員会及中央常任委員会に於て發言權を有す。書記の任免は中央委員会之を行ふ。第二十七條 各部門は別に定むる規定により當該部門の事務を處理す、各部門に部長一名部員若干名を置く部長は中央委員会の任免により中央常任委員之に當り部員は中央委員会之を任免す。第二十八條 總本部會計は財務部長之を掌るものとす。

第三章 組 織

第一 支 部

第二十九條 支部は町村内を區域とし組合員十名以上を以て組織す。第三十條 支部を新に設立する時は支部規約及組合員名簿に所定の組合費一箇年分を添へ聯合會に提出し其の承認を得る事を要す。第三十一條 新に設立せる支部は當該府縣に聯合會なき場合に限り便宜上近接聯合會又は總本部に直屬す。

第二 聯 合 會

第三十二條 聯合會は府縣を單位とし當該府縣内の支部を以て構成し五支部五百名以上に達したる時は之を組織することを要す。但し特別の地理的事情の存する時は中央委員会の承認を経て聯合會の構

成地域を變更することを得。第三十三條 聯合會は中央委員会の統制の下に所屬支部の行動を統一し共通の事項及事務を處理するものとする。第三十四條 聯合會の規約並に聯合會に関する規定は中央委員会の承認を得るを要す。

第四章 會 計

第三十五條 本組合の經費は組合員の負擔とす。第三十六條 總本部費は一ヶ年前納として支部より徴收す、但其の徴收は聯合會會計に依託することを得。第三十七條 總本部の經費豫算は中央委員会に於て原案を作成し大會の協賛を経る事を要す。第三十八條 總本部の經費決算は大會の承認を経る事を要す。第三十九條 中央委員会の承認を得るに非ざれば豫算外の支出をなす事を得ず。第四十條 本組合の會計年度は二月一日より翌年一月三十一日迄とす。

第五章 機 關 紙

第四十一條 本組合は本組合の機關紙規定に基き機關紙を發行す。

第六章 罰 則

第四十二條 本組合の所屬支部聯合會及個人にして本組合の宣言、綱領、規約、大會の決議及中央委員会の統制に服せざる場合は中央委員会又は大會に於て除名することを得。第四十三條 除名の決議は凡て定員の三分二以上出席し且三分二以上之に同意することを得。

附 則

第四十四條 本規約の修正又は變更は大會に於て出席代議員の三分二以上の賛成を要す。第四十五條 聯合會は必要に應じ當該府縣内適當の地方に聯合會出張所を設くる事を得。第四十六條 本組合に

顧問を置くことを得。

新 役 員

中央委員長 杉山元治郎。中央常任委員 淺沼稻次郎、小岩井淨前川正一。統制委員 山上武雄、三宅正一、杉本積善。中央委員 四十五名。顧問 賀川豐彦。

二 全日本農民組合

全日本農民組合は本年七月五日全日本農民組合同盟、中部農民組合、蒲原農民組合、庄内耕作者聯盟及香川縣農民組合との合同によつて成立したものである。(合同事情に關しては「農業労働者の運動」の項參照)

本組合の綱領、主張、規約を擧ぐれば次の如くである。

綱領 我等は組織の力によつてわが國農村における一切の不合理的諸制度を改廢し農民生活の向上を期す。我等は土地利用に關する一切の權利を獲得し土地制度の合理的完成を期す。我等は不合理なる小作分配制度を打破し合理的分配制の確立を期す。我等は未組織農民を堅實なる組織に結成せしめもつて全國農民の團結を期す。

我等は商工資本家が農民を搾取するの不合理に對しこれが徹底的排撃を期す。

主張 一、完全小作法の制定。二、耕作權の絶對獲得、(イ)耕地の不當明渡禁止(ロ)立入禁止反對(ハ)立毛差押禁止。三、小作料制限法の獲得(イ)最高小作料の限定(ロ)小作料減免權の獲得。四、小作組合法の獲得(イ)爭議權の確立(ロ)團體交渉權の確保。五、小作消費組合の設定。六、農業保險制の設定。七、土地擁護に基き自作

農制定反對。八、小作者本位の教育制度確立。九、小作者本位の農村金融充實。十、農民運動を抑壓する諸法令の撤廢。

スローガン 一、小作料減免權の獲得。二、小作權の絶對的獲得。三、生産消費組合の確立。四、團體交渉權の獲得。

規約

第一章 總 則

第一項 名 稱

第一條 本組合は全日本農民組合と稱す。

第二項 場 所

第二條 本組合は本部を東京に置く。

第三項 目 的

第三條 本組合は宣言綱領主張の貫徹を以て目的とす。

第四項 構 成

第四條 本組合は小作農、自作兼小作農、自作農、日傭農業労働者及本組合の綱領主張を承認したる者を以て構成す。

第二章 機 關

第一項 大 會

第五條 大會は本組合の最高の決議機關にして大會代議員、中央委員、中央執行委員及會長、主事、會計、事務局長を以て組織し、本組合の主要事項を決議す。第六條 本會は毎年一回會長之を召集す。但し中央委員會及中央執行委員會に於て必要と認めたる場合臨時大會を召集することを得。第七條 大會代議員は原則として縣聯合會を選挙區とし、其の選出方法は中央委員會に於て決定す。第八條 大會の議長は大會に於て選挙し、大會代議員の半数以上出席するに

非ざれば會議を開くことを得ず。

第二項 中央委員會

第九條 中央委員會は本組合の決議機關にして中央委員中央執行委員、會長、主事、會計及事務局長を以つて組織す。第十條 中央委員會は年二回必ず開催し、緊急必要がある場合は中央執行委員會の決議に依り臨時中央委員會を開催する事を得。但大會の事後承諾を得ることを得ず。

第三章 執行機關

第一項 中央執行委員會

第十一條 中央執行委員會は中央執行委員、會長、主事、會計を以て構成し組合常務を執行す。

第二項 常任中央執行委員會

第十二條 常任中央執行委員會は、會長、主事、會計及常任中央執行委員を以て構成し組合の緊急事項を審議執行す、但大會の事後承諾を要す。

第四章 役員

第十三條 本組合は會長、主事、會計、會計監査、事務局長、中央委員、中央執行委員、常任中央執行委員を置く。第十四條 會長は大會に於て選出し、本組合を代表す。第十五條 主事は大會に於て選出し、本組合一切の事務を管掌す。第十六條 會計は大會に於て選出し、本組合の會計及會計事務を管掌す。第十七條 會計監督は大會にて選出し、本組合の會計を監督す。第十八條 事務局長は常任執行委員會に於て任免し、事務局所管内の一切の統制事務を管掌す。第十九條 中央委員は大會に於て選出し、本組合の臨時事項を

決議す。第二十條 中央執行委員は大會に於て選出し、本組合の常務を執行す。第二十一條 常任執行委員は中央執行委員より之を互選す。第二十二條 本組合の役員の任期は一ケ年とす。第二十三條 本組合は常任中央執行委員會の任命により書記若干名を置く。

第五章 専門部

第二十四條 本組合は左の専門部を置く。調査部、宣傳部、政治部、法律部、争議部、出版部、青年部、外務部。各専門に部長部員を置き各専門部長は常任執行委員之を兼任す。

第六章 會計

第二十五條 本組合の經費は組合員の負擔とし、組合員一名一ケ年二十四錢とす。第二十六條 本組合の會計年度は七月五日より翌年七月四日迄とす。

第七章 組織

第二十七條 本組合は中央本部、事務局、縣聯合會本部、及支部を以て組織す。第二十八條 各事務局の所在地及所管區域は常任中央執行委員會にて決定す。第二十九條 縣聯合會は五支部五百名以上を以て組織し、中央本部の承認を得る事を要す。第三十條 支部は大字及町村を以て組織することを原則とし、縣聯合會へ届出を要す。第三十一條 縣聯合會は毎月一回所管事務局を通じ聯合會の情勢を中央本部に通告すべし。

第八章 機關紙

第三十二條 本組合は日本農民新聞を機關紙とし、經費は特別會計とす。

第九章 罰則

第卅三條 本組合員にして組合の統制を紊したる者は大會又は中央委員會或中央執行委員會の決議により除名す。

第十章 附 則

第卅四條 本組合の規約は大會出席代議員三分二以上の賛成を得るに非ざれば變更する事を得ず。

第卅五條 本組合の事務局に關する規定は事務局規定として別に之を制定す。

役員

顧問 須貝快天。主事 平野力三。會長 中澤辨次郎。會計 瀧澤操六。常任中央委員 中澤辨次郎、平野力三、瀧澤操六、玉井潤次、坂本利一。中央執行委員 堀井久雄、玉井潤次、坂本利一、飯沼市太郎、藤本金助、城戸龜雄。中央委員 藤崎常吉、尾花辰造、石井覺次、生野庄太郎、立石新右衛門、鈴見武助、杉野壽三郎、時枝猪之吉、西田寅松、牛馬重助、大和源三郎、稻富稜人、平木幸助、矢野傑。

第三節 地方的農民組合

ここには中央日本農民組合のみを擧げて置く。此組合は昭和三年一月設立され、本部を愛知縣丹羽郡樂田村に置き、縣下に八支部、一、〇五〇名の組合員を有してゐる。今その綱領を擧ぐれば次の如くである。

綱領 一、我等は團結の力により社會制度の總ゆる不合理を改廢し農村文化の建設を期す。二、我等は耕作權の確立其の他我等耕作

者の土地利用上必要なる一切の權利の獲得を期す。三、我等は未組織農民の結成並に全農民戰線の統一を期す。

因に役員は、執行委員長 柴田末吉、常任委員丹羽庄九郎外五名 尙ほ各組合の現狀に付ては本篇末尾の「主要勞働組合一覽表」を見られんことを望む。

第二章 中間階級者の組合

俸給生活者の組合は、社會局の調査によれば昭和元年末現在に於て十組合、組合員數約三千人であつて、職業から見れば會社の下級社員、工場の事務員、下級吏員、新聞記者、教員等から組織されてゐる。

從來俸給生活者の組合は、只單に相互の修養、親睦、救済等を目的としたものであつたが、次第にこの目的は一般勞働組合と同様に勞働條件の維持改善に變り、更に政治運動へと進展しつゝある。

而して現在の主なる組合は日本俸給者組合評議會、東京サラリーマン・ユニオン同盟、日本映畫説明者協會、東京映畫從業員組合、全國映畫從業員同盟、三重映畫説明者協會、教育啓明會、工人俱樂部及全國俸給生活者協會の九組合であつて、内、勞働組合評議會の指導下にあつた日本俸給者組合評議會は、本年四月勞働組合評議會の解散以來彈壓のために殆んど解體同様の狀態となり、全國俸給生活者協會は社會民衆

染織工業	六、四五	五、四六	七、八五	六、〇三
飲食物工業	二、四九	二、二一	六、九	五、四
雜工業	一、〇五	八、七	八、〇一	六、二
鑛業	五	〇、〇	二	〇、〇
瓦斯電氣業	八五	〇、七	六	〇、〇
運輸交通業	八三	七、五	七、〇九	五、五
其他	四、八	四、〇	七、四八	五、七
計	二、八四七	一〇〇	一三、〇三四	一〇〇

報告によれば六、八八四人、即ち前掲婦人労働者組合員總數の五八・一％に當つてゐる。けれども婦人組合員の數が全體に於て減少したと同様に、總同盟加入の婦人労働者數も減少してゐる。

日本労働總同盟組合員増減比較

總數	男	女	男一〇〇に對し女組合員
昭和二年八月	三七、八五	二九、七〇	八、二五
同 三年一月	三七、五六	三〇、二二	七、四四
同 三年九月	三八、五九	三二、六五	六、八四

附 主要労働組合一覽(昭和四年七月當研究所調)

労働組合名	組合事務所所在地	設立年月日	組合所屬工場又ハ職業種類	組合員數	加盟組合支部	幹部氏名	機關紙	備考
日本労働總同盟	東京市芝區三田四國町二ノ六	大・一・八・一		三九、三五 (五、五八)	二同盟會 六聯合會	會長 鈴木 文治 理事 松岡 駒吉	労働婦人 昭四・七現在 社民黨	
關東労働同盟會 同		右 大・二・〇・三・三		二〇、六一 (三、三五)		會長 松岡 駒吉 理事 齊藤 健一 會計 福岡 金次郎		
東京聯合會 同		右 昭二・三・三		二、九一五 (二、九四九)		會長 小原 源一 副會長 內田 藤七 理事 仲濱 藤治		
						東京鐵工 中央合同 運輸労働 紡織労働 遞友同志 自動車工 日本縫工 東京革工 出版印刷 八王寺労働		

東京鐵工組合	東京市芝區三田四國町二ノ六	大二三・二・六	三、六三 (二六)	支部五	組合長 內田 藤七
遞友同志會	同	大二四・九・三〇	二、一〇〇	支部三〇	會長 赤松 克麿 主事 當 清
中央合同同	同	大二五・二・四	一、八〇九 (二〇九)	支部元	組合長 德永 正報 主事 池 善二
出版印刷同	同	大二五・一〇・三	三二 (九)		組合長 原 虎一 主事 伊部久四郎
運輸勞動組合	同	右 昭二・六	一、六〇〇	支部三	組合長 仲濱 藤次 栗原 一作
東京紡織同	同	右 大五・二・一	三、五八三 (二、三六)	支部二〇	組合長 松岡 駒吉 主事 富田 繁造
日本縫工組合	東京府荏原郡品川町北品川九六七	大二三・三・元	四六五 (二七四)		組合長 小原 源一 主事 磯 市之助
東京革工組合	東京府北千住二丁目六二四	大二四・四・二五	三八二 (三五)	支部七	組合長 藤澤 清 主事 熊本 虎藏
神奈川聯合會	神奈川縣川崎市新川通五九	大二五・四・	四、七六七 (四二一)		三木 治郎 土井 直作
神奈川石油同	同	大二五・二・三	二七		近藤 武雄

神奈川鐵工組合	同	右	大・四・三	日本鋼管 淺野造船	一、三〇〇 (三〇〇)	岩西和三郎	
東京電氣 從業員組合	神奈川縣川崎市南河 原九四		大・五・一・三	東京電氣	六三三 (二〇〇)	吉村 俊一	
セメント 組合	神奈川縣川崎市田島 町大島二七二一		大・五・二・四	セメント工場	八元 (五)	土井 直作	
神奈川製材 組合	神奈川縣川崎市田島 町下新田三七三		大・五・六	製材工場	二九〇 支部三	木村萬一郎 島田龜五郎	昭四・七・現在
常盤炭鑛夫組合	福島縣石城郡内郷村 綴		昭四・三・七	盤城炭鑛	一六〇	組合長 廣瀬 貞 主事 中原 四郎	
札幌労働組合	北海道札幌市南三條 東六ノ一		大・三・五		一〇〇	鈴木他二郎	
諏訪労働組合	長野縣岡谷町		昭三・三・五	製糸工 其他雜工	九五 (六五) 支部七	組合長 戸澤 正一 主事 櫻井竹三郎	
秋田製材 組合	秋田縣能代港畑町		大・八・五	製材工場	二五 分會五	組合長 佐藤 忠三 書記長 宮腰庄太郎	
關東釀造 組合			大・二・三・五	釀造工	二、三九 (一九)	小泉 七造	
關東労働同盟會所屬ニ岩手合同労働(盛岡)、埼玉労働(埼玉縣草加町)、群馬交通、西遠労働(静岡) 四組合アリ。							
關西労働同盟會	大阪市此花區江成町 一七		大・八・四・五		二、五〇〇 (一、五〇〇) 聯合會四	理事長 塚本 重藏 主事 金正 米吉	
大阪聯合會	大阪市此花區江成町		大・六・六・四		九、九〇〇 (七〇〇) 會 主事 長 山内 鐵吉 主事 大矢 省三	山内 鐵吉 鈴木悅次郎	昭四・七・現在
大阪金屬 組合	同	右	大・四・四・四	住友製鋼 大阪製鐵 栗本鐵工	五、八九〇 (九〇〇) 支部五	山内 鐵吉 鈴木悅次郎	
大阪運輸 組合	同	右	昭三・九・三	各驛仲仕	二〇〇	西尾 末廣	
大阪紡績 組合	同	右	大・五・二・八		二七〇 (二〇〇)	西尾 末廣 山口 正義	昭四・六

關西紡績組合	右	昭四・八・四	東洋紡、合同紡、柏原紡	(八六)	支部五	鶴久五三	大阪紡績日分離
大阪印刷組合	右	大四・二・七	三友社、精版	(二四)	支部四	山内鐵吉	
大阪組合	右	大二・七・一	大阪製塩、千代田木管	(一六)	支部七	手代木元四郎	
電線工組合	大阪市此花區春日出町四八	大二・八・七	住友電線	(二四)		廣岡庄太郎	
大阪陶業組合	大阪府泉南郡佐野松原町	昭三・二・三		(一五)	組合長 主事	大橋安太郎 岡本榮次	昭四・七現在
尼ヶ崎聯合會	兵庫縣尼ヶ崎市開明橋東	大三・九・		二、〇〇〇	尼ヶ崎金屬管 尼ヶ崎合同 尼ヶ崎硝子 尼ヶ崎紡織		
尼ヶ崎木管組合	右	大二・〇・六	日本木管、スピンドル	一三〇		山内鐵吉	
尼ヶ崎金屬橋東	兵庫縣尼ヶ崎市開明橋東	大三・四・	久保田鐵工	一、〇〇〇		根崎貞義	
尼ヶ崎合同	右	大七・八・	森薄板、バルベツト	二〇〇		尾崎正雄	
尼ヶ崎紡績組合	右	昭四・	合同紡	(五〇〇)			
灘聯合會	兵庫縣武庫郡御影町字濱中	大三・二・四		六三五	灘合同 灘輪竹工 灘製構工	小林廣吉	
中國聯合會	廣島縣因島土生町	大四・六・六		一、五〇〇	因島労働 向島造船 福山労働 中國紡織	會長 金正米吉 金光平	昭四・七現在

向島造船組合	廣島縣御調郡向島彦ノ上	昭二・二	向島造船	二〇〇	宮川錦太 村上喜代一	昭四・八現在
因島労働組合	廣島縣因島土牛町	大二〇・二〇・六	大阪鐵工所	七〇〇	山本繁善 木下武夫	
福山労働組合	廣島縣福山市紅葉町	昭三	福島紡	(五〇〇) (二〇〇)	金 光平	
長崎労働組合	長崎市岩永町	昭二・二・三五		二〇一	平山豐太郎 中西芳太郎	
名古屋労働組合	名古屋市瑞穂町牛卷	昭二・二・一		(二〇〇) (三〇)	清水石松 坂下義雄	
東海労働合同組合	名古屋市南區瑞穂町 字枯木藤田方	昭四・六・三三	鐵工、その他	(二〇〇) (一七〇)	藤田俊次郎	
京都労働組合	京都市松原西洞院西	昭三・七		三三〇	吉田文治 國島泰次郎	
關西同盟會所屬ニ門司セメント、滋賀合同ノ二組合アリ。						
製網労働組合	東京市芝區三田四國町二	大五・三・三	東京製網	(二・七三〇) (五〇五)	三木治郎 大川梅太郎	本部直屬支部
日本労働組合全國協議會	東京市芝區愛宕町三ノ一	昭三・三		二、二五六	西村祭喜 伊藤保	昭四・一現在 昭三・四・二現在 散ヲ命セラレタル評議 會ノ改組セラレモノ政 獲同盟
關東電氣労働組合	東京市外日暮里町谷中本一〇七七	大五・四	東電	三	西村祭喜	電氣労働新聞
關東金屬労働組合	東京市芝區新堀町一四	大四・八・三三		八六九	山田 某	
出版労働組合	東京市牛込區細工町九	大四・八・三〇		九〇	鈴木 某	

東京労働組合一般	東京府	大二三・三	金屬産業 化學産業 自由労働等	七五 (三五)	支部七	政治部 組織部	佐藤源造 佐々木康二	昭四・八現在 昭四・二至リ 從來ノ中間 的狀態變更 改組
東京市組合從業員	東京市	大二三・五二〇	東京市土木、衛生從業員	一、四八三			小野正造	
關東自由労働者組合	東京市深川區門前山本町八	昭三・五・二		一七〇			溝上彌久馬 重松輝男	昭四・七現在 鶴嘴
關東東木組合	東京市深川區門前山本町八	昭三・二・四	製材、家具工場	五二〇	支部五			昭四・七現在
東京労働組合	東京市	大二三・二		二三			伊藤健作	
湘南労働組合	神奈川縣平塚町新宿一四九二	大二三・二					江森甚之助	
埼玉労働組合	埼玉縣北埼玉町羽生町	大二三・六					丹羽吉郎	
桐生労働組合	桐生市錦町錦小路			二六				
水戸労働組合	水戸市上市南町四七一							
郡山労働組合一般	福島縣郡山市細沼七九	大二三・二	日本電氣	一九				昭四・四現在
仙臺労働組合一般	仙臺市東八番町八五	大二三・二		二五〇			多田 臺一	
全秋田労働組合	秋田縣土崎港町下酒田	大二三・八		三九八				
盛岡労働組合一般	盛岡市仁王小路	大二三・七		一〇〇				
山田労働組合	岩手縣閉伊郡山田町佐々木方	大二三・八	労働者及漁民	七			阿部五右衛門 水島保一	

青森組合一般	青森市蒲町橋本二六	大・四・二	一七五	藤山 他吉	
旭川組合合同	北海道旭川市近之一線一號木下方	大・三・九	一、五二	木下 源吾	
函館造船組合船	函館市駒止町五	大・九・〇	三三〇	高島末太郎	
室蘭組合合同	室蘭市本町三四中村方	大・四・〇	七		
釧路組合合同	釧路市西幣舞五七	大・五・八	一五二	田中 輝俊	
函館組合一般	函館市駒止町		四三六		
小樽運輸組合輪	小樽市末廣町五二阪本方	昭・三・七	九〇	津村 次郎	
静岡組合合同	静岡市譽田町一九〇		五	鈴木 源重	
静岡縣東部合同労働組合	沼津市新田市營住宅	大・四・三	六		
清水木組木材	清水市北島崎八八八	大・五	二五〇	櫻井 信幸	
濱松組合合同	濱松市中島町	大・五・三	三〇		
富士組合合同	静岡縣富士郡大宮町	大・五	四一		
中部組合合同	名古屋市中區御器所町東大清水四〇	大・四・三	六三〇 (四〇〇)	杉浦 義輔	昭・四・七現在
名古屋木材組合	同	大・四・七		松宮 久一 鈴木馬次郎	昭・四・七現在

名古屋金屬組合	同	右	自轉車工場	昭四・七現在
北勢一組	三重縣桑名町福江町	昭三・六	金屬工 木材工	昭四・七現在
南勢一組	三重縣松坂町鹽尾町	昭四・二	支部二	昭四・七現在 昭四・七現在 三重合同改 稱
京都都木組合	大	二四・三	五	
京都都合同組合	京都市東山今熊野寶藏町	大二・二	三	奥村甚之助
京都都染物組合	京都市中京區鐵砲の圖子三條北入	大二三・七	七	齊藤 英三
大阪金屬組合	大阪市港區泉尾北村町二ノ九四	大二四・四	三六	堂領 榮藏
大阪木材組合	同	大二四・四	四三	長壁民之助
大阪電氣組合	大阪市浪速區櫻川三丁目一三八三	大九・三・三	二、三五 (七五) 分會二〇	平岡雄四郎 電氣勞働 昭四・七現在
大阪印刷組合	大阪市此花區江成町一〇三	大二・二	六五 (五〇) 分會二〇 班二〇	太田 博 昭四・七現在
大阪勞働者組合	大阪市西成區鶴見橋通二丁目八	大二	五〇 (五〇) 五〇	中村 房一 昭四・七現在
泉州紡織組合	大阪府泉南郡北掃守村春木	大二三・六	四〇	岩瀬 潔
德島勞働組合	德島市出來島町東町	大五・五	下駄工等	松壽 忠明
松山合同組合	松山市柳井町和堅坊前	大五	一〇	
神戸金屬組合	神戸市下澤通一ノ一五七	大四五・五	四〇	三木 一雄

神戶組合學
大五・三・二四

神戶下駄工
大五・三・二〇 下駄工

廣島者組合
大五・

北九州組合
小倉市船場一丁目

鹿兒島組合
鹿兒島市武町

熊本組合
熊本市大江町九品寺 大五・二

久留米組合
久留米市白山榮町 大五・八

電氣產業勞動組合全國協議會
東京市外日暮里谷中 昭三・六・一〇

日本・労働・組合
東京市芝公園五ノ四 大五・三・二〇

東京地方聯合會
右 昭三・五・二六

關東組合
右 大五・七・二九 化學工業其他

第二部第三篇 労働組合

西川 一

阪本 重吉

玖島 三一 昭四・五・現在

岡重 重郎 昭四・七・現在

二〇〇

三〇

一〇

關東電氣
關西電氣
大阪電氣
労働産業別組織
電氣労働
新聞

二五、〇〇〇
(一、〇〇〇)
會長 柳橋 小虎 労働大衆 昭四・七・現在
正議の光 大衆黨

關家 憲一

關東合同
日本紡織
金運業
日本運輸
東京北製材
關東製材
洋モス、
東京水揚

二五、〇〇〇
(一、〇〇〇)
支部三
望月 源治 昭四・八・現在
白鳥 廣造

日本労働年鑑

日本労働組合織同	右	大五・三・七	日本モスリン 東京モスリン 富工瓦紡	(六、〇五〇) (五、八五〇)	支部七	組合長 麻生 久 主事 上條 愛一	正義の光
日本労働組合輪同	右	昭三・二〇・三	汐留驛合同 等仲仕	一、〇九〇	支部七	組合長 望月 源治 主事 那須 鐵之助	昭四・八現在
金産業組合	東京市芝公園五ノ四	昭二・六・一	品川製作 川上製作	(五二五) (二五)	分會七	加藤 勘十 織本 憲一 石橋 憲一	
日本労働組合輪同	右	昭三・二〇	日本皮革 日本製靴	(五五〇) (六〇)		菊川 忠雄 柿沼 悦三郎 石田 忠一郎 山田 文夫	
東京市北部労働組合	東京市外尾久町上屋 久一六二〇	昭三・三・四	東京鋼板 旭電化	一七〇	支部三	組合長 石田 忠一郎 主事 茅野 榮太郎 茅野 真好	
洋員組合	東京市外龜戸町七ノ 二〇七	昭三・五		一、五五	支部五	組合長 檜塚 富士太郎 主事 坂下 濱次	
關東製材組合	東京市外砂町永代二 八五橋塚方	昭四・四		(二七) (七)		會長 金井 芳次 主事 關根 喜四郎	昭四・八現在
神奈川縣聯合會	横濱市神奈川區子安 町七島一二六	昭四・四・三		(二、三二) (八〇)	神奈川一 般機械、 川相運輸、 武相運輸、 横濱筏、 横濱木材		
神奈川機械組合	横濱市神奈川區子安 町	昭四・一	フオード會社 伊達鐵工	五七		組合長 關根 喜四郎	
神奈川一般労働組合	右	昭四・一・二五	土木出張所 日清製油 山本染工	(六〇〇) (三〇)	支部六	組合長 關根 喜四郎	
従業員組合	右	昭四・五・二七	筏運輸業	三九	支部三	會長 山田 是秀	

川口労働組合	埼玉縣北足立郡川口町裏町通	昭三・四	鐵工	1,100 (100)	支部四	組合長 主事	粕屋 忠雄 山本 富嘉
本庄労働組合	埼玉縣本庄町庄司方	昭三・二〇・六	自由労働 手工業	五		組合長 主事	山田房五郎 櫻澤 金作
郡山労働組合	郡山市清水臺三九					會長	田中 利勝
長岡労働會	長岡市城内町一丁目	昭三・七・五	鐵工、印刷工、	二六〇 (六〇)		會長	長部金一郎 植村 幸猪
關西労働組合	尼崎市田町五五一	昭三・二〇・四	製材、鐵工	三〇	支部四		藤岡 文六 末永 寶吉
日本紡織労働組合	同	昭四・三	合同紡、日本紡 合同毛織	一、六六 (九六)	支部四		藤岡 文六 佐々木 守
灘労働組合	兵庫縣武庫郡御影町上東	昭二・一		三五〇			笠島 末吉
日本毛織労働組合	同	昭四		一一〇			笠島 末吉
北攝労働組合	兵庫縣川邊郡伊丹町昆陽口	昭三・一					水畑 敏夫
淡路労働組合	兵庫縣津名郡洲本町幸町上原方	大二・五・二					棚橋 小虎 土谷 謙吉
神戸労働組合	神戸市腕塚町二ノ九六	大二・四・〇		二二〇 (三)			柴田富太郎 福島 立
高砂製紙労働組合	兵庫縣高砂町農人町	大二三・二〇・三	三菱製紙	五八〇 (五〇)	支部七		高橋 松次 代野 逸治
飾磨労働組合	兵庫縣飾磨町清水	昭三・四	紡績工	五五〇 (四〇)			山本久米喜 熊本 庄造
和歌山労働組合	和歌山市						
高知労働組合	高知市本町筋五丁目	昭三・八		一〇五			安藝 盛 細木 熊吉

土佐電氣組合	高知市	昭三・三	高知電鐵		原田 克巳
長崎交通組合	長崎市樺島町三五藤田ビル	大五・七・七	長崎電鐵	一五〇	高瀬
長崎組合	同	大三・九・三〇	鐵工、紡績工	二六六 (六二)	森 登守 堤 良二
九州海上會員會	同	昭三・六	九州商船 港汽船	二〇〇	今村 登守 森 登守
諫早一般組合	長崎縣諫早町西田町七〇三	大三・三・三六	労働者、農民	五五四	高橋榮一郎 才木 貞雄
日本鑛夫組合	東京市芝公園五ノ四	大九・二〇・八	全國鑛山夫	九二〇	高梨 寅夫 石山 寅吉 麻生 久
日本労働組合總聯合會	東京市芝區新櫻田町一九	大五・一・二七		七、〇〇〇	阪本孝三郎 高山 久藏 組合總聯 大衆黨
關東地方聯合會	東京市芝區新櫻田町一九山崎方	大五・五・二六			高山 久藏
東京機械工組合	東京市芝區本芝二ノ一六	大二・四・五・四		六	福田道之助
日本勞技會	東京市外隅田町四五九	大九・八・一五	日本車輛 東京織物	七六七 (三五)	宇野信次郎 堀川長四郎 村山 要
純労働者組合	東京市深川區越中島町六	大九・二〇・二		七〇	鶴岡 貞之
京濱労働會	東京府下入新井不入斗八九三	大三・四・六		七五五 (四五)	小泉敷太郎
日本精技會	東京府下大崎町下大崎三九六田中方	大二・四・三・三	日本精工	二二〇 (二〇)	田中熊次郎 遠藤 光藏

昭四・七現在

日本電機 労働組合	東京市芝區新櫻田町一 昭三・三				一九七三
川崎労働組合	神奈川県川崎市東田町一一 大四〇・一二二	日蓄工場			九〇
關西地方聯合會	大阪市北區曾根崎新地三ノ二九 大三・二三・五				六、八三
大阪聯合會	大阪市北區曾根崎新地 昭三・九	會長 阪本孝三郎 主事 田淵富士逸	鐵工、硝子工、共愛織維、印刷向進皮革工、一般勞働		
大阪鐵工組合	大阪市浪花區船出町二ノ一四 大八・五・八	大阪鐵工			二、〇〇〇
大阪硝子工業組合	大阪市北區與力町一ノ二四 大五・四・三五	德永硝子			三、五〇〇
纖維労働組合	大阪市東成區毛馬町四一五 昭三・四・五	帝國製糸			(二、三八)
大阪皮革工組合	大阪聯合會內 大五・三	日本皮革 大阪皮革			(五九六) (一〇三)
大阪一般労働組合同	右 昭三・六・三五	旭金庫 高木製函 大阪メリヤス			(七一) (二七七)
泉州一般労働組合	堺市東港町五四九ノ一 大四・六・六	梅鉢鐵工 大和川染工			(一六〇) (四二)
神戸地方聯合會	神戸市大開町十丁目二三 大四・一・七				五九四
武相労働聯盟	横濱市中區橋町三丁目六 大四・五・一				九、八六

昭四・八現在
昭四・七現在
神奈川自治黨

横濱工信會同	右	大二三・四・一	横濱船渠	四、七六〇	支部二	副會長	淺生 惠造 山下 義一	昭四・七・現在
浦賀船渠工愛會	神奈川縣浦賀町荒卷	大九・四・三	浦賀船渠	二、八五七 (二〇〇)	支部二	會長	鈴木 貞吉 石井 熊藏	昭四・七・現在
石川島自彊組合	東京市京橋區新佃島 町二ノ一七	大五・一〇・二七	石川島造船 秩父セメント	二、二七一			神野 信一	正義の叫 昭四・五加盟
日本窯業總同盟	名古屋市東區長堀町 四ノ六	大四・一・二五	愛知、岐阜縣下 製陶工	一、八五二			荒谷 宗治	大衆黨
東濃聯合會	岐阜縣土岐郡駄知町 北山	大四・九・一〇		一、二六五	土岐津窯業 阿庄陶工 上田陶友 下石畫工 泉町畫工 肥田村製陶		塚本 幸之助 山本 誠一	
東春聯合會	愛知縣東春日井郡瀬 戸町字瀬戸一	昭三・二・二		五八	瀬戸陶工 瀬戸磚子工 下品野陶工 上品野陶工		伊藤榮次郎	
全國労働組合 自由聯合會	東京市京橋區木挽町 二ノ一〇	大五・五・二四		一、〇〇〇			綿引邦農夫 大塚貞次郎	自由聯合 新聞
東京印刷工組合	同	右		一五〇			和田榮太郎	
東京一般 労働組合	東京市淺草區橋場二 三七			七二七 (二五)	支部四			昭四・七現在
關西労働組合 自由協議會	大阪府浪速區廣田町 四				大阪印刷 大阪機械 技工、京 都印刷工 組合		生島 繁	

大阪印刷工組合 四 大阪市浪速區廣田町 大八・六

三〇〇

生島、北川

昭四・五現在

中國勞働組合 自由聯合會 一 岡山市下石井二一 大二三・三・三五

三〇一
(一九)

岡山縣紡織、岡山一般勞働

昭四・七現在

千葉印刷工會 五 千葉市千葉寺一二二 大二三・六

上毛印刷工組合 前橋市 大二三・二・二六

朝鮮自由勞働者組合 一四七 東京市外戶塚源兵衛 昭二三・二三

黑色青年聯盟 東京市外世田ヶ谷町下北澤一〇五四 大二五・二・三

黑色青年

全國勞働組合 自由聯合協議會 四〇〇 東京府下大島町三ノ 昭四・三

一、〇〇〇
(一三〇)

自由聯合運動 昭四・七現在
自由聯合より分離

關東地方勞働組合 自由聯合會 同 右 昭三・八

六五〇

關東一般東京機械工

逸見 吉造

關西勞働組合 自由聯合會 四六 大阪市浪速區水崎町 昭四・三

大阪自由總合京都地方一般泉州地方一般泉州漁業一般西九州一般

關東全產關東俸給新聞從業沖仲仕信友小田原急

全産業労働組合
東京市芝區愛宕下町
昭四・七・三

前橋一般
沼田合同
名古屋全産
京都纖維
大阪統一
大阪印刷
大阪足袋
日鮮合成
兵庫合同
山口合同
鹿兒島合同
福岡全産

大道 憲二

日本交通
東京市麴町區内幸町
幸ビル五〇號
大五・六・七

委員長

濱田藤次郎
北田 一郎
交通労働
昭四・七現在

東京交通
同
右
昭四・六
東京市電、王子
電車、市水道部
三、九〇〇
支部六

濱田藤次郎
伊藤 誠
昭四・六自治
會、二派合
同ス

大阪市電
大阪市港區八幡屋元
町一ノ二八八
大三・二・三〇
大阪市電
三、五〇〇
支部七

石井 清造

横濱市電
横濱市磯子區瀧頭町
二九八
大三・六・三
横濱市電
一、三六

町田 文雄
共和

中部交通
名古屋市中區千種ヶ
元古井八六酒井方
大四・三
名古屋市電

酒井松二郎

神戸市電
神戸市四番町二ノ一
〇六
昭四・五・九
神戸市電
一、五〇〇
支部六

桑田喜三郎
ニユース
同思會解體
合同ス
大衆黨

横濱市從業
員組合聯盟
横濱市中區堀ノ内町
昭三・二・八
二、五九二
共和會、
市從業員
水道局從
業員組合

平山伊三雄

橫濱市 從業員組合	同	右	大五・二・二五	一、三六 (九)	委員長 平山伊三雄 書記 米窪明一 顧問 金井芳次	勞動	昭四・七・現在
橫濱市水道局 從業員組合				三〇〇	大野三治		
海軍労働聯盟	廣島縣吳市本通り十 二丁目一五ノ五	大三・二・二五	海軍工廠	四三、八九六	宮崎繁市 加藤勝藏 野村隆	海聯時報	昭四・七・現在 社民黨
吳市官業労働會	吳市本町通七ノ一五	大三・三・二五	吳工廠	一八、四五〇 (二五〇)	宮崎繁市	時報吳版	
廣廠工僚會	廣島縣加茂郡廣村字 大新開	大三・三・二三	廣工廠	一、六三〇	會長 石丸一二	時報廣版	
橫廠工友會	橫須賀市山王町四八	明四・五・二四	橫須賀工廠	一一、〇〇一	加藤勝藏 今井常吉	工友時報	
舞鶴共立會	京都府加茂郡中舞鶴 町	大三・三・二〇	舞鶴工作所	三、〇四五	高橋勝二郎	舞鶴民衆黨	
佐世保勞愛會	佐世保市常盤通三九	大三・三・二六	佐世保工廠	六、七三〇 (一三〇)	會長 古賀德一 藤松義雄	勞愛時報	
德山燃工會	山口縣德山町寺町	大五・二・二三	燃料廠	六、七三〇 (一三〇)	會長 森光方祐	時報德山 德山民衆黨	
平塚總愛會	神奈川縣平塚町新宿	昭三・二・二一	海軍火藥廠	六、七三〇 (一三〇)	近野信七 丸井好男	時報平塚 版	
官業労働總同盟	大阪市東區越中町八 六〇	大三・二・二九			西浦宇吉 川村保太郎	官業労働 新聞 社民黨	
關西同盟會	同	右	大三・七・三〇	向上會、 名古屋、 大阪煙草			
向上會	同	右	大八・二・二九	支部二	委員長 宮本靜一 主事 川村保太郎		

日本労働年鑑

三〇二

大阪煙草労働組合	大阪市南區日本橋筋四ノ七八	大二三・一・三	專賣局	五、二〇〇 (二〇〇)	委員長 辻井保太郎	昭四・八・現在
名古屋向上會	名古屋市南區熱田東町	大二〇・三・三〇	兵器廠	一、三三七	長瀬繁太郎 西浦吉宇	
九州同盟會	八幡市西本町	大二三・七・七		二、〇〇〇	石橋和一 大平嘉三郎	
労働組合同志會	八幡市西本町	大九・一〇・二五	製鐵所	八五九 (三六)	委員長 濱橋文作	労働の九 昭四・七・現在
革正會	小倉市荻淵町	大二三・五・三	小倉工廠	二〇八 (二八)	會長 中村震次郎	
東京官業組合	東京市小石川區竹早町九	大二四・一	陸軍工廠 專賣局	二、〇〇〇	渡邊善壽	
全日本鐵道從業員組合	東京市小石川區竹早町三七	大二五・二・二	鐵道省從業員	三、五〇〇 (六)	平野安藏 山分平太郎 佐久間忠義	鐵道労働 昭四・七・現在
東京瓦斯組合	東京市深川區大島町一	大八・七・一	東京瓦斯			
東京市電協同會	東京市麻布區六本木三ノ五	昭二・二〇・七				
東電從業員組合	東京市神田區三崎町三ノ五				高橋瀧之助 高橋涉	木鐸 昭四・六・現在
東京乗合自動車現業員會	東京市下谷區北稻荷町四六	大二四・二・〇・一	東京乗合	九五〇 (三五〇)		
蒲田勞友會	東京府荏原郡蒲田町新宿一四二五	大二四・二・〇・一	新潟鐵工所		谷田部勇司 吉田潔	芝浦労働 昭四・七・現在
芝浦労働組合	東京市芝區濱松町三八	大六・四	芝浦製作所	五〇〇		
東京印刷工聯合	東京市本所區三笠町三六	昭四・五	印刷工			印刷工聯 東京印刷工 ヨリ分離
秀英労働組合	東京市牛込區市ヶ谷加賀町二ノ二五	大二五・一・七	秀英社印刷	九三 (三六)	組合長 川村幸藏 理事長 中山正次	會報 昭四・七・現在

[illegible]

日本労働年鑑

三〇四

純向上會 大阪市北區相生町六三 大正二・二・二六 大阪工廠、名古屋電氣 五、四六六 理事長 八木信一 純向上新 昭四・七・現在 關民黨

愛友會 大阪市港區中通一ノ七八 大正三・六・二〇 大阪市電工場員約二、〇〇〇

日本労働組合 大阪市港區夕風町二一〇 大正三・二・二五 五、三四〇 後藤田正毅 昭四・六・現在 永田幾次郎

大阪造船 大阪合同 大阪大工 日本鐵筋 關西鐵工 日本土仕 西日本通 日本貝釘 日本美術 友禪工

關西電氣從業員組合 大阪市此花區春日出町二ノ五 大正三・八 大同電力 五〇〇 多田磯次郎 兼島景毅 石川喜藏 電氣労働 昭四・七・現在 新聞

關西一般労働者組合 大阪市西成區柳通五ノ一 昭四 紡績、金屬、印刷 (三三〇) 西原澄夫 井上勝 昭四・七・現在

京阪同友會 大阪府北河內郡枚方町 大正三・六・二五 京阪電鐵 八三三 支部二 西口末吉 昭四・七・現在

日鮮組合 大阪市東成區東小橋五五 昭三・四・二五 一八九 生野益太郎 昭四・七・現在

兵庫縣合同労働組合 神戸市御藏通四ノ一二九 昭三・一〇・二三 金屬工、ゴム工 (七三) 支部二 朝田光治 青柳善一郎 昭四・七・現在 大衆黨

ダンロップ組合 神戸市筒井町五二ノ四二 大正二・七・二五 ダンロップ工場

京都陶磁器工組合 京都市 大正二・六・二二

關西瓦工組合 奈良縣南葛城郡掖上村柏原 大二三・二三 奈良、和歌山縣下瓦工

日本司厨同盟 神戸市海岸通二丁目 大二四・八・元 五、六〇〇 宮本 官治 憲 同盟 昭四・七・解體ス大衆黨

商船同志會 同 右 大七・二〇・二 大阪商船司厨部員 二、三三〇(七) 支部一

郵司同友會 同 右 明四・三・三 郵船司厨部員 三、〇〇〇 久留 弘三 憲 大塚 昭四・七・二海員組合ニ合同ス

社國法人 神戸市上山手町八丁目 明三・九・一・五 高級船員 二、二四 出張所五 金尾 治作 仁一 會報 昭四・六・現在

日本海員組合 神戸市海岸通三丁目 二六 大二〇・五・七 船員 八、五五 支部三 組合長 濱田國太郎 堀内長榮 米窪 滿亮 海員 昭四・七・現在 社民黨

海友同志會 昭四・ 小型船舶乘組員 東京、神戶、門司、名古屋、戸畑、尾道等ニ獨立ニ組織中 海友

日本漁民組合評議會 大阪市港區辰巳町二ノ二 昭四・四 幡鉾 道夫

在日本朝鮮勞動總同盟 東京市外戸塚源兵衛一四四 大四・二・三

臺灣工友總聯盟 臺北市有朋町二丁目 昭三・二・九 臺灣民衆黨

全國農民組合 大阪市北區堂島濱通三ノ一 昭三・五・七 一道三府三十七縣に亘る小作人 約五、〇〇〇 聯合會四 委員長 杉山元次郎 吉岡八十一 河合 秀夫 土地と自由

常任 前川 正一
西納楠太郎
統制委員 小岩井 淨

全日本農民組合 東京市芝區愛宕町三ノ一 大五・四・二 六〇、〇〇〇 會長 中澤 辨次郎 日本農民新聞 昭和四・五・五現在 衆議院支持取消、昭和三年同盟合同改組

中部農民組合 岐阜市高野町七丁目 大三・四・三 二、七九九 聯合會 三三支部 委員長 中澤 辨次郎 書記長 吉川 文助 農民新聞 昭和四・七・七現在

日本農民組合總同盟 東京市芝區芝園橋脇 昭三・三・六 二府二十二縣下 農民 一八、三六八 會長 鈴木 文治 副會長 片山 克磨 主事 赤松 克磨 昭和四・六・六現在 社民黨

中央日本農民組合 愛知縣丹羽郡樂田村 一、〇五〇 八支部 委員長 柴田 末治 常任理事 丹羽 九郎 主事 松山 源太郎 昭和四・七・七現在

農民自治會全國聯合會 東京市芝區三田四國町二ノ四 大四・二・五 四、〇〇〇 委員長 鏈田 研一 加藤 一夫 月刊 フレ 昭四・七・七現在

筑後農民組合 福岡縣三井郡善導寺町 五〇〇 一六支部 委員長 野口 陽彦 吉塚 謙吉 昭四・七・七現在 勤勞大衆黨

臺灣農民組合 臺灣臺中市楠町六ノ九 大五・二・五 約二四、〇〇〇 委員長 黃 信國 中央委員 張行外三名 昭三・三現在

備考 一、備考欄ノ年月ハ調査時ヲ示シ、明記ナキモノハ昭和四年一月の現勢テアル

二、全國協議會ハ現下ノ運動上調査殆不可能ニツキ、主トシテ「社會運動資料」四月A號ニ據ツタ

二、組合員數中括弧内ハ婦人組合員數ヲ示ス

第四篇 産業組合及労働者の

自立運動

第一章 産業組合

第一節 一般状況

明治三十三年産業組合の制定せられて以來、我が國の産業組合運動は逐年異常な發展をなした。農林省農務局の調査に依る最近五ヶ年間に於ける産業組合數及び組合員數を示せば左の如くである。(昭和二年末に於ける組合數の減少は不良組合の整理を斷行せる結果である。)

年次	組合數	調査組合數	同上組合員數
大正十二年	一四、三六〇	三、九二九	三、〇三〇、一五七
大正十三年	一四、四四四	三、三二九	三、三三三、二八三
大正十四年	一四、五二七	三、三三九	三、九三五、七四八
昭和元年	一四、三三三	三、二四七	三、九四七、八〇六
昭和二年	一四、一八六	—	—

また昭和元年度に於ける資金及び事業高は、

組合數	(一) 資金
一三、二七七組合	—

第二部第四篇 産業組合及労働者の自立運動

組合員數	三、九四七、八〇六人		
拂込濟出資金	一六三、八九八、七八圓		
積立金	七三、三七三、六五四圓		
借入金	一一五、五五六、〇二圓		
貯金	七八一、四〇三、九八九圓		
合計(運轉資金)	一、二三四、二二二、三九三圓		
二事業高			
信用組合貯金總額(年度末現在)	四七六、一八八、五二六圓		
同貸付額(同)	六四二、六〇八、六二七		
販賣組合販賣價額	二二一、二九五、六七二		
購賣組合購賣品賣却高	一六三、一九二、二八八		
利用組合利用料	四、一八八、九〇〇		
産業組合と全國戸數との比較			
産業組合員數	三、九四七、八〇六人		
總戸數	一一、四二〇、〇九戸		
組合員一人當戸數	二、九戸		
農業組合員數	二、八九三、三二人		
農業戸數	五、五五五、一五戸		
農業組合一人當農家戸數	一、九戸		
組合數と市町村數との累年比較			
年次	組合數	市町村數	一市町村當
明治三十三年	二	一四、〇六九	〇・一
明治四十三年	七、三〇八	一二、三三三	五九・〇
大正九年	一三、四四二	二二、一九五	一一〇・二

大正十二年	一四、三九	三、〇九二	二七・九
大正十三年	一四、四四	三、〇四七	二九・九
大正十四年	一四、五七	三、〇二七	三〇・九
昭和元年	一四、三三	二、九三三	二九・八
昭和二年	一四、二六	二、九三	二八・八

かく年に依つて多少の増減はあるが大體に於いて逐年増加膨張の傾向を示してゐる。併しその實質に至つては依然として官僚的『天降りの』色彩を多分に有し、無産階級の自覺に基く性質を有するもの極めて少く（次章消費組合参照）概して自作農及び地主を構成分子とする半政府機關たるの觀がある。この點は例へば産業組合中央會の役員及び中央金庫の出資状態のみを見ても明瞭に看取し得る。

〔産業組合中央會役員〕會頭理事 志村源太郎。副會頭理事 岡田良平。理事 若槻禮次郎、古在由直、岡實、桑田熊藏、矢作榮藏、月田藤三郎、志立鐵次郎。

産業組合中央金庫拂込出資金に就ては中央金庫の項を参照され度い。

尙産業組合に關する統計は第二部統計第五表に收録してある。

第二節 産業組合の事業及運動

一 産業組合中央會

我が國産業組合の全國的中央機關であり同時に又指導獎勵の機關である産業組合中央會の昭和三年に於ける主なる運動を列舉すれば次の如くである。

▲第二十九回支會役員協議會（於中央會事務所——一月十三、四日）
▲産業組合記念日宣傳デー（於東京市——三月六日）▲第七回近畿中國四國産業組合協議會（於大阪府廳會議室——三月九日）▲茨城縣産業組合大會（於水戸市縣公會堂——七月十三、四日）▲中央會代議員總會（於中央會事務所——三月十三日）▲第十九回通常總會（於中央會講堂——四月二十五日）▲第二十四回全國産業組合大會（於東京市青山日本青年館——四月二十六、七、八日）▲全國道府縣區域信用組合聯合會協議會（於中央會事務所——四月二十八日）▲滋賀縣産業組合大會（同縣蒲生郡日野町小學校——五月四日）▲奈良縣産業組合大會（於奈良公會堂——五月二十九日）▲第五回産業組合實務講習會（於中央會講堂——六月一日より三十日まで）▲産業組合學校校友會臨時總會（於中央會講堂——七月六日）▲第八回産業組合婦人講習會（於金澤市縣議事堂——七月十八日より二十一日まで）▲第七回購買組合協議會（於愛知縣碧海郡安城町産業組合會館——七月二十五日）▲第十六回長期講習會（於中央會事務所——九月十日より三ヶ月間）▲新潟縣産業組合大會（於長岡市公會堂——九月二十八日）▲島根縣産業組合大會（於同縣邑智郡川本町——十月三、四日）▲埼玉縣御大典記念産業組合大會（於同縣忍町大正座——十月五、六日）▲徳島縣産業組合大會（於同縣撫養町鳳鳴館——十月七日）▲第六回全國市街地信用組合協議會（於廣島市藝備銀行ビル五階——十月十、十一日）▲九州沖繩産業組合協議會（於熊本市公

會堂——十月十四、五日）▲長野縣產業組合大會（於松本市松筑座——十一月三日）▲山梨縣購買組合協議會（於甲府市商業會議所——十一月七日）▲宮城縣產業組合長會議（於仙臺商工會議所——十一月二十日）▲神奈川縣產業組合大會（於小田原町小田原中學校——十一月二十八日）▲第三十一回支會役員協議會（於中央會事務所——十二月十二、三日）▲第二回支會主事々務打合會（於中央會事務所——十二月十四日）▲產業組合理論產業組合監査講習會（於中央會事務所——十二月十五日より四日間）。

右の中特に重要なものに就きその概要を述べれば、

第二十九回支會役員協議會——「協議事項」一、全國產業組合大會規程に關する件（大會規定作成）。二、御大典記念事業に關する件等。第十九回通常總會——出席者三九名。「協議事項」一、昭和二年度財産目錄、貸借對照表、事業報告書及剩餘金處分案に關し承認を求むる件。二、昭和三年度に於て借入金額最高限度の件。三、監事改選の件。四、代議員改選の件。五、「基本財産積立及管理規則」中變更の件等。

第二十四回全國產業組合大會——志村會頭以下役員並に各地代表者出席、協議事項四十四の中重要事項は次の如くである。一、産業組合の組合員に對して産業組合主義の普及及徹底を期する爲め實行を要する事項、（イ）組合は其の經營方針に産業組合主義を徹底せしめ共存共榮の實を擧ぐるに努むること、（ロ）組合役職員は産業組合運動に關する研究を怠らず常時産業組合主義の高調に努むること、（ハ）組合は機會ある毎に講習會、講演會、協議會等を開催し又教育宣傳用の小冊子其他各種の印刷物を配布し以て組合員及其の家族を

教育し産業組合主義の闡明に努むること、（ニ）組合は支會主催教育者講習會に對し學校教員の出席を勧誘し産業組合主義に現解ある教育者の増加を圖ること、（ホ）組合は部落又は町村を單位とし青年男女をして産業組合研究會を組織せしめ又は青年會、處女會等をして産業組合の研究をなさしめ以て産業組合主義を理解せる青年男女の養成に努むること、（ヘ）組合は組合役職員及組合員中より教育委員を選任し組合員教育に關する事業計畫を定め其の實行を期すること（ト）組合員教育のために前年度の剩餘金の百分の五以上を標準として支出すること、（チ）支會及部會は講師の派遣、圖書、印刷物の配布、組合教育委員會の指導等により産業組合教育事業の完成を期すること、（リ）中央會は一層優秀なる圖書、パンフレット、リーフレット、ポスター等産業組合運動に關する教育、宣傳の資料を繼續的に刊行すること（可決）。二、産業組合に於て保險事業を營み得るやう法律改正方促進要望の件（可決）。三、全國聯合農業倉庫創立の件（可決）。四、農業組合に對し長期低利資金を潤澤に供給せらるるやう其筋へ要望の件（可決）。五、購買組合に於て煙草賣捌を爲し得るやう其筋に請願の件（各組合の自治に一任）。六、購買組合聯合會に鹽元賣捌指定の實現を期する件（可決）。七、銀行産業組合法中左記事項改正方其筋に要望の件（イ）經濟用品を取扱ふ購買組合を分離し消費組合と改稱すること、（ロ）經濟用品を取扱ふ購買組合に限り定款の規定を以て一年以内に於て適當に事業年度を定め得るやう改正すること、（ハ）組合員に對する配當金は全組合が出資制限數に達する迄其の二分の一以上は必ず出資の拂込に充當するやう強制規定を設くること、（ニ）組合財産に對する持分を認めざることを、（ホ）産業組

合の設立の場合には一定の制限を附し現在の認可主義を届出主義に改むること、(イ、ロ、は中央會にて研究。ハ、ニ、は定款を以て規定し得るを以て討議せず。ホ、は否決)。

二 産業組合中央金庫

昭和二年末養蠶應急資金充當のため五百萬圓の産業債券を發行したが、本年一月二百萬圓の追加發行をなし大藏省預金部の引受け拂込を受けた。其の後政府が米作者應急資金として參千萬圓、中小商工者應急資金として五千萬圓を供給することとなり、その内産業債券の引受けに依り中央金庫を通じて供給せらるゝ額は、前者千十八萬圓、後者二百二十五萬四十圓であつた。尙中央金庫は一般經濟界の情勢に鑑み、昨年末東京大阪その他二三の府縣信用組合聯合會に於ける貸出並に預金利率の引下げを行つたが、本年もその方針を持續しその結果最低貸出利率日歩一錢五厘となつた。

産業組合中央金庫現況(昭和三年十二月末現在)

出資者數	一一、四八八
出資總額	三〇、七〇〇、〇〇〇圓
拂込済出資	二四、四九、一六〇
諸積立金	一、八三五、九四七
借入金	一、〇〇〇、〇〇〇
産業債券	二〇、三七〇、〇〇〇
預り金	四、六八八、六六〇

貸付金	五、〇三八、四一五
手形割引	八〇四、〇六三
預け金	三、七八、三〇八
有價證券	一六、五〇四、三三四
現金	二四、二四七

貸借對照表(昭和三年三月三十一日現在)(圓以下切捨)

借方		貸方	
政府以外出資者	七、九四六、三三〇	政府出資金	一五、〇〇〇、〇〇〇
拂込未済出資金		政府以外出資者	一五、七〇〇、〇〇〇
證書貸付	二五、四三、六九七	準備金	四三、七九五
手形貸付	一四、五三、六三三	特別積立金	八九二、一五一
手形割引	八八、〇三〇	退職給與基金	二六、〇〇〇
當座預金貸越	八五、九七六	産業債券發行高	一六、〇七〇、〇〇〇
銀行預け金	一四、八八、八三〇	定期預り金	一六、七二、八五一
郵便預け金	一四、三三四	當座預り金	一五四、五四二
有價證券	六、六五四、六〇八	特別當座預り金	六五七、九六五
代理所基金	三九、五三六	通知預り金	一、三六六、八六一
備品	一六、九二〇	別段預り金	二、四〇三、七八
假拂金	九五九	假受金	二四二、一七六
借家敷金	一〇、七四〇	職員身許保證金	五四、六三三
現金	四、五六四	未經過割引料	五八九、八八四
		及未拂利息	一一、四五五
		未拂手数料	七五、〇一五
		前年度繰越金	

計	七二、四八、三六	本年度剩餘金	九八四、九七
---	----------	--------	--------

三 全國購買組合聯合會

全國購買組合聯合會の昭和二年度に於ける事業の概況を其の事業報告により示せば次の如くである。

代借對借照表(圓以下切捨)

貸方	借方
拂込未済出資金	出資金
中央金庫出資金	中央金庫拂込未済出資金
大阪事務所未着勘定	準備金
尾ノ道派出所勘定	特別借入金
雜貨取扱所勘定	假受金
特別當座預金	未拂金
定期預金	支拂手形
當座預金	買掛代金
別段預金	本年度剩餘金
通知預金	
振替貯金	
振替貯金基本預金	
倉庫	
備品	
假拂金	

未收金	三、四六
受取手形	六、四九
取立手形	七、四九
郵便擔保金	九〇
借家敷金	五〇〇
肥料	一五、七六
雜貨	五、四九
賣掛代金	二二、八三
前年度繰越損失金	三、三三
現金	二〇一
合計	一、二四、六〇
合計	一、二四、六〇

四 大日本生絲販賣組合聯合會

昭和二年三月十五日設立許可の指令ありたる大日本生絲販賣組合聯合會の狀況をその事業報告によつて概略を示せば次の如くである。

昭和(自同年三月十五日)	昭和(自同年七月一日)
所屬組合數	一七
拂込済出資金	七、四〇
本年度末現在借入金	一一、六〇
本年度中販賣價格	四八、二九

第三節 植民地に於ける産業組合

一 臺灣

大正二年二月十日律令第二號を以て公布され、同年三月一日より施行された臺灣産業組合の其後の概況を示せば次の如くである。

組合数	調査組合数	同組員数	拂込済出資額
大正二年	八	二、七六〇	四八三、七三
大正十二年	三〇	一三、四八四	一、六三、〇五
大正十三年	三三	一五、〇六	一、三三、六一
大正十四年	三九	一七、七〇九	一、三九、六三
昭和元年	三五	一七、六七	一、八五、二九

二 樺太

樺太に於ける産業組合は大正四年五月二十八日勅令第八八號を以て産業組合法の一部を除外して施行されたものである。其後の状況を示せば左の如くである。

組合数	調査組合数	同組員数	拂込済出資額
大正四年	—	—	—
大正九年	三	一、二七	二四、五九
大正十三年	三	二、四三	五三、三七
大正十四年	三	二、三三	五七、〇六

昭和元年

三

六

二、三六

三、二六

三 朝鮮

朝鮮に於ける産業組合は從來主として金融を司る金融組合のみであつたが、大正十五年一月朝鮮産業組合令が發布され販賣、購買、利用の事業を経営し得ることゝなつた。昭和三年六月十日現在の組合数二十六、内昭和二年度の設立にかゝるもの十九、昭和三年度のものの七である。

第二章 消費組合

第一節 一般状況

消費組合運動は年と共に漸次に發達を遂げつゝあり、殊に最近労働組合及び農民組合方面に於てもこれが運動に多大の關心を有するに至つたが、尙産業組合運動の著しい發達に比較すれば、微弱幼稚の域を脱し得ない状態に在る。

本年度に於ては當研究所自身直接消費組合の調査を行はなかつたので、産業組合中央會の第二回市街地購買組合調査に基きその近況を概観するに止める。數字は凡て昭和二年末現在のものである。

先づ組合数及び組合員数の累年比較を見るに、

年次	調査組合数	調査組合員
明治三十九年	二	二、八八人

同 四十四年	元	九、六九
大正 五年	七	一四、〇八六
同 十 年	八	五九、一四三
同 十一年	一〇	六八、四六八
同 十二年	一一	一〇三、六七五
同 十三年	一二	一二六、五〇三
同 十四年	一三	一二九、九六六
昭和 二年	一四	一三五、二八八

であつて、昭和二年に於て最も熾んなるは東京府の二十組合、二四、五〇六人で、福岡、大阪、愛媛、栃木、廣島の諸府縣がこれに次いでゐる。

次に事業別及び組合員構成別(組合「タイプ」)に見れば、

組合種別	組合數	組合員數
購買組合	一〇六	九、二八八
信用購買組合	三	三、四九
購買利用組合	九	一三、八六三
信用購買利用組合	二	五、七二八
組合員構成別		
一般市民組合	五	五、五八六
俸給生活者を主とする組合	五	五、四四七
労働者を主とする組合	三	六、五三三
會社内又は官廳學校内組合	一六	三、七三〇
特殊營業者組合	五	七、三七二

其他の組合 八 三、五九
資本金の概況を第一回調査(大正十四年末現在)と比較すれば、

	大正十四年末	昭和二年末
出資總額	二、八四、四六	二、九九、四七
拂込済出資額	一、七八、六八	一、九七、七四
諸積立金	五七、三〇〇	七六、三六
借入金	三、〇八、四八	二、七九、九六
預金	一、三三、五八	一、九三、六六

事業方面に於て昭和二年度の市街地購買組合の購買品賣却高は二〇、六九〇、一五八圓、一組合平均一四〇、七四九圓、組合員一人當一六五圓である。これを大正十四年末に比較すれば、總額に於て六八一、九二三圓、一組合平均に於て二四、九二六圓、組合員一人當に於て一三圓一八錢の減少を見てゐる。而してこれを組合「タイプ」別に見れば左の如くである。

	大正十四年末	昭和二年末
一般市民組合	五、五八六	五、四四七
俸給生活者を主とする組合	五、四四七	一、〇五八、二五
労働者を主とする組合	六、五三三	七、九〇五、三八
會社又は官廳學校内組合	三、七三〇	二、五五二
特殊營業者組合	七、三七二	五、〇八六
其他の組合		

國際的聯絡。六、其他必要なる事項。役員——丸岡重堯、新居格、廣田全一、笠原千鶴氏等十五名。

第一回消費組合會議——出席者は川口消費組合、淺草消費組合、稻荷町消費組合、學生消費組合、協同組合運動社、東京共働社、西郊共働社、柳島消費組合の代表者。國際消費組合デー開催に關し、講演會、示威運動及びビラ撒布等に就き協議す。

消費組合同盟創立大會——組合總聯合大阪鐵工組合創立十週年記念事業として消費組合運動を起すこととなり、七月八日大阪土佐堀キリスト教青年會館に創立大會を開催した。坂本孝三郎氏開會の辭を述べ、今井武吉氏を議長に推し、規約の審議及び役員の選任を行ふ。目的——日常生活に必要な物資を購入し之を加工し又は加工せずして之を同盟員及び一般大衆に配分するにある。(定款第二條)役員——理事長坂本孝三郎。監查役久木治三郎、三宅德三郎、今井武吉。常任理事西内九一郎、高野壯作。

本年度に於ては勞働者の自立運動として見るべきものがないから省略する。

第五篇 無產政黨

概 説

無產政黨運動も、本年度を以て生誕第三年を迎へ、内容的

にも外延的にも目覺しい進展を遂げた。殊に特筆すべきはその議會への進出である。前年度に行はれた府縣會議員の改選に續いて、本年二月には最初の『普通選舉に依る國會選舉』を経験し、兎も角八名の無產黨議員を議會に送ることが出来た。人數こそ渺たる八名に過ぎないが、公然と無產階級の代表を名のる代表者の議會に表はれたことは、たしかに劃時代的の出來事たることを失はない。かくして無產政黨運動は急激に大衆化するかに見えた。

が無產階級の議會進出が具體化すると共に、無產階級の陣營に對する反動勢力の彈壓は愈々露骨になつて來た。その頂點をなすものは所謂日本共產黨事件とそれに續く勞働農民黨外二團體の解散命令である。この高壓政策が無產黨議員の處女議會に於ける活動力を著しく減殺したことは争ふことが出來ない。

勞働農民黨外二團體の解散は、それを契機にして、從來我が無產政黨運動の中に伏在してゐた理論的對立を速急に尖鋭化せしめんと云ふ點に於て歴史的の意義を有つ。即ちこの解散を動機として勞働農民黨系の所謂極左翼派は『非法主義』にまで進出し、社會民衆黨を盟主とする右翼派は、公然の『議會主義』『大右翼結成』へと巔落して行つたから。就中社會民衆黨は、最も多數の議員を擁することに依つて、また政府の極端なる左翼彈壓政策に助けられて、著しく好望に恵まれた

かの如くに見ゆる形勢の下に、無産政黨運動の縦斷を夢みるに至つた。この極左翼並に右翼の所謂「多元的」な無産政黨理論は、田中内閣の彈壓政策と経緯して、その後の無産政黨運動の消長に重要な役割を演じた。

然しながらこれ等の「多元的」な無産政黨理論と並んで全無産政黨の統一を目指す一元的な無産政黨理論があつた。それは日本勞農黨を中心として展開されたものである。その要旨に曰く、勞働農民黨の解散を以つて現出されたものは社會民衆黨の言ふが如き好望にあらずして、實に無産政黨運動の受難期である。がこの受難期を克服するに單なる「非合法運動」を以てせんとするもまた誤りである。反動勢力に對抗し、未曾有の受難期を切り抜ける唯一の武器こそ正に全無産政黨の合同統一である、と。而して本年度の後半期に於ける無産政黨運動の中心を形成するものは合同問題であつた。然かもそれは單なる空辭として終つたのではなく、曲りなりにも日本大衆黨なる合同政黨の實現を結果するに至つた。かくして無産階級の政治戦線は漸やく整備の方向に進み來つたやうに見えた。

要するに本年度に於ては、無産政黨は、始めてその實力を社會的に印刻することが出來たと共に、それ自身の陣營内に於ける整備をも必然ならしめられたと云ふことが出来る。田中内閣の彈壓政策は著しくこれを促進したかに見える。然し

無産政黨觀に於ける一元的と多元的との争は、その間に超ゆる可らざる溝渠を培い、それが解決を實踐に委ねざるを得なかつた。次年度に残された問題は正にこれである。

本年鑑に於ては、無産政黨運動を一般的運動と個別的な運動とに分ち、更に後者を全國的政黨と地方的政黨の運動とに分つて記述する。

第一章 共通運動

各政黨の共通的運動をここに一括して説明する。衆議院議員の總選舉、議會對策、京濱府縣議選舉、合同問題がその重要なものである。

第一節 衆議院議員選舉

第五十四帝國議會衆議院は昭和三年一月二十一日に解散を命ぜられ、普通選舉に依る最初の總選舉として多大の期待を以て迎へられた衆議院議員の總選舉は二月二十日に執行せられた。無産各政黨は、偶々投票日の二月二十日が月曜に該當するを以て、その前日の第三日曜に繰り上げむことを請願したが容れられなかつた。

一 選舉協定

これより先、各無産政黨は、第五十四議會の解散を避け難

しと見るや、次の總選舉に備へることの必要を痛感し、従つてまた所謂選舉協定をなすべきことの必要を痛感するに至つた。この空氣をよく代辯するものは一月六日の日本勞農黨の選舉協定協議會の開催に關する提議である。その要旨は、

協定の内容に就て——一、可能の限り對立候補を避ける事。二、選舉の言論戰に於て他無產黨の攻撃をなさざる事。三、對立候補なき地區に於ては無產黨候補を各黨支部が獨立して援助する事。四、地方無產政黨に對しては協議會成立の上に於て考慮すること。

協議會の組織に就て——一、選舉協定をなすべく四黨は五名の代表者に依つて選舉協定協議會を開く。二、若し四黨一致の協議會成立せざる場合に於ても、階級的正選のために間接的に全政黨の協定を實現すべく、吾黨は各黨別に協議會を開き單獨協定を結ぶ意思を有す。

これに對して日本農民黨は日勞黨との單獨協定をなすべきことを答へ、社會民衆黨、勞働農民黨は協議會開催を受諾したので、一月十六日第一回の協議會が開催された。

第一回協議會。一月十六日午前十時、於芝協調會館。各黨の代表者は左の如くである。

社民黨——片山、島中、宮崎、赤松、小池

勞農黨——細迫、難波、南、秋笹

日勞黨——麻生、三輪、加藤、山名、淺沼

主催者日勞黨より提唱の理由を述べ、次の原則的諸項を決定した。

一、他黨勧誘——協議會の名に依つて今一應他黨を勧誘するこ

と。

二、協議會の組織——各黨五名の委員を以て組織し、(イ)本協議會は各黨の選舉協定に關して最高の權限を有す。(ロ)各黨は地方支部に對して本協議會の決定事項を實行するため、必要に應じて地方協議會の開催をす、めるものとす、の二原則を決定。

三、應援方法——(イ)對立候補なき地區に於ては無產派候補を各黨別に應援し合ふこと。(ロ)對立候補ある場合に於ては互に他黨の攻撃をなさざること、尙この場合に於ても成るべく地區の協定をなすこと。(ハ)官憲の選舉干涉、既成政黨選舉違反摘發のためには各黨必ず共同行動を以て抗爭すること。

第二回協議會。一月二十一日同じく協調會館に開催。前回の日勞、勞農、社民の各黨代表者の外に關民、民憲の代表者も新に参加した。具體的の地區協定に入り左の如き決定を見た。

一、神奈川、大阪、兵庫、千葉、山梨、宮城、秋田、鳥取、島根、新潟、香川、福岡を地方協定に移す、(但し勞農黨は新潟三區、兵庫二區、島根二區、大阪四區を日勞黨に譲る意思を表明す)。

二、その他の對立地區は關係黨間に於て單獨協定をなす。

三、東京第五區は勞農は日勞に譲り、模範的協定をなすこと、東京第六區は三黨對立のまゝ、フェア・プレーを行ふこと。

この選舉協定は極めて不十分なものではあつたが、それにも拘らず一般に好感を以て迎へられた。然るに具體的の選舉運動の進展するに連れ、選舉協定は至るところに於て破棄せられるに至つた。殊に東京第五區に於て日勞黨の候補者加藤

勘十氏に對して勞農黨が秋和松五郎氏を擁立し、社民黨また小川清俊氏を迎へ、所謂全國的の模範協定地區が滅茶々にせられると共に 選舉協定は一片の反古に等しきものとなつて了つた。この外日勞黨と日農黨との間に二黨の單獨協定が締結されたが、これまた日農黨の守るところとならず、至るところ候補者の亂立を來した。

二 選舉運動

各無產政黨の實力を如實に問はるべき選舉戰として何れも全力を傾倒して戰つた。言論及び文書に依る運動を唯一の武器とし、次の如く政策を掲げて選舉に臨んだ。

1 社會民衆黨

同黨の總選舉政綱は左の中心スローガンである。

- 一、富豪に重税貧乏人に減税
- 二、金利地代物價を引下げよ
- 三、働くものゝ生活を保障せよ。

2 日本勞農黨

一月二十一日同黨の擴大中央委員會に於て左の總選舉政策が採擇せられた。

中心スローガン

- 一、生活權の擁護——民衆の生活を保證せよ！
- 二、徹底普選の獲得——滿二十才以上の男女の參政權！
- 三、既成政黨の打破（耕作者の土地保證！）

一 政治

- 一、滿二十才以上の男女の參政權
- 二、船員委任投票
- 三、言論出版集會及結社の自由
- 四、植民地の自治
- 五、地方自治制度の確立
- 六、選舉干渉の徹底的排撃
- 七、軍備の縮少と世界平和の確立
- 九、對支絶對非干渉

二 財政

- 一、生活必需品の消費税及關稅の撤廢
- 二、財産稅の創設と相續稅所得稅の高率累進賦課
- 三、公債政策反對
- 四、福利費社會事業費の十倍増加
- 五、機密費の撤廢
- 六、鐵道土木事業の公正
- 七、富豪脫稅の嚴罰
- 八、家屋稅雜種稅の改廢、自轉車稅牛馬稅の廢止
- 九、營業收益稅の改廢

三 經濟

- 一、團結權罷業權の確立、完全勞働組合法の制定
- 二、立入禁止立毛差押反對、完全小作法の制定
- 三、生活賃銀法の制定
- 四、八時間勞働制の確立
- 五、健康保險法の改正

六、船員保險法の制定

七、婦人及少年労働者の夜間作業、船内作業、坑内作業及危険作業の禁止

八、自由労働者保護法の制定

九、郵便貯金制度及産業組合制度の改正

十、主要食糧品の價格協定制度の確立

十一、休銀小口預金者救済國家補償法の制定

十二、失業者救済制度の確立

四 社 會

一、女子人身賣買の禁止

二、貧窮者救済法の制定

三、失業者家賃の國庫負擔

四、借地借家法の改正と全國的實施

五、教育制度の根本的改善

六、無産兒童の給食と學用品の無料給與

七、不良住宅の改善と公營住宅の擴充

八、冤罪並に不當拘留に對する國家の補償及び無産者訴訟費用の

國庫支辨

九、封建的差別待遇反對

十、診療機關の公有化

十一、職業紹介制度の公衆化

3 労働農民黨

一月二十三日發表せられた同黨の總選舉政綱は次の如くである。

一、言論集會出版結社への完全なる自由

第二部第五篇 無 産 政 黨

二、選舉法の徹底的改正

三、無産階級抑壓諸法令の廢止

四、正式裁判によらざる一切の逮捕監禁家宅侵入處罰の廢止

五、八時間労働制の確立

六、團結權罷業權團體協約權の確立

七、失業者の生活國庫保證

八、耕作權の確立

九、所得稅の免稅點の引上及その高率累進賦課

十、生活必需品の關稅及消費稅の廢止

十一、民族的封建的賤視觀念による差別撤廢

十二、植民地民族の差別撤廢

十三、帝國主義戰爭反對

中心スローガン

一、労働者に仕事と食を與へよ！

二、働く農民に土地を保證せよ！

三、すべての人民に自由を與へよ！

四、田中反動政府を倒せ！

4 日本農民黨

一月六日開催の同黨總務委員會に依り任命せられた總選舉對策委員會に於て採擇せられた同黨の選舉政策は左の如くである。

一、無産者本位の小作法の制定

二、肥料及乾糞倉庫の國營

三、農業生産物の最低價格制度の確立

四、耕作者本位の金融制度の確立

- 五、借地借家権の確立
- 六、間接税の撤廃と不勞所得に對する高率累進の賦課
- 七、家屋税制度の撤廃
- 八、義務教育費の全額國庫負擔と地租地方委譲
- 九、現役兵卒の待遇改善
- 十、普選の徹底と保證金制度の撤廢
- 十一、無産階級運動取締諸法令の撤廢

三 選舉の結果

かくて選舉は二月二十日に施行せられたが、開票の結果は次の如くであつた。

	立候補者數	當選者數	總得票數
労働農民黨	四〇	二	一、九三、五五三
日本労働黨	三三	一	八六、九九二
社會民衆黨	二七	四	二四、九六九
日本農民黨	三	〇	四、三七二
地方無産	七	一	四六、六二七
計	八九	八	四八六、五〇三

備考 本表に於ては日勞日農の共同候補古澤一六、加藤今一郎兩氏はその得票共日農黨に計へた。

尙ほ調査所に於て調査したる各黨候補者の得票の細表を左に掲げて參考に資す。(◎印は當選者)

選舉區	勞農	日勞	社民	日農	地方無産
東京 一區	—	—	五、六三菊池 寛	—	—
東京 二區	二、八四唐澤 清八	—	◎三、三三安部 磯雄	—	—
東京 三區	三、八三秋和松五郎	一〇、二〇加藤 勘十	三、五二宮崎 龍介	—	—
東京 四區	六、六五南 喜一	三、四六松谷與二郎	二、七二小川 清俊	—	—
東京 五區	—	—	五、九六爲藤 五郎	三、二七横田 多門	—
東京 六區	—	—	一、四〇下田 金助	三、三三矢部 甚五	—
東京 七區	—	—	二、二六吉川末次郎	—	—
京都 一區	◎九、三〇水谷長三郎	—	—	二、一八平原 光親	—
京都 二區	◎二四、四二山本 宣治	—	—	—	—
大阪 一區	三、九八野田 律太	—	五、七田頭 清臣	—	—
大阪 二區	—	—	◎三、二六西尾 末廣	—	五、九五今井 嘉幸
大阪 三區	—	—	◎九、六七鈴木 文治	—	—
大阪 四區	七、二〇大橋 治房	五、一九阪本孝三郎	—	—	—

宮城	長野	岐阜	山梨	静岡	愛知	三重	奈良	栃木	千葉	群馬	新潟	長崎	兵庫	神奈川	(五)
一區	三區	二區		一區	二區	二區		二區	二區	一區	三區	二區	二區	二區	一區

六、七〇神道 寛治

二、一五杉山 元治郎

三、五四岡崎 憲

八、三五川島 不二郎

◎七、八四河上 丈太郎

五、八四片山 哲

四、九〇近内 金光

六、〇七米窪 満亮

八、七四吉田 賢一

三、四八大田 黒彦八

二、七五井上 乙吉

八、八六布施 辰治

九、五三須貝 快天

五、三四綱島 正興

五、三〇須永 好

一、三三坂本 利一

七、六六畑 耕作

七、〇六竹尾 式

五、八〇麻生 久

二、三三大澤 一六

八、七九清原 一隆

三、〇八九河合 英夫

三、四四山崎 常吉

五、二一加藤 今一郎

三、四七杉浦 啓一

一、二四古屋 貞雄

八、七八高橋 龜吉

五、三四中澤 辨次郎

六、九六藤森 成吉

六、〇六赤松 克磨

[illegible]

第二節 議會對策

無產政黨の代表者八名が議會におくられて以來、それが如何なる行動を採るであらうかと云ふことは各方面から多大の注目を以て見られた。無產政黨それ自身も議會行動の初陣を光榮あらしむべく細心の注意を以て臨んだ。

一 議會對策共同委員會

無產黨代議士の初舞臺たる第五十五議會の形勢は、政府黨及び野黨の勢力が互に伯仲し、無產黨議員の向背は政局の前途に關係するところ多大となつたので、無產黨議員の院内に於ける行動を統一するため各無產政黨を通じて議會對策共同委員會を設けてこれを統制することゝなつた。

そこで社會民衆黨の提唱に依つて三月九日午後二時より芝協同會館に於て第一回の協議會が開かれた。當日各黨より

社民黨 安部磯雄、鈴木文治、西尾末廣、龜井貫一郎、(以上代議士)、片山哲、赤松克麿、小池四郎

日勞黨 加藤勘十、淺沼稻次郎、河野密

勞農黨 山本宣治、水谷長三郎(以上代議士)、細迫兼光、難波英夫、秋笹正之輔

民憲黨 淺原健三(代議士)、古市春彦、森、葛西

の代表者出席。社民黨の片山氏開會の挨拶を述べ、安部氏を議長に

第二部第五篇 無產政黨

推し、小委員會を開いた結果「議會對策共同委員會」の權限及び方針を左の如く決定した。

- 一、無產派各議員は院内に於て「無產派議員團」を作る。
- 二、社會民衆黨、勞働農民黨、日本勞農黨、民憲黨は、共同行動を採ることを目的とし「無產政黨議會對策共同委員會」を作る。
- 三、無產派議員團及び無產政黨議會對策共同委員會は繼續的機關とする。
- 四、共同委員會は各黨代表者三名を以て組織し、各黨の議員はこれに出席して發言することが出来る。
- 五、共同委員會はその決定事項に就き無產黨議員團を統制する權限を有する。
- 六、共同委員會は多數決制に依らず協議制とす。
- 七、議員を有せざる無產黨にして共同委員會がその資格を認めたものは代表者一名を共同委員會に出席せしめ發言せしめることが出来る。
- 八、共同委員會は各黨一名宛の幹事を置く。

この決定に依つて共同委員會は成立し、左の聲明書を出した。

聲 明 書

無產黨議員團及び無產黨議會對策共同委員會は目出度く成立した、前途光輝ある使命を有する我等無產階級の政治的戰備はこゝに成つた。我等は今後協同一致階級的利益のために勇往邁進せむことを誓ふ。

尙議會對策共同委員會は各黨一名の幹事を置くことゝし、下の如き

人選の決定を見た。(社民)片山、(日勞)河野、(労働)細迫、(民憲)淺原。

第一回議會對策共同委員會。三月二十四日芝協調會館に於て開催。前日に出席した各黨所屬代議士及び代表者の外に關西民衆黨の内田文市氏が新に出席した。先づ各黨から一名の委員を選出して議案を整理し、左の事項を決定した。

一、選舉暴壓に對する抗議の件——聲明書を出すと共に具體的事實を調査して院内に於て質問すること。

二、野田爭議に關する件——材料を蒐集して院内に於て質問すること。

三、交渉團體に關する件——慣例打破に努力すること。

四、發案權に關する件——少數黨の發案權を確保するため努力すること。

五、服裝に關する件——聲明書の發表及び抗議運動をなすこと。

六、農民組合の合同會議に左のメッセージを送る件——可決。

「農民組合の合同は混亂せる無産階級戰線統一への端緒であつて我等の衷心より冀ふところである。我等は農民組合の合同協議會に對してその成功を熱望することを聲明する。」

七、議長副議長選舉の件——勞農民憲兩黨より棄權説が出で社民黨より獨自説が出たが、結局議長副議長の選舉に於ては議長に安部磯雄氏、副議長に山本宣治氏を推すことに決定。

八、内閣不信任案に對する態度決定の件

社民勞農各々獨立不信任案説を出し、これに對して日勞民憲兩黨は反政府の投票に合流すべきことを主張し、論議一時間の後

日勞民憲の主張通り決定左の聲明書を出した。

聲明書

田中反動内閣はその成立以來凡ゆる勢力を動員して無産階級を暴壓して來た、殊に過般の總選舉に當つては干涉壓迫に至らざるなく、全民衆の反抗は期せずして田中反動内閣の倒壊に集中してゐる。我等はかゝる全民衆の輿望に添ふべく、我等に與へられたる權利を最も有効に行使する意味に於て、不信任案につき、階級的立場を明示した上反政府の投票に我等の投票を合流せしむるものである。と同時に我等は、不信任案に對する我等獨自の立場を明示すべき發言の機會は、萬難を排してこれを確保するものなることを併せて聲明する。

尙この共同委員會の決定に基き四月三日幹事會を開いて服裝問題並に選舉暴壓に關する聲明書を發表した。

第二回議會對策共同委員會。四月十日労働農民黨外二團體が解散を命ぜられたので共同委員會にその影響の及ぶべきことを豫想されたが、俄然四月十二日に開かれた第二回の共同委員會に於て社民黨の片山氏は劈頭立つて、「四月十日労働農民黨が解散を命ぜられたことは遺憾であるが、この際舊労働農民黨の所屬代議士は議會對策共同委員會より遠慮せられたし」と提議するに至つた。これに對して日勞黨代表者は「労働農民黨は解散せられたが院内無産派議員團の構成分子としては變りない故出席發言せしむべし」と主張し、民憲黨またこれに賛したので空氣が險惡となり社民黨は脱退の氣勢を示した。そこで小委員會を開き、「本日の會合を進行せしむるために代表委員の責任に於て一時的出席發言を認むる」ことに妥協し議事に入つたこの日

の主たる問題は内閣不信任案に關するものであつたが、社民黨より『野黨聯合協議會』を開催すべしと云ふ提唱があつた。これに對して日勞黨より、三月二十四日決定の田中反動内閣不信任案に關する具體策實現の一方法として賛成するが、各黨協議會は一切の政策問題に觸れざること、各黨協議會開催の手續は幹事會に一任することの條件を提出し、その如く決定したこの決定に基き翌四月十二日幹事會を開催し左の如き、案内狀を各黨に發送した。

謹啓 貴黨益々御清祥の段大慶の至りに存じます。特別議會も既に目眈の間に迫り御多忙のこと、恐察いたしますが、我が無產政黨議會對策共同委員會決定の「反政府各黨協議會」の開催に就て貴意を得たいと考へます。協議會の内容は、

(一) 田中内閣打倒の一點に於て一致點を有するものと推察する貴黨と我々無產政黨議員團の投票を如何に合流すべきかの具體的方策を協議すること。

(二) 協議會は民政黨六名、革新黨三名、中立議員團（團體組織に至らざる時は各員、團體を組織した場合は三名）、無產派四名を以て構成すること。

(三) 来る四月十八日午後一時より芝公園協調會館第一號談話室に於て開催すること。

以上であります。希くは去る三月二十四日の議會對策共同委員會の決議を御諒承の上、萬障御繰り合せ代表者を出席せしめらる、様お願いいたします。

昭和三年四月十三日 無產黨議會對策共同委員會幹事會
これに對する回答は四月十七日まで求めたが、民政、革新、無

所屬の檀野氏共に缺席の通知があり、唯ひとり無所屬の守屋氏から出席の通知があつたに過ぎなかつた。尙幹事會は法律案の提出に關する分擔を定め、服裝問題に關して議院事務局に抗議し、交渉團體の慣例破棄に關して各黨本部を歴訪して諒解を求めた。

第三回共同委員會。四月十七日開催。劈頭舊勞農黨の細迫氏より新黨組織準備會としてその代表を共同委員會に出席せしむることを要求し、ために開會に至るまで二時間に涉つて折衝したが、結局、細迫氏より撤回することとなり、また前回の共同委員會に於て舊勞農黨の水谷、山本兩代議士の出席可否問題に就て社民黨の態度も改められ圓滿に具體的の協議に入つた。先づ前回の共同委員會以來採つた幹事會の行動に就て詳細報告承認を求め、左の諸件を可決した。

一、民衆大會開催の件——準備委員を擧げてこれに一任。

二、無產派議員團として事務局に通告の件——可決。

三、院内幹事——西尾淺原兩氏に決定。

四、暴壓抗議に關する件——勞農黨解散の不當その他暴壓抗議運動に關しては院内に於て緊急質問及び總括的質問に於て政府を糾弾すること。山本、水谷兩代議士の除名案が上程された場合には各黨一致死力をつくして反對すること。

五、不信任案に關する各黨協議會開催の件——改めて會場を院内圖書館に移し、各黨よりの代表の出席を求め、無產黨よりは西尾、淺原、加藤、水谷の四氏を正式代表とした。

六、議長副議長の件——前回の決定たる副議長候補の山本宣治氏を改めて河上丈太郎氏に決定。尙議長副議長の選舉に於て決選投票の場合に如何なる態度を採るべきかに關しては事デリケー

トに屬するを以て幹事會に一任と決定した。

尙共同委員會は四月十九日に第四回、四月二十一日第五回、四月二十四日に第六回、四月二十五日に第七回、その後議會開會中は殆んど連日開催せられたが、問題の中心は主として議長副議長選舉問題及び内閣不信任案に對する駁引であつたが故に、以下この二個の問題を核心として経過を簡単に述べる、因に無産黨議員團は議會に臨むに當つて別項の如き聲明書を發してその態度を明にした。

第五十五議會に臨み我等の態度を聲明す

未曾有の選舉干渉に依つて成立した第五十五議會の幕は切つて落された。我等は今無産黨議員としての首途を發足しようとしてゐる。反動政治の暴壓は既に一無産黨の生命を奪つた、然し我等無産黨議員團の結束は堅い。我等は僅に八名に過ぎない、然し目覺めたる民衆は我等の背後にある。我等の責任を思ふ時我等は異常の緊張を覺える。妥協と沈滞と多數專制の議會内に於て我等の目指すところは階級戦野の展開である。全無産大衆よ、我等にして若し諸君の期待に背かば鼓を鳴して我等を責めよ。また若し我等の行動が諸君を納得せしめば、起つて既成政黨の打破に向つて進め。出處進退我等は諸君の面前に於てする。希くは我等を鞭撻し我等を監視せよ。

反政府の勢力を糾合して一路田中反動内閣の打倒へ！

選舉干渉の責任を問ひ暴壓に向つて抗爭！

對支絶對非干渉と軍閥外交反對！

婦人參政權を含む選舉法の改正、勞働組合法、小作法の制定！

健康保險法の改正！

治安維持法、治安警察法、行政執行法、警察犯處罰令、違警罪即決令の撤廢！

昭和三年四月十九日

無産派議員團

二 議長副議長問題

議會行動の第一試鍊は議長副議長の選舉であつた。この問題に對して第一回の共同委員會に於て社民黨から無産黨議員團中より人選すべしとの案が出で、民憲及び勞農黨の側から退場説が出た。然るに折衝の結果議長安部氏、副議長山本氏と決定した。その後決選投票の場合に如何なる態度を採るべきかに關して疑義を生じ、四月十四日に幹事會は決選投票の場合も議長安部氏副議長山本氏で一貫し、若し決選投票にこれ等の人々が洩れた場合には一齊に退場すべしと決定した。然るにその後四月十七日の共同委員會に至り社民黨は決選投票の場合に於ては尙攻究の餘地ありと主張し遂に決定を見るに至らず、四月十九日の第四回の共同委員會は専らこの問題を中心として論議された。この時社民黨側は「我々の投票を合流せしめば民政黨が當選する可能性のある時は民政黨に合流する」ことを主張し、日勞及び民憲側は「議長選舉には独自の立場を明示する以外に階級的立場はない、故に飽くまで独自の立場を以て進むこと」を主張し、遂に何等の決定を見るに至らなかつた。そこで同夜十一時社民黨の大會の終るを待つて再會し屢々懇談を重ねたが遂に獨自説と合流説との間に一致を見ず、決裂のまゝ、議員團に一任として散會した。

翌四月二十日議長副議長選舉が行はれたが、先に行はれた議長選

舉に於て日勞、民憲、舊勞農の四代議士は既定の方針に従ひ、決選投票となるや棄權退場したので議長は二三〇票元田肇（政友）、二二八票藤澤幾之助（民政）の接戦を以て政友會に歸した。然し乍らつづいて行はれた副議長選舉に於ては前記四名も票決に加はつたので決選投票の結果野黨の勝利に歸した。すなはち二三三票清瀨一郎（革新）、二二六票廣岡宇一郎（政友）、一四〇票太田信次郎（民政）で革新黨の清瀨一郎氏が當選したのである。

この議長副議長の選舉に於て無産黨の採つた態度に關しては種々の批議が行はれた。殊に日勞黨以下の四代議士が棄權退場したことに就ては、餘りに階級的潔癖に失して却つて當時の狀態に添はないと云ふ批難が高かつた。この退場はもとより一定の方針に基づいたものではあるが、當時にあつては野黨に合流すべきものであつたと云ふ説が有力であつた。

三 内閣不信任問題

内閣不信任案の問題に關しては第一回共同委員會に於て日勞民憲側の主張通り「反政府の投票に合流」と決定した。然るに四月十二日の第二回の共同委員會に於ては、社民黨の主張に讓歩し、政策協定に觸れざることを條件として各黨協議會を開くこととした。その第一回の懇談會は四月十八日院内圖書室に開かれ、無産黨から四名の代表者を送つたが、他の政黨は何れも非公式で個人の資格で出席したに過ぎなかつたので結局單なる意見の交換に終つた。當日の出席者は岩切重雄、杉浦武雄、工藤鐵男（民政）、清瀨一郎、大竹貫一（革新）、守屋榮夫（無所屬）と無産黨の正式代表であつた。

次いで四月二十一日第五回の共同委員會は内閣不信任案が「内相彈劾案」の形に於て提出せられる形勢であるが、これに對する態度を如何にすべきかを考究し、結局民政黨の案に賛成することを決定した。

決 議

現内閣倒壊に邁進し來つた我等は、内相彈劾案を以て倒壊を期する有效なる手段なりと認め、無産黨議員團は一切の内相彈劾の勢力を糾合して、極力現内閣の倒潰を期す、

更に四月二十二日議員俱樂部に於て第二回の野黨協議會が開かれ、民政黨より岩切重雄、杉浦武雄外一名、革新黨より田崎信藏、大竹貫一、無産黨各代議士、無所屬長島隆二、田淵豐吉（外に加藤、河野、小池）の諸氏出席し、大竹貫一氏を議長として懇談を遂げたが何等具體的の決定を見るに至らなかつた。この間に無所屬議員を以て組織された明政會及び尾崎行雄氏の一派に依つて所謂思想的國難・經濟的國難、政治的國難の三決議案が提出され、それに合流することなしには内閣不信任案の通過は覺束ない形勢となつた。そこでこれに對する對策を講究するため四月二十四日午前十一時より日勞黨本部に於て第六回の議會對策共同委員會を開催した。社民黨は政治的國難決議案並に經濟的國難決議案の中に勞働組合法、小作法の制定、普通選舉法の改正等の民衆的主張を挿入して修正通過せしむべしと云ふ意見を固執し、それに對して日勞黨其他は何れも政策協定の泥沼に陥るべきを慮つてこれに反對し、遂に決裂の止むなきに至り、河上、淺原、水谷、山本、四代議士の名に依つて政策協定に反對し一路倒閣に邁進すべき旨の聲明書を發した。

四月二十八日政治的國難決議案の上程を見るに至らずして議會は三日間の停會を命ぜられた。この間政友會民政黨が未曾有の醜態を極めた罐詰及び罐切りの一幕を演じてゐる間に、四月二十九日議會對策共同委員會の主催を以て本所公會堂に田中内閣打倒の民衆大會を開催した。會場は定刻前既に満員の盛況を呈したが、官憲の取締りは未曾有の暴狀を極め、新聞記者一般民衆の差別なくこれに暴行を加へ、數名の負傷者と檢束者を出した。この民衆大會の取締に於て暴虐の限りをつくした有田原庭署長が後にその責任を問はれ佐賀縣に轉勤を命ぜられたことに依つてもその一斑を知ることが出来るであらう。

五月一日議會は再び停會を命ぜられ、遂にその間に鈴木内務大臣の辭職を見るに至つた。この鈴木内相の處決は各方面に異常なる影響を與へた。第一に内務大臣の處決案を含む政治的決議案を如何にすべきかの問題である。第二に總括的不信任案の問題である。再停會明けの五月四日の議場はこの問題をめぐつて雲行は甚だ急をつげた。無産黨議員團は飽くまで總括的不信任案を以て一路邁進すべきことを主張したが、明政會その他は團志を失ひ、唯政治的決議案の通過を計り、然る後總括的不信任案の考慮に入るべきことを主張した。そこで無産黨議員團及び共同委員會は種々懇談の結果、總括的不信任案を提出すると云ふ諒解の下に明政會の修正になる政治的決議案に賛成することとなり、河上丈太郎氏を立て、賛成演説をなさしめた。その結果議案は左の如き票決を以て通過した。

賛成	反對
民政黨	政友會
二四	三三

明政會	七	實業同志會	三
革新黨	三	無所屬	五
無産黨	七		
無所屬	二		
計	二三	計	三三

然るに一度政治的決議案の通過するや明政會の野黨聯合協議會に於ける態度は一變して總括的不信任案の前途は甚だ心細くなつた。無産黨議員團は最も勇敢に不信任案の通過に努力したが明政會の態度は益々煮え切らず、六日不信任案は上程せられたが明政會の所謂『條理と情理』との解決と稱する魔手に弄せられて未決の儘會期は閉ぢられた。焦燥つた無産黨議員團は六日正午共同委員會を開いて最後の努力を明政會の鞭撻に向けたがその効果がなかつた。無産黨議員團の五月六日に發した聲明書はこの最後の努力の現れである。

聲明書

第五十五議會はいよいよ幕を閉ぢようとしてゐる。停會に次ぐに停會、休憩に次ぐに休憩、二週間の會期はその大部分を醜惡なる既成政黨者流の策動と駈引に終始した。全國民大衆の輿望を擔つて議會に入り、希くば議會内に階級戦野を展開せんとした我等は、この醜狀に當面して心中いさゝか忸怩たるものあるを免れなはい。然し乍ら我等の目標は一に田中反動内閣の打倒である、全てを失ふとも田中反動内閣を打倒し得ば以て全國民大衆に答へることが出来ると信じてゐた、然るに見よ！明政會は既に馬脚を現し、民政黨また團志を失ひ、總括的不信任案の前途暗澹たるものがあるではないか。今や内閣打倒の支柱は我等無産黨議員團ある

のみとなつた。され我等は掉尾の勇を鼓して當初の目標に向つて邁進する。全國民大衆よ、最後の決戦に於て内閣を打倒し得るならば我等は諸君と共に新興勢力のために祝杯を挙げよう。不幸にして内閣の打倒ならずば諸君と共に明政會を罵り民政黨を嗤はう。我等は飽くまで玉碎を期する。全國民大衆よ、我等は田中反動内閣打倒の決戦に臨み最後の決意を告げん諸君の聲援と批判を待つ。

四 第五十五議會の收穫

第五十五議會に於ては朝野二大政黨の勢力伯仲の間に伍して初舞臺に拘らず無產黨議員は比較的發言の機會を恵まれた。治安維持法改正案が提出され無產政黨は舉つてこれに反對したが幸に委員會に於て握りつぶされた。無產黨議員團からは積極的の提案として選舉法改正案並に健康保險法の改正案が提出された。尙この他に於ける無產黨議員の重なる活動は、

- 一、常任委員長の選舉に於て全て野黨側に投票したこと
 - 二、總括的質問を西尾末廣氏、本所事件に關する緊急的質問を龜井貫一郎氏、政治的決議案に對する賛成演説を河上丈太郎氏がなしたこと
- 等である。

五 第五十六帝國議會

第五十六議會に於ける無產黨議員團の活動は次年度の年鑑に記述せらるべきものであるが、唯議會開會前に議會對策共同委員會の開催が社民黨のために阻まれて中絶の止むなきに至つたことを記しておく。

第三節 京濱府縣選舉

六月十日震災地たる東京並に神奈川縣の府縣會議員の選舉が行はれた。春に行はれた總選舉の直後とて氣勢比較的に舉らず無產政黨にとつては餘り恵まれざる選舉であつた。選舉の結果は、

		候補者數	當選者數	總得票數
東京	社會民衆黨	二	一	二、七五
	日本勞農黨	八	〇	七、三〇
	舊勞農黨	六	〇	二、八三
	社會民衆黨	六	一	八、六七
	日本勞農黨	二	〇	一、二九
神奈川	舊勞農黨	二	〇	一、七六
	地方無產黨	六	三	八、八〇
	社會民衆黨	六	一	八、六七

であつた。尙參考のためにそれが細表を掲げるならば左の如くである。(◎印當選者)

れ、一月六日日本農民黨の高橋龜吉、平野力三氏以下同黨の代表者が日本勞農黨本部を訪ひ提携の申込をなした事實があつたのみである。この提携申込は直に日勞黨側の受諾となり總選舉を通じて合同の協議が進められる筈であつたが、これもまた遂に立ち消えとなつて了つた。

然し乍ら總選舉後の形勢は漸く合同Ⅱ統一の要求を大衆化したので先づ經濟戰線の統一をなすべきことが提唱せられ、日本農民組合、全日本農民組合、全日本農民組合同盟の間に合同の協議が三月以來進められた。この合同運動はその當初極めて順調に進展するかに見えたが、四月六日の第二回會合に於て全日本農民組合同盟は、日本農民組合の支持する勞農黨が『勞農政府樹立』の方針を採用したことを口實として會議を決裂に導いた。然し一度合同Ⅱ統一の聲に呼びさまされた大衆の要望は決河の勢を以て進み、四月二十日日本農民組合と全日本農民組合とは合同して全國農民組合の結成を見るに至つた。

既に經濟戰線の統一が成つた以上政黨の統一が具體化されて來るのも必然の勢であらう。のみならずこの間勞働農民黨外二團體の解散命令の下るあり（四月十日）、無產政黨運動界は合同Ⅱ統一の問題をめぐつて漸く多事ならむとする勢を來すに至つた。

この間に於ける各無產黨の態度を按ずるに、勞働農民黨は『社會

民主々義批判の自由』、『勞農政府の樹立』を合同の態度として堅くこれを主張し、この方針の下に各黨に合同の提唱をなして來た。これに對して日本勞農黨は『宗派的分裂主義の排除』を飽くまで合同の條件なりとし、『階級的大衆的統一主義』をその旗印として専らこの見地から合同問題を取扱ふのであつた。日本農民黨は一時日本勞農黨との具體的折衝に入つたが、選舉を経ると共に體よく逃げ、社會民衆黨は勞農日勞兩黨の合同論を第三國際内の争ひなりとしてこれを白眼視したので、合同Ⅱ統一論は勞農日勞兩黨をめぐつて徘徊する有様であつた。四月五日日本勞農黨は『第二次統一に關する聲明』として全無產政黨の大團結に依る一大大衆黨の結成を要求し、各黨の隔意なき了解と無產政黨運動に關心を有する諸先輩の共助盡力に依つて諸友黨に對して政黨統一の協議懇談會の提唱をなすべき意志を有することを聲明した。次いで同黨はまた勞働農民黨の解散を機會に合同Ⅱ統一に關する態度として下の如く發表した。一、合同は『階級的大衆的統一政黨』の樹立に向つて進むこと。二、合同後の無產政黨は日本の實情に鑑み合法的存在たることを更に表明すること。三、合同後の無產政黨に於ては宗派主義を内蔵する一切の黨内フラクシヨ運動を禁止すること。又合同に對する具體的政策として、一、合同懇談會は即時無條件に開催すること。二、合同後の無產政黨の執行部の形成、組織の具體的問題は合同懇談會に譲ること。三、合同懇談會は各黨から全權を委託されたる代表者五名を以て組織し、必要に應じて有力なる第三者を加へることを得、と云ふことを提唱した。

解散されたる勞農黨幹部は新黨組織準備會を結成し、舊勞農黨の

統一方針を繼承したが、同黨幹部は五月十七日口頭を以て合同の申込を日勞黨に傳へた。然し日勞黨は、その合同の提唱は從來の分裂主義的態度と何等選むところなしとして拒絶し、誠意ある合同の協議に入るべきことを警告して右の提唱を返附した。日勞農黨に於ては早くより同黨の採れる統一方針に反對の非幹部派があつたが、新黨組織準備會となると共にその勢力は漸く擡頭し、日勞黨への合同提唱が拒絶せられると共に同派は蹶然起つて統一主義を唱へ、遂に七月二十二日無産大衆黨を組織して誠意ある合同の協議に入るべきことを聲明した。

無産大衆黨が舊勞農黨下にあり乍らその統一方針に反對し、公然と「階級的大衆的統一主義」を標榜支持した事實は、著しく無産階級政治戦線に波動を與へた。即ち日勞黨内に於ける農民組合系の分子はこれを以て舊勞農黨内に於ける宗派主義者一掃の絶好機會なりとして即時の合同を主張し、行き詰れる合同統一問題を頓に具體化するに至つたのである。然るに一方無産大衆黨との合同が農民戦線の統一のみを主眼とするものであつて労働組合戦線の統一に不利なりとするの主張が生れ、これは社民黨内に於ける大阪派の擡頭を過大に評價してむしろ社民合同をなすべしと力説するに至つた。かくして中間的地位にあるが故に常に合同統一の問題に於て指導的立場を握つて來た日勞黨は自ら推し上げられた合同統一の惠まれた地位のために内部的對立を孕むに至た。この論議は八月中旬より漸く大衆の討議に移され、遂に九月二十三日より二十五日にかけて開かれた中央執行委員會は著しく社民合同論者の立場を入れて無産大衆黨との即時單獨合同は合同方針完成の上に支障ありと認むと決定

し、合同の具體的進展のためには支持團體代表を加へたる無産黨統一委員會を設置することを決定した。然るに超えて十月七日に開かれた擴大中央委員會に於ては執行委員會の案を覆し、「大右翼結成大左翼結成の名の下に行はれる統一論は無産政黨を永遠に分裂せしめるものであるから、飽迄單一大衆政黨の實現を目標としてこれが達成に必要な行動を開始す」と決定し、同時に統一委員を増員した。

日勞黨が自ら背負つて立つた合同問題に尻餅をついた形となつてから合同運動も一頓挫を來したかに見えたが、同黨内にもかゝる態度を好しからずとするもの多く、大衆また背後より合同を迫つて止まなかつたので政治季節に入ると共に合同論はまたく擡頭して來た。この間日勞黨と日農黨との間に合同問題再燃し兩黨間に具體的の審議が進められつゝあつたが、日勞日農の合同提唱が十二月一日と決定せらるゝや無産大衆黨、民黨も相次いで日勞黨目がけて合同を提唱した。これ等諸政黨の合同に關する態度は同日發表した日勞黨の聲明書に明かである。

聲明書

十二月一日正午民黨公式代表淺原健三氏來訪。左の趣旨の合同提唱あり。

一、日勞黨の名に於て全合同の提唱をなされたし。
一、若し合同協議會に應ずるものなければ日勞黨との單獨合同も可なり。

同日午後三時半日本農民黨の代表者平野幹事長他十數名の諸氏來訪。兩黨解黨して即時新政黨樹立の申込あり、尙希望條件として一、九州民黨、中部民黨に對しては日勞黨より合同を勧誘し、

無産大衆黨に關しては日勞黨に一任すること。

二、新政黨々々名、役員、合同期日その他に亘る事項は各政黨より選出したる合同準備委員に一任すること。

三、新政黨は日本の國情に立脚すること。

尙同時に無産大衆黨の代表者鈴木茂三郎氏他三名來訪。同じく合同問題に就て協議會の提唱をなすべきことを我が黨に提議した。幸に開會中の我が黨中央執行委員會は誠意を以てこれを受け取り直に中央執行委員會及統一委員會に附議し出來得る限り速に全無産大衆の要望に添ふべく決定した。我が黨は三黨の精神たる戰線統一主義の旗幟を實現すべく絶好の機會に於て邁進すべきことを誓ふ。

この聲明書にあるが如く日勞黨は當時恰も中央執行委員會並に統一委員會の開催中であつたので直にこの問題を附議し、種々議論の結果二日に至りて遂に合同協議會の開催を決定しこの旨各黨に回答した。かくして十二月五日に第一回合同協議會が神田の松本亭に於て開催せられた。すなはち、日勞黨より松谷、阪本、河野、三輪、三宅、日農黨より北山、田村、河田、原、稻富、民憲黨より淺原、大衆黨より鈴木、黒田、岡田、望月、大道、民衆黨より中澤、平工、櫻井の各代表者出席、松谷氏を議長として合同誓約書を取かはし、合同大會を十二月二十日と決定し合同大會準備委員を選任した。その後合同協議會は地方無産政黨に對して勧誘狀を發し信州大衆黨、島根自由黨の参加を見、當初の四黨合同は七黨に發展し、遂に十二月二十日協議會館に於ける合同大會に依つて日本大衆黨の結成を見るに至つた。

第二章 無産政黨各個の運動

第一節 全國的無産政黨

一 勞働農民黨(新黨準備會)

勞働農民黨は昭和二年度を以て勢力の最高潮とし、本年に入つては漸くその受難期に當面した。前年度末に捲き起つた合同の旋風に於て勞働農民黨は「社會民主々義批判の自由」「勞働者農民の政府樹立」を合同の方針として決定したが、かかる態度に對しては黨内それ自身の中から反對論者を生み、漸く内部對立の形勢を馴致せんとするに至つた。加之、その運動方針が急速度を以て左傾化するに従つて官憲の彈壓もまた加速度的に甚しくなり、同黨の運動は動もすれば大衆の欲求そのものから背馳せんとするの傾向を示すに至つた。然し乍ら本年度當初に於ては尙前年度の情勢を以て活潑な運動を續け、二月二十日に行はれた總選舉に於ても四十名の候補者を擁立し、二名の當選者を見たのである。殊にその選舉戦に臨むや専ら他無産政黨の曝露に重きを置き、選舉協定を破り、依然として無遠慮の態であつた。然し乍ら所謂三・一五事件に依つて日本共產黨員の大檢舉が行はれるや、同黨の活動的中心分子は一齊に檢舉され、四月十日には勞働農民黨そのものが解散を命ぜられるに至つた。即ち同日午前警視廳は同黨

の細迫書記長を召喚して左の解散命令を傳達したのである。

(内務省訓令第四九八號警視總監宮田光雄宛)

その管下結社労働農民黨、結社日本労働組合評議會、結社全日本無産青年同盟は治安警察法第八條第二項によりこれを禁止するの旨主管者に傳達すべし右訓令す 昭和

三年四月十日 内務大臣鈴木喜三郎

解散後の労働農民黨は直に再建に着手し新黨組織準備會を作つて全國的活動を統制することとした。然し新黨組織準備會は非合法的の存在なるが故に合法的の政黨を再組織すべしと云ふ論者と、飽くまで非合法的の存在として運動を統轄せんとする非合法論者とに分れ、遂に合法政黨論者は無産大衆黨を作り各地に地方的無産政黨を組織するに至つた。が舊労働農民黨の主派は依然として新黨組織準備會である。それは『黨奪還』のスローガンの下にむしろ非合法的な存在として持續した。この合法非合法の對立が如何に舊労働農民黨の勢力の分散を來したかは京濱選舉に表はれた結果に依つても知ることが出来る。

新黨組織準備會は秋に入ると共に所謂「支配階級に對していさゝかも讓歩を示すものに非る」結黨方針を定め、全國代表者會議を十月二十四、五兩日に渡つて開催し、大山郁夫氏を委員長とする正式の幹事會を決定し、綱領政策の草案を確定發表した。かくして新黨準備會は十二月二十二、三、四の三

日間に渡つて新黨組織準備會の大會を本所公會堂に招集したが、大會の第二日解散を命ぜられ、新黨組織準備會そのものが解散となり、依然たる非合法的の潜行運動を續けることゝなつた。

1 主なる活動

總選舉——一月二十一日第五十四議會が解散せらるゝや、全國に渡つて四十名の候補者を擁立し、當選二名、總得票數一九三、五五三票を獲得した。(選舉の政策及び結果の詳細に就ては「共通運動」の項参照)

新黨準備會組織——四月十日労働農民黨外二團體が解散せらるゝや翌四月十一日直に對策を講じ四月十二日午後二時より新黨樹立協議會を開催して直に新黨の立黨式を舉げる手筈を定めた。然るに協議會は議事に入る前に解散を命ぜられたので新黨組織準備委員を挙げ、新黨組織準備會の名に於て新黨の再組織に關する一般方針を決定し、新黨組織準備會の名の下に全國的な連絡を計ることゝなつた。新黨組織準備委員會が決定した再組織に關する一般方針は次の如くである。

(1) 一般方針

- (一) (田中内閣に對する憤激を叙す)
- (二) (田中内閣の結黨許可方針を駁す)
- (三) かやうな状態の下に於て、吾光輝ある、労働農民黨を再組織せんとすることは、實に、吾、戰闘的労働者農民と資本家地主

の政府田中反動内閣との激しい抗争を意味するものに外ならぬ
い(下略)

(四)(略)

(五) だが一時的にもあれ黨組織の缺如は労働者農民の資本家地主に對する闘争の澁滞を來す、吾等は正常なる黨組織の缺如したる今日、新黨組織準備會に舊黨の勢力を結合して以上の闘争を即時強力に遂行しなければならぬ。

(2) 準備會組織方針

(一) 新黨組織準備會は第一次労働農民黨解散後、第二次労働農民黨樹立に至るまで舊労働農民黨の全勢力を保持し全運動を一層強力に遂行する組織である。(下略)

(二) 中央に於ては直に新黨組織準備會を設立せしめ、地方にあつては舊黨支部聯が全國的政黨組織準備會の支部聯となる。

(三) 準備會支部は、舊支部、支部聯の構成を崩さず、それに賛成の無産團體代表者よりなる。

(四) 新黨組織準備會及びその支部の當面の任務は次の通りである。

(イ) 暴壓組織運動

(ロ) 凡ての種類の廣汎強力な日常闘争

(ハ) 新黨組織

(ニ) 合同運動

(ホ) 田中内閣打倒運動

治安維持法改正緊急勅令反對運動——第五十五議會に提出

第二部第五篇 無産政黨

された治安維持法改正案は委員會に於て握りつぶしになつたが、政府は五月十二日愈々治安維持法改正の緊急勅令案を閣議で決定し、直に樞密院へ諮詢の手續を取つた。政府案は二十七、八兩日に亘る樞密院の本會議に於て可決せられ、同二十九日公布即日實施せられた。この治安維持法改正案に對する無産階級の反對運動は一齊に蜂起したが、新黨組織準備會もそれに對して田中反動内閣打倒、對支出兵反對運動と共に全國的に反對運動を起した。

2 大會・中央委員會・その他

擴大中央委員會——三月二十六、七日

新黨組織準備會幹事會——九月五日

新黨組織準備會幹事會——九月二十二日

新黨準備會全國代表者會議——十月二十四、五日

労働者農民黨創立大會——十二月二十二、三、四日

右の中労働農民黨の運動方針と密接なる關係を有し、同黨の傾向を知る上に便宜なるものを抽出してその大様を述べよう。

擴大中央委員會——三月二十六日午前十一時より芝協同會館に於て開催。三月十六日開催すべかりし擴大中央委員會が檢舉事件のため不能となりたるを以てこの會合を擴大中央委員會に代ふることとし、大山委員長を議長として議事を進む。第一日は報告に終始し、第二日左の諸件を議す。

(一) 特別議會對策の件、(二) 合同問題に對する對策の件、(三) 議會解

散對策の件、(四)救援運動支持の件、(五)舉事件對策の件

右の中最も問題となつたのは合同問題であつて、大道常任は「労働者農民の政府樹立」、「社會民主々義批判の自由」のスローガンに反對し、檢舉されたる本部書記の罷免を要求し、遂に常任を罷免せらるゝに至つた。

新黨組織準備會幹事會——九月二十二日内幸町の事務所にて開催。新黨の綱領政策の原案を決定した。

綱領 一、我等は合法的手段により労働者、農民、無産市民その他被壓迫民衆の利益の擁護と伸張のために戦ふ。二、我が黨は全被壓迫民衆の政治的自由獲得のために戦ふ。三、我が黨は無産階級戦線の統一を期す。

新黨準備會全國代表者會議——十月二十四、五日、牛込區城西佛教會館にて開催。細迫氏開會の挨拶を述べ、大山氏を議長として左の諸件を決定した。

一、綱領政策草案決定の件——常任幹事會の草案を議題に供し種々の修正あり、結局次の役員に一任と決定す。

二、黨名決定の件——労働黨、労働者農民黨の中より選定することに決定。

三、無産階級政治戦線統一に関する件——各政黨の合同に對する態度を批判し、結局共同闘争の展開に依つて日勞、無産大衆兩黨下にある大衆を獲得すべしと云ふのである。而して共同闘争の具體的題目を決定し、社會民主々義批判の自由を確保することの必要を唱道した。結論は「近く日勞黨並に無産大衆黨に對して合同を提議する豫圖を持つものであり、この合同の提議が

かけ聲のみに終らざることを期する」と云ふにあつた。

四、農民組合戦線統一に関する件。

五、地方協議會設置に関する件。

その他。

労働者農民黨創立大會——十二月二十二、三、四日本所公會堂にて開催。代議員出席者二七五名。労働農民黨の解散以來新黨組織準備會としてあらゆる苦闘を續けつゝ結黨準備を重ねて來たが、労働農民黨の再建不可能と見るや結黨主義を玉碎主義にかへ、非合法的の存在として闘争を指導する方針を採るに至つた。従つてこの創立大會も専ら結黨よりも宣傳に重きを置き、各地の情勢報告を中心として大會を進め巧に解散の機を的つてゐた當局の裏をかくて大會を續行したが、第三日目の二十四日の未明に解散を命ぜられ、新黨組織準備會そのものも解散せられるに至つた。が百度解散せらるれば百度結黨すると云ふ意氣に依り舊労働農民黨の戦闘的傳統を守り、その闘争實體を保持するために政治的自由獲得労働同盟全國準備委員會を創立し、十二月二十八日創立宣言を發表し同時に全国各地に向つてあくまで労働同盟を支持して闘争すべきことを指令した。

3 主なる支部の活動

京都支部聯合會常任委員會——一月四日

名古屋支部擴大委員會——一月十五日

京都支部聯合會執行委員會——一月二十日

岡山支部聯合選舉對策委員會——一月三十日

鹿兒島支部聯合會發會——三月三日

大阪府西成支部發會——三月十一日

宮崎延岡支部發會——三月十二日

二 日本勞農黨

前年末より頓に活氣を呈し、今春の總選舉前より第五十五特別議會當時まで同黨の活動は目覺しいものがあつた。殊に合同統一の問題に關してはその中間的立場より期せずして指導的地位に推しやられ、日農黨が同黨の合同提議に來り投ずるに及んでその合同論は一段の進境を見るに至つた。この勢に乗じて總選舉に臨み、候補者を嚴選して集中主義を採り、十三名の候補者を擁立して必勝を期した。同黨の集中主義は或る意味に於て策の得たるものと思はれるが何れも今少しのところで次點となり、當選者は僅に一名に過ぎなかつた。總得票數八六、九九三票、一人當得票數六、六九二票と云ふ最高を示したのは決して失敗とは云はれまいが、如何にせむ當選者一名と云ふことはかなり同黨のその後の發展に、ハンディキャップとなつた。のみならず立黨以來同黨が唯一の目標として來た勞働農民黨が解散されて以來は運動兎角に活潑を缺き、無產政黨の受難時代と共に同黨にも受難時代が見舞つた。

この間に合同統一の問題は次第に無產政黨界の輿論とな

り、その解決を日勞黨に迫る狀勢となつた。同黨はその有力なる支持團體たる全日本農民組合と日本農民組合との合同を講じて全國農民組合を作り以て合同運動に具體的の一步を前進し、更に進んで合法的の全無產政黨に合同の提唱をなさんとした。然るにこの提唱が漸く現實化するや、同黨が立黨以來有した左派右派の對立が自ら表面に現はれ、社民合同論、無產大衆合同論の二大傾向を助成するに至つた。社民合同論は専ら勞働組合の戰線統一より出發し、無產大衆合同論は純理並に農民組合戰術の統一より叫ばれたのである。この問題のために同黨は九月並に十月に於て中央執行委員會及び擴大中央委員會を開催して大衆的の解決を講じ、「大右翼結成大左翼結成ともにこれを排撃する」と云ふ決定に依つて一應これを無產政黨統一委員會に受託することとした。然しかゝる内部的意見の對立を孕むだまゝ黨の發展を期するのは困難であり長くかゝる狀態に放置しておくことは不可能なりとの意見が漸く多數を占め、偶々日農黨、無產大衆黨、民憲黨何れも黨内狀勢より合同に進出すべく迫られて來たので、急轉直下これ等諸政黨の合同が實現せられるに至つた。然しこれ等合同の經過には日勞黨としては相當内部的の無理を推し切つた嫌があり、それは遂に日勞黨の大會に於て同黨大會を解散に導くやうな混亂を引き起す素因とすらなつた。

要するに日勞黨の本年度の活動は、前半を以て最も得意の

二十八日は日暮里愛隣園に批判演説會を開催した。尙この問題に關する對市從業員協議會の提唱に依る共同戰線に應じて無產大衆黨、新黨準備會、市電自治會、市電協同會、東京市從業員組合と共に市政革新無產者同盟を組織し、これを通じて東京醜市會彈劾運動を繼續した。

2 大會・中央委員會・その他

擴大中央委員會——一月二十日

擴大中央委員會——三月一日、二日

中央委員會——五月六日

合同問題に關する執行委員會——九月二十三、二十四、二十五日

擴大中央委員會——十月七日

中央執行委員會の無產政黨統一委員會——十二月一日、二日

中央委員會——十二月十八日

第二回大會——十二月十九日、二十日

右の中日本勞農黨の運動方針と密接に連關し、本年度に於ける同黨の活動を知る上に主要なるものに就て大要を述べよう。

擴大中央委員會——三月一日及び二日芝協調會館に於て開催。總選舉の結果に就て詳細な報告と共に徹底的の批判をなし、左の諸件を議した。

(一) 議員活動準則決定の件 左の如く決定した。

一、議員の職分

イ、歳費は原則としてその半額を黨に納付すべきものとす。

ロ、議員は組織宣傳部の先頭に立つて全國的に活動すべきものとす。

二、院内に於ける活動

イ、無產政黨の議員團を組織すべきこと。

ロ、在來の慣習たる交渉團體の惡慣習を打破すべきこと。

ハ、一般豫算に對しては豫算返上論を以て臨むべきこと。

ニ、田中反動內閣不信任案には階級的立場を明示して賛成すべきこと。

ホ、黨の運動の趣旨を院内に反映せしめるため左の法律案を提出すべきこと。

A、徹底普通選舉法案

B、完全勞働組合法案

C、完全小作法案

D、失業保險法案

E、健康保險法案

F、暴壓諸法令廢止案

G、資本課稅案

H、民衆負擔稅廢止案

(二) 無產政黨統一に關する件——合同促進の聲明書發表

(三) 役員補任——河上代議士を中央執行委員に補任

合同問題に關する執行委員會——九月二十三、四、五日の三日間に涉つて開催。先づ執行委員會に入るに先つて各支持團體より合同に關する意向を述べ、それを中心として意見の交換をなし、更に芝

園橋畔の旭館に於て徹宵執行委員會を開催したるも何等決定を見るに至らなかつた。即ち組合同盟側は社民黨との合同を主張し、農民組合側は無産大衆黨との合同論を述べ、全く一致點を見出すことが出来なかつた。二十四日には無届集會の座を以て全員檢束され續行不能となつたので更に二十五日に延期し、各支持團體一名の傍聴者を加へたる正式の執行委員會に於て左の決議をなした。

一、吾黨は立黨の精神に基き階級的に一大大衆黨の結成に今後益々邁進す。

二、無産大衆黨との即時單獨合同は現下の情勢の下に於ては吾黨の合同方針完成の上に支障あるものと認む。

三、合同政策遂行のために中央執行委員會の統制下に支持團體代表をも加へたる無産黨統一委員會を設置す。

かくして支持團體の代表を執行委員に加へて陣容を整備し、無産黨統一委員を任命した。

擴大中央委員會——十月七日午後一時より芝公園青年會館に於て開催。出席者五十二名、吉田賢一氏議長の下に左の如く決定。

(一) 無産黨統一の件

決議

一、吾黨は大有翼結成、大左翼結成の名の下に行はれる統一論は無産黨を永遠に分裂せしむるものであるから飽くまで單一大衆黨の實現を目標としてこれが達成に必要な行動を開始す。

二、中央執行委員會統制の下に支持團體代表をも加へたる無産黨統一委員會を設置し適當なる時期に於て各黨に對し合同

を提議すべし。

三、執行委員會に於て適當なりと認むる相當數の委員を増員すること。

(二) 九州事務局設置の件

(三) 全國勞農青年同盟の組織を積極的に指導すべき件。

中央執行委員會及無産黨統一委員會——十二月一日、二日黨本部に於て開催。十二月一日民憲、日農、無産大衆各黨より合同の申込ありたるより直に中央執行委員會に附議したが、執行委員會はこれを統一委員會に授託し、統一委員會は夜半まで審重に討議したが無産大衆黨を容るべきか否かに關して議論容易にまとまらず、翌日に延期し二日午後一時より續行した。劈頭組合同盟側より無産大衆黨を包容することに反對の聲明あり依然として暗礁は取除かれなかつたが、黨の平和のために松谷、杉山並に麻生書記長の三氏に裁定を任ずることゝした。三氏の裁定は「大勢の赴くところに従つて無産大衆黨をも含む合同に決定した」と報告された。かくして合同問題に關する黨の態度が決定したので直に左記の合同委員を選定して合同に邁進することゝなつた。

麻生久(委員長)、河野密、加藤勘十、三輪壽壯、松谷與二郎、須永好、坂本孝三郎、三宅正一、吉田賢一、山名義鶴、金井芳次、森榮一、淺沼稻次郎、望月源治、田所輝明

尙この結果山名、棚橋、吉田三執行委員は辭任し、麻生書記長もまた辭表を提出した。

中央委員會——十二月十八日芝協調會館に於て開催。麻生書記長並に三執行委員辭任のまゝ、何故に合同を進行したか、民憲黨加盟に

就て何故事前に九州聯合會に一言の挨拶がなかつたかと云ふことに關して九州聯合會の代表より強硬なる詰問が提出され、結局黨執行部の採りたる合同方針は承認せられたるも相當の波瀾を呈した。

第二回大會——十二月十九日芝協同會館に於て。麻生氏を議長に松谷、須永、坂本氏を副議長にして大會は開催せられたが、合同問題の經過に關して前日の中央委員會と同様の論議が繰り返され、遂に九州聯合會の代表者は連袂脱退したのみか、大會に暴力をふるひ、ために大會は解散を命ぜられるに至つた。從つて翌二十日午前に大會を續行し、合同の經過を承認すると共に、九州聯合會の採りたる態度に對しては『條理と情誼』とをつくした處分をとり、役員權の停止をなすに止つて除名處分にまで及ばなかつた。

3 支部及支部の活動

關西事務局選舉對策委員會——一月十二日
大阪府支部聯合會協議會——二月二十八日
神戸支部擴大執行委員會——三月七日
東京府聯合會大會——五月十三日
兵庫縣聯合會委員會——七月五日
京都支部發會——七月二十日
福岡支部創立——八月九日
關東地方黨務委員會——十月二十日、二十一日

三 社會民衆黨

社會民衆黨は昨年度に於ては餘り華々しい運動を示さなかつた。然るに本年度初頭に行はれた總選舉に於て、十七名の候補者を立て四名の當選者を見るに及んで、その勢力はメキ／＼と伸張するに至つた。殊に四月十日勞働農民黨が解散せられ、左翼運動に對して假借なき彈壓が加へらるゝと共に、『反共產主義』を標榜するその運動方針にはかに有卦に入れる觀があつた。從來選舉運動のみに没頭してゐるかに見えたる同黨も、次第に街頭に進出し、東京廳市會の彈劾運動には屢々屋外民衆大會を開催した程である。

合同統一問題に就ても同黨は最初から極めて消極的な態度を採り、決して所謂合同問題の渦中に捲き込まれることはなかつた。殊に好望的な地位に置かれてからは、社會民衆黨第一主義で押し切れると云ふ自信がかなり同黨をして無遠慮な態度を採らしめた。議會對策共同委員會は同黨の提唱に依つて成立したのであるが、之をも所謂社民意識で引きずらうとした形がある。にも拘らず第五十六議會の直前には自ら共同委員會を破棄して了つた。かくしてあらゆる共同戰線問題にも加はらず、全ての問題に自主獨往で進んだ。然しかゝる社民黨の態度に對しては同黨内に於てすらこれを不満なりとする分子も相當多く、殊に關西の總同盟を中心とする一派は本部を鞭撻して合同問題に積極的に乗り出さしめんとする傾向があつた。これは社民黨の合同問題に對する方針を『大石

翼結成』の名に於て積極的に進出せしむる反對的結果を生み出し、同黨大會に於て、『我黨は反共產黨的政黨の積極的合同を促進す』と決議せしむるに至つた。かくして表面極めて順境に見ゆる社民黨の内部も、これを一皮剥けば相當の意見の對立があり、それが將來如何なる展開を示すかは、無產政黨の陣營にかなりの影響を與へるものと考へられる。

1 主なる活動

總選舉——勇敢に議會主義を標榜し、選舉鬭争を主眼とする同黨丈けあつて、今春の總選舉に當つては十七名の候補者を立て、當選者四名と云ふ無產政黨中にあつて最も優れた成績を挙げた。

京濱選舉——六月十日に行はれた京濱府縣議選舉に於ても十七名の候補者を立て中二名の當選者を出すと云ふ好成績を挙げ、選舉黨としての地歩も次第に確保するに至つた。

民衆政治學校開講——七月一日より七日間午前九時より午後九時まで東京市芝區三田四國町總同盟本部に於て民衆政治學校を開講、聴講生は各支部より選抜したるもの約五十名。講師は吉野作造氏以下十數氏であつた。

川崎市會選舉——九月十日に行はれた神奈川県川崎市の市會議員選舉に於て五名の候補者を立て、陶山篤太郎、大屋幸男、田良多一郎、本田松郎四氏の當選者を出し、得票總數は一、四〇八票であつた。因に陶山市會議員は市會副議長に選

任せられた。

東京醜市會彈劾市民大會——板船權問題、京成電車乗入れ問題に關して醜狀を天下に曝露した東京醜市會彈劾のため、社會民衆黨東京府支部聯合會主催の下に八月二十六日上野公園、九月九日芝公園に於て市民大會を開催。聴衆何れも千名を超えるの盛況であつた。

2 大會・中央委員會・その他

議會對策臨時大會——四月十九日

京濱地方議會選舉對策協議會——五月十六日

中央執行委員會——九月二十日

全國支部長會議——九月三十日

社會青年同盟創立大會——十二月五日

社民民衆進黨の合同大會——十二月七日

全國中央委員會——十二月八日

第三回全國大會——十二月九、十、十一日

右の中に就きて、社會民衆黨の本年度の活動、その傾向を知る上に重要なものを抽出して大様を述べること左の如し。

議會對策臨時大會——四月十九日午後七時より芝協調會館に於て開催、代議員二二六名片山氏開會の挨拶を述べ議長に鈴木文治氏副議長に島中雄三氏を推薦。左記の諸件を議した。

一、田中反動内閣不信任案提出の件

二、野田平議に關する緊急質問の件

中央委員会 十二月十九日、本郷キリスト教青年會館講堂に於て開催。合同大會を前にして全員一致五黨合同協議會を支持することに決定した。

五 無産大衆黨

労働農民黨内部にあつて幹部派の運動方針に嫌らない一派は、雑誌「勞農」に據つて非幹部的態度を探りつゝあり、昨年度の大會に於て既にその片鱗は表はれたが、本年三月二十六日の同黨擴大中央委員會に於ては大道常任の罷免問題として其の抗争は具體化した。その後労働農民黨が解散に達着し、新黨組織準備會がその傳統を繼承して在來の方針を以て進みつゝある間に、「勞農」一派は合法政黨の必要を唱導し、分離して新に無産大衆黨を組織するに至つたのである。即ち七月二十二日本郷キリスト教青年會の講堂に於てこの派の代議員九五名參集の下に結黨式が擧げられた。

綱 領

- 一、吾黨は労働者、農民、俸給生活者その他一般小市民の政治上、經濟上、社會上の利益を代表す。
- 二、吾黨は合法的手段により有産者の利害に偏倚したる政治上、經濟上、社會上の諸制度を改め、合理公正なる社會生活の實現を期す。
- 三、吾黨は同一の社會層を代表する總ての全國的及び地方

的無産政黨の合同によつて單一政黨の樹立を期す。

同黨は勞農黨（及び新黨準備會）の合同方針に反對し、無條件合同を標榜し戦線統一を當面の使命として生れたものであり、従つてこの黨の結黨以來合同問題は頓に進展するに至つた。同黨が本年度秋に於ける合同運動の潮流に乗つて、遂に日本勞農黨、日本農民黨、民衆黨、民憲黨と共に「日本大衆黨」を結成するに至つたことは既に「共同運動」の項に述べであるが故にこゝには贅しない。

同黨はもと東京地方の地方的政黨として結成されたのであるが、九月八日各地に同一精神を以て樹立された地方無産大衆黨を糾合して全國的の政黨となつた。

1 主なる活動

東京醜市會彈劾運動——結黨後間もなく起つた東京市の疑獄事件に關して、對市従業員協議會主催の無産者同盟に加盟して醜市會彈劾運動をなした。

2 大會・中央委員會・その他

- 創立大會——七月二十二日
 - 執行委員會——七月二十四日
 - 中央執行委員會——八月二十九日
 - 地方政黨合同大會——九月八日
 - 臨時大會——十二月十九日
- 右の主要なる點を詳説すること左の如し。

創立大會——七月二十二日午後六時本郷キリスト教青年會館に於て開催。議長望月昭雄氏。長山直厚氏経過報告をなし綱領規約宣言を可決し、左の役員を詮衡した。

書記長 鈴木茂三郎氏、執行委員 望月昭雄氏外十八名。

地方政黨合同大會——九月八日午後三時より芝協同會館に於て開催。先づ合同協議會として開催し、無産大衆黨、兵庫縣無産大衆黨、信州大衆黨、秋田勞農黨の各代表者出席、信州大衆黨を除いて他は全て無産大衆黨に合同を賛成し、直に協議會を合同大會に変更してこゝに全國的な無産大衆黨の結成を見た。

臨時大會——十二月十九日上野自治會館に於て開催、五黨合同協議會の経過を承認して翌日合同大會に臨んだ。

3 支部及び支部の活動

東京府北豐島支部發會——八月五日

兵庫無産大衆黨結黨——八月五日

川崎支部創立——八月十四日

秋田縣南支部發會——九月二十三日

東京府支部聯合會創立——十月七日

大阪府支部聯合會創立——十月十一日

六 日本大衆黨

所謂五黨合同に依つて成立した政黨である。(合同の経過に就ては「共通運動」の項を参照せよ)。十二月二十日の合同大會は次の如き綱領、政策 規約要綱、宣言を決定した。

【綱領】

- 一、我黨は、我國の國情に即し勞働者、農民及び無産市民の政治的、經濟的、社會的解放の實現を期す。
- 二、我黨は、合法的手段を通じて現在の不合理なる土地、生産、分配に關する制度の改革を期す。
- 三、我黨は、無産階級の利害を代表し、有産階級の壟斷する政治的諸制度の徹底的改造を期す。

【政策】

一 政治

- 一、普通選舉の徹底
- 二、無産階級抑壓諸法令の改廢
- 三、言論、集會、結社の自由
- 四、軍備の縮少、兵役年限の縮少、兵卒の待遇改善
- 五、學生の軍事教育、青年訓練所等民衆を軍國主義化する一切の政策の排除
- 六、戦死、徴兵、廢兵による軍人並に家族の窮乏に對する扶助規定の制定
- 七、殖民地の政治的差別の撤廢
- 八、祕密外交の打破
- 九、冤罪、不當拘束並に官吏の不法處分による損害に對する國家賠償制度の確立
- 十、無産者訴訟費用の國庫支辨、陪審法の改正、其他裁判制度の改革
- 十一、鑛毒、煙害、土地陷沒、其他鑛業工業による損害に對する

賠償制度の確立

十二、地方自治制の民主化

二 財 政

一、財産税の創設、所得税、相續税の高率累進賦課

二、生活必需品の消費税及關稅、その他民衆負擔の撤廢

三、地方稅制の徹底的改革

三 經 濟

一、團結罷業權の確立

二、立入禁止假處分立毛差押禁止、耕作權の確立を基調とする小作法の制定

三、最低賃銀法の制定

四、八時間労働制（鑛山六時間）の確立

五、婦人及び少年の夜間労働、船内労働、坑内作業、危険作業の禁止

六、工場法、鑛業法等の改正及交通労働者自由労働者保護法の制定

七、船員法、海商法等船員關係法規の改廢

八、肥料の國營

九、養蠶保護その他小農保護施設の國家的經營

十、預金部資金運用の民衆化、産業組合制度の改正、その他無産階級的金融制度の確立

十一、重要農産物專賣制の實施

十二、重要食料品の價格公定制度の確立

四 社 會

第二部第五篇 無 産 政 黨

一、男女の法律上、社會上の權利及び機會の平等

二、女子人身賣買の禁止

三、封建的賤視觀念の打破

四、職業紹介所の民衆化

五、健康保險法の改正、船員保險法の制定、失業保險制度の確立

六、義務教育及職業教育の國庫負擔、教育制度の改善

七、居住權の確立、借地借家法の徹底的改正と國營住宅の建設

八、診療機關の公有化

九、農民文化施設の普及

【規約要綱】

一、黨の機關を大會、中央委員會、中央執行委員會、常任中央執行委員會の四段組織とす

二、中央委員、中央執行委員は共に大會選出、常任中央執行委員は中央執行委員の互選

三、黨務監察の機關として大會選出の統制委員會を設く。統制委員會は執行部より獨立す

四、本部役員を中央執行委員長、常任中央執行委員、書記長、書記次長、書記とす。書記長の外に中央執行委員及書記長を補佐し黨の常務を管掌する機關として書記次長を設く

五、常任中央執行委員は各部の部長を兼ね責任制を明にす

六、各部門の主任部員を書記とし書記に各種委員會に出席發言する權能を與ふ

七、中央委員及び中央執行委員の選出を地區單位とし別表を定む

八、中央執行委員長の諮問機關として顧問。中央執行委員會の諮

問機関として相談役。中央委員會の諮問機関として中央評議員を置く。顧問相談役は大會、中央評議員は中央執行委員會に於て推薦するものとす

【宣言】拔萃

光輝ある五黨合同は成つた！ 全無産大衆の要望たる戦線統一の具體的一步は踏み出された、我等は双手を舉げて合同政黨の前途を祝福せんとす。

頃來支配階級の反動的政策は特に無産階級の陣營に對する挑戦として表はれてゐる。見よ！ 今春の總選舉に於ける彈壓、労働農民黨外二團體の解散、治安維持法の改惡、特高警察網の擴大等々を。

しかもかゝる支配階級の意識的、計畫的政策に對して無産階級は果して有效なる戦列を敷き得てゐるか？ 曰く否、そこにあるものは無産政黨の四分五裂である、排他的抗争であり、從つて支配階級のみ貢獻する勢力の分散である。(中略)

過去二ヶ年に亘る分裂と對立抗争の苦き經驗は、無産大衆をして猛烈なる戦線統一の要望へと驅り立てた。此の大衆の要望こそ日本労働黨、日本農民黨、無産大衆黨、民衆黨、民衆黨等々をしてこの劃期的合同を行はしめた原動力に他ならない。しかし乍ら眞に大衆の要望するものは全無産政黨の合同であり、單一無産政黨の樹立である。いま、我々の無産諸黨はこれが實現の具體的第一步としてこゝに先づ可能なる範圍の合同を決行したものである。從つて我々無産諸黨は、更に殘されたる爾餘の無産政黨をも含めたる全合同による單一無産政黨の實現を期しつゝ、これが促進の拍

車たらむとするものである。(下略)

合同大會は續いて黨名を『日本大衆黨』と決定し、左の役員を詮衡した。中央執行委員長高野岩三郎、書記長平野力三、書記副長河野密、中央執行委員麻生久外二十五名。

尙成立した日本大衆黨は十二月二十一、二日に互つて第一回の中央執行委員會を開催し、黨の執行方針、常任執行委員の互選を行ひ左の如く決定した。

常任中央執行委員(各部々長)、

總務部長平野力三、青年部長原廣吉、機關紙部長河野密、議會對策部長古市春彦、選舉部長鈴木茂三郎、教育部長黒田壽男、組織部長三宅正一、出版部長原廣吉、連絡部長三宅正一、調査部長中澤辨次郎、財務部長三輪壽壯、宣傳部長北山玄四三、婦人部長麻生久。

第二節 地方的無産政黨

本年度に於ては労働農民黨の解散を契機として地方的無産政黨が一時組織せられたが、大勢としては地方的無産政黨の全國的政黨への合同の機運にあつたと云ふことが出来る。蓋し全國的政黨間の合同問題が一般民衆を刺激したため局部的政黨の存在が困難になつた結果であらう。その最も著しい例は海軍聯盟系の地方政黨の社民黨への合同と無産大衆系及びその他の諸政黨の日本大衆黨への合流である。

今主要なる地方的政黨に就て活動の要綱を述べれば左の如

し。

一 關西民衆黨

大阪の純向上會を中心とする政黨であるが、諸種の事情より日勞黨に最も接近し、今春の總選舉に當つては同黨との間に選舉協定をなしてその候補者を應援した。日勞黨を中心とする合同問題が提起せられるや、いち早く合同に参加の意見を表明したが、日勞黨大阪府聯合會と折衝の關係上、日本大衆黨の結成に参加するには至らなかつた。

二 民衆黨

本年五月二十六日中部農民組合を基礎として岐阜市の同組合本部に於て結黨せられた。

綱領

- 一、我等は無産階級の生活を確立せんがために合法的手段により政治並に經濟組織の合法的改革を期す
- 二、我等は資本主義の生産並に分配方法に不合理なる諸點ありと認め合法的手段によつて之が根本的改革を期す
- 三、我等は特權階級のみ利害を代表する既成政黨並に社會進化的過程を無視する急進主義の政黨を排し議會政治の徹底的改革を期す

尙執行委員長には中澤辨次郎氏を選任した。

民衆黨は合同問題に關しては日農黨と歩調を共にし、十二

月五日の合同協議會に参加し、日本大衆黨に合流した。

三 民憲黨

地方的政黨としては最も古い歴史を有し、今春の總選舉には淺原健三氏を候補せしめて當選することを得た。同黨は無産政黨議會對策共同委員會より日勞黨に接近してゐたが、十一月二十六日中央委員會に於て合同を決議し、十二月一日日勞黨に合同を提唱し日本大衆黨に合流した。

同黨の地盤たる八幡市に於て政民兩黨の協定に依つて來春行はるべき市會選舉に小選舉區制を採用せんとの議起るや、同黨は猛烈なる反對運動を起し、八月五日同黨の淺原氏は上京し日勞無産大衆黨の代表者と共に望月内相を訪うて抗議し、三黨は共同して反對の聲明書を發した。

四 神奈川自治黨

武相聯盟を基礎とする同黨は六月十日に行はれた神奈川縣會議員の選舉に當つて二名の當選者を出した。同黨は神奈川無産團體協議會を作つて社民日勞と共に縣會の内外に於ける行動を共にした。

附主要無産政黨一覽表

黨名	事務所々在地	結黨年月	主要支持團體名	黨員數	幹部氏名	機關紙	備考
日本大衆黨	東京市芝區愛宕町三ノ四三榮ビル	昭三・三・二〇 日勞、農 民、無産 大衆、民 憲、島根 自由民衆 勞農民衆 信州大衆 七黨合同	組合同盟、總聯合、 全國農民、全日農 司厨同盟	黨員數五、五八三 支部二七二 聯合會二五	委員長 河野 久 書記長 杉山 高橋 顧問 松谷 田所 總務 森野 財務 加藤 松本 宣傳 高井 平野 組織 今井 輪 選舉 三 田 調查 細 田 機關紙 河野 角田 教育、青年 淺 沼 婦人	日本大衆新聞	昭四・七現在 黨費七錢 代議士 府縣議 市議 町議 四二 元 四 六
社會民衆黨	東京市芝區新堀町三一	大五・三・五	勞働總同盟、官業 勞働總同盟、海電 聯盟、海員組合、 工有同志會		委員長 安部 磯雄 書記長 片山 哲	社會民衆新聞	黨費五錢 代議士 四
政治的自由獲得 勞農同盟	東京市麴町區內幸町一ノ五上村方	昭三・三・二四	日本勞働組合全國 協議會		大迫 兼光 細迫 進 上村 寛次郎 神道 寛 溝上 彌一 奧村 甚之助	勞働農民新聞 無産者新聞	昭和三・四・二 勞農黨解散 サレ、同年 三月新黨結 社禁止後非 政黨の組織 チナス

日本大衆黨 分裂反對同盟	東京市芝區愛宕下 町四ノ一	昭三・六	全産業労働組合全 國會議	鈴木茂三郎 猪俣津南雄 大道憲二	勞農新聞	代議士 府議	一一
勞農大衆黨	京都市御幸町御池 下ル水谷方	昭四・一・二七		水谷長三郎 神田兵三			
神奈川自治黨	横濱市中區橋通三 ノ六	昭三・八・二七	武相聯盟、共和會、 横濱仲仕共濟	書記長 執行委員 山下義一 中谷榮吉 上條重夫 岩岡敬義 外十名		昭四・七現在	
千葉勞農黨	千葉縣印幡郡白石 村石橋方	昭三・五・五	農民組合	書記長 長 石橋源四郎 鈴木豐		昭四・八現在 黨費三錢 町村議	三
東北民衆黨	秋田縣横手町大水 戸八九	昭三・二・六	東北農民組合	黨員 支部 一、三〇〇 書記長 長 澤田松太郎 石川石太郎	東北民衆新聞	昭四・六現在 黨費三錢 町村議	四
岩手無產黨	盛岡市仁王小路一 二五	昭三・三・三		黨員 支部 一、六〇〇 書記長 長 泉國三郎 横田忠夫		昭四・七現在 黨費二錢 町村議	三
愛國社會黨	群馬縣伊勢崎町	昭三・二・三	群馬埼玉縣下二組 織サル	黨員 支部 一、二〇〇 書記長 長 赤井市太郎 栗原積		昭四・七現在	
南信大衆黨	長野縣			委員長 長 須山賢逸			
立憲民衆黨	新潟縣長岡市柳新 道	昭四・二	黨員數一、八七〇	委員長 長 綱島正興 星野三省	興民新聞	昭四・八現在 大衆黨ヨリ 分離 町村議	三
中部民衆黨	岐阜市高野町七丁 目	昭四・二	中部農民				
關西民衆黨	大阪市北區相生町 六三	大五・二・二七	純向上會	委員長 長 八木信一 岡本榮吉 丹羽市太郎	純向上新聞	黨費三錢 府議	一

舞鶴民衆黨	京都府舞鶴町上中町三丁目	昭三・二・二六	共立會	黨員數	三五〇	委員長代理島田 良藏	昭四・七現在 黨費〇錢
徳山民衆黨	山口縣徳山町字寺町	昭三・二・二三	燃工會			委員長 清神 眞 副委員長 小川 次郎 書記長 水津 鷹雄	昭四・七現在 黨費〇錢 町村議 三
大和無産統一黨	奈良縣高田町高砂町	昭四・四・二四	農民組合水平社	黨員	六五〇	委員長 辻本 菊次郎 書記長 米田 富太郎 會計 藤本 信太郎	昭四・七現在 黨費〇錢 町村議 六
勤勞大衆黨	福岡縣三井郡善導寺町	昭四・三・二五	筑後農民組合	黨員 支部	五〇〇 一六	委員長 野口 陽彦 書記長 吉澤 謙吉	昭四・七現在 黨費〇錢 町村議 二
臺灣民衆黨	臺灣臺北市日新町二ノ一〇	昭三・七・二〇	臺灣工友總聯盟、農民協會、商民協會	黨員	八六六	顧問 林 獻堂 政治部長 蔡 培火 財政部長 王 鐘麟 蔣 謂水	臺灣民報 昭四・六現在

第二部(労働者運動)統計表

第一表 工・鑛・交通業ニ於ケル労働爭議總計 (當研究所調査)

第一表(其一) 昭和三年中、工・鑛・交通業ニ於ケル主要爭議業態及月別件數

總計	官公業		交通業		鐵業	工業										合計	家内工業及手工業 人夫其他勞働者	月別												計
	計	其他	計	陸上交通業		水上交通業	計	工場工業				特別工業	業					一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二	
								染織工業	金屬工業	化學工業	飲食物工業		雜工業																	
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一			
二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一			
三	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一			
四	四	二	二	二	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一			
五	二	一	二	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一			
六	二	一	二	五	二	三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一			
七	一	一	一	四	二	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一			
八	二	一	一	九	五	四	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一			
九	一	一	一	六	六	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一			
十	二	一	一	三	三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一			
十一	一	一	一	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一			
十二	二	一	二	三	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一			
計	一八	五	一三	三八	二五	一三	一〇	三四	一五	三五	二四	四	六	一六	五	七	八	五	四	八	五	七	八	五	八	五	計			

第一表(其二) 昭和三年中、工・鑛・交通業ニ於ケル主要爭議業態及府縣別件數

		工業		鑛業		交通業		官公業		合計	百分率%
		工業工場	家内、手工業 其他勞働者	計	鑛業	交通業	官公業	合計	百分率%		
東	京	四	八	一	一	三	八	三	一七・八一		
大	阪	七	三	一	一	二	一	三	一七・八一		
兵	庫	五	一	一	一	三	一	三	九・五一		
靜	岡	五	二	一	一	一	二	一	四・三九		
神	川	一〇	四	一	一	一	二	一	四・二五		
京	都	一〇	三	一	一	一	一	一	四・二五		
廣	島	一〇	二	一	一	一	一	一	三・四二		
愛	知	一〇	二	一	一	一	二	一	三・二七		
福	岡	五	一	一	一	三	二	一	三・一七		
岐	玉	九	一	一	一	一	一	一	二・四四		
富	阜	三	四	一	一	一	一	一	一・七二		
岡	山	六	一	一	一	一	一	一	一・七二		
長	崎	三	一	一	一	一	一	一	一・七二		
北	道	四	一	一	一	一	一	一	一・四六		
群	馬	四	一	一	一	一	一	一	一・四六		
三	重	三	二	一	一	一	一	一	一・四六		
福	井	三	二	一	一	一	一	一	一・四六		

大 島 山 山 佐 宮 奈 滋 高 愛 和 新 茨 福 秋 岩 德 鳥 青 長 千 宮 山

歌

分 根 梨 形 賀 崎 良 賀 知 媛 山 湯 城 島 田 手 島 取 森 野 葉 城 口

一 一 一 一 二 一 | 一 二 二 二 三 二 一 一 一 二 四 三 四 三 二 三

| | | | | | 二 一 | | | | | 一 | 一 二 | 一 一 二 | |

| |

| | | | | | | | | | | | 一 一 二 一 | | | | | | |

| | | | | 一 | | 一 一 一 | | | | | | | | | | 二 三

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | 一 |

一 一 一 一 二 二 二 二 三 三 三 三 三 三 三 三 四 四 四 五 五 五 六

〇・二四 〇・二四 〇・二四 〇・二四 〇・四九 〇・四九 〇・四九 〇・四九 〇・七三 〇・七三 〇・七三 〇・七三 〇・七三 〇・七三 〇・七三 〇・九八 〇・九八 〇・九八 一・二三 一・二三 一・二三 一・四六

[illegible]

第二表 勞働爭議統計（社會局調查）

第二表（其一） 同盟罷業工場閉鎖月別累年表

	大正八年		同 九 年		同 十 年		同 十 一 年		同 十 二 年		同 十 三 年		同 十 四 年		昭 和 元 年		計
	人	件	人	件	人	件	人	件	人	件	人	件	人	件	人	件	
一月	一五	一九	一五	一九	一五	一九	一五	一九	一五	一九	一五	一九	一五	一九	一五	一九	計
二月	一五	一九	一五	一九	一五	一九	一五	一九	一五	一九	一五	一九	一五	一九	一五	一九	
三月	一五	一九	一五	一九	一五	一九	一五	一九	一五	一九	一五	一九	一五	一九	一五	一九	
四月	一五	一九	一五	一九	一五	一九	一五	一九	一五	一九	一五	一九	一五	一九	一五	一九	
五月	一五	一九	一五	一九	一五	一九	一五	一九	一五	一九	一五	一九	一五	一九	一五	一九	
六月	一五	一九	一五	一九	一五	一九	一五	一九	一五	一九	一五	一九	一五	一九	一五	一九	
七月	一五	一九	一五	一九	一五	一九	一五	一九	一五	一九	一五	一九	一五	一九	一五	一九	
八月	一五	一九	一五	一九	一五	一九	一五	一九	一五	一九	一五	一九	一五	一九	一五	一九	
九月	一五	一九	一五	一九	一五	一九	一五	一九	一五	一九	一五	一九	一五	一九	一五	一九	
十月	一五	一九	一五	一九	一五	一九	一五	一九	一五	一九	一五	一九	一五	一九	一五	一九	
十一月	一五	一九	一五	一九	一五	一九	一五	一九	一五	一九	一五	一九	一五	一九	一五	一九	
十二月	一五	一九	一五	一九	一五	一九	一五	一九	一五	一九	一五	一九	一五	一九	一五	一九	
計	一五	一九	一五	一九	一五	一九	一五	一九	一五	一九	一五	一九	一五	一九	一五	一九	

第二部 統計表

同 三 年	件数		同 二 年	件数	
	人	員		人	員
	一、九三三	一、八八三		三、〇三三	一、九八九
	二、七〇一	二、四二五		六、三六六	三、一六〇
	四、一六八	四、一六八		四、九四四	七、一九四
	二、四五一	三、四二〇		二、六二一	七、六七五
	三、七〇四	二、〇八九		三、四〇四	三、〇三〇
	一、七五七	四、八二七		一、八二四	一、四六一
	四、三三七			一、四六一	四、六七三

第二表(其二) 昭和三年同盟罷怠業工場閉鎖月別件数

前 年 ヨリ 繼 續	争 一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十 一	計	同盟罷業		同盟怠業		工場閉鎖		計	
													件 数	参加人員	件 数	参加人員	件 数	参加人員	件 数	参加人員
	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	三	二、八九	一	一	一	二六	四	二、九五
	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	八	一、五九〇	一	一	三	三〇九	三	一、九三三
	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	二〇	一、八四三	一	一	一	五〇	二	一、八九三
	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	二七	三、二六六	五	三七〇	三	九五	三	三、七〇一
	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	三〇	一、九七〇	三	三六四	三	八一	三	二、四二五
	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	三三	四、〇一三	三	一四五	一	一〇	三	四、一六八
	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	三三	一〇、七一一	六	一八〇	二	一〇九	三	一〇、九八八
	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	三三	一、一〇一	二	一、三三三	一	二六	三	二、四五二
	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	四七	二、九七六	七	二五五	四	一七九	五	三、四一〇
	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	三三	二、八五八	五	五四四	四	三〇一	三	三、七〇四
	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	二〇	一、〇五七	二	一、〇〇二	一	三〇	三	二、〇八九
	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	一七	一、七二九	一	二八	一	一	一	一、七五七
	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	三三	八九八	五	三、九〇六	一	三三	二	四、八一七
	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	三三	三、八七二	四〇	八、一五三	二五	一、二二七	三	四、六二二

第三表(其三) 昭和三年同盟罷怠業工場閉鎖業態別數

機械製造職工		船舶製造職工		其他製造職工		窯業職工		製紙職工		護謄製造職工		製油製蠟職工		其他職工		紡績職工		製糸職工		織物職工		染色加工職工		其他職工		釀造業職工		煙草製造職工		其他職工		製版印刷製本職工		木竹製品職工		其他職工			
件數		件數		件數		件數		件數		件數		件數		件數		件數		件數		件數		件數		件數		件數		件數		件數		件數		件數		件數		件數	
3		7		35		30		3		4		1		2		7		33		3		3		3		1		1		7		9		9		5			
633		1,761		1,768		2,333		126		93		26		633		3,533		1,893		1,103		1,608		36		2,196		1		596		400		357		2,916			
3		1		4		3		1		1		1		1		1		1		1		1		1		1		1		1		1		1		1			
150		1		354		27		4		3		3		1		1		1		1		49		26		1		1		1		1		1		1			
6		1		5		14		1		1		1		1		1		2		1		1		1		1		1		1		1		1		1			
7		1		33		14		1		1		1		1		1		27		10		40		1		1		1		1		1		1		1			
862		1,761		2,444		2,734		163		93		59		638		3,533		1,932		1,123		2,067		64		2,196		1		633		766		697		3,549			

第二部 統計表

三六一

業種	金屬鑛夫		石炭坑夫	鑛業 其他ノ鑛夫		瓦斯電氣事業從業者	鐵道軌道從業者	運輸業		仲仕人夫	其他ノ從業者	通信業從業者	土木建築業 （大工、左官、 其他職人）	土方、薦職	其他ノ業務ニ從フ者	計	備考
	件數	面積		件數	面積			件數	面積								
金屬鑛夫	一	九〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	本表中に前年より繼續のもの四件——罷業、船舶一、釀造一、雜工業一、工場閉鎖其他の業務從事者一——を含む。
石炭坑夫	五	七三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	
其他ノ鑛夫	一	二〇八	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	
瓦斯電氣事業從業者	二	一、四二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	
鐵道軌道從業者	五	三五四	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	
運輸業	一五	九、五四九	二	九一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	
仲仕人夫	一三	五一八	一	四〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	
其他ノ從業者	八	一八六	五	二、二八三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	
通信業從業者	二	五四	三	四五	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	
土木建築業 （大工、左官、 其他職人）	一	四五	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	
土方、薦職	五	六五五	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	
其他ノ業務ニ從フ者	二五	一、〇七六	一	一四	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	
計	三三	三六、八七二	四〇	八、一五三	二五	一、二二七	三九七	四六、二五三									

第三表 昭和三年中發生小作爭議統計(昭和四年二月社會局調「勞働時報」昭和四年二月號)

府縣別關係人員及耕地面積				關係地主參加小作人				關係耕地面積			
件數	面積	主	小作人	件數	面積	主	小作人	件數	面積	主	小作人
北海道	三〇	三六	二九四	八七五	七九三	三四	一、九八一	三〇	三六	二九四	八七五
東京都	七	一〇八	一、〇五六	三八	一	一	三八	七	一〇八	一、〇五六	三八
東京都	七	三三	八四九	六三八	八五	三	七六	七	三三	八四九	六三八

第二部統計表

大 神 兵 長 新 埼 群 千 茨 枳 奈 三 愛 靜 山 滋 岐 長 宮 福 岩 青 山
奈

阪 川 庫 崎 湯 玉 馬 葉 城 木 瓦 重 知 岡 梨 賀 阜 野 城 島 手 森 形

一九三 元 三 二 七 三 一 〇 三 〇 四 三 六 三 三 二 九 二 八 三 五 三 〇

二、五八七 四八二 七三五 二 七九六 四一八 九八 一 五七 一三三 七五九 七三三 七八三 八八 二六 五三五 一、四七九 三 五 四

九、八八三 三、〇七七 二、〇〇四 二、〇〇四 三、〇二九 二、一七四 二〇五 二 二六 九〇二 二、八四一 一、二四 一、六二 三六九 七六三 一、五八 五、一三四 六九 二七 三七

五、八七六 一、八五二 一、八〇七 一、四八二 二、六三六 一、四八二 七 一 八五 七九 一、三四八 五 九六二 一五三 二九 一、二二 三、三〇 八 二 一七

六 〇〇 一五 六 一三 一六 一 三 〇 九 八 八 四 八 四 一 七六 二 二 一 一 一 三

三六三

一 一 一 二 三 九 一 三 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一

五、九四五 二、二五三 一、八三三 一、五九六 二、七七一 一、五九六 六 一 九七 八五九 一、三三七 一、〇七 二三八 三〇三 一、二二 三、四〇三 二八 二 一七

計	沖繩	鹿兒島	宮崎	熊本	佐賀	大分	福岡	高知	愛媛	香川	徳島	和歌山	廣島	岡山	鳥取	島根	富山	石川	福井	秋田
1701	3	2	1	6	1	5	1	4	9	2	3	1	0	3	2	6	7	7	7	2
1706	3	3	10	5	2	2	2	3	1	9	9	1	8	3	2	0	7	1	1	2
1709	3	1	2	5	9	6	5	5	6	6	2	4	9	7	5	8	7	4	0	7
1711	3	6	9	3	2	6	6	2	9	0	8	2	1	0	1	4	7	3	2	5
1717	1	1	1	1	1	5	1	3	2	1	1	1	1	1	3	4	1	1	1	1
1718	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	7	1	2	5	1	1	1	1
1719	3	1	9	3	2	7	1	2	2	4	8	1	9	1	1	7	6	3	3	5

大 福 高 愛 香 德 和 山 廣 岡 島 島 富 石 福 秋 山 青 岩 福 宮 長 岐

歌

日 本 勞 働 年 鑑

分 岡 知 媛 川 島 山 口 島 山 根 取 山 川 井 田 形 森 手 島 城 野 阜

| 三 | 七 五 一 八 | 三 三 九 三 一 | 三 六 四 三 | 二 | 一 七

| |

| 二 | 四 一 一 | | 二 六 三 三 一 | 五 六 一 | | | | | 二

一 | | | | | | | 二 | | | | | | | 一 | 三 | | | | 一

| | | 三 | | | | | | 一 | | | | | | | | | | |

| | | 一 | | | | | | | 一 | | | | | | | | | |

| | | | | | | | | 一 二 | 四 | 一 一 一 | | | | | 三

| | | 二 三 | | | | | | | | | | | | | | | |

| 七 | | | | | 四 一 三 二 二 | 一 | | | 二 二 〇 | 一 三 | 五

| 一 | | | | | 二 | | | 一 | | | | | 二 | | | | | 三

| 一 | | | | | | | | | 一 | | | | | 二 一 | | | | |

| |

| 三 | | 一 | 一 | 二 二 三 | 一 | | | 六 四 四 | | 二 一 二

三 六 六

計	沖繩	鹿兒島	宮崎	熊本	佐賀
六三	一	一	一	一	六
七	一	一	一	一	一
八	一	一	一	一	一
九	一	一	一	一	一
一〇	一	一	一	一	一
一八	一	一	一	一	一
五	一	一	一	一	一
一三	一	二	二〇	一	一
三〇	一	一	一	一	一
三	一	一	一	一	一
七〇	一	一	一	一	一

第四表 勞働組合及組合員數（社會局調）

	昭和三年末			昭和二年末		
	組合員		團體數	組合員		團體數
	男	女		男	女	
運輸交通業	二四、四八五	九四七	五	二六、一八六	六	六
機械器具製造業	九七、六〇三	一、六四五	六	九七、一八三	七	七
雜工業	二二、六六六	八七五	八	一五、〇六一	八	八
染織工業	二一、〇三三	五、四二一	一八	一五、五五三	一九	一九
化學工業	一〇、八八七	一、一六九	五	九、一二二	五	五
瓦斯電氣工業	八、一五七	七	一四	八、八二五	一〇	一〇
鑛業	七、七三六	一四	一五	一一、一九八	二一	二一
飲食物工業	三、九三七	二〇九	三	五、二七九	三	三
土木建築業	二、八三三	一	三	二、五六〇	二	二
通信業	二、二三三	一	一	八七一	一	一
其他	二六、三三三	一、七三三	一四	二七、六六九	一四	一四
計	三〇八、九〇〇	一一、〇一〇	五〇一	三〇九、四九五	五〇五	五〇五

第二部統計表

同四十三年度	四、九三	五五、〇八五	一〇九	?	七、四七、一九二	?	一〇〇〇
大正四年度	一〇、三七四	一、二八八、八九四	二四	二九、七三六、三九六	三、一八六、一六一	三三〇六	一七〇二
同九年度	二、一八九	二、二九〇、二三五	一八八	八九、九四二、七七	五五、五四二、二七	三九二七	二四〇五
同十一年度	二、六九〇	二、七三四、六九五	二六	一四四、五五五、一〇〇	八六、四九八、四八五	五二八五	三二六三
同十二年度	二、九二九	三、〇三〇、一五七	三四	一七三、〇六九、九一七	一〇三、七七〇、四三三	五七二二	三三九二
同十三年度	二、三二九	三、三二五、二八三	二五一	二〇二、七九七、七九四	一二三、三四四、五七八	六一二七	三六九〇
同十四年度	二、三二九	三、九三五、七四八	二七二	二三〇、八七五、六二五	一四三、五八一、七四四	六三、五〇	三九二二
昭和元年度	二、二四七	三、九四七、八〇六	二九八	二五一、二四六、五三三	一六三、八九八、七二八	六三、六四	四一五二

第五表(其三) 産業組合員職業別累年表

調査組合数	職業別						百分比例					
	農業	林業	工業	商業	水産業	其他	農業	林業	工業	商業	水産業	其他
明治三十七年度	六三	三八、七〇一	二、二五	四、五六	一、二六	一、四九	八〇四	一	四七	九五	二四	三〇
同三十八年度	八六	五六、六〇九	三、二四	五、八六	八六〇	一、九八一	八二六	一	四七	八六	一二	二九
同四十三年度	四、九三	四三七、五八八	二、二五	三、二五七	九、二〇六	三、五七〇	八二九	一	四一	六四	一七	五九
大正四年度	一〇、三七四	一、〇六七、六三三	四八、二七二	八四、七二五	三三、六七一	六四、六四一	八二八〇	一	三七	六六	一八	五〇
同九年度	二、一八九	二、七三七	九五、五八二	一六五、七八二	三七、八三三	一五〇、五八〇	八〇二〇	二	四一	七二	一七	六六
同十一年度	二、六九〇	二、八九九	一七、七三〇	二七、三三六	四六、二七五	二〇九、二八九	七七、八〇二	二	四三	八三	一七	七七
同十二年度	二、九二九	三、〇三八	一三四、〇五二	二七三、五四四	五〇、六九八	二六七、四三三	七五、九〇二	二	四四	九〇	一七	八八
同十三年度	二、三二九	二、四六八、六二七	一五六、二七六	三三二、八八六	五六、八四三	三〇六、五五五	七四、五〇二	二	四四	九七	一七	九二
同十四年度	二、三二九	二、六六六、三〇八	一七四、二八七	三六六、二七六	六四、六九一	三三九、〇九四	七三、九〇一	二	四四	一〇一	一八	九三
昭和元年度	二、二四七	二、八九二、三三一	一九〇、六四四	四一五、六三八	六九、一〇一	三六九、九四八	七三、二〇三	二	四四	一〇五	一八	九四

第五表(其四) 産業組合事業累年表

		信用組合			販賣組合			購買組合			利用組合		
		調査組合数	貸付額	組合員貯金 (年度末現在)	調査組合数	販賣價格		調査組合数	賣却價格		調査組合数	利用高	
明治三十七年度		四三	一、九七三、七四八	二四二、九五三	六二	八八五、二九六		二九	?		三二	一、二二六	
同三十八年度		六二〇	二、八六六、七〇三	四三三、〇八七	一一四	一、三五二、八九九		二六四	?		五二	一〇、七六〇	
同四十三年度		三、八九二	二五、四二一、〇五一	七、二〇四、八二四	一、七三二	一一、二七六、〇六七		二、九三三	?		?	?	
大正四年度		九、〇四〇	一〇六、六三九、三七九	二九、五九九、一五九	四、五五四	四〇、七七七、三九九		六、七三三	二八、三二二、七五三		一、四四九	二、三六、二六三	
同九年度		一〇、九五四	四五二、四五二、四三三	一七三、〇二四、七四七	六、三三六	二六、九二二、四二六		八、九二二	二五、九四二、四四五		二、二三〇	八、三五、八九二	
同十一年度		一一、三九四	六七八、九五七、七九三	二二七、八五五、三八四	六、九七六	一五、四六六、〇四九		九、五二九	二九、〇五二、四九三		二、七六四	一、五五、八七七	
同十二年度		一一、六六八	八〇五、五二二、三三三	二八〇、八七〇、三五四	七、一三七	一七、〇一五、六三三		九、七四二	二八、二五二、五二二		三、〇八一	二、四五、二七九	
同十三年度		一一、九七九	九六四、五二四、八〇三	三四四、七九三、五〇八	七、三九六	一九、八八八、六六八		九、八三八	一五、七三三、八五二		三、六〇四	二、九五、一四九	
同十四年度		二二、〇六一	二〇〇、四七七、九四七	四二五、一一三、六五一	七、五九五	二六、〇二七、八三六		一〇、〇四二	一六、〇五三、九〇二		四、〇六七	二、九七、五三三	
昭和元年度		二、八四七	一、四五二、〇六九	一四七、一八八、五六	七、五四二	二二、二九五、六七二		九、八五一	一六、二二二、二八八		四、三四八	四、一八、九〇〇	

備考 各種組合には何れも兼營組合を包含す。

第五表(其五) 市街地購買組合(消費組合)概況 (昭和二年末現在産業組合年鑑に據る)

	調査組合数	組合員数	出資總額	拂込資	積立金	借入金	購買高	賣却高	預金	剩餘金
北海道	六	四、〇五六	一一三、九五六	九七、八九二	九五、四四五	八五、二七六	一、四五六、六七七	一、五七〇、八五二	一〇八、九五三	五三、八四五
青森	一	四二七	一三、二二五	一一、四二六	四四九	一、〇〇〇	一六九、一二二	一七五、二九一	三二	一、八三
岩手	一	—	—	—	—	—	—	—	—	—
秋田	四	四、八二五	三四、二四五	三三、二三四	一〇九、〇九二	三三、二二一	一、四八七、九六五	一、五八四、七〇三	六三、〇五三	一七二、三六九

山形	宮城	福島	茨城	栃木	群馬	埼玉	千葉	東京	神奈川	新潟	富山	石川	福井	長野	岐阜	滋賀	山梨	静岡	愛知	三重	京都	兵庫
形	城	島	城	木	馬	玉	葉	京	川	湯	山	川	井	野	阜	賀	梨	岡	知	重	都	庫
一	一	一	一	九	四	二	二	一六	六	二	三	三	二	三	五	二	一	一	五	五	八	三
二九七	八二三	—	二八〇	五、三三二	八〇五	一、一四九	一、五五九	二、三三二	二、七九三	八〇〇	一、三七六	一、三二〇	五五三	一、四八六	一、六三三	四三三	三三三	七五四	三、二八三	二、四三三	三、八二七	三、八四〇
三、七二〇	一〇、七四五	—	一一、三八〇	七七、一九五	六四、八九五	二〇、二七〇	二八、〇一〇	六八七、六三〇	二二〇、〇三〇	一三、七二五	五〇、三四四	三六、六四〇	七、三四〇	四六、八五〇	五三、三二〇	一〇、一二五	三、四三〇	六、〇五五	三七、〇三二	三六、六二五	一一〇、五三二	一〇七、二一〇
三、五四七	一〇、七四五	—	七、一四五	六三、〇八五	六四、八九五	一九、一八二	二五、六〇〇	五八五、九六五	五二、七八〇	一三、五八九	四一、四三九	三〇、二六六	七、三四〇	三三、七七九	三七、六四〇	九、三五八	一、九三三	六〇六	一五、六六〇	三三、二二五	九八、四六七	六五、八五五
九八三	—	—	一九〇六	四六、四七一	二八、九四三	一四、一六二	二、四九一	一三、二三一	八、九三八	五、〇二二	二、九二二	六、三〇七	一、四五〇	六〇	八、八四四	一、五六七	—	—	一〇、六八〇	三三、二二六	三六、四五一	一七、四八五
三、〇〇〇	四六、一五三	—	三、二五	一四、七四八	一五、四二七	一一、四五〇	一〇、六八六	一、六七五、八五四	四七、九七八	—	四六、五二五	五、五〇〇	四、〇三〇	三三、九一七	五、三八六	一一、二七〇	二、四〇〇	五〇〇	二四、三二〇	三〇、八七一	九〇、六二九	七四、〇六〇
四一、一四六	六九、七五七	—	一三三、九六〇	八八一、八〇九	二五〇、五三四	一六〇、二六二	一四七、五〇一	一九八四、七九三	五七八、〇〇三	九二、六一一	九七、九三〇	二三八、六五七	八九、一五〇	二五七、五七一	二八二、二三	五八、八四三	三九、四六四	六六、七八六	三〇八、一〇八	二五七、一七六	八二七、一五七	五九七、六八一
四二、六二八	七八、八六九	—	一三六、二三八	九七九、五二七	二六三、五二〇	一七七、六六七	一六〇、五八四	二、二五七、七五〇	六二四、二二九	一〇三、二〇八	一〇一、八九三	二四九、一七六	九六、四九九	二七七、九八二	二九七、八八七	六〇、一七六	四二、六三三	二九、〇五六	三七、九六一	三三三、五二六	八七四、二五八	六六五、八二一
一五、八七二	四、〇〇六	—	一六三	六六、〇二六	二、七〇〇	六、〇〇一	九〇	五三二、六四四	一一、一四五	三、三二〇	八、二二八	一六五、一九五	二、〇四〇	六、〇四〇	一七、四九五	一一、六〇〇	一、七〇六	九五七	六、七二九	八、一二六	八三、八五七	三〇、二六四
八二一	損二九、六〇七	—	一、七八二	六五、二六八	二、五二一	八九七	三、〇四八	五四、〇五三	七、〇一一	四、〇一九	八二三	七、二八八	一、九二五	四、二三九	損三、五六二	二三八	五七七	一一二	一、七九六	八七六	二二、二八〇	一八、四三〇

大	奈	和	鳥	島	岡	廣	山	德	香	愛	高	大	福	佐	長	熊	宮	鹿	沖	合
阪	良	山	取	根	山	島	口	島	川	媛	知	分	岡	賀	崎	本	崎	島	繩	計
七	一	四	四	二	二	六	四	一	二	四	二	二	二	一	一	一	二	一	一	一四二
一一、八八六	二二七	一、〇六八	一、八三三	三四五	一、八八三	五、三三九	一、二三一	二〇九	五四二	九、四二三	六五七	三七二	一八、五四一	一〇五、九二〇	九八、七二七	一九、六五四	二、五〇六	一、五五二	一、五五二	一三、七九二、八四二、六五五、一、八八八、九八四
六七三、九五〇	二、三〇〇	四一、八六〇	二六、一七〇	六、二五六	二三、一六二	九四、三三〇	一一、八五一	二、三四〇	五、九六〇	五五、八八七	九、一三〇	一三、八八〇	一〇五、九二〇	九八、七二七	一九、六五四	二、五〇六	二、五〇六	四二、五四〇	一〇五、九二〇	一三、七九二、八四二、六五五、一、八八八、九八四
一三二、六三六	二、二五四	三四、三二一	一八、九二八	六、二〇二	二三、六二八	七三、九五九	九、〇二七	四〇三	四、三三九	五〇、五〇六	八、四九一	九、〇一五	九八、七二七	一九、六五四	二、五〇六	二、五〇六	二、五〇六	三五、一九六	一〇五、九二〇	一三、七九二、八四二、六五五、一、八八八、九八四
二六、一〇〇	一、七二五	五、五三四	五、三九八	三、四四三	五、七二三	三四、一八四	二、三五七	二五〇	一、七〇一	一二、五九八	一、五二〇	五、五一八	二九、〇六二	二九、〇六二	二、五〇六	二、五〇六	二、五〇六	二、九三四	二、九三四	七六五、六三九二、五八九、〇四九一八、七四四、七〇二二〇、二八二、七四四二、〇四、四九七
四一、七八一、〇〇六、八五一、二四〇、一三七	二、五〇九	一三、八七五	三九、二九五	四、二五八	七九、五九〇	六二、八八三	七、〇〇〇	六、八六〇	二、七〇〇	一六、二〇〇	五、五二二	三、〇〇〇	三、四九三、七四六三、六三三、一七七	三、四九三、七四六三、六三三、一七七	二、五〇六	二、五〇六	二、五〇六	二、五〇六	二、五〇六	七六五、六三九二、五八九、〇四九一八、七四四、七〇二二〇、二八二、七四四二、〇四、四九七
一七、九七〇	一、七四一	一一、四二二	三九、二九九	七五、四四八	四三、八八七	四一、〇四一	六、八八八	五六	二、五〇六	四九、二七五	一、九九九	四、一七二	二八、九二七	二八、九二七	二、五〇六	二、五〇六	二、五〇六	二、五〇六	二、五〇六	五二五、〇九八
損七、四五四	六〇一	一、四六九	一、〇三一	一七三	四、一三八	一三、四三二	損三、四二五	三五	二、〇四三	九、七四一	一、二二六	四、一七二	九六、八七三	九六、八七三	一、二二六	一、二二六	一、二二六	一、二二六	一、二二六	五二五、〇九八